

——ニへの項下を見よ。

④(神樂)小前(鼓)こもまくら 高瀬の淀にや 誰がニへ人ぞ しぎつきのぼる 瀬おろし さでさし上る

(播風) 到攝津高瀬之濱 請欲度此河 度子紀伊國人小玉申曰我爲天皇 賢人否 爾時教云朕公雖然尚不度

不度は可度の誤であらう。此一章の文脈を案するに小玉が渡しまゐらせることを拒んだのを「さういはずに渡せ」といはれたので、其拒んだ理由は自分は天皇の賢人即ち御召使ではないというたのであらう。栗田氏の訓のやうに「賢人ニナシタマハシヤ」としては渡す代りに賢人にしてくれといふことに聞えるが、賢人は望んでなるほど名譽の位置ともおもはれぬ。

ニヘモツコ(贊持之子、苞直擔之子)

④紀に苞直擔此云ニ珥倍毛菟と訓註してある。之の字に捉はれてニヘモツコと訓するは誤である。——訓註参照。

④モナは擔當をも意味するから、ニヘモツコは供饗擔任の男子の意であらう。

④神武天皇吉野巡幸の際出現した人物(紀、記)。笠(兼)を作つて魚を捕つて居たとあり、阿太の鵜養部の始祖とある。天皇の御製に「ウカヒがとも今すけに來れ」とある所を見ると、配下の漁民を率ゐて天皇に隨身したものと思はれる。

ニホ(鳩)鳥

④和名抄に關野鳥、小而好没水中一者也和名ニホとある。俗にいかいつぶりといふ鳥である。香便によつてニホともいふ。語原不明。

ニホ(仁番) (人)

④字音ニホンを約めてニホと稱へたのであらう。

④應神朝の歸化人(記)。造酒の術に長じ、又の名をスズコリといふとある。仁番が本名で、スズコリは其職に因む稱號であらう(スズコリの項下参照)。

ニホス(令丹)

④ニホは丹(赭土)の秀の意であるが、色澤の義に轉用せられ、之に使動語尾シを添へたニホシ、ニホスは「色をつける」といふ意味に用ひられる。

④(萬六) 平山を令丹もみち葉手折り來て今宵かざしつ散らばちるとも(萬六) 墨の江の 遠里小野の 渡はりしち ニホシシ衣に(三七九)

ニホツヒメ(爾保都比賣)の命

④播磨國造石坂比賣に託つて神功皇后に誨へまゐらせた神(風)。國堅大神の子とある。ニホは或はミホの轉呼で、三穂嶺を名に負うたのであるかも知れぬ。

ニホトリ(鳩鳥) (枕)

④カツギ(滑)、オキナガ(息長)、ナツ(狎)及フタリナラビの枕詞。いづれも此鳥に縁のある語である。例

(應神天皇御製) ミホドリの カツギいきづき(記)

④第六卷の歌の黄土粉はマナコの假字で愛子にいひかけたのである。ハニフと訓むことの誤なるは其項下に述べる。

ニマ(爾磨)の郷

④備中國下道郡の郷名(和名抄)。——今二萬村といふ——三善清行封事に引いた備中風土記に天智天皇東宮のとき百濟救援の爲に兵を此郷に徴して二萬人を得られたから郷名とせられたとあるが、當時一郡の壯丁を擧つても其數には達しなかつた筈である。他の意義があるのであらうが尙明にし得ぬ。

ニモ(丹裳)の小野

④日向國兒湯縣地名(紀)。語義、所在共に不明であるが、今の兒湯郡三宅村は古の都府の跡であるといふから、其附近の地であらうと思はれる(地名辭書)。

ニヨブ(呻)

④靈異記中卷第二十二に呻はニヨブと訓してある。

④ニ呼ぶといふ意。ニはネの轉呼でア(兄)など、用ひられ、長者に對する呼稱である。心の苦悶を聲に發する場合には特みとする人なよぶものであるから、ニヨブといふ語を生じたのであらう。——マコロアの項下参照。

ニラ(韭)

④ミラの轉。——其項下を見よ。

ニレ(楡)

(萬三) ニホトリの息長河の絶えぬとも君に語らむことつきめやも息長にかゝるのは長時間水中に潜入するから息が長いといふ縁によるとも説明せられるが、或はオキはワキ(浮)に通じ、鳩鳥の浮くといひかけたのかも知れぬ。

(萬三) おもふにし餘りにしかばニホトリのなづさひ來しな人見けむか

これはナヅ(狎)にいひかけたので、此鳥が鴛鴦のやうに雌雄相伴ふ習性のあることによつて枕としたのであらう。次の「二人ならび居」も亦同様である。

(萬五) ニホトリの 二人ならび居 語らひし(七四)

忍熊王の歌に「ニホトリの淡海の海にカツギせなわ(記)」、又は「ニホトリのカツギせな(紀)」とあるのは「ニホトリのやうに」といふ意で枕詞ではない。

ニホヒ(匂)

④ニ(丹)ホ(秀)即ち色澤を意味する語の活用形で、色澤を放つといふ意である。——芳香を放つといふことをニホフといふのは本来「香にニホフ」の畧語であるが、更に轉じて香を「ニホヒ」といふやうになつたのである。

④萬葉集の用例によれば色澤に染まることもニホヒといふた。恐らくはニホへと轉用すべきを音便によつてニホヒと稱へたものと思はれる。例

(萬六) 白波の千重に來よする住吉の岸の黄土粉にニホヒテ行かな

(萬二) 我が待ちし秋萩咲きぬ今だにもニホヒテ行かな遠方人に

ニラから分化したのであらう。
 ④ ニラ(蕪)と同様に薬味に用ひられる木をニレと稱へた。輪の皮が其用に充てられることは、萬葉集十六卷乞食者の歌にも「モムニレを五百枝剥きたり天照や日のけにはほしきひづるやから白につき云々」とあり、内膳式にも輪皮年中雜御菜並糞等料とある。

ぬ

又(沼)

① ママの原語。韓語(沼)も同源から出たのであらう。
 ② 沼澤地の意。後世多く地域を意味するマ(間)といふ語をそへてママとして用ひられるが、古はマとのみ稱へたやうで、沼は多くマの假名に用ひられる。天の沼矛の如きが其例である。

又(野)の郎女

① 繼體天皇の皇女(記)。生母は坂田の黒比賣。——紀には此名は見えず、茨田の國媛の出として北野(一本小野)稚郎皇女をあげて居るが、同一皇女をいふものと断定することは出来ぬ——マ(野)は地名。或は滋賀郡眞野(和名抄)の事であるかも知れぬ。一番を厭うてマ(接頭語)を冠した例は少くはないのである。
 ② 延佳本には紀によつて小野郎女と改記し、記傳も之に従うたが、紀の傳承が常に正確であるとはいへぬのみならず、此章の如きは寧ろ紀

の誤傳と見られる點が歴々たるものがある。延佳が猥に古書を改作したことは宣長も常に非難して居る所で典據とするに足らぬ。

又(野)氏スクナマロ(宿奈麻呂)

① 萬葉作家。大宰府の大令史とある。野は小野又は野上又は野實などの專稱であらう。

又(怒)のイロヒメ(伊呂比賣)

① 建内宿禰の女(記)。イロ比賣はイリ比賣の轉呼で、萬木のマ(野)氏の入姫となつたのであらう。

又(野)のイロメ(伊呂賣)

——カツラキのマのイロメの項下を見よ。

又イカツチ(野雷)

① イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中の一(紀一書)。足に居たとある。——記には右足のものに伏雷、左足のものに鳴雷としてある。

又エ(鵜、鵜)鳥

① 和名抄に鵜(怪鳥也、漢語抄云沼江とあり、字鏡にも鵜及鷗に此訓を與へて居る。夜間奇聲を發する鳥と了解せられて居るが、歌にも屢々詠まれて居る所を見ると、人家に近く徘徊したもので、必しも怪鳥ではなかつたと思はれる。或は夜鳴く禽鳥を一般にマエ(又はマエトリ)と稱へたのではあるまいか。語義不明。
 ② (八千矛神の歌) 我立たせれば 青山に マエは鳴き さ野つ鳥き

ぎしはとよむ(記)

又エクス(努延久佐) (枕)

① マエはナ(爾)の轉か。
 ② 爾草の意であらう。
 ③ 古事記沼河日賣の歌に「マエ草の女にしあれば」とある。メ(芽)にいひかけて枕詞に用ひたので、「爾竹のトナヨル皇子」「萬三」など、あると同一着想である。
 ④ 原歌はナヨ草又はナエ草であつたのを八千矛神の歌に「青山にマエは鳴き」とあるので、之と對應する爲にマエ草とあらためられたのであるかも知れぬ。

又エコ(奴婁子)鳥 (枕)

① マエ(鵜)に子をそへたので、カ(鹿)をカコともいふやうに義に於ては變りがない。
 ② ウラナキ(裏啼)の枕詞。——マエトリの項下参照。——例 (萬) むら肝の 心をいたみ マエコ鳥 うらなき居れば(五)

又エトリ(鶯鳥) (枕)

① ウラナキ(裏啼)、ノドヨビ(鳴咽)の枕詞。マエの聲が忍ぶが如く訴ふるが如く聞えるからであらう。例 (萬) 久方の天の河原にマエトリの裏嘆ましつともしきまてに (同) よしゑやし直ならずともマエトリのうら嘆居ると告げむ子もか (萬) 飯炊ぐ 事も忘れて マエトリの のどよび居るに(六念)

第二卷にマエトリの片戀婦とあるのは、泣く音からおもひ寄せて鶯鳥の如く片こひするといふことの譬喩に用ひたのであらう。

又カ (語尾)

① 萬葉集に「當にアラマカ」卷三「雨も降りマカ」卷四、「今も鳴かマカ」卷八、卷八の如く希望の意に用ひられたマカはネカの音便で、アラネカモ、降ラネカモ、鳴カネカモといふことである。

又カ(額)

① マケ(抜)と同語。
 ② 額面の扱出た所即ち額をいふ。

又カ(糠)

① 和名抄には見えぬが、字鏡に奴可とあり、神代紀に天の扱戸を糠戸とかき、萬葉集にもマカの假字に之を用ひて居る。語原不明。例のなほことではあるが、或はマケカラの約か。釋紀には糠をカラと訓した例もある。

又カ(糠)のワクコ(若子)の郎女

① 仁賢天皇の妃、丸邇日爪臣の女(記)。紀に糠君娘とあると同人であらう。

② 欽明天皇の妃の中にも春日の日爪臣の女糠子郎女といふ名が見えるが(記)、此女性を誤り傳へたものやうである。

又ガ(努賀)毗古、又ガ(努賀)毗賣

常陸國那賀郡の土曾兄妹(風)。茨城里に居住したとある。マガはナガと同語であらう。マガ媛については蛇體の子を生んだといふ傳説があるが、其結末が他の神胎説話とは頗る趣を異にして居ることを注意すべきである。

又カキミ(糠君)の娘

舊訓アラキミ、釋紀にカラキミとあるが、神代紀に天抜戸を糠戸ともかいた例により、尙マカキミと訓むべきであらう。

仁賢天皇の妃(紀)。和珥臣日爪の女とある。——記に和邇日爪臣の女糠若子耶女とあるに相當する——紀の分註に一本云として和珥臣日觸女大糠娘とあるが、應神天皇の妃宅媛(又は矢河江比賣)の父も日觸といふとあるから、誤傳にあらずとすれば世襲名であらねばならぬ。マカは野處の意で和珥の地名と思はれる。

敏達天皇の妃春日臣仲君の女老女君夫人を記に春日臣中若子の女老女子の耶女とし、雄略天皇の寵人春日和珥臣深目女童女君と同人と思はれるものを記に丸瀧之佐都紀臣の女宜乎比賣(ナトは少の意)と記されて居る所を見ると、少くとも春日(和珥)氏では子、若子又は比賣と同義の敬語として君といふ語を用いたもの、やうに思はれる。或は君と書いてキ又はコと訓み、又は女君をヒメと訓したのであるかも知れぬ。——キミはキ(子)、ミ(女)の複合語で、アキ、アミの意から出た敬稱である。

又カゲ(拔氣)のオホヒト(大首)

萬葉集作家。筑紫に在任中豐前國の女組兒と契つたとある。拔氣といふ氏は考へ得ぬ。

又カサキ(糠前) [地]

播磨國安栗郡の地名(風)。稻を舂いた糠が飛で来た地なるが故に名づくところ。

又カタ(額田) [地]

仁賢紀に山邊郡額田邑とあり、和名抄平群郡に額田をあげて居る。今生駒郡平城村(山邊郡の境にある)内に額田部といふ地がある。額田部が住して居たから、此名を負うたのであらう。——マカタベの項下参照。

右の外額田といふ地は河内、伊勢、美濃、三河、上總、越前、加賀、備後、筑前等にもあり(和名抄)、近江にも此地名が存したらしと思はれる。とは次項に述べる通りである。

又カタ(額田)の王(姫王)

天武天皇の御子十市皇女の生母(紀)。鏡王の女とある。正式に妃とせられたのではなかつたらしく、天皇初娶に鏡王女額田姫王とあるのみで、妃とも夫人とも記されて居らぬ。萬葉集に収録せられた歌詠によると、天智天皇とも情交があつたやうである。皇極(齊明)天皇の近侍で、才色双美の佳人として當時貴族間にもはやされたものと思はれる。近江國に所縁があつたやうであるから、其國の地名を名に負うたのであらう。

萬葉集第二卷の題詞に鏡王女又曰額田姫王也とあるので、種々の説を生じたが、其は兩者同人といふ意味ではなく、歌主が鏡王女とも、額田姫王とも傳へられたといふことであらう。

又カタ(額田)の國

國造本紀に淡海國と三野國との中間に額田國造をあげて居る。和名抄美濃國池田郡(今の揖斐郡南部)額田郷といふ地が序列からいへば最も之に近いが、マカタは極めてありふれた地名であり、同書記述の順序も往々誤まつて居るから、此だけの根據を以て断定することは出来ぬ。延住は額田を坂田の誤なるべしといひ、或は坂田、額田は異名同地とする説もあるが、其はマカタを額田と同義なりとする誤解に基くものであるから(マカタの項下参照)、問題にならぬ。若し近江の國に額田といふ地方があつたとすれば、蒲生郡鏡庄界隈ではあるまいか。マカタは鏡の縁語であり(マカタ部の項下参照)、齊明——天武朝に名のあらはれた鏡王と額田王とは極めて近い血縁で、鏡は近江の地名である。

又カタ(額田)の國造

和邇臣の祖彦調服命の孫大眞侶字命が成務朝に任命せられたとある(舊)。嵯峨、淳和朝の人名にも、外從五位下國造額田宿禰今足(額田)、額田國造今足(今義解)といふものが見えるが、姓氏錄には擧げられて居らぬ。

又カタ(額田)のオホナカツヒコ(大中日子、大仲彦)の命(皇子)

應神天皇の皇子、御母は高木入日賣(記、紀)。大和の額田に居住せられたから、稱號とせられたのであらう。大は美稱で、仲子といふことである。

又カタベ(額田部)

ニ(土)カタ(型)の轉呼。

此部の設定は史書には見えぬが、額田部連、額田部海座連を始め、姓氏錄にも額田部宿禰、額田部の跋玉、額田部河田連等の氏名があるから廣くマカタ部と稱せられた部民が存した事は疑はない。マカタの語義については姓氏錄に、允恭朝此氏人の祖先が獻じた馬の額が田の形をして居たので額田の姓を給はつたとあるが、マカタといふ語は應神天皇の御子の名にも見え、大國主系譜にも日名額田皇道男伊許知邇といふ神があるから、其以前から存したものとせねばならぬ。案ずるに土器又は埴物製作に用ひる土の型をいふのであらう。上記日名額田皇道男は日の照土型泥男の意味とも解せられ、鏡作の祖を天のマカト(其項下を見よ)と稱するのにもマカタの轉呼で、鏡の埴型によつて名を負うたものと思はれる。

又カタベ(額田部)の皇女

豐御食炊屋姫(推古天皇)の御通稱(紀)。額田部連が奉仕したので名に負はれたのであらう。

又カタベ(額田部)の連

天津彦根命の裔(紀一書)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏錄によれば、額田部宿禰は明日名門命三世の孫天村雲命の後又は六世の孫天申久富命の後とあり、外に天津彦根命の孫意富伊我部命の後と稱する額田部(カバネ缺)をあげて居る。アスナトの命は他書に見えぬ名であるが、恐らくは天津彦根系の神であらう。

又カタベ(額田部)の連(逸名)

欽明朝の人(紀)。諸蕃客の吏員に任ぜられたとある。

又カタベ(額田部)の連イセ(伊勢)

播磨國揖保郡太田村の人(風)。神人の腹太と闘うたとある。次項久等の後であらう。

又カタベ(額田部)の連クト(久等)

播磨國揖保郡枚方里の荒神鎮祭に下向した人(風)。クトは龜の意で又カタ部と縁のある語である。恐らくは鑄造工業普及の爲め移住したのであらう。

又カタベ(額田部)の連ヒラフ(比羅夫)

推古朝隋使應接役(紀)。北史倭人傳に大禮哥多毗とあるのは此人の誤傳であらう。名の義はヒラフの項下に述べる。

又カタベ(額田部)の連ヲヒ(甥)

孝徳朝の人(紀)。法頭に任ぜられたとある。——ヲヒの項下参照。

又カタベ(額田部)のツキモト(槻本)の首

武藏國の人千熊長彦の後(神功紀)。武藏國に額田部の存したことは文献には所見がないが、隣國常陸に額田部の湯坐連が居住したと風土記にも明記せられ、和名抄には上總國周准郡に額田郷をあげて居るから、あり得ぬことではない。ツキモトは字の義の地名か、或は千熊長彦の

彦のナクマの訛でもあらう。——ナクマのナガヒコの項下参照。

又カタベ(額田部)のユエ(湯坐)の連

天津日子根命の裔(記)。舊事紀には饒速日命供奉三十二將の一人天津麻呂命の後裔とあり、姓氏録には天津彦根命の子明立天御影命の後(左京)又は五世の孫平田部連の後(河内)とある。ユエは鑄物坐といふこと、——其項下を見よ——又カタ(土型)部と關聯のある職業であるから、額田部の湯坐と稱する工業部員が古來存在したのであらう。天津彦根命の裔は其部長に任じたのである。

尤恭朝此氏が貢獻した馬の額に町形の題毛があつた(或は田町に似て居た)から額田部といふ姓を賜はつたとある姓氏録の所説の信すべからざるところは既に述べた通りである。

又カタベ(額田部)のユエ(湯坐)の連(逸名)

孝徳朝の人(紀)。蘇我の石川麻呂に連坐して斬殺せられたとある。

又カテ(糠代、糠手)比賣(姫皇女)

敏達天皇の皇女、生母は伊勢の小熊子(記)又は菟名子(紀)。田村王(皇女)ともいひ、異母兄彦人大兄皇子の配となつて舒明天皇を生まれした。——記には御本名を寶王といふとある——又カアの語義不明。

又カミ(野上)(地)

天武天皇行在の地(紀)。和名抄美濃國不破郡野上郷で、現在岩手村に野上といふ小字が残つて居る。天皇は桑名から進出せられて此地に行宮を起し滞在せられた。

又カヲカ(梗岡)(地)

播磨國神崎郡及加茂郡の地名(風)。前者は伊和大神と天日林命と對陣のとき、大神の軍の稻を春く梗の聚つた地、又は其籩に梗を置いた場所とあり、後者は大汝命が春かせた稻の糠が飛び到つた地とせられて居る。

又キ(野城)の大神

出雲國意宇郡野城郷家に鎮座する神(風)。野城といふ地名が此神から出たとあるは本末顛倒であらう。

又キカハ(貫川)

スギは經緯の緯で本流と畧し直角に交る支流をいふのであらう。(備馬鑿貫川)ぬき川の、せせの小管の、やはら手枕、やはらかに甕るよはなくて、おやさくるつま、おやさくるつまは、ましてはしも、しかしあらば、矢矧の市にくつかひにかん、くつかひは、せんがいの、ほそしきをかへ、さしはきて、うはもとりはきて、みやぢ通はむ。

三河國の地名。矢矧橋の川上一里の所にあるといふ(行囊抄)。此歌の第二段、ましてはしも、までは男の語、其次の三句は女の語、三段は男の言である。從來之を逆に解して居たやうである。歌の意は男。親の目をさけるので、柔い手枕をして和やかに甕る夜の女。さうであるならば矢矧の市に香かひに行かう(男が度々來るやうに)。

男。香を買ふなら線鞋の細いのかへ、之を穿き、襪をつけてミヤチ通はう。

といふことである。ミヤチも亦矢矧と違からざる土地の名であるが、こゝでは宮路に女の家があるとも、女の家を御家路といふたのもも解し得られる。——センガイの項下を見よ。

又キス(貫簀)

糸で貫いた簀で、水屋等の什器に用ひられるものである。萬葉集四卷に「古の人の食させる吉備の酒やめばすべなしキス給らむ」とあるから、病室の用にも供したのであらうが、酢(又は酒酢)にいひかけたのである。

又サ(幣)

サ(野)サ(麻)の意で、上古神に供進したから幣の字をあてられたのである。——ユフ(木綿)が幣帛と同義に用ひられることがあるのと題を同じうする(ユフの項下参照)。

サ、アサの約ともいひ得られるが、麻の原語はサで、アは接頭語である。記傳(三)に「薩布佐の約としたのは無理である。恐らくはアサが生麻(即ち圓麻)の意であることに気がつかなかつたのであらう。

又サカ(野坂)の浦

萬葉集に葦北の野坂浦とある。和名抄に葦北郡野行郷とある行は誤字で、サカではあるまいか。今の葦北郡田浦村であらうといはれる(地名辭書)。

萬(萬)葦北のササカの浦ゆ船出して水鳥に行かむ波立つなゆめ

又シ(虹)

ニシと同語。いづれを原語とするか不明。——ニジの項下参照。
天武紀十一年七月殿内に大虹があらはれたとあり、虹はメシと訓してある。東歌にも次の如くメシと用ひた例がある。
(萬二) 伊香保のやまかゝのゐでに立つメシのあらはるまでもさ終をさ寝てば

又シ(主)

ノ、ウシの約。——ウシの項を見よ。
本来「何某の大人」と他語につけて用ひる語であつたが、獨立して「主」の意にも用ひられるやうになつた。神代紀一書に齊主神號曰「齊之大人」とあり、丹波の美知能宇斯王(記)を紀に丹波道主命と記したのは、ウシとメシとが同義に用ひられたことの明證である。

又シマ(野島)

淡路國三原郡瀬の地先の島。今も沼島と稱する。履中紀に野島の海人とあるのは此地に住居したアマ種族のことである。
(萬一) 香が欲りしメシマはみせつ底深き阿胡根の浦の珠ぞひりほぬ(萬二) 朝なきにかぢの香聞こゆみけつ國メシマの海子の船にしあゝらし
右の外にも「淡路の野島」とよまれた例(六卷)がある。

又シマ(野島、奴島)の崎

攝津風土記に刀我野の牡鹿が妾の牝鹿を淡路國野嶋に置いて屢々通

うたとある。野島は今も淡路の石屋の西にある村名であるが、野嶋の崎とある所を見ると、兩地の中間の松尾崎を上古野島崎とも稱へたのであらう。

(萬三) 珠藻かる敏馬を過ぎて夏草の野島之時に舟近づきぬ

(同) 淡路の野島之前の積風に妹が結びし紐吹きかへす

又シロ(淳代)

陸奥の地名(齊明紀)。——今も羽後國に能代町、能代川の名をとめて居る。——阿倍の比羅夫北蝦夷討伐の際、此地及鶴田(秋田)の蝦夷が風を臨んで降を乞うたので、淳代、津輕二郡の郡領を定められたとある。和名抄には見えぬが、山本郡の舊名である。メシロは沼後の意を以て大和人のつけた名であらう。

又シロ(沼代)の郎女

記傳にはメシロと訓してあるが、語義からいっても、用字例から見てもノは蛇足である。
(萬一) 景行天皇の皇女(記)。一妾の田とある。紀に入坂入姫の所生(傳射)皇女とあると似通うた名であるが、同一皇女と斷定することは出来ぬ——其項下参照。——恐らくは葛木のメ(地名)のシ(尻)即ち背後に所領があつて名に負はれたのであらう。

又スマヒ(動)

メスマヒ(盜)の進行格。メスマヒの原義によつて「何ひ」の意にも用ひられる。——次項参照。

(萬二) 山河に笠をふせおきてもりもあへず年の八年を我がメスマ

ヒシ

(同) ころまへ奉れる君になにかもいはす言ひしと我がメスマ

ハム

又スミ(盜)

メス(メソ)の語幹メソと同語であらうが、語原を詳にせぬ。
メス(メソ)の原義は借の意であらうしく、借見の意を以て覗見る、とをメスマと稱へたのが、轉じて物盜の義となつたものと思はれる。
メスマヒといふ語を派成して「何ひ」の意に用ひたことは前項の通りである。

(和邇坂の少女の歌) おのがてな 死せんと メスマク知らに(紀)

——記には山代之幣羅坂の少女の歌として「おのがてなメスマ死せんと」とある。

又タ(淳田)

仁徳朝兎嶋野の鹿を殺した佐伯を移された安藝の地名(紀)。此今淳田佐伯郡之祖也とある。和名抄安藝國沼田(奴太)郡沼田とあり、現在の竹原を中心として豊田、加茂二郡に跨る地方をいふ。同國には佐伯といふ郡名もある。

又タ(沼田)

出雲國楯縫郡の地名(風)。宇乃治の命が此地で乾飯をニタに食したから名を負はせたのを説つて勢多と稱へたとあるが、メタ(沼田)が本義で、メタ、ニタ(軟)音相通するが故に、右の傳説が生まれたものと思はれる。

又タ(淳田)の門

神功皇后角賀から豊浦に御廻航の途次御經由の地(紀)。若狹國三方郡の海面とする説があるが(信女)、確實でない。

又タラシワケ(沼帯別)の命

メマタラシワケの項下参照。

又タリ(停足)の櫓

孝徳朝に設けられた邊塞(紀)。メタリは和名抄越後國沼垂(奴多利)郡とある地。今の北蒲原郡、中蒲原郡に跨る沿岸の地であらうが、櫓の遺跡は判明せぬ。或は信濃川を以て蝦夷との境とし、其河西に櫓を設けたのであらまいか。

又ツチ(野椎、野槌)の神

野の靈神の意。

野の神鹿屋野比賣(記)又は草の祖草野(記)の一名。——字鏡に蛇をメツチを訓してあるのは野の靈が蛇に姿を現はすと信ぜられた爲であらう。水子(蛟)、峯ろ子(蛇)、田子(蛟)、山藪子の如く蛇を靈物とした例證は語の上に多く残つてゐる。

又ツヒメ(弩都比賣)

播磨の大汝神(伊和大神)の妻(風)。野々姫の義であらうが命名の所由を明にせぬ。

又テ(野手、鐸)

④ ヌはネ(音)の轉呼、テは物を意味する接尾語トの轉呼。

⑤ ネ(音)のするものといふ意。鐸はあて字である。

⑥ (記國土生成の段) 次生小豆島亦名謂大野手比賣

(古語拾遺) 又令天領女命……手持着鐸之矛

(顯宗天皇の御製) あさち原を谷を過ぎて百つたふメテゆらぐも

置女來らしも(記、紀)

⑦ 小豆島に大メテ媛といふ名を與へた所を見ると、中空の器に豆狀の粒塊をいれた今のガラ／＼のやうな樂器が上代に於ても用ひられたものらしく、本初は土器であつたと思はれる。金で製するやうになつてから、スズ(鈴)とのみ稱へられたが、尙大鈴即ち鐸に其名が残つたのであらう。

又テシワケ(鐸石別)の命

⑧ 垂仁天皇の皇子、御母はメバタの入媛(紀)。記の沼帯別命に相當するので、其轉呼とするものがあるが、沼帯はメマタラシと訓むものやうであるから、メテシと通ずるとは思はれぬ。案するに故あつて鳴物に用ひる石を名に眞はれたのであらう。——前項參照。

又ナカ(野中)のカハラ(川原)の史ミツ(滿)

⑨ 孝徳朝の人(紀)。皇太子(後の天智天皇)の妃造媛の愾死を愾んで歌を獻じたとある。川原史は姓氏錄に魏陳志王植の後とある川原連と同氏であらう。野中は和名抄に河中國丹比郡野中(乃奈加)とある地で、此史の本貫とおもはれる。

又ナカハ(沼河)比賣

⑩ 大國主神が通婚したと稱せられる女性(記)。高志國の人とある。越後國頸城郡奴奈川神社(神名帳)は此神を祭り、其地は和名抄にも沼川(奴乃加波)郷とあるのであるが、此女性が此地に居住したものと思はれぬ。當時出雲の版圖の東方は盡く高志之國と總稱せられ、出雲國內にも高志郷があつた(風土記)のである。

⑪ 八千矛神の歌に「八千矛の神の命は八島國妻まぎかれて遠々し高志の國」とあるが、此歌は八千矛神(大國主)の事蹟を詠じた歌曲で大國主自身の作ではないから、證據にはならぬ。

又ナキ(沼名木、淳名城)の郎女(皇女)

⑫ 大和の葛木のメ(野)といふ地に居住した紀族をメのキ、即ちメナキと稱へたものやうである。——カツラキのメのイロメの項下參照。

⑬ 景行天皇の皇女(記、紀)。一妾の出(記)、或は八坂入姫の所生(紀)とある。メ(地名)の紀族の姫君といふことで、メシロ(又はメノシ)皇女と同一地に居住せられたものと思はれる。

又ナキ(沼名木、淳名城)のイリヒメ(入日賣、入姫)の命

⑭ 崇神天皇の皇女、生母は大津媛(紀、記)。故あつてメナキ氏の入姫となられたのであらう。——垂仁記には淳名城稚姫命とある。

又ナキツヒメ(淳名城津媛)

⑮ 孝昭天皇の后(紀一傳)。磯城縣主業延の女とある。メナキと名乗つた理由を詳にせぬ。——安寧天皇の后淳名底仲媛又は淳名襲(紀)は一傳によれば磯城縣主業延の女川津媛とあるから、いづれかに訛誤があつたものとおもはれる。

又ナクラフトタマシキ(沼名倉太玉敷)の命

⑯ 敏達天皇の尊號(記)。——紀には詔語田淳中倉太珠敷尊とある——欽明天皇の皇子、御母は石比賣命。メナクラは瓊の座の義である。

又ナリ(淳名襲)媛

⑰ 淳名底仲媛命の一名(紀)——次項參照。

又ナリコナカツヒメ(淳名底仲媛)の命

⑱ 安寧天皇の皇后(紀)。亦の名は淳名襲媛。——異傳には磯城縣主業延の女川津媛又は大間宿禰の女糸井媛とあり、記には師木縣主殿延の女阿久斗比賣とある。——懿徳紀によれば事代主神の孫鴨玉女也とあり、舊事紀には事代主神の神胎の子天日方奇日方命の女とあるから、賀茂氏の出身とせられたのであらう。メナリコ又はメナリは石之栖處(石之栖)の義ではあるまいか。

又ナタ(淳浪田)——メナミタの項下を見よ。

又ナトモモユラニ(奴那登母母由良爾)

⑳ ヌはネ(音)の轉呼で、ナル(鳴)の語幹ナと同語である。
㉑ メナトはネ(音)のオト(聲)即ち「鳴る音」の意。モユラはマ搖の義で——其項下參照——振響の形容である。
㉒ 天安河の誓に天照大神はメサノチの命の十拳劍を、メサノチの命は天照大神の御統の珠を請ひ受けて、メナトモモユラに囁み推いて勝のやうに吹き出されたとある。紀の一書に之を瓊音瑠々(メナトモ

モユラニと訓めと註してある)と譯し、劍響では都合が悪いので、天照大神の場合には囁み十握劍云々と故意に省筆したのは古語に通ぜざる記者の誤譯とせればならぬ。
㉓ 十握劍も石劍であつたので、ニ(石)の音といふたと解し得られぬことはなく、又此句は劍、珠を囁んで吐き出す形容ではなく、其動作の爲に頸腕等につけた御統の珠がなることを描寫したものと見ることが出来るが、尙瓊(石)は鳴物ではないから、ニ(石)といふては物足らぬ心ちがする。

又ナハ(蕪)

㉔ ヌ(沼)ノ(助語)ハ(菜)の轉呼。

㉕ 沼の蕪菜の意。——沼の蕪とするは非——専ら蕪菜をいふに用ひられ、和名抄水菜類にも蕪和名メナハとある。

㉖ (應神天皇御製) メナハくり 延へけく知らに(記、紀)
(萬葉) 舌が心ゆたにたゆたに浮尊へにもおきにもよしかつましじ

又ナミ(淳浪)田

㉗ メナタと訓み淳之田とするは非。浪を助語ノ(ナ)の假字に用ひた例がない。

㉘ ニフナミ(新嘗)の約であらう。
㉙ 神代紀の一書に淳浪田の稻を飯として天孫の御子に嘗したとある。サナ田(種田)の稻で甜酒を造つて差上げたとあると同様に、普通の水田の稻ではなく、特別の田の米を奉つたので、天孫に獻げる新嘗田といふことであらう。
㉚ 墓疏に水田也としたのは推測に過ぎず、水の淳の田即ち沼田の義と

解するのは字についての憶説で、沼田の米は珍重すべきものではない。

又ナミ(良波)之國——ラハのクニの項トを見よ。

又ノオシホトリナルミ(布忍富鳥鳴海)の神

鳥鳴海神(大國主の子)の六世の孫(記)。生母は青沼馬沼押比賣とある。トリナルミ(其項下を見よ)は祖先の名を襲うたので、マは母の出身地青沼をいひ、オシホは大秀の義で美稱である。

又ノシ(布師)の首イハ(磐)

天智朝唐から歸朝した人(紀)。姓氏録には左京、河内、和泉に布師(又は布忍)の首をあげ、いづれも葛城縣津産の後としてある。モノシは地名であらう。攝津皇別と同じく葛城縣津産の裔と稱する布敷首がある所を見ると、モノシキに通じ、和名抄攝津國菟原郡布敷(今の神戸市布引)とある地ではあるまいか。

又ノシ(停尉斗)の皇女

景行天皇の皇女、御母は八坂入媛(紀)。——記に一妾の出沼代(紀)の女とあるにあたるやうである。——御妹を停名城皇女といふ所を見ると、葛木のヌ(野)の主といふ意味を以て稱號とせられたのであらう。

又ノシ(布忍)のイリヒメ(入姫)の命

日本武尊の女、御母は兩道入姫命(紀)。記には此皇女の名が見えぬ。或は上記モノシ皇女の異傳であるかも知れぬ。

又ノシキ(布敷)の臣(首)

攝津國菟原郡布敷郷(和名抄)。——今訛つて布引といひ、布引の濫を以て有名である。モノシキ、モノヒキ共に濫によつて名を得たのであらう。——此地の民長を布敷の首といひ、姓氏録によれば葛城縣津産の後とある。靈異記(中巻第二十五條)に讃岐國山田郡の人布敷臣衣女とあるのも其族人が同地に移住したのであらう。

又ノシロ(沼代)の郎女——モノシロの郎女の項下を見よ。

又バタのイリヒメ(沼羽田之入毘賣)の命

マバタはマママ(沼田)の轉呼。

垂仁天皇の妃(記)。——記には淳葉田瓊入媛とある——丹波の道主王の女でヒバス媛皇后の妹である。マバタ(マママ)は地名で、其地の主長の氏族に入籍せられたが故に、此名を貰はれたのであらう。

古事記開化天皇の御系譜中にはヒバス媛の御妹はマトノ媛と弟媛との二柱とあり、垂仁天皇の項下にはマバタ、アザミの兩入媛となつて居り、同じ天皇の他項下にはマトノ媛、弟媛の外にウタコ、コト媛が加へられて居る。又記にはヒバス媛皇后の御妹をマバタニ入媛、マトノ媛、アサミニ入媛、タカヌ媛の四柱とし、竹野媛の外は皆垂仁天皇の後宮に入れられたとある。右の如く傳承は區々であるが、マトノ媛に關する記の記事を除き、左の點に於て一致して居る。

(一)丹波の三女王が後宮に召されたこと

(二)第一柱はヒバス媛皇后、二柱はマバタ、アザミ兩入媛であること

(三)兩入媛の所生の皇子女の御名が尊々一致して居ること

は鳥扇は和名抄にもカラスアフリギと訓せられ、マバ(又はクバ、ムバ)と稱へられた形跡はない。假に或人の説のやうに其葉が羽に似て居るので上古野羽と稱へたことがあつたにしても、ヌ(野)をウ又はムと轉呼することはあり得ぬ。案するに此マはンに近く發音したが故に、ムともウとも轉寫せられたのであらう、恐らくはオニの原語アヌ(幽鬼)から出たので、ヌ即ちアヌ(アは接頭語)のマママ(御靈)は幽魂の意となるのである。

又ヒ(縫)

マ(布)の派成語であらう。韓語でも布帛を刺縫ふことをヌヒ(ヤウ)と稱へる。

紀には工女をヌヒメと訓ませ、繡にもヌヒの訓を與へ、縫衣は特にキヌヒといふ語を以て表示せられた。案するに原義は布に細工を加へることであらう。

又ヒのトモ(縫伴)の造

靈異記上巻第八條に小治田宮朝縫伴造義通といふものゝことを記して居る。縫伴は他書に見えぬが、衣縫部のことをいふのであらう。

ヌヒル(野蒜)

野生の蒜の意。

應神天皇御製)いさ子ども ヌヒル摘みに 蒜つみに(記)

又ホコ(沼矛、瓊矛)

紀に瓊玉也此云勢と訓註してある。

上代の名は稱號であるから、一人にいくつも名のあつたことは怪しむべきではない。ことに弟媛は固有名詞ではないから、其が二柱を意味し、マバタ、アザミ兩入媛をさしたことも有り得べきである。マトノ媛は紀には後宮に容れられたとあるが、所生があげられて居らぬ——實際子がなかつたのかも知れぬが、無産の妃妾は記録に上らぬのが例である——所を見ると誤傳と思はれる。恐らくは竹野媛(又はウタコ媛)と同じく採納せられなかつたのであらう。此のやうに觀察すると、右の諸傳承はよく了解せられる。

記の垂仁天皇の項下には沙本媛が天皇の繼室として彦タタス道の大入王の女、兄比賣弟比賣(二女王)を推薦したと記してあるにも拘はらず、上記三女王(又は四女王)の名をあげたのは矛盾のやうであるが、兄弟は總稱であつたとすれば不可解ではない。恐らくは妹二女王は後人の記入であらう。

又バタニイリヒメ(淳葉田瓊入媛)

前項マバタのイリヒメと同一王女。ノが次の母韻イに類化せられて二となつたのであらう。

又バタマ(黒玉、烏玉、野干玉) (枕)

マバタマはマママ(真魂)の轉呼。マについては次に私考を述べる。

黒、夜、夕、夢、月、髪等の枕詞。ウバタマ、ムバタマともいふ。語義については定説がないが、幽魂を意味するらしく、夜間暗黒に出現するが故に、夜、夕、黒、夢の枕詞となり、轉じて月(夜の月)、髪(黒髪)にも冠せられるやうになつたのであらう。

國 轉紀以來射干即ち鳥扇の實とする説が多きを占めて居るが、射干又

又マ(石)の轉呼で、石(玉)尖をつけた矛といふ意。
 伊ザナギ、イザナミ二神が天つ神から天の沼(瓊)矛を給はつたとある。瓊は玉也とある註に提はれて寶玉を飾つた矛とするのは誤りで、其意ならばヤサカニといはればならぬ(其項下参照)。悠久の昔のことであるから、石造兵器が用ひられたとしても少しも怪しむに足らぬ。
 大威力を備へた神なるが故に後代と同一の文化を有せざるべからずとするが如きは傳説の曲解である。事の眞否は別として我々は忠實に語義通りに解釋すべきである。

又マ(沼)(要、要害)

又マは沼の古語で(其項下を見よ)沼のあるマ(地域)をママと稱へた。
 紀に要害又は要をママともミミともしたのは此語の轉義で、徒涉し得ざる地といふ意味であるかも知れぬが、記、萬葉等には用例がない。尙攷究を要する。

又マ(努美)の國造

又マの國は和名抄伊豫國野間郡(今越智郡に屬する)とある地で、要害の意を以て名を負うたのであらう。神功朝阿岐國造龜連玉命三世の孫若尾命が國造に任ぜられたとある(舊)。

又マ(野間)の連

物部氏十三世金連の後(舊)。此姓は他に所見がない。

又マ(沼)の命

文字からいへば又マラシワケと訓む方がよいが、母氏をつがれたも

のと思はれるから、沼はママと訓むべきであらう。
 垂仁天皇の皇子、御母は又マ(沼)の命(記)。——紀には磐石別命とある——母氏をついで又マ(沼)と稱へられたのであらう。マラシは美稱である。

又マ(沼尾)の池

常陸國香島郡香島の南に存在した池(風)。神世自天流來水沼ナリとあるが其跡はない。又マ(沼)は和名抄鹿島郡沼尾(刊本諸尾に作る)とある地で、現在豊郷村の大字に其名を止めて居る。

又マ(沼尾)の社

常陸國香島郡の古祠(風)。天之大神の社と坂戸社とを合せて香島之大神と總稱すとある。今も豊郷村字沼尾に残存し、經津主神を祭つて居る。

又ミ(要、要害)

紀には要又は要害に又ミ又はママと訓してあるが語原を詳にせぬ。
 沼の轉義とも解し得られるが、或は後記ノミと同原から出た語であるかも知れぬ。——又マ及ノミの項下参照。

又ミ(野見)の地

出雲國飯石郡の山名(風)。郡家の南四十里にありとある。要害の地なるによつて名を負うたのであらう。

又ミ(野見)の宿禰

垂仁朝の人(紀)。出雲から召されて當麻の賦進と力を角し之を斃して朝廷に仕へた。後埴輪を奉つた功により土師臣の姓を賜はつたとある(ハニシの臣及連の項下参照)。又ミは上記出雲の地名で、其地の住民の宗家なるが故に、又ミ(直系)と稱へたのであらう。されば此姓を名乗るものは後記の如く此人一人ではなかつたやうである。姓氏錄によれば天穗日命十四世の孫とある。

又ミ(努美)の宿禰

播磨風土記攝保郡日下部里の條下に昔土師努美宿禰といふものが出雲に來往中此地で病歿したとある。時代は明記せられて居らぬが、垂仁朝に此街道が開けて居たと考へられぬことであるから、上記野見宿禰とは別人とせればならぬ。恐らくは其一族で土師臣と改稱した後も尙舊姓を名乗つて居たのであらう。
 姓氏錄左京未定姓の中に大穴牟遲命の後と稱する野實の連がある。思ふに野見、努美、野實は一族で、大國主の後裔であつたが、崇神朝に出雲振根が朝敵となつたので、朝廷を懼り、姻藉の縁によつて天穗日命の裔と名乗るものを生じたのであらう。

又リテ(白膠木)

崇峻紀に白膠木を此云。農利堅(刊本豐とあるは誤)と訓註してあるが、和名抄には沼天とある。塗料の意であらう。其葉に附着する贅生物は五倍子といひ染料に用ひられる。

又リノミ(奴理能美) (人)

仁德皇女石之比賣が寄寓せられた韓人(記)。山代の筒木に在住した

とある。姓氏錄に見える應神朝の歸化百濟人努理使主(調連、民首、水海連、伊等連等の祖)と同人であらう。

又リ(漆部)

漆の字に誤なしとすれば既記の如くワルシヤと訓む方が正しいのであるが、姑く舊訓に従ふ。

漆工部民の意

此民部を設置せられた記録はないが、後記のやうに造又は連といふカバネ所有者がある所を見ると、實在したものと思はれる。和名抄に見える大和國宇陀郡漆部(奴利倍)は其居住地なるが故に名を負うたのであらう。

又リは漆の意でワルシ(洞爲)即ち「光澤出し」とは多少意味を異にするから、髹漆工を意味するならば寧ろワルシヤと稱ふべきであるが、又リヤと訓み慣はした所を見ると、漆は借字で、漆部の意に用ひたのであるかも知れぬ。

又リ(漆部)の造アニ(兄)

兄は或はセと訓むのかも知れぬ。

用明朝の人(紀)。物部の守屋の使として蘇我の馬子の許に派遣せられたとある。後記漆部の連と同じく物部系であつたと思はれる。靈異記に大和國宇陀郡の人漆部造麻呂といふ名が見えるから、同郡漆部郷に居住したのであらうが、造とある所を見ると、尙漆部といふ民部の長と解すべきであらう。

又リ(漆部)の連

■物部氏四世三見宿禰の後(「舊」)。天武十三年宿禰に昇格(「紀」)。恐らくは後記漆部女背の功によるものであらう。

又リベ(漆部)のトモセ(友背)

■天武朝の人(「紀」)。壬申亂の際大津皇子を奉じて鈴鹿に參候したとある。漆部連の氏人であらう。

又ルヤ(潤和、潤八)河——ウルヤの項下を見よ。

ね

ネ(根)

■根の意の原語であるが、轉義により系統の意となり、ナ、ニ、ヌと傳音しては敬稱にも用ひられた。ナ(名)といふ語も恐らく之から轉義したのであらう。例

(一) 系統の意のネ

ヌケネ(宿禰、足尼)——直系

オホネ(大根、大福)——大系

フルネ(振根)——舊系

(二) 敬稱を意味するネ、ナ、ニ、ヌ

カシコネ(尊根)の神

ナゲナ(少童)、オキナ(老翁)

ウヒチニ(盟土者)の尊
トヨクモメ(豐雲野)の尊

ネ(接尾)

■上記ネ(根)から分化したもので、多くは一音の語の發音を便にする爲に添付せられる。例

ハ(羽)ネ、ヤ(屋)ネ、キ(杵)ネ

フネ(船)——フは(容器)の轉呼

ムネ(胸)——ムは(身)と同語

イハネ(磐根)、カキネ(垣根)のネも根の意は甚輕いから、寧ろ接尾語に屬するものと見るべきである。

ネ(寝) (動)

■上記ネ(根)から分化したもので本義は「横はる」といふ意である。其故に就眠の意に用ひる場合にはヨ(夜)の轉音イを冠してイネ(ヨル)をいひ、イネ(寝)といふ語を生じた。後世専ら下二段に活用せられるが、古は四段活にも用ひたもの、ヤウである。例

(「沼河日賣の歌」)眞たま手の 玉手さしまき もも長に イはナさむを(記)

(萬一)おく山の眞木のいた戸をとどとして我が開かむに入り來てナされ

ネ(根)の王

■繼體天皇の妃廣媛の父(「紀」)。出自は示されて居らぬが、近江の王族の一人であつたと思はれる。

ネ(根)の臣(使主)

■安康朝大日下皇子を中傷した人(「記紀」)。坂本臣の祖とある。雄略朝其罪狀が暴露して其子小根使主と共に誅戮せられた。坂本臣は木の角宿禰の裔で(「記」)、姓氏録によれば角宿禰の子白城宿禰の後とあり、和泉の日根を本貫としたもの、ヤウであるから、紀氏の嫡流の故を以て根臣と稱へたのであらう。

ネ(根)の國

■スサノヲの命の追ひやられた國(「紀」)。一書には底ッ根國とあり、記には根堅洲國とある。——祝詞に根國、底之國とあるのは底ッ根國をいひかへたのであらう。——ネの國はウキシマ(浮島、浮瀆)に對立する語で、根のある國即ち根の深い國又は根の堅い國といふ意味を以て大陸を意味するもの、ヤウであるが、高天原及葦原中國以外の國土の義にも用ひられた。

■紀の二書に我欲從ニ母於根國とあり、記にも僕者欲觀ニ根國根之堅洲國とあるので、母をイザナミの命のことと解し、其から敷衍して根國は黄泉なりとする説が日本紀私記以來唱道せられて居るが、右の二傳承に於てはスサノヲの命はイザナギの命の右の眼を洗うた時に化生した神とあつて、イザナミの命の子ではない。又地下黄泉は後世傳來した支那思想で、イザナミの命の逝かれたヨミの國は其語義によつて明なるが如く毫も地下を意味して居らぬ。案するにハハの國は今代語の母國(祖國)と同じく本郷を意味し、スサノヲの命が大陸(母地)出身なることを暗示するものであらう。紀の一書には此神は新羅國に赴かれたと明記せられて居る。

ネ(根)の連カナミ(金身)

■天武朝の人(「紀」)。大津皇子を奉じて鈴鹿に參會したとある。姓氏録和泉皇別に此姓をあげ、天足彦國押人命の後と記して居る。同國日根に居住したから此名を負うたのであらう。

ネ(根)のカタス(堅洲)國

■カタスはカマシの轉呼。

■スサノヲの命が此國土及高天原から放逐せられた後の住國(「記」)。根の堅シ國の意で、前項根の國と同義である。——洲は借字であるが、或はシと調むのかも知れぬ。

■根國根之堅洲國とあるが、此がイザナミの命を意味せぬことは上記の通りである。

ネカバネ(根可婆禰)

■ネはナ(名)の原語。——ナの項下參照。

■名、榮稱の意。

■(續紀語) 丈部姉女ヲハ内々奴ヲ爲テ冠位舉給ニ根可婆禰改給ニ治給ニカバネもカバナの轉呼なることは其項下に述べた通りで、ナとネとは相通じて用ひられたのである。

ネギ(禱、願)

■ネは希望の意の助語(ナとも轉用せられる)。キは活用語尾。

■ネガヒ(願)の古語。——ネガヒは本來ネギの進行格である。——次項參照。

ネキ(彌宜)(嶋)

上運のネギ(願)の轉義で、人の爲に祝福を祈るといふ意から、ネギラヒ(嶋)の意にも用ひられる。神職をネギといふのも同じ意味から出たのである。

〔萬二〕かき撫でぞ ネギ賜はむ 打ち撫でぞ ネギ賜はむ(九七三)

ネキ(彌疑)野(山)

豊後國直入郡の地名(景行紀)。風土記によれば柏原郷(今も柏原村といふ)の南に位し、景行天皇巡狩の際、勅して兵衆を勞はれたによつて名を得たとある。或は禱事する祭場を設けられた地であつたかも知れぬ。

ネコマ(猫、家狸)

ネ(寝)コ(小)マ(獸)の意。——マの項下参照。

和名抄に猫和名ネコマ、似、虎面小、能捕鼠爲鼠類とあり、和名本草には家狸一名猫として同じ訓を與へて居る。ネコは其略語である。

靈異記上巻第三十條に、白髮部の廣國の父が狸となつて子の家に來り、供養の飯内等に飽いたといふ譚をあげ、狸をネコと訓してある。狸は家狸の略であらうが、其頃既にネコマを專してネコといつたものと思はれる。

ネコジ(根許志)——コジの項下を見よ。

ネサク(根折、根裂)の神

カケツチの神を斬つた十握劍の血滴から化生した神(記及紀一書)。石拆神と併せられて居るから、ネは此場合岩根を意味するものと思はれる。イハのハはホ(秀)の轉音であるから——イハの項下参照——之に對してネともいふたのであらう。

ねしくをしもぞ (歌詞)

大雀命(後の仁徳天皇)の御歌に

道の後こはた少女をあらそはすネシクをしもぞうるはしみ思ふとある(記紀)。ネシクのクは「者」を意味する助語で、「寝たもの(人)を美はしいと思ふ」といふ意である。——語法要録参照。

ネズミ(鼠)

ネはアナ(穴)のナと同語。

和名抄に鼠和名ネズミ穴居小獸種類多者也とあり、説文にも鼠穴虫之總名也とある。穴に住む故にネ(アナ)、ズミ(住)と稱へられたのであらう。大國主傳説にも鼠が穴の中から出て來て内はホラホラ外はスブスブといふたとある。

ネズミのイハヤ(鼠石窟)

豊後國直見郡に占據した土蜘蛛の石窟(景行紀)。鼠は借字で穴住即ち穴居の義であらう。

ネタシ(妬)、ネタミ(嫉妬)

ウハナリネタミと訓するは非、嫉にウハナリといふ意はない。——其項下参照。

ネバ (語尾)——語法要録参照。

ネヒメ(根日女)

播磨國賀茂郡の國造許麻の女(風)。於矣、哀矣二王に婚せられたが、奉仕するに至らずして歿したとある。ネヒメは嫡女の義であらう。

ネフ、ネム(合歡木)

後記ネムリ(眠)の語幹で、小葉の夜間閉合するのを睡眠に譬へて命名したのであらう。

和名抄に楯は合歡木其葉朝舒暮斂者也和名ネフリの木とあり、和名本草にも合歡に此訓をあてて居る。字鏡には楯及合歡をネフリと訓した。現代語でもネムといふ。

(萬二)晝はさき夜はこひ寝る合歡の花我のみ見むわけさへに見よ(萬二)吾妹子のかたみの合歡木は花のみにさきて蓋しく實にならぬか。

ネムリ(眠)

ネムはネ(寝)ミ(見)の轉。ミは活用語尾。

夢(夜見の轉)の國に遊ぶといふ意でネミ(寝見)と稱へ、之にミを添へて活用したのであらう。ネフリといふのは其音便である。

ネモコロ(彌毛己呂)

ネは系、モコロは庶兄弟姉妹の意である。——男子のみならばモコロチといふ(其項下参照)——ネモコロは親近なものであるから、懇切、

ネタキ(強語)といふ語もあるから、ネタは語幹で、恐らくは希望の意のネから分化したのであらう。

記紀に嫉妬、憤慨、猜等をネタミと訓し、靈異記には例に此訓を與へて居る。熱望の意から思ふやうにならぬのを憤慨するにも用ひられたのであらう。

(萬二)郭公いとネタケくは橋の花ちるときに來鳴きとよむる

ネチケ(倭)

ネヤ(振)、ケ(形容接尾語)。

ネチ(展)の形容詞で、歪の意。

(萬二)奈真山のこのて柏のふたおもてとにもかくにもネチケ人のと。

ネトコ(根都古)草

ネツコ草と訓したものがあがるが意をなさぬ。

寢床草の意。

(萬二)芝付の御浦崎なるネトコ草逢見すあらば吾こひめやも

ネトコ草が或る種の草の名に用ひられたかは疑問である。或はネはネトコにきかせる爲に添へたので、トコ草といふものであつたのかもしれない。トコロ(野老)といふ蔓草の名があることを思ひ合はすべきである。

ネトリ(根鳥)の命(皇子)

應神天皇の皇子、御母は中比賣皇后(記紀)。ネトリはナトリ(食用鳥)の音便か、又は音鳥即ち鳴禽の意であらう。

怒熱等の意に轉用せられたのであるが、次の歌のネモコロの如きは尙原義によつて用ひられて居る。

〔萬二〕伊香保のソヒのハリ原ネモコロに奥をばかれそ まさかしよかば

上二句は地名を序に用ひたもので「同族同志末の約束すな現實さへよければ」といふことである。先學之を解しかれて、クダクダシク又はヒツコクの意としたのはこの場合の爲に特に設けた御都合主義の語釋で、萬葉集中屢々用ひられて居るネモコロのいづれにも適應せぬ。

ネラヒ(狙)、ネラハリ(狙)

ネラはネ(練)の轉で、練熟の義であるから、之に行爲を意味する語尾ヒをそへて狙の意を生じたのであらう。東語ではネヲハリとも用ひられた。

〔萬三〕山邊にはさつ男のネラヒかしこけど 牡鹿なくなり妻の眼を欲り

〔萬四〕とやの野に蒐ネヲハリをささも寝なへ千ゆゑに母にころばえ

ネリのムラへ(練乃村戸)

村戸をムラトと訓したものが意が通ぜぬ。

〔萬五〕萬葉集四卷大伴の家持の歌に「言とはぬ木尙あぢさるもろち等がネリのムラへにあぢむかれけり」とある(七五)。ネリは根の意で虚構をいひ、ムラへは叢生の約である。此歌はモロト(庶弟)の虚の叢生にすらも詐かれたといふ意で、紫陽花の叢にモロト、ムラハへをいひかけ、坂上の大郎女(家持の従妹)に誦まされたと思じたのである。

ねりをさみを (歌詞)

練緒、サ編緒の意。

〔萬六〕高砂に たかさこの さいさこの 高砂の 尾上にあたる 白玉つばき 玉つばき(多くの木に「玉柳」とあるが、「玉つばき」を可とする)

それしかと さん ましもがと ましもがと

ネリササミの みぞかけにせむ 玉柳 とある。「練緒、編緒の如く、御衣かけにせむ玉柳」といふ意。——愚案抄に「織たる衣をいふべし」とあり、守部が練緒染緒としたのは共に従はれぬ。

ネヲナク(哭泣)

ナク(鳴泣)の原義は音を立てることであるが、廣い意味に用ひられるので、慟哭を意味する場合には更にネ(音)を重ねてネヲナク、ネニナク(ナ、ニは助語である)というた。萬葉集にはネノミソ吾ナク(三卷)、吾ナネシナク(四卷)とも用ひた例がある。——ナキイサチ及アチネシナクの項下参照。

ねををへなくに (歌詞)

〔萬七〕寝ををへなくに「即ち「寝とげぬ」といふ意。

〔萬八〕萬葉集十四卷に「紫は根をかもナフル人の兒のうらかなしげなネチチヘナクニ」とある。歌の意は紫といふ草は根を用ひ終へるのによその頃の可愛いのを抱き寝し終へぬことといふので、根をチフを「寝を

フにいひかけたのである。

の

ノ (語幹)

〔萬九〕ネ(根)から分化したのであらう。

〔萬十〕延伸の意で、ノビ(伸)、ノシ(展)の如く活用せられ、ヌと轉音しては布、野等の意を生じた。ナガ(長)、タナ(棚引のタナ)、ニハ(庭)のナ、ニも亦此語から分化したのであらう。

ノ(筥)(笑)

〔萬十一〕ネ(根)の轉。

〔萬十二〕和名抄竹類に筥は箭竹名也としてノと訓してある。筥は竹の種名であるが、古語にサノリ(千箭)、イホノリ(五百箭)とあり(記、紀)、「ノ深に射立つ」など用ひたのは材料をいふものではなく、矢の部分名であらねばならぬ。案するにヤはエ(柄)の轉音でヤカラ(箭)を意味し、其の技を受ける所をヤハズ(筥)と稱へるから、ノは矢の根、即ちヤジリ(箭)であらねばならぬ。ヤが矢の義となつたやうにノが箭の意に轉用せられたことは勿論である。

ノオ(濃於)寺

〔萬十三〕播磨國飾磨郡の寺の名(靈異記)。ノオは野を伸して發音したので野

の郷の寺といふことであらう。——野といふ地名は姫路市の一部野里の名に残つて居る。四郷村の見野も之に含まれ、三野郷(和名抄)とも稱へられたものやうである。——今國分寺といふ村名のある地は古の國分寺の跡で、野の里であるから濃於寺は恐らくは國分寺のことであらう。

ノギ(ぎ、鯁)

〔萬十四〕ノ(筥)ケ(毛)の轉呼か。

〔萬十五〕上記矢鏃と形相類するを以て米夢の穂の剛毛をノギ(ノギ)と稱へ、轉じてトゲ(刺)と同義に用ひられる。山寺海幸彦傳説に頃者赤御魚於喉鯁とあるのは鯁に通はせて用ひたので説文に鯁食骨留咽中一也とある。鯁は魚骨で、鯁骨などと用ひられ別義である。和名抄に鯁はノギ魚刺在喉又骨鯁也としたのは鯁、鯁兩者を混同したのであらう(箋註)。

ノコ(能許)の浦(島)(泊)

〔萬十六〕福岡灣の中央志賀島の南にある一島で、今も殘島と稱へる。

〔萬十七〕〔萬十八〕からどまりノコの浦波立たぬ日はあれども家にこひぬ日はなし

(同) 風吹けば沖津白波かしまみとノコの泊にあまた夜ぞぬる

ノサキ(荷前)

〔萬十九〕ノはニ(荷)の原語。——ノリ(乘)、ノセ(載)の語幹。——サキは先の意で、最先に出す荷の意を以て買物をノサキと稱へた。

〔萬二十〕東人の荷向の箱の荷のなにも妹が心にのりにけるかも

ノス [助]

〔新年祭祝詞〕荷前、皇大御神ノ大前ニ如横山一打積置テ
 〔助〕ノ(助語)シ(其)の轉。
 〔助〕助語ノに形容語尾シの轉音スを添へたもので、ノの轉義によりコト
 シ(如)と同意となる。——ナスの項下參照——大和語ではナスと轉呼
 するを例としたが、東國では主としてノスの形が用ひられた。例
 (萬二) 利根川の河瀬もしらす唯わたり波に逢ふノス逢へる君かも
 (萬四) 下つ毛野みこもの山の小僧ノスマまぐはし千ろは誰がけかも
 たむ

ノゾミ(望、臨)

〔ノゾミ〕ハヌスミ(望)の語幹ヌスと同語であるが、語原を詳にせぬ。
 〔ノゾキ(視)〕とも用ひられるから、ノゾに視ふ意味があるものと思は
 れる。「紐鏡ノトカノ山」萬二といふ用例によれば、ノゾの原語はノ
 トとも發音せられたのであらう。尙可考。

ノチセ(後瀬)の山

〔ノチセ〕若狭國遠敷郡小濱町の南西方の小山の名。語義を明にし得ぬ。
 (萬四) かくくに人はいふとも若狭道のノチセの山の後も逢はむ君
 (同) ノチセ山後も逢はむと思へこ死ぬべきものを今日までも生
 けれ

ノチのアスカのヲカモト(後飛鳥岡本)の宮

〔ノチのアスカの宮〕齊明天皇の宮(紀)。舒明天皇の御宮跡に皇居を建築せられたから

後飛鳥岡本宮と稱へる。田身(多武)峯の頂まで取入れられたとあるか
 ら、壯大なものであつたのであらう。

ノト(能登)の臣

〔ノト〕は國郡名、川名等に用ひられた語であるが、其義を詳にせぬ。能
 登の郡(國)は半島の咽喉の意を以て名づくといふ説もあるが、尙一考
 を要する。
 〔ノト〕崇神天皇の皇子大入杵命の裔(記)。後記國造と同家であらう。

ノト(能登)の臣オトミ(乙美)

〔ノト(能登)の臣オトミ(乙美)〕萬葉作家。越中國羽咋郡の擬主張とある。

ノト(能登)の臣マムタツ(馬身龍)

〔ノト(能登)の臣マムタツ(馬身龍)〕齊明朝の人(紀)。肅慎遠征の際戦死したとある。

ノト(能登)川

〔ノト(能登)川〕大和國添上郡にあり、春日山に源を發し、三笠山の麓を流る、細流
 である。或はイザ川ともよばれる。

〔ノト(能登)川〕(萬二) ノト川の水底さへに光るまでに三笠の山は疾きにけるかも
 (萬三) ノト川の後には逢はむしましくも別るといへば悲しくもあ
 るか

ノト(能等)の國造

〔ノト(能等)の國造〕成務朝大入來命の孫彦狹島命が拜任した(傳)。但し大入來命を活目
 (垂仁)天皇の御子としたのは崇神天皇の誤であらねばならぬ。ノトの

國は和名抄能登國能登郡(今鹿島郡)とある地方の稱呼であつたのであ
 らう。

ノトカ(能登香)の山

〔ノトカ〕萬葉集十一卷に「紐鏡ノトカノ山も誰が故に君來ませるに紐とかず
 れむ」とある。ノトカは地名には相違はないが、所在を明にせぬ。其解
 と音が近いからいひかけたので、歌の意は「其解と名によばれる山さへ
 もいかに君來ませるに紐解かず疑むや」といふにある。從來「誰が故」の
 マといふ語に捉はれて解き憚んだが、マはド(ドレ、ドナラ、ドノのド)
 とも轉じ、何、いかにと同義に用ひられる語で、此場合には何か故にと
 いふことである。——ヒモカガミの項下參照。

ノトセ(能登湍)河

〔ノトセ〕萬葉集にノトセ川を詠じた次の如き歌がある。
 (卷三) 小波の磯越路なるノトセ川音のさやけさたぎつ瀬毎
 (卷三) 高瀬なるノトセの川の後に逢はむ妹には吾は今ならずとも
 コセは大和國高市郡の地名(和名抄)であるから、ノトセ川も其附近を
 流れる川であつたのであらうが之を詳にし得ぬ。

〔ノトセ〕又案するに近江國坂田郡能登瀬(息長村の大字)を流る川(息長川、今
 は天の川といふ)をノトセ川ともよび、其附近にコセといふ地があつ
 たのかも知れぬ。コセはコソ、コシに通じ、種族名であるから(其項下
 參照)大和以外にコセといふ地があつたとしても少しも不思議はない。
 第三卷の歌の磯越路はイソコシチともよみ得られる。古の古志國は主
 として越前地方のことであるから、近江のノトセをコシチといふたこ
 ともあり得るが、十二卷の歌にコセナルとあるから、尙コセといふ地

名とせればならぬ。待ニ後考。

ノトミ [動]

〔ノトミ〕嗚呼びの意。口語のノトを鳴らすといふに同じい。萬葉集五卷賀
 問答の歌に「メエトリのノトミ居れば」とある。メエトリは枕詞であ
 る。——其項下參照。

ノトリタ(荷持田)村

〔ノトリタ〕羽白熊鷹といふ土酋の占據地(神功紀)。筑前國朝倉郡秋月野鳥谷
 といふ地が之に擬定せられて居る(地辭)。ノはニ(荷)の古語でトリは
 取持ことを意味するから持の字をあてたのであらう。

ノノシリ(罵詈) [動]

〔ノノシリ〕ハナシ(罵)の疊頭語ナナシの轉呼であらう。ハは活用語尾。
 ——ナシの項下參照。

〔ノノシリ〕「鳴し鳴し在り」の意から叱咤の義を生じたもので、ナリ(鳴)がノリ
 と轉音し、宣の義から罵詈の意に轉用せられたのと同じ趣である。

ノハラ(笑原)の連

〔ノハラ〕物部氏十二世麻作連の後(傳)。ノハラは讚岐國香川郡笑原郷(和名
 抄)又は神名帳淡路國三原郡笑原神社とある地であらう。

ノホ(能頰、能褒)野

〔ノホ〕ノボ(登)の語幹。
 〔ノホ野〕伊勢國鈴鹿郡の地名。今もノボ野といふ。倭建命薨去の地である。

語義は「登り野」であらう。

ノミ(家)

語原を明にせぬが、住居を意味するノミといふ語が存したやうである。或は要害の意のノミの轉義であるかもしれぬ。紀に新家をニヒノミと訓し、和名抄讃岐國阿野郡新居は爾比乃美と註せられて居る。伊勢國一志郡桃園村大字新家は今もニノミと稱へられ、其外安藝國安藝郡多家神社は神名帳にはオホイへと旁訓してあるが、オホノミを正しとし其祠官は大吞氏といふ。

ノミ(祈、請) [動]

ノミはノビ(伸)の語幹。——其項下參照。
ノ(伸)ミ(身)の義で、ヒレフシ(平伏)と同じく、懇請祈願するときの姿勢を表現し、祈請の義に轉用せられたのであらう。叩頭稽首の字をあてたのは義舞である。

ノミ(能美)の郷

肥前國藤津郡の郷名「風」。——和名抄にも見えるが、今所在を詳にせぬ。——景行朝此里の土蜘蛛火白、中白、小白が皇命に抗拒したが、紀直祖日子に討伐せられ、叩頭て罪を乞うたので能美郷といふとある。——若彦は國造本紀にも葛津の國造とある。

ノミ(野見)の宿禰——ノミの宿禰の項下を見よ。

ノミのキヤシリ(能美之御幣物)

ノミのキヤシリの條下を見よ。

雄略朝河内の志幾の大縣主が借上の罪を問はれ、ノミのキヤシリのものを奉つて恩赦を請うたとある(記)。語義は「平身の禮をする代り」のものといふことであるが、ハラハツ物と同じ意義を以て上納したのであらう。——ハラハツモノの項下參照。

ノリ(海苔)

常陸風土記に海苔俗曰ニ乃理とある。
ノはナ(食物)の轉呼であらう。リについては次に考證する。
海苔の總名である。和名抄にはアチノリ(珍麗)、アマノリ(神仙菜)、ムラサキノリ(紫菜)、フノリ(海蘊)、トリサカノリ(鵝冠菜)等をあげて居るが、海苔には訓を施して居らぬ。出雲風土記備後郡紫菜島はノリシマと訓ませたのであらう。
珍麗は珍麗ともかき、和名本草には河中側製なりとあつて、厚、殼、製には義なく、此種藻類を意味するリといふ音を表示したと思はれる。案するにノリの原語で、邦語では單語音を厭ひ、食用とするといふ意味を以てナを冠したものであらう。

ノリ(宣)(法)(罵)

ナリの轉呼。
ナリ(鳴)即ち發聲の意から轉じて揚言、宣言の意に用ひられ、再轉して宣告、法定の義となつた。罵言をノリといふのも怒聲を發するからであらう。宣の義からノリト(祝詞)、ミコトノリ(勅)などいふ語を派生し、祝をナロとも稱へたやうである。——イモナロの項下參照——
神隱語で女祝をノロとよぶのも同義から出たものと思はれる。

ノリコト(詔琴)

詔を詔とあらためて、ヌコトと讀むのは誤りである。

ノリの原義は上述の如くナリ(鳴)で、コトは言と同じく聲音を意味するから、鳴響の義を以て樂器をノリコトと稱へたので、コト(琴)は其專稱であらう。——詔言所の義とする宣長説は從はれぬ。
記大國主神の章)取持其大神之生太刀與生弓矢及其天詔琴一面

ノリト(祝詞)、ノリトコト(詔戸言)

ノリは宣の意、トは動詞から抽象名詞をつくる接尾語であるから、トの項下參照——ノリトの原義は「宣る事」の意で、之にコト(言)をそへると「宣ることの言葉」即ち祝詞の義となるのであるが、ノリコト(事)の意を以てノリトともいひ得られるから、通例はノリトとのみ稱へる。
天兒屋命布刀詔戸言(白面)

ノリハマ(乘濱)

常陸國信太郡の地名「風」。倭武天皇海邊巡幸の際此濱に多くの海苔が乾してあつたからノリ濱と名づくところ。和名抄信太郡の條トにも見えた地名で、今の稻敷郡阿波村字神宮寺附近であらう。昔は此附近まで海水が達したものだと思はれる。

常陸の人根本君の說によれば、大正五年稻敷郡高田村諏訪神社から發見せられた弘和元年(室町時代初期)の靈牌に藤原卿の召墓に應じた爲め乘濱で斬罪に處せられた十三名士を弔ふといふ意味が記され、右の十三士の墓は十三塚と稱し、今も神宮寺村附近同地から高田村に

通ずる縣道の旁に残つて居る(一家缺)から、乘濱はこの十三塚の所在地の舊名であらねばならぬといふことである。

ノロヒ(詛)

ノリ(宣)、ハヒ(活用語尾)。——語法要録參照。
原義はノリ(宣)と同じく揚言の意であるが、轉義により呪詛をいふにも用ひられるやうになつた。

は

ハアカルタマ(羽明玉) [神]

スサノナの命上天の際玉を獻した神(紀一書)。——舊事紀及古語拾遺には之を櫛明玉命とし、玉作の祖とある——天窟戸の草下に玉作遺祖天明玉とある(紀一書)と同一神である。ハはホ(秀)の轉で映の語幹であるが、「天」と同じく美稱で、明玉を神格化したものである。天明玉(櫛明玉)はイザナギの命の子とせられて居る。

ハイヤキ(灰焼)

大嘗會奉仕者の一人(貞觀儀式、中臣壽詞)。延喜式には燒炭とあるが(男子)、凡造酒司酒部一人、燒炭一人、延喜五人、入ト食山、先祭山神、燒得、藥灰一斛とあるから、炭は灰の誤寫で、同じくハイヤキと訓むのであらう。造酒式に熱後以久佐木灰三升(和合一強)とある。

久佐木は馬鞭草科の一灌木で(海州常山又は臭挽桐とかく)、之を焼いて灰を作るものをハイヤキと稱へたのであらう。
 灰を混和する理由は詳でない。貞觀式には白黒二酒ともに混すとあり、延喜式には黒酒のみに混じ、其之を和せざるものを白酒といふとある。着色の爲ならば灰にも及ばぬから、——中原康宮記には鴨振(鳥糞)とある——恐らくは上代辭母に代用せられたのであらう。尙攷究を要する。

ハエ(南、南風)

ハヤ(疾)の轉呼。
 ハヤチと同じく疾風を意味する語であるが、本州及四國九州では南の風が最強烈であるので、「南風」の意に用ひられ、更に轉じて「南」の義となつた。——九州及沖繩の地名に南風とかいてハエと訓むのは之によるもので、先島群島ではハイ、フエイ、ハイと轉呼して「南」の意に用ひて居る。

マリアナ語ハヤ(南)も同系から出たのであらう。

ハエ(生)(黄)

顯宗紀に實此云波曳と訓してある。
 ハ(葉)・エ(活用語尾)。

葉の義から分化して草木の發生の意に用ひられたのであらう。黄は字書に草木初生貌とある。

(萬二)打橋に 生ひをなれる 川藻もぞ 枯るれば波由流(六)

ハエ(蝕)

アエの轉呼か。
 推古天皇三十六年及舒明天皇八年の紀に日蝕の蝕をハエと訓してある。日月の蝕を果花のアエルに譬へたものであらう。——アエの項ト參照。

ハエ(葉江、葉延) (人)

安寧天皇の妃川津媛、孝昭天皇の妃停名城媛、孝安天皇の妃長媛の父(紀一傳)。磯城縣主とある。懿德天皇の妃泉媛も亦葉江の男弟猪手の女とせられて居る。いづれも本傳ではないから、説話があつたとも考へられるが、磯城縣主の初世はクロハヤ(黒連)とよばれ(紀)、安寧天皇の后は記によればトノハエ(殿延)の女阿久斗比賣とあるから、磯城氏はハエを以て通稱としたのかも知れぬ。名の所由は不明であるが、ハヤとも轉呼する所を見ると「南」を意味したのであらう。

ハエ(黄)媛

市邊押磐皇子の妃(紀)。諸弟曰として驍臣女と分註せられ、舊事紀には其驍臣兼田宿禰の子也とある。——アタタの宿禰の項下參照——顯宗、仁賢二帝の御母であるが、押磐皇子御遺體後の消息は傳へられて居らぬ。

ハエ(黄、波延)媛(比賣)

繼體天皇の妃、和珥臣河内の女とある(紀)。——記には阿倍之波延比賣とせられて居る——上記市邊押磐皇子の妃とは同名異人である。

ハエイロト(組某弟、蠅伊呂村) (人)

組は坂(籠)と通し組を互すといふ意であるから、ハエ(延)の假字に用ひられたもので、蠅は和名抄にハへと訓してあるが、語義上ハエと發音したと思はれるのみならず、組某姉には次項の如くハエイロネといふ訓もあるから、姑くハエと訓して置く。

孝靈天皇の妃(紀、記)。記によれば、安寧天皇の御孫和知都美命の御子で、後記ハエイロネの御妹とある。御父王が淡路の御井宮に居られたとあるから、ハエ(南)家の弟姫の意を以てハエイロトと呼ばれたのであらう。——イロト、イラツコの項下參照。

ハエイロネ(組某姉、蠅伊呂泥) (人)

ハエイロネ又はハエイロネと訓したのもあるが、義に基いてハエイロネと訓むを可とする。——前項參照。

孝靈天皇の妃(紀、記)。一名を倭國香媛(紀)、又は意富夜麻登久邇阿禮比賣命(記)といふとある。記によれば安寧天皇の御孫和知都美命の御子で、上記ハエイロトの御姉である。名の義はハエ(南)家の姉姫といふことであらう。——イロネ及イラツコの項下參照。

ハエラ(葉江男) (人)

舊訓ハエチとあるが、或は「男」の字は其下の「弟」につけて訓み、名はハエだけであるかも知れぬ。

懿德紀に一云として皇后は磯城縣主葉江男弟猪手の女泉媛とある。男弟の間に句讀を切り「葉江男の弟」と訓むべきものとしても、ハエとハエチとは同人であらう。——其項下を見よ。

ハカ(墓、陵)

ワカの轉呼であらう。

ワの原義は剛であるが、樺の意にも用ひられるから、ワカは樺處即ち墓地の義となるのである。之をハカと轉呼し墓の意に用ひる外に、原義により區別した場所をもハカと稱へた。——沖繩語では今も此意に用ひられる。——例

(萬二)天なるやささちの小野に茅草苜草かりハカにうつらな立つ

ハカ(波加)村

播磨國安栗郡雲里の地名(風)。天日槍命が此地に先着したので、伊和大神が先に到らむとは度らざりきといふたからハカ村と號けたとあるが其疑はしい。ハカ(陵)によつて名を得たのであらう。手足を洗はずして村に入るものがあると、必ず雨が降ると傳へられたのも聖地なるが故と了解せられる。

ハカタ(博多)山の陵

孝昭天皇の陵(記、紀)、掖上と冠稱せられて居る。南葛城郡御所町の西南三室村にある。ハカタは區劃田の意であらう。

ハカヒ(羽我比)

カヒはカヒナ(腕)の原語であるから、——其項下參照——羽支即ち翅をハカヒと稱へたのであらう。

(萬二)葦邊行鴨のハカヒに霜ふりて寒き夕は大和しおもほゆ

ハガヒ(羽易、羽買)の山

大和の山名。所在は明確にし得ぬが、春日連丘の一であらう。

大島のハカヒの山に、汝が戀ふる妹はいますと(三三三)

ハカマ(禪)

ハキ(穿)マ(裳)の轉呼。

裳を二つにわけ左右の足を一本づゝ容れるやうにしたものをハキマ(ハカマ)と稱へた。今いふ猿股又は股引状のものであらう。袴は其進化したもので、禪は借字である。

ハカリ(葉刈)

カリはキリ(切)と同語。

刃物の種類の名。アチスキ高彦根命の劔を大ハカリ(大葉刈、大量)と稱へたとあり(記、紀)、手置帆負、彦狭知の二神は天の御量(量)を以て大ハカリ、小ハカリの材を伐つて燭の殿を作つたとある(古語拾遺)。ツム(尖)ハカリに對する語で、刀身が尖鋭ではなく、葉のやうな形をしたものをハカリと稱へたのであらう。

古語拾遺に御量の下に大小斤雜器等之名也と分註してある。斤は新又は斧の略字で、此場合は刀剣ではなく、大小の斧(又は鉞)の如き雜器を意味するといふことである。——斤量の義とするは俗説である。出雲風土記備前郡の條下にも天御量といふ字が用ひてある。此一節は錯簡があつて讀みにくい、やはり鉞の類を意味するもの、やうである。

ハカリ(計、謀)

上記區別の意のハカに語尾リを添へて活用したもので、度量の義から轉じて策謀の義にも用ひられるやうになつたのである。

(大祝祝詞) 八百萬神等ヲ神集集賜ト神議議賜ナ

古語ではオモヒ(思)といふ語のみを用ひたらしく「思兼命をして思はしめた」とあるが、ハカリといふた用例はない。紀、記には謀、計、策等をハカリ又はハカリゴチと訓してあるが、假字書せられたのではなから、證とすることは出来ぬ。

バカリ (助語)

上記計の意のハカリから分化したもので、程度を意味する。後世の語であるが、萬葉集にも次の用例がある。

(卷二) 久ならば 今七日バカリ 早からは 今二日バカリ(三三八)

ハギ(萩、芽、芽子)

ハ(齒)キ(木)。

小さい葉が齒牙に似て居からハギと稱へたのであらう。芽の字を用ひたのも此に从ひ、牙(齒)に从ふ會意字と解すべきである。

ハギ(脛)

和名抄に説文云脛、和名波岐、脛也、釋名云脛ハ聖也言似物聖一也とある。語原を詳にせぬが、或は穿の意から轉じたのであるかも知れぬ。古典にも此語の用例は見えず、唯ヤツカハギといふ人名が脛の長い人といふ意によつて名づけられたもの、やうに解せられて居るのみである。——ヤツカハギの項下参照——但しイナセハギ、アサハギ、七ツカハギのハギは別語と思はれることは次項に述べる通りである。

ハギ(剝、脛)

ホコ(秀子)の轉呼で、ヒコ(彦)と同義であらう。

稻背脛(神代紀)、麻剝及七季脛(景行紀)の如き人名に見えらる語である。之を脛の意と解する事は困難であるから、——各其項下参照——一種の稱號とせればならぬ。恐らくは八千矛、日槍等のホコの轉呼であらう。但しヤツカハギは脛の長い人の意に用ひられたらしく思はれることは上記の通りである。

ハギ(作、剝)

ハ(及)、キ(活用語尾)。

キは行爲を意味する活用語尾であるから、刃物を以て工作することをハギと稱へたのであらう。木竹を削つて箭を作することをヤハギといひ、木の皮を剥ぐにも刃物を用ひるのでハゲ(剝)と稱へた。後者から廣く剝脱の意に通用せられるやうになつたのである。

ハクキ(波區藝、波久岐)の國

吉備の國名。應神朝鴨別といふものが此地の縣主に封ぜられたとあり(紀)、後記の如く豐玉根命が此國の造を拜任したとあるが(舊)、風に此名を失うたので所在を詳にし得ぬ。ハハキと音が近いから、備後の北部内郡と總稱せられる地方を以て之に擬するものもあるが、(地名辭書)、確證がない。語義も亦不明であるが、キ(紀)族の一支の名から出た地名ではあるまいか。

波久岐を與之岐の誤として周防の吉敷郡と推定するものがあるが、鴨別は吉備の人で、其子孫も亦吉備の笠臣と稱するから、安藝を越え

て周防國に封ぜられたものとはおもはれぬ。

ハクキ(波久岐)の國造

阿岐國造同祖金波佐彦の孫豐玉根命が拜任した(舊)。但し崇神朝のこと、あるのは疑とせればならぬ。此方面の國造はいづれも成務朝より古いものはなく、阿岐國も同朝天湯津彦五世の孫が任命せられたとあるから、其支流とすれば其より早いことはあり得ぬ。

ハククミ(羽裘)

ククミはククモリとも用ひられ、クミ(コミ)、クモリ(コモリ)の疊頭語である。羽で裘を縫ふするといふ意を以てハククミと稱へたのであらう。後世育をハククミと訓むのは轉義である。

旅人の宿りせむ野に霜降らば音が子ハククメ天のたつむら(萬葉) 武庫の浦の入江の渚鳥ハククモル君にはなれてこひに死ぬ(同)

大ふれに妹のるものにあらませばハククミもちて行かましもの

ハクツウ(博通)法師

萬葉作家。傳不明。

ハクヒ(羽咋)の海

能登國羽咋郡(和名抄)の海をいふ。——ハクヒの語義不明。(萬葉) しほ路からただ越えくればハクヒの海朝なきしたり船堀も

ハクヒ(羽咋)の君

石衝別王(垂仁皇子)の裔(記)。後記羽咋國造と同氏であらう。

ハクヒ(羽咋)の國造

雄略朝三尾君の祖石衝別命の兒石城別王が拜命したとある(舊)。甚しく世代が相違するから、石城別王は上記の如く羽咋の君と稱へたので、國造に任ぜられたものは其四五代後の子孫であらう。

ハグリ(羽栗) (氏)

萬葉作家。天平八年新羅派遣使節隨員(缺名)。光仁朝に山城乙訓郡の人羽栗の異といふものが臣のカバネを給はつたとあるから、其先代であらう。寶字五年藤原清河朝臣を迎の爲め入唐して其ま、清河と共に被地に留まつた羽栗の類といふものがある(續紀)。或は此羽栗と同入ではあるまいか。羽栗は山城國久世郡の地名であらう(和名抄)。

ハグリ(羽栗)の臣

天押日子命(孝昭皇子)の裔(記)。ハグリは和名抄尾張國葉栗(波久利)郡とある地で、木曾川南岸であつたが、中世水路變更し、郡中を貫流するやうになつたので、河北は美濃國に轉屬して羽栗郡と稱へ、近年中島郡と合併して羽島郡と改稱した。

ハクリ(葉栗)の郡カハシマ(川島)の社

葉栗は上記の如く、もと尾張國の一郡で、川島は木曾川の川中島であつたが、今美濃に屬し川島村の名を存して居る。尾張風土記「萬葉抄

所引)によれば、聖武朝此社の神が白鹿となつて出現したことを凡海人部忍人といふものが奏上したとある。

ハコ(莒)

ハケ(葉莒)の轉呼。

上古食物就中飯は木の葉に盛り、之をハケ(ハコ)と稱へたが、轉じて木其他の原料を以て製した餅、莒の類をもハコと稱へるやうになつた。さりながら古書にハコとあるのは多くは食器を意味するやうである。例

(仲哀記) 限(夜利島阿閉島)爲(御宮)割(柴島)爲(御願) (播磨風土記) 信深貝遊(上於御飯宮)殊(美臺郡條下)

ハコ(莒)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が難破した時、箱の落ちた所を箱丘と稱へたとある。然るに同郡枚野里の條下には日女道丘の神が大汝命と會見のとき、食物及宮器を備へたによつて號くと説かれて居る。兩者同一地をいふものとおもはれる。

ハコクニヌ(葉木國野)の尊

豐國主尊の一名(紀)。ハコはトヨに相當する語と思はれるが、語原を詳にせぬ。——トヨクニメシの項下參照。

ハコネ(箱根、莒根)

足柄山脈南部の山地をいふ。葦の湖を圍んで山嶺莒の形をなすが故にハコ嶺の名を負うたのであらう。

あしがらのハコネとび越え行く鶴のとしき見れば日本しお

もあやし

あしがらのハコネの山に粟まきて實とはなれるをあはなく

あしがりのハコネの嶺ろのに、草の花つまなれや紐とかず

寝む

ハコヤ(菟姑射)の山

莊子に見えた神仙郷である。天皇御讓位後の居所をハコヤの山とい

ひ、或は之によつて仙洞御所とも稱へる。

無何有の里におきてあらば菟狐族の山を見まく

近けむ

ハサ(羽狭)

後記ハサマの項下を見よ。

腹中紀五年の條下に大空から「羽田の汝妹はハサに葬立往」といふ

聲が聞えたとあり、輕太子の御歌にも「ハサの山の鳩の下泣になく」と

ある。後記ハサマと同語で、峡谷の意であるが、兩例ともに墓地の義

に用ひられたもの、やうである。上古の墓地はこのやうな地點に選ば

れたのであらう。

ハサマ(谷)

ハサはハソ(細)と同源。

細間の意で「間」と同義であるが、峡谷の意にも轉用せられた。——

略してハサ又はサマとも稱へられる(各其項下參照)。

天日槍の從人が土着したといふ近江國鏡村の谷、又は蘇我入鹿の谷、

宮門(紀に谷此云波佐麻と訓註してある)は峡谷の意であるが、ハサ、

サマと同じく屍體を葬る場所といふ意を以て墓地の義にも用ひられた

もの、やうで、武烈紀に影媛の詠として次の如き歌がある。

青丹よし 奈真のハサマに 歌じもの みつくへこもり 水そ、

ぐ 鮎のわく子を あさりつな猪の子

ハサマ(谷)の直シホテ(鹽手)

弘文天皇の將(天武紀)。粟津市に斬られたとある。姓氏錄によれば

谷直は漢師建王の後也とあり、坂上大宿禰と同祖といふ谷宿禰がある。

續紀及三代實錄に見える文部谷忌寸及文部谷直といふ氏も之と關係が

あるやうに思はれる。漢直の一族でハサマ(谷)といふ地に居住したか

ら此名を負うたのであらう。

ハサマ(谷)の直ネマロ(根麻呂)

天武朝の人(紀)。大伴の吹負連の配下。

ハシ(箸)(椅)(橋)

クシ(串)と同じく桿材を意味する語。ヲを添へてハシラ(柱)とも用

ひられる。箸(筋)、椅(梯)、橋等は次に釋明するが如く其轉義である。

ハシ(箸)が桿材を以て製られるが故に此名を得たのは當然で、昇降

の用に供せられる桿材をもハシ(椅)とよび、之に刻を設けて足が、リ

としたものはキサハシとよばれ、二本の桿材即ちハシメテ(梯)に架

したコ(横木)をハシゴといひ、轉じてハシ(梯)と同義に用ひるやうに

なり、或る二點に架け渡すが故にカケハシとも稱へられるのである。

水を渡る爲に使用せられる桿材もまたハシで、橋の字をあてたが、水に浮べるものをワキハシ(浮橋)と稱へ、船舟の義に用ひた。後世の語に桿をハシケといふのも橋木の意である。水上高く架するものはタカハシ(高橋)と稱へられ、舟楫はウツハシとよばれた。桿材の代りに飛石を設けて川を渡る用に併したものをイハハシ(石橋)といふのもハシの轉義である。——各其項下參照。

ハシ(好)

ハハ(秀)の轉。シは形容語尾。秀といふ意の形容詞で、好、美、愛の義にも轉用せられる。

ハジ(土師)の臣(連)

ハジはハニシの連濁で、訛つてハセともいふ。ハニシの臣(連)に同じい。——其項下を見よ。

ハシ(箸)の墓

崇神紀に倭迹々百襲姫(又は倭迹々姫)命を大市に葬り、其陵を箸墓といふとある。今磯城郡織田村大字箸中に遺跡がある。箸と稱する所は此皇女が箸で陰部をついて棄去せられた故と説明せられて居るが勿論信するに足らぬ。神人合力して作つたといひ、大阪山の石を運んで山から墓まで人民和睡いたとある所を見ると、大規模の石柩を構築せられたので、ハシはヲ(柩)シ(石)の意であらう。——ヲの項下參照。

ハシカ(端鹿)の里

播磨國賀毛郡の地名「風」。——今も加東郡上東條村に端鹿谷といふ

字がある。昔神が葦子を村々に配られた時、此村で不足したので、間有哉といはれたから、ハシカと名づくと言明せられて居るが、神崎郡にもハシカ(波自加)といふ村があり、他の國にもある地名であるから、恐らくは土師處即ちハニシの居住地の意であらう。

ハジカ(波自賀)村

播磨國神前郡の地名「風」。——今も粟賀村字福本の南に初鹿野といふ名が残つて居る。——大汝命の尿を小竹が彈き上げて其衣を汚したからハジカメといふとあるが、上記のハシカの里と同義によつて名を買つたものであらう。此郷をハニ國と稱へたのも土師と縁があるやうに思はれる。

ハジカミ(蓋)

ハシ(好)カ(香)ミ(實、芽)の意。芳香のある實(芽)の總稱である。和名抄に牛蓋はツレ(臭)のハジカミ(字鏡にも牛蓋に同じ訓を與へて居る)、蜀椒をテルハジカミ又はフサハシカミ、蜀椒をイタチハジカミ、辛夷をコアハシカミ、吳茱萸をカハシカミと訓してあるのを見ても、其項まで胡椒、蓋類は盡くハジカミと稱へられたことが明である。されば神武天皇の御製に「植ふしハジカミ口ひやく」(記、紀)とあるハジカミも蓋にかざるものと断定するのは早計である。

ハシキヤシ

ヤシは感動詞で、「ハシ(好)きかな」といふ意。——ハシキヨシ、ハシケヤシとも用ひられる。

原義を離れ一個の感動詞として、體詞的に歌詠に挿入した場合が多

ハシケヤシ

ハシケはハシキの古語。ハシキヤシと同義。例 (倭迹命の御歌) ハシケヤシ我家のかたよ雲ふたちくも(記)

(萬四) ハシケヤシ間近き里を雲ふにや戀ひつつ居らむ月もへなくに 此後の歌のハシケヤシも亦「さもあらばあれ」の意である。

ハシタテ(樹梯)

梯の意で梯の親柱をいふのであるが、ハシゴ即ち横木が梯そのもの、義に轉用せられたやうに、——ハシの項下參照——ハシタテも亦梯の義に用ひられたのである。

垂仁紀に神庫能高我能爲神庫一造梯登煩登庫平、故謗曰神之神庫、樹梯之とある。樹梯は借字でハシタテと訓み、梯と同義に解し、「神の秀倉も梯子から」と譯すればよく意が通ずる。準別皇子の歌に「ハシタテのさかしき山も」(紀)ともあるのも「梯のやうに峻しい山」といふ意である。丹後風土記にイザナギの命が天に昇降せられる爲に用ひられた大石があるので其地を天梯立といふとあるハシタテも同義である。

從來タテを動詞と解釋して居るが、其場合にはタテハシといふべきである。——雲のカケハシをハシカケとはいひ得ぬ。——タテは崖の意にも用ひられ、直立又は縦行するものを意味する名詞であるから、イトタテ(麻糸を織とした蓆)の如くも用ひられるのである。

ハシタテ(椅立、塔楯)

枕

い。——體詞を句中によみ込むことは古歌にも其例があり、神樂、催馬樂に於ては屢見る所である。——例

(萬二) 御名にかゝせる 飛鳥川 萬代までに 早敷屋師 我大君の かたみにこゝを(二六)

(萬三) 石ばしる垂水の水の早敷八師君に請ふらく我が心から ヨシ(真)と同じく、ハシ(好)も亦「縱」の義に轉することが出来るので、ハシキヤシはヨシエヤシと同様に、「さもあらばあれ」の意に用ひられることがある。例

(萬二) 早敷屋師はぬ子故に徒に此川の瀨に雲の裾ぬれぬ (同) 飯子八師吹かぬ風故玉くしげ開きてさ騒し吾ぞ悔しき 此等の例を「愛しき子」「好しき風」と解するのは無理である。

ハシキヨシ

ハシキヤシの音便。ハシキヤシと同義で次の如き用例がある。

(景行天皇御製) ハシキヤシ我家の方ゆ雲ふたち來も(紀)

(萬三) ハシキヨシ今日のあるじはいそ松の常にいまされ今も見る こと

(萬二) ハシキヨシ妹が姿を見ず久に奥にし住めば我こひにけり 後の歌は家持が久し振りに上京したとき人に昇する爲に懼れ作つて置いたもので、原歌は頭二句「朝參の君がすがたを」であるが、美人に逢うたときには右の如く改める筈であつたとある。

(萬一) ハシキヨシかくのみからに墓ひ來し妹がこゝろのすべもす べなき 此歌のハシキヨシは「さもあらばあれ」と解せればならぬ。

■クラ(倉)及クマキ(熊木)の枕詞。クラはタナを設けて其上に物品を收藏することを例とし、之に梯を立て昇降するからで、クマキは組木に通ずるが故に梯の棧を組むことにいひかけたのであらう。例(連徳王の歌)ハシタテの倉橋山をさかしみと岩かきかれて我が手とらすし(記)

(萬七)ハシタテの倉橋川の川のしづ菅余が刈りて笠にもあます川のしづ菅

(萬二六)ハシタテの熊木のやらに新羅芥おとし入れわし、かもてかもてな泣かしそれ浮き出づるやと見むわし

右の外にも例が多い。

ハシヒト(間人)の宿禰オホウラ(大浦)

■ハシヒトは走卒の意である。——ハシヒトの連の項下を見よ。

■萬葉作家。單に間人宿禰ともある。此姓は後記間人連の項下に見え、神別、皇別の二系があるが、此人はいづれに屬するか判明せぬ。刊本に大浦(紀氏見三六帖)とあるのは後人の追記であらうが、紀氏といふのが事實であるとすれば、全然別系とせねばならぬ。ハシヒトは大氏族に分属したから、紀間人もあり得ぬことではないが、他に所見がない。

ハシヒト(間人)の皇女

■舒明天皇の御子、御母は寶皇女(孝極天皇)。孝德天皇(御叔父)の皇后である。間人連が奉仕したから名を負はれたのであらう。

ハシヒト(埴部)の造

■舊訓ハセツカマとある。ハセツカマはハシヒトと同職家であるが、丈部といふ字を充當することを例とするのみならず、埴部穴穂皇女(欽明紀)は用明紀に穴穂部間人皇女とあるから、埴部は間人に通じ、ハシヒトと稱へられたものとせねばならぬ。

■天武十二年連に昇格(紀)。十三年宿禰に昇格した後記間人連と區別する爲に特に埴部の字を用ひたものと思はれる。姓氏録山城神別に西埴部は鴨縣主同祖鴨建玉依彥命之後也とあるが、此造(連)家が之と同系であるか否かは判明せぬ。

ハシヒト(間人)の連(宿禰)

■ハシはハセ(走)の原語。

■走人即ち使丁の部長の意。

■饒速日命供奉三十二將の一人玉櫛彥命の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏録には神別と皇別とに間人宿禰をあげ(左京)。神別は神魂命五世の孫玉櫛比古命之後也としてある。其外穴穂部の間人(用明紀)、中臣間人連(孝德紀)及山城間人連(姓氏録)等がある。ハシヒトといふ民部を設定せられたといふ記録はないが、ハセツカマ(丈部)と同じく、上代から存立し獨立民部の外に他氏族に分属したものであらう。

■穴穂部間人皇女は欽明紀に埴部穴穂部皇女とある。埴部はハシヒトの借字である。——ハニシ(土師)をハシともいひ、部はヒトとも訓み得るからである。——然るに文字に捉はれてハシヒトを土師人の義と解するのは大なる誤で、如此誤解ならんが爲に舊訓には義によつてハセツカマと點してあるのである。ハセツカマ(丈部)は走使部の意でハシヒト(走人)と意を同する。

ハシヒト(間人)の連オホフタ(大蓋)

■天智朝新羅討伐軍の裨將(紀)。天武朝廣瀨大忌神祭祀に任じた間人蓋も同人であらう。釋紀には此人をも間人連大蓋としてある。

ハシヒト(間人)の連シホフタ(鹽蓋)

■推古朝の人(紀)。任那の使人接待に任じたとある。

ハシヒト(間人)の連ミウマヤ(御厩)

■齊明朝の人(紀)。新羅の導引によつて渡唐せんとして果さなかつたとある。

ハシヒト(埴部、間人)のアナホベ(穴穂部、穴太部)の皇女(王)

■埴部は舊訓ハセツカマとあるが、ハシヒトと訓むべきことはハシヒト(埴部)造の項下に述べた通りである。

■欽明天皇の皇女。生母は蘇我の小姉君(小見比賣)で、用明天皇の皇后、聖德太子の御母である(紀、記)。用明紀には穴穂部間人皇女とある所を見ると、アナホベは部名又は地名で其間人連が奉仕したが故に名を負はれたのであらう。紀によれば御弟皇子も同一稱號を用ひられた(次項を見よ)。

ハシヒト(埴部)のアナホベ(穴穂部)の皇子

■欽明天皇の御子、生母は蘇我の小姉君(紀)。——記には三枝部の穴太部王とある——天香子皇子とも住迹皇子とも稱へられた(紀)。御姉

皇女と同じ稱號を用ひられたのである(前項参照)。

ハシヒト(埴部)のフキ(賦積)

■賦積は釋紀に賦積としてシキと訓してある。いづれを正しとすべきか不明。

■天武朝の人(紀)。大津皇子を奉じて天皇に鈴鹿に參候したとある。上記埴部造家の人であらう。

ハシムカフ(箸向)〔枕〕

■オト(弟)の枕詞。ハシはハシラ(柱)の原語で、坐席を標識する爲に柱を建て若くは家屋の柱を家人の坐席に配當する古習が存し、——これは南方民族にも例のあることである——兄弟の柱は對向して居る所からハシ向オト(弟)とつづけたのであらう。神及貴人をハシラ(柱)を以て數へるのも之によるものである(ハシラの項下参照)。

■(萬六)父母が、なしのまに、箸向 弟の命は(ハシムカフ)

ハシユミ(波士弓、梶弓)

■ハツ(彈)、ユミ(弓)

■ユミは射器の總稱で、其様式によつて色々の名がある。——ユミの項下参照——ハシユミも其一で彈弓の義であるが、其制式を詳にせぬ。紀に梶弓(梶此云波平)と訓註してあるといふ字をあててあるので、字によつて説をなすものがあるが、梶にもあれ、櫛にもあれ、弓材となるべきものではないから、梶は借字とせねばならぬ。

ハシラ(柱)

① ハシ(柱)ヲ(接尾語)。
 ② 榊材の意から「柱」をいふに用ひ、柱を以て坐席の標識としたが故に神及貴人の數稱にも用ひられたのである。——ハシムカフの項下参照。

③ (記上) 此三柱神者並御神成坐而隱身也
 (記上) 見立天之御柱
 (神代紀) 以三岐取羅鳥爲國中柱
 (記、紀、祝詞) 底津石根宮柱太

ハシリデ(走出)

① 走出の義で今のことばでいへば「押出し」といふにあたる。——ワシ
 ヲアといふ(其項下を見よ)。
 ② (萬三) 忍坂の山は 走出の よろしき山の いでたちの くはしき
 山ぞ(三三二)

ハシリミツ(走水)の海

① 相模國の地名(記、紀)。弟橋姫入水の地で、今も三浦郡に此名が残つて居る。語義は字の如く水流の走るが如きなうたのであらう。

ハジロクマワシ(羽白熊鷹) (人)

① 神功朝筑紫の荷持田に占據した土豪(紀)。身に翼があつてよく高翔すところがあるが、其はワシといふ名から案出せられた譬喩であらう。羽白熊鷹は宛字で、別に意義があるのであらうが、尙之を明にし得ぬ。

ハスハ(波須波)の社

① 出雲國神門郡の神社(風)。何等説明を與へられて居らぬが、ハスハ

はアスハと同じく、スハから出た語で、スハ族の祖神を祭るものと思はれる。——アスハの項下参照——郡中高岸里がアチスキ高彦命の由縁の地とあるから、此附近に存したのであらう。此神は宗像女神の出で、ムナカキはスハと同族である(各其項下参照)。

ハセツカヒ(駆使)、ハセツカヒベ(丈部)

① ハセ(走)、ツカヒ(使)、即ち急使の意である。
 ② 八千矛神の歌にもアマハセツカヒといふ語があり、ハセツカヒベ(丈部)といふ部民があつた。後世の飛脚である。丈部又は杖部の字をあてるのは杖を所持した故であらうが(丈は杖の略字)、之はつく爲のものではなく、使者の標識であつたのであらう。即ち使節の節にあたるものと思はれる。——ハセツカヒベは約してハセツカヒともいふ。
 ③ 驅使の制度の出来たのは稍々後の世のことであるから、上代の記事に驅使とあるのは恐らくはハセツカヒのことであらう。

ハセツカベ(丈部)の直オホトシ(大歳)

① ハセツカヒベといふべきを約してハセツカベといひ慣はした。
 ② 萬葉作家。下總國印旛郡の人。姓氏録によれば、丈部に造、首及無姓のもの二氏があるが、直家は見えぬ。案するにハセツカベは其性質上諸國に置かれたのであるから、部長は必しも二、三系統に限られなかつた筈で、部人中の名門といふ意味で直と稱するものもあり得たと思はれる。

ハセツカベ(丈部)の造ヒトマロ(人麿)

① 萬葉作家。相模國の助丁。姓氏録には大彦命の後裔と稱する丈部造

(右京)をあげて居るが、必しも同一氏ではあるまい。

ハセツカベ(丈部)のイナマロ(稻麿)

① 萬葉作家。駿河國の人。

ハセツカベ(丈部)のカハヒ(川相)

① 萬葉作家。遠江國山名郡の人。

ハセツカベ(丈部)のクロマサ(黒當)

① 萬葉作家。遠江國佐夜郡の人。

ハセツカベ(丈部)のタツマロ(龍麻呂)

① 萬葉集三卷に天平元年攝津國班田史生丈部龍麻呂が自經したのを悲しむ歌がある。傳不明。

ハセツカベ(丈部)のタリヒト(足人)

① 萬葉作家。下野鹽屋郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のタリマロ(足麿)

① 萬葉作家。駿河國の人。

ハセツカベ(丈部)のトリ(鳥)

① 萬葉作家。上總國天羽郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のマロ(麻呂)

① 萬葉作家。遠江國山名郡の人。

ハセツカベ(丈部)のヤマシロ(山城)

① 萬葉作家。上總國武射郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のヨロマロ(與呂麻呂)

① 萬葉作家。上總國長狭郡の上丁。

ハタ(幡)(布)(旗)(織機)

① ハ(葉、羽)、タ(接尾語)。
 ② 木の葉、鳥の羽のやうに薄くひらひらしたものの意で、魚の鱗をハタといひ、魚類を鱗廣物、鱗狭物(記、祝詞)とも稱へる。布(又は服、褶)をハタと訓するのと同義で轉じて幡、旗の義となり、布を織る機織をも意味するやうになつた。

③ 帆もまた古はハタと稱へたのではないかと思はれる。——ハは帆の字音の約である——鳩舟はハタフネ即ち帆舟の轉呼であらう(其項下参照)。

ハタ(陸田、白田)

① ハ(葉)タ(田)の意。
 ② 水田(佃)に對する語として陸田又は白田の二字をあて、白田を合はせて島といふ字が生まれた。火田は和名抄にヤキハタと訓せられて居るが、之を一字に合はせた如く今ではハタと稱へられる。神代紀にも陸田種子をハタツモノと訓してある。ハタの作物はハタケといひ、後世島の意にも轉用した。和名抄には此語を白田(陸田)及曉にあて、上

記陸田種子をも波多介豆毛乃と訓してあるが、此二項は箋註にも論じたやうに後人の加筆があるやうである。

仁賢紀に嘯を波陀詠と訓註したのは、人名なるが故に敬語としてエ(兄)をそへて呼稱したので、斯(辨妻之田也と註してある)そのものがハタエと稱へられたわけではあるまい。和名抄は上記のやうに白田と同じく八太介と訓し、一本にも詠を譯にあらためてハタケとしたものがあるが、仁賢朝時代にハタケがハタの同義語として用ひられたとは考へられぬ。

ハタ(羽田、波多)

和名抄大和國高市郡波多郷、式に波多神社及波多懸井神社をあけて居る。今の高取村、舟倉村地方。菜田(畑)から出た地名であらう。

ハタ(爲當)(當)

ハ(助語)・タ(接尾語)。

モとハとが對立するやうに、ハタも亦マタ(モタ)と對立し、略ど同様の場合に用ひられるが、絶體と相對との相違がある。——語法要録参照。

萬(一) みよし野の山のあらしの寒けくにハタや今宵も吾が一人れむ
萬(二) 瘡々も生けらばあらむハタヤハタむなさを取ると川に流るな

萬(三) さなしかの鳴くなる山を越え行かむ日だにや君にハタ逢はざらむ

右の外例が多い。
ハタに當(爲當)、將の字をあててるのは之に相當する漢字がない爲で、

字とは義を異にするから、當て嵌らぬ場合があるのである。

ハタ(癩)、ハタケ(痲癩)

韓語ハタ(ハトク)と同源か。

和名抄に白癩をシラハタと訓し、推古紀には癩にもハタと點してある。箋註には白癩を大威の白人と同一視し、白癩の意としてあるが、癩は斑に通じ、膚全體が白い意ではあるまい。恐らくはハダラ(斑)と同語で、——推古紀には右の癩を斑皮とも白癩とも記して居るのである——韓語で基をハタ、黒白の紋をハタと稱へるハトクと同源の語であらう。豊後風土記には痲癩に謂ハタと訓註してある。口語でもハタケと稱へるのである。

ハタ(波多)の朝臣ヲタリ(小足)

萬葉作家、傳不明。——ハタの臣の項下を見よ。

ハタ(羽田)の朝臣ムコヘ(齊)

齊此云三幸五閑と訓註してある。

持統朝の人(紀)。嘉言選集を命ぜられたとある。ムコへの語義及齊の字をあてた理由は説明せられて居らぬ。
案するにムコヘは庶子家の義、即ち子弟の令宿所を意味し、齊は書齊などいふ意を以て之に充てられたのであらう。

ハタ(秦)の忌寸イハカツ(石勝)

天武朝の人(紀)。朱鳥元年土左神奉幣使に任ぜられたとある。——ハタの遺の項下を見よ。

ハタ(秦)の伊美吉イハタケ(石竹)

萬葉作家。稱徳、光仁朝に飛騨守、播磨介等に歴任した(續紀)。

伊美吉は天武朝制定の八色姓中忌寸にあたるもので、寶字三年の制により常に忌寸とかくことに定められたが、尙後世まで此字を用ひたものゝやうである。——イミキの項下参照。

ハタ(秦)の忌寸朝元

萬葉集十七卷に天平十八年正月太上皇から雪の歌を召されたが詠み得なかつたとある。醫術に長じ漢語を能くしたので重用せられ、圖書頭、主計頭を歴任、養老三年忌寸の姓を賜はつた(續紀)。備風藻によれば父を辨正法師といひ、大寶中二子を伴うて入唐したが、長子と共に彼地に没し、二子朝元のみが歸朝し、天平中遣唐使判官として再び入唐したとある。

ハタ(秦)の忌寸ヤソシマ(八十島)

萬葉作家。越中國の大目とある。

ハタ(波多)の臣(朝臣)

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。——舊事紀には日本武尊の御子武養靈命を波多臣の祖として居るが、此氏は他書に所見がない。

ハタ(羽田)の臣(缺名)

孝德朝の無能官吏(紀)。

ハタ(波多)の臣ヒロニハ(廣庭)

推古朝の人(紀)。新羅征討軍副將。

ハタ(波多、羽田)の君(真人)

大ホド王(應神天皇の御孫、若沼毛二俣王の子)の裔(記)。天武十三年真人に昇格(紀)。大ホド王の子孫は多く近江、越前地方に占據したから、此ハタも亦其方面の一名と思はれるが、所在を明にせぬ。

ハタ(秦)の公

應神朝に歸化した弓月の後(拾)。弓月(繼體王)は秦始皇十三世の孫と自稱したので秦君と呼ばれたのであらうが、秦をハタと訓むのは部下の民に權威の伎人が多かつた故と思はれる。ハタは布の意で、所買初綿軟於肌膚二故訓秦字二謂之波陀一とある古語拾遺の註記には従はれぬ。其子孫數系にわかれて勝、造(伴造)、連、忌寸、宿禰等のカバネを用ひ、太秦、秦大藏、秦井手、秦長藏、秦原、葛野秦、村市秦等の氏名を名乗つた。

ハタ(羽田)の公ヤクニ(矢國、八國)

弘文朝の人。其子大人を率ゐて天武天皇に歸服したとある(紀)。十二年諸國境界限分の爲に派出せられた。

ハタ(波多)の國造

和名抄土佐國幡多郡(現存)とある地、古は一國をなし、崇神朝天尊與命依三神教云二國造と定められたとある(舊)。

ハタ(波多)の郷

出雲國飯名郡の地名(風)。和名抄にも此名が見え、今も波多村と稱へる。波多郡美命が天降した地なるが故に名を貰うたとある風土記の説明は本末顛倒で、ハタは陸田を意味するのであらう。

ハタ(秦)の伴造

欽明朝秦大津父に賜はつた稱號(紀)。秦人戸數七千五百三十三戸以大藏椽爲秦伴造とある。大藏椽は大津父をいひ、秦の民全部の長とせられたといふので、トモの造は軍に造といふと同義である。ハタの造の項下参照。

ハタ(旗)野

和名抄大和國高市郡波多とある地の野をいふのであらう。

萬里(萬里)霞ふりいたも風吹き寒き夜やハタ野に今夜我が獨れむ

ハタ(秦)の造(忌寸)

雄略朝分散した秦民を聚めて秦酒公に隸屬せしめられた。酒公は百八十種勝部を統率して胡蝶を貢納したとある(紀)。ウツマサの項下参照——造のカバネを給はつたとは明記せられて居らぬが、其草に秦造酒とも記されて居る所を見ると、爾來此民部の長として秦のミヤツコと名乗つたものと思はれる。上記秦の大津父が欽明朝に伴造に任ぜられたのは、酒君の子孫に事實上統率權がなくなつて居たからであらう。兩者の子孫はいづれも秦造と稱し、天武十二年連に昇格、十四年更に忌寸のカバネを給はつた(紀)。

ハタ(秦)の造カハカツ(河勝)

推古—皇極朝の人(紀)。龜道を抑壓したことによつて有名である。

ハタ(秦)の造クマ(熊)

天智朝大和留守司の小吏(紀)。壬申亂に大伴の吹負連に誅はれ、横鼻をつけ馬に跨つて高市皇子來攻の虚報を飛鳥の西營に觸れあるたとある。

ハタ(秦)の造サケ(酒)

秦の酒公と同人。——其項下を見よ。

ハタ(秦)の造タクツ(田來津)

天智朝百濟守護に派遣せられた人(紀)。唐軍と戦つて敗れ奮闘して斃れたとある。次章に朴市の田來津とあるから、孝徳朝に古人皇子の謀叛に黨した朴井の秦造田來津と同人であらう。——其項下参照。

ハタ(秦)の造ツナテ(綱手)

天武朝の人(紀)。九年卒去。壬申亂の功により大輔上を贈位せられたとある。持統紀十年に忌寸の姓を給ふとあるのは追賜であらう。

ハタ(波多)岡

常陸と下野との境(風)。新治郡の西境とある。所在不明。

ハタ(葉田)のアシモリ(葦守)の宮

應神天皇吉備行幸の際の行宮(紀)。和名抄に備前國上道郡幡多郷とあり、今も幡多といふ村名がある。葦守は其一地點であらうが遺跡を詳にせぬ。

ハタ(秦)のアテラ(吾寺)

孝徳朝の人(紀)。蘇我の山田石川麻呂に連坐して殺されたとある。

ハタ(秦)のオホクラ(大藏)の造マリ(萬里)

萬里は舊關ヨロツサトとあるが、マロ(麻呂)の轉呼で、マリと訓むのであらう。

齊明朝の人(紀)。大藏の管理に任じた秦造であるので覆姓となつたのであらう。後記大藏椽大津父の後ではあるまいか。

ハタ(秦)のオホツチ(大津父)

欽明朝の人(紀)。山城國紀伊郡深草里の商賈であるが、陰徳により天皇東宮におはしまする召し出され寵遇を得、御即位後大藏椽に任じ、秦の民七千五百三十三戸を聚めて隸屬せしめられ、秦伴造となつたとある。大津といふ地に居住したことがあるので大津主とよばれたのであらう。——チは此當時禮那といふほどの軽い意味に用ひられた稱號である。

ハタ(秦)のコヘマロ(許遍麻呂)

萬葉作家。傳不明。

ハタ(秦)のサケ(酒)の公

ハタ(波多)のヲカサキ(丘岬)

大和の層宮(添)縣の地名(紀)。新城戸岬といふものが之に占據したとある。此所の所在は明確ではないが、生駒郡郡跡村唐招提寺の西にある赤崩山が其であらうといはれて居る(通説)。

ハタクモ(旗雲)

ハタは翻語たるものを意味する語で(其項下参照)、布片狀の雲をハタクモと稱へた。今の専門語でいへば積雲で、青天にあらはれる白雲

雄略天皇の侍臣(紀)。秦民の分散を歎き統一を奏請して勳許を得、百八十種勝部を統轄して胡蝶を貢納した功によつてウツマサといふ姓を賜はつた。姓氏錄によれば弓月王の孫で、昔洞王の子とある。——ウツマサの項下参照。

ハタ(秦)のトモタリ(友足)

近江朝の將(天武紀)。近江の鳥籠山で敗戦し斬殺せられたとある。

ハタ(秦)のハシマロ(間滿)

萬葉作家。傳不明。

ハタ(波多)のヤシロ(八代、矢代)の宿禰

建内宿禰の子(紀)。波多臣、林臣、波美臣、屋川臣、淡海臣、長谷部君等の祖とある。應神紀によれば他の三兄弟と共に百濟に出征したとある。ハタは高市郡波多郷(和名抄)で、ヤシロは社によつて貰うた名であらう。

ハタ(波多)のヲカサキ(丘岬)

大和の層宮(添)縣の地名(紀)。新城戸岬といふものが之に占據したとある。此所の所在は明確ではないが、生駒郡郡跡村唐招提寺の西にある赤崩山が其であらうといはれて居る(通説)。

ハタクモ(旗雲)

ハタは翻語たるものを意味する語で(其項下参照)、布片狀の雲をハタクモと稱へた。今の専門語でいへば積雲で、青天にあらはれる白雲

である。

〔萬〕わたつみの豊族雲に入日さし今夜の月夜 清明こそ〔二五〕

ハタサヲ(橋機)

古訓サヲとあるが、サヲは橋(機)だけの訓で、機(橋)の字があまり。案ずるに橋機の轉置で、機はハタの假字であらう。

帆は古ハタとよばれたと思はれるから(ハタの項下参照)、帆柱又は帆桁はハタサヲと稱へられた筈である。神武天皇の御舟が橋機をさし度して橋根津彦を引入れた(記)——記には棹(橋機末)——とあるのも水竿と解しては實情にあはら。速吸門航海中に棹を用ひられたとおもはれず、之に反して帆走せられたものとすれば一旦帆を下された筈であるから、其處に有り合はせた帆柱又は帆桁をさしたことはあり得るのである。

ハタススキ(旗薄)

ススキの項下参照。

ハタは布、旗等を意味し、野生の禾草が一方に靡くさまを形容してハタススキというたので、決して種名ではない。其故にシヌ(旗)ともつづけて用ひられるのである。

〔萬〕阿騎の大野に ハタススキ 旗をおしなべ〔四五〕

〔萬〕ハタススキ尾花さが暮き黒木もち造れる家は萬代までに

はたすすき (枕)

ホ(穂)にかゝる枕詞。例 (神功紀) ハタススキ穂にいづる我や

〔出風〕ハタススキ穂ふり別けて

萬葉には穂に「ささい」で「卷二」、ホに出し君「卷二」、ホには出でじ「卷六」、ホに出る秋「卷七」にかけた例がある。右の外異例は

〔萬〕ハタススキ久米のわく子がいまして三穂の岩屋は荒れにけるかも

〔萬〕彼の子ろと寝すやなりなむハタススキうら野のやまにつく(月)かたよるも

とある。前者は句を距て、三穂にかゝり、後者はウラ(梢末)にかゝるのであらう。

はたたきも (枕)

ハタはハタの疊尾語、ハタハタに同じい。

ハタは翻々たるもの、稱呼(ハタの項下参照)、ハタハタした肝の意でハタタ肝と稱へたので、恐らくは肝臓の類をいふのであらう。

コ(心)の枕詞。上代人はコ即ちココロ(心)は臟腑に取かこまれて居ると考へたので、「肝向ふ」または「ムラ肝の」心とつゞけ、同じ意味を以てハタタ肝をもコ(心)の枕に用ひたのであらう。——内臟にムラ肝、ハタタ肝などの區別があるのは禽歌を屠ることによつて早く知られてゐたものと思はれる。

〔八千矛神の歌〕ハタタキモ これはふさはす……ハタタギモ こしよろし(記)

ハタツミ(波多都美)の神

出雲國飯石郡波多郷に靈座する神(風)。此郷が神の名を貰うたとす風土記の説明は本末顛倒で、波多郷の首長であつたが故に、ハタツ

オミ(大身)と呼ばれたのであらう。

ハタツモノ(陸田種子)

鳥ツ物の意、鳥の作物といふことである。

〔神代紀〕乃以粟稗麥豆爲陸田種子

陸田種子はハタツモノと訓せられて居るが、保食神の遺體に生じた上記のものが鳥作物の種子となつたといふ意ならば、ハタツモノノタネといはれば意が通ぜぬ。

ハタテ

ハタはハテ(果)、ハシ(端)と同語、テは方位を意味する接尾語。——語法要録参照。

端の方といふ意。

〔袁那王の御歌〕銷がハタテに 妻たてり見ゆ(記)——記には武烈天皇東宮の時の御歌とある。

〔志見臣歌〕大宮の チトツハタテ オみ傾けり(記) (萬)しきませる 國のハタテに 吹きにける 櫻の花の 匂はもあなに(二四元)

ハタネ(齒田根)の命

雄略朝の人(紀)。狭穂彦の玄孫とある。河内の何香に居住したもののやうであるから、ハタも亦其一地の字であらう。ネは敬稱。

ハタノヒロモノ(鰭廣物)、ハタノサモノ(鰭狭物)

魚類には皆大小の鰭がある。此特長によつて之をハタモノ(鰭物)と

いひ、——鰭をケモノと云ふに對し——大小魚の意でハタノヒロモノ、ハタノサモノと稱へたのである。

〔記上〕於是送三媛田彦神二而還到乃悉追聚諸廣物鰭狹物 (新年祭祝詞) 青海原住物者鰭ノ廣物鰭ノ狹物

ハタビ(波多毘)の大郎子

仁徳天皇の皇子(記)。又の名は大日下王とある。——記には大草香皇子とあるのみで、ハタビといふ御名をあげて居らぬ——或は御妹の名がうつたのであるかも知れぬ(次項参照)。

ハタビ(波多毘、幡梭)の若郎女(皇女)

仁徳天皇の皇女、生母は日向長媛(記)。雄略天皇の皇后となられた。記によれば亦の名を長日比賣とも、若日下部命ともいふとある。——若日下王又は若日下部王とも記されて居る——後記の如く應神天皇にも同名の皇女があらせられるが、此御子の御一名が長日比賣とある所を見ると、ハタはハツの轉呼でフト(太)とも通じ、長と同義に用ひられたものと思はれる。ヒはホ(秀)の意で、御兄皇子もイザホ別、ミヅハ別などと命名せられたのである。

ハタビ(幡日、幡梭)の若郎女(皇女)

應神天皇の御子、生母は日向の泉長比賣(記)。記には此宮嶺の所生中にはあげられて居らぬが、履中天皇の妃とある。ハタビの語義は前項に述べた通りである。

世代は違ふが履中天皇の御妹にもハタビの若郎女(皇女)と名乗られた方があつたことは上記の通りで、兩者共に若郎女では區別がつかぬ

から、御叔母にあたらせられる此皇女は大郎女と呼ばれたのが、混同したのであるまいか。

ハタヒメ(幡姫)

① 嵐城部連根宮喰の女。安閑朝に偷盜の罪によつて采女の丁に貶せられたとある(紀)。

ハタホコ(幡杵、幟)

① 旗竿の意。

② 靈異記に小予部の酒經が赤の髪をつけ、赤幡の杵を持つて救命を雷神に傳へる爲に輕に赴いたとある。ホコを携へたのは使節の標識と思はれる。——ハセツカヒの項下参照。——令の集解に古記を引いて公船以朱漆之とあり、赤色は官の徽章とせられたことがあつたのであらう。矛に赤幡をつけ赤髪をしたのも同じ趣意とせればならぬ。和名抄に華嚴經の偈を引いて寶幡をハタホコと訓したのは幡に其意があるからで、實には關係はなく、旗竿はみなハタホコといふたのである。

③ (萬二〇) 婆羅門がつくれる小田を喰む鳥まなぶた腫れてハタホコに居り

ハタヤス(果安) (人)

① 天武紀に蘇我の臣果安と大野君果安といふ異人同名が見える。名の所由は判明せぬが、語義は鳥谷であらう。居在地の地形によつて名を負うたものではあるまいか。

ハダラ(斑)

① ハタ(兼)、ラ(接尾語)。——ハタの項を見よ。

② 斑の意。ハダレ、ホドロとも轉呼せられた。

③ (萬二〇) 夜を寒みあさ戸をひらき出で見れば庭も薄大真(ハダラ)にみ雪ふりたり

ハダレ(波太禮)

① 前項ハダラの轉呼。

② 斑の意。雪のまだらなることをいふに用ひられる。

③ (萬二) 矢釣山木立も見えずちりまがふ雪のハダレの朝たのしも

(萬六) 泡雪かハダレに降ると見るまでに流らへ散るは何の花ぞも

(萬七) 御食むかふ南淵山の巖には落れるハダレかきえ残りたる

(萬二〇) 天雲の外にかりがれ開きしよりハダレ霜ふり寒し此夜は

ハチ(耻、辱)

① ホツの轉呼か。

② 黄泉傳説に令見辱(吾(記)、耻恨之曰(紀)とある外、耻、羞、辱等の字が屢々古典に見えるが、假字書した例がないから原語であると断定することは出来ぬ。或は産色がホに出るといふ意味から出た第二次生の語ではあるまいか。

③ (萬三) 山守のありける知らに其山に標結ひ立て、結びのハチしつ

(萬六) 辱を忍び辱をもたりて事もなく物言はぬ先に我はよりなむ

ハチコ(蛭子)の皇子

① 崇峻天皇の皇子、生母は大伴の小手子(紀)。蛭子は御幼名であらう。

ハチス(連)

① ハチ(蛭)ス(巢)。

② 實が蜂の巢状であるから名を負うたのである。其故に葉はハチスバといひ、花をいふにはハナバチスといふ語が用ひられた。——ハナハチスの項下参照。

③ (萬二〇) 勝間田の池は我知るハチスなししかいふ君が髪なきが如し

(萬二二) みはかしを 劍の池の ハチス葉の たまれる水の 行方な

み(三六九)

(萬二〇) ハチス葉はかくそあるもの意吉原呂が家なるものは字の葉にあらし

ハツカシ(羽束) (地)

① ヲ(標)、ツカ(家)、イシ(石)の約轉。——ハ、ヲ相通(語法要録参照)。

② 標家用の石をハツカシと稱へたので、磐墓のハシ、羽若石なども同義である(各其項下を見よ)。

③ 和名抄山城國乙訓郡羽束(波豆賀之)。神名帳に羽束師坐高御産日神社とある地。今も同郡羽束師村に其名を止め、其森は中世の歌にも詠まれて有名である。ハツカ石を産するが故に此名を得たのであらう。

ハツカシ(泊瀬)部

① 五十瓊敷命(垂仁皇子)に給はつた民部(紀一云)。ハツカシは上記山城の地名で、物部の占據地であつた(次項参照)。されば此部も亦兵戦に従事する隊伍を意味したのであらう。朝負部、大刀佩部、矢作部及楯部等と併せて給はつたとあるのも之によるものであらう。

ハツカシ(羽束)の造

① 上記ハツカシ部の部長。天武十二年連に昇格(紀)。姓氏録には彦姥津命の後と稱する羽束首及天佐鬼利命三世の孫斯鬼乃命の後といふ羽束(無姓)をあげて居るが、必しも同氏ではあるまい。

ハツカシ(羽束)の物部

① 饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。山城國羽束郷に定着した物部であらう。

ハツクニシラス(始馭天下、所知初國、御肇國) 天皇

① ハツはフト(太)と同じく、ホ(秀)から分化した語である。

② 神武天皇及崇神天皇を奉頌する稱呼(紀、記)。ハツは「初」を意味すると同時に、フト(太)とも通ずるから、神武天皇の場合には初國を知り賜ふ事を意味し、崇神天皇には此御世に四道將軍等を派出せられ、版圖が大に擴張したので、大國を統制したまふ天皇と申上げたのであらう。されば初國及肇國は借字と見るべきである。

ハツセ(長谷、初瀬、泊瀬) (地)

① ハツはフト(太)に通ずる。

② 大い河の瀬の意で初瀬は借字、長谷とかくのは其義訓である。

③ 大和國の郷名。——和名抄城上郡長谷(波都瀬)郷、今の磯城郡初瀬町及朝倉村——初瀬川の豁谷によつて名を負うたのである。此川は佐保川の一支流で長さ十里に過ぎぬ豁流であるが、コモリク(隠處)といふ枕詞を用ひられるほどの幽谷であつたのである。古は此地方一帯の

呼稱でハツセの國ともハツセの小國とも稱へられ、歌にも多く詠まれて居る。例

〔萬二〕こもりくのハツセ少女が手にまける玉は亂れてありといはず

〔萬二〕こもりくのハツセ小國に妻しあれば石はふめども尙ぞ來にける
右の外初瀬、初瀬山、初瀬川を詠じたものは極めて多い。

ハツセ(泊瀬)の王

〔天武、持統紀に此王の名が見えるが出自を詳にせぬ。〕

ハツセ(泊瀬)の仲王(王)

〔舒明天皇策立前、蘇我の馬子の處置に憤慨して薨去せられたとある(紀)。明記せられて居らぬが、聖德太子の御子なることは明である。法王帝説には膳臣加多夫古の女の所生とあるが、紀には此王の語として我等父子並自蘇我一出とある。境部の麻理勢(馬子の弟)が特に此王と親しい所を見ると、或は生母はマリセの女であつたかも知れぬ。〕

ハツセ(泊瀬、長谷)のアサクラ(朝倉)の宮

〔雄略天皇の宮號(紀、記)。此天皇は御名を大長谷皇子とよびまゐらせ、長谷に居住せられたので、皇居をも此地に設けられたのである。倉は借字でクラ(座)の意、朝座は朝廷と同義である。アサクラを地名とするは非、姓氏錄秦忌寸の條下に八丈の大蔵を宮の側に設け、貢物を納められたから朝倉宮といふとあるのも附會である。今の朝

倉村は此宮號をうつしたもので、其大字黒崎と岩坂との間が此宮の遺跡であるといはれる。

ハツセ(泊瀬)のイムミヤ(齋宮)

〔天武紀二年欲遣侍大來皇女于天照大神宮而令居泊瀬齋宮一是先帝身附近神之所也とある。是は後世の野宮にあたる。物忌せられる御座所なるが故にイムミヤと稱へたのである。〕

ハツセ(泊瀬)のシバガキ(柴垣)の宮

〔欽明天皇の行宮(紀)。遺跡不明。柴垣を用ひられたから此名を負はせたのであらう。〕

ハツセ(泊瀬、長谷)のナミキ(列城、列木)の宮

〔武烈天皇の宮號(紀、記)。ナミキは紀の譯字が正義で、並城の意であらう。宮殿が城をならべたるが如きを形容したものとおもはれる。今の長谷村大字出雲が其遺跡といはれる(通説)。〕

ハツセ(長谷部)の君

〔波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。ハツセ部といふ民部を假定せられた記録は見えぬが、崇峻天皇の御名を泊瀬部皇子と申上げるから、此部の存在したことは疑はなく、恐らくは雄略天皇又は武烈天皇に因んで設けられたのであらう。或は後記のハツセの舍人を專してハツセと稱へたのかも知れぬ。〕

ハツセ(長谷部)の舍人

〔雄略天皇の御世に定められた親衛部(記)。トネリ部の項下を見よ。ハツセは天皇の御居住地に因んで名づけたのである。〕

ハツセ(泊瀬部)の皇女

〔天武天皇の御子、生母は夫人の擬媛(紀)。萬葉集によれば河島皇子(天智天皇の御子)の妃とある。〕

ハツセ(泊瀬部)の皇子(天皇)

〔崇峻天皇の御名(紀)。欽明天皇の御子、生母は蘇我の小姉君。記には長谷部の若雀命とある(次項を見よ)——上記長谷部君が奉仕したから此名を負はれたのであらう。〕

ハツセ(長谷部)のワカササキ(若雀)の命

〔崇峻天皇の御名、生母は蘇我の小兄比賣(記)。紀には前項の如く單に泊瀬部皇子とある。恐らくは武烈天皇の御名小長谷の若雀命とまじられたので、紀の傳を正しとすべきであらう。〕

ハツハツ(波都波都)

〔ハツ(始)の疊語。ハツカ(ワツカ)のハツで、カは接尾語——「初」の義から轉じて「僅に」又は「辛うじて」の意に用ひられた。俗語のカツガツはハツハツの説とおもはれる。〕
〔萬二〕ハツハツに人を相見ていかにあらむ何れの日にかまたよそに見む
〔萬二〕くへ越しに夢はむ胸のハツハツに逢ひ見し子らしあやにかなしも

ハツム(波都武)之野

〔常陸國行方郡田里の地名(風)。倭武命が此地で弓矢を修理せられたからハツムといふとある風土記の説明はもの足らぬが、尙語義を明にし得ぬ。此野の北、海邊に香島の神子の社がある。〕

ハツヲ(波都乎)

〔ハツは秀ツから轉じた音で、フト(太)とも通ずる。ヲは尾又は緒でハツヲには秀ツ尾と太緒との二義がある。〕
〔萬二〕やま鳥の尾ろのハツヲに鏡かけとなふべみこそ汝によそりけめ

〔山鳥の尾ろ(口は接尾語)はハツ尾(秀ツ尾)の序で、太緒にいひかけたものである。歌の意は「太い緒に鏡をかけて汝を意に従へようとおもへばこそ寄り添うたのであらう」といふことで、女の歡心を得る爲にことごとしく誇つた男を其女の情夫が嘲つて詠じたのである。當時の東人は姿を寫す以外に裝飾にも鏡を用ひたものと思はれる。〕

〔山鳥と鏡との關係については劉敬叔の異苑といふ書に(代匠記所引)山鳥愛其毛羽映水則舞、魏武帝時南方賦之、帝欲其鳴舞而無由、公子蒼舒令置大鏡其前、鳥見之形而舞不止遂死とあり、山鳥が水鏡を見るときは普く俗間にも信ぜられて居るので、契沖は之と結びつけて説いたが、先學も論じたやうに右の古事が東人に知られて居たとはおもはれず、又山鳥に鏡をかけたとすることは、縦ひ尾が首の隈りであるにしても有り得ぬ事である。其故に「山鳥の尾」は序に用ひられたものとせればならぬ。但し山鳥の水鏡の僅鏡を思ひよせて之を用ひたことはあり得る。カガミをカケアミ(掛鏡)〕

の約、トナフをトラフの訛として、上の尾に網を引かけ捉へ得られると思つて汝に近づいたのであらう」と説明したものであるが、假にカケアミといふ語、又は其實物が存し、且重國に限つて良と同様に網を投げかけて鳥を捕へることが行はれたとしても、尻尾に引かけるやうな器用な鷹富は出来ぬ筈である。——鷗の尻尾を細引で縛つても投げることは必定である。

ハトリ(織部)の縣

織部はハトリを意味するのであるが、べを略してハトリといひ慣はして居る。

ハトリはハタオリ(服織)の約、其工人が居住したので地名となつたのであらう。

應神天皇が紀兄媛に給はつた地(紀)。和名抄に備前國邑久郡服部、備中國賀夜郡服部、備後國邑治郡服部郷とあるが、其いづれにあたるかを明にせぬ。

ハトリ(服部)のアタメ(皆女)

昔は和名抄備中國美賀郡皆部(安多)、參河國碧海郡皆見などとあるからアタメと訓むのであらう。

萬葉作家。武藏國都筑郡の上丁服部の於由の妻。アタメはアザとも通じ、「他」似而非の意である。

ハトリ(服部)のオユ(於山)

刊本川とあるのは恐らくは由の誤であらう。
萬葉作家。武藏國都筑郡の上丁。

ハトリ(服部)のミソ(彌蘇)の連

播磨風土記讃野郡彌加郡岐原の條下に見える人名。仁徳朝の執政大臣とあるが、史書には此名は見えぬ。ミソ(御衣)は名で服部の雑語。ハトリの連は姓氏録に天御中主命十一世の孫天御神命の孫と、僕之連日命十二世孫麻羅宿禰の孫との二氏をあげて居るが、ミソが何れの系に屬するかは不明である。

ハナカ(花鹿)の山

尾張風土記(釋紀所引)丹波郡吾後郷下に見える美濃國の地名。神名帳に大野郡花長神社とある地であらう。今揖斐郡谷汲村七社明神といひ、猿田彦を祀つて居る。——アヅラの項下參照。

ハナカツミ(花勝見)

花のさくカツミ(其項下參照)といふことで、陸奥に多く産すといはれて居る。萬葉集四卷には左記の如くカツテといはんが爲の序に用ひられた。
をみなへし咲澤におふる花カツミかつてもしらぬ戀もするかも

はなくはし(枕)

花精美の意。サツ(咲)の枕詞。
尤も天皇御製) 花くはし さくらのもめで(紀)

ハナタチバナ(花橘)

タチバナの項下參照。

花のさく橘といふ意。タチバナは本來其果實に與へた名であるが、其項下參照——移植後退化して主として花を觀賞するやうになつたから、ハナタチバナと稱へたのである。之を芸香料の一種名としたのは後世のことである。

(應神天皇御製) 我が行く道の かぐはし ハナタチバナ(記、紀)
(萬) 吾がやどの花橘のいつしかも珠にぬくべく其實なりなむ
(萬) を里なるハナタチバナをひきよちて折らむとすれどうら若みこそ

ハナツマ(花婿)

萬葉集十四卷に「あしがりの箱根の嶺ろのこくさのハナツマなれや紐とかす寝む」とある。今も新婦を花嫁といふが、たとひ新婦または初會であつても、實の妻ならばヒモをトカメといふ法はないから、此は妻とは名のみで實がないといふ意で、花妻と稱へたとせればならぬ。或は慶即ち姉妹共婚の遺風が言葉にだけ残つて居たのかもしれない。

ハナナミ(花波)の神

播磨國多可郡法太の里花波山に鎮座する神(風)。近江國の神とせられ、其妻を淡海神といふとあるが、アフミは明石郡オフミ(邑美)の郷をいふのであらう。

ハナタリ(鼻垂) (人)

豐前國英狹川上に占據した土豪(景行紀)。鼻垂は借字でハナはホネ(秀根)の轉呼、タリ(足)は美稱である。紀の文に妄假名號とあるのも、此名の尊大なることをいふのであらう。異俗の土豪と思はれる。

ハナナミ(花波)山

播磨國多可郡の地名(風)。近江國花波神が此山に鎮座するから、名を負うたとある。——前項參照。

ハナハダ(甚)

ハタハタの轉呼。——尾張國海東郡の甚目寺、伊勢國一志郡の甚目村の甚はハタと訓んで居る。
ハタの疊語で殊絶を意味する。今非常といふ意味に用ひられるのは其轉義である。
(萬) 甚多毛降らぬ雪ゆふここたくも天つみ空はくもらひにつゝ
(同) ハナハタも夜ふけてな行き道の邊の雲世の上に霜のふる夜を

ハナハチス(花蓮)

ハチスは實の名稱であるから、花をいふ場合にはハナハチスと稱へる。恰もタチバナ(橘)の花をハナタチバナといふと同様である。
(引田の赤猪子の歌) 日下江の入江のハチス花ハチス身のさかり人ともしきるかも(記)

ハナヒシヒシ(鼻毗之毗之)

ヒはヒリ(放)の語幹、シは形容語尾。——(排)の項下を見よ。
ヒシは鼻液を垂れる事の形容であるが、嘘をいふにも用ひられた。
(萬) 嘘かひ 鼻ヒシヒシに しかとあらぬ 嘘かきなでて(八五二)

ハナリ(放)

語幹ハナは(排)から出たもので、類、放の意を以てハナリとも、ハナチ(ハナシ)とも活用せられたのであらう。——(への項下参照)。

放の義から散髪をいふに用ひられた。上代は頭髪を剃り又は剪ることはなく、——剪剃の器もなかつたやうである——兒童は男女ともにマラハ(其項下参照)即ち今いふオカッパであつたが、長ずるに及び男子は鬘(鬘角、ミヅラ(鬘)に結び、婦女子は垂髪とした。其肩に達するほどをウナキ(項房)といひ、其よりも伸びたものをハナリと稱へたので、端末を結んで折かへすこともあつた。ウナキハナリ、ウハナリ、チハナリ等も其から出た語である(各其項下参照)。

ハニ(埴)

ハニはへの轉呼。
ハニ(容器)にする土の意、粘土をいふ。
上代土器を製するに必要缺くべからざるものとせられたので、御八玉神は鶴となつて海底からハニを昨ひ出して八十尾良迦を作つたとあり(記)、神武天皇も丹生川上の祭事に用ひる爲に天香山の土を取らしめられたとある(紀)。ハニには有色のものが多く、古事記、萬葉集には赤土又は黄土の字を之にあてた例がある。ハニを産する所をハニフ(埴生)といふ。

ハニ(土)氏モモムラ(百村)

萬葉作家。大宰の少監とある。ハニ(土)は土師連の略稱であらう。

ハニイホ(埴廬)〔地〕

攝津國三島郡の地名(欽明記)。新羅人の居住地とある。今の阿武野の舊名土室が之に擬せられて居る。

ハニシ(土師)、ハニシベ(土師部、土部)

ハニ(粘土)、シ(爲)。

粘土を加工することをハニシといひ、其工人の部をハニシベと稱へた。——ハニシは約してハジともいひ、又ハトヤマを單にハトリといふやうに、ハニシ部の意にも用ひられる。

此部民を定められたことは史書に見えぬが、垂仁朝野見宿禰が埴輪を献じたとき、出雲の土部壹百人を召し寄せたとあるから古來存在したであらう。和名抄には河内、和泉、上野、下野、丹波、因幡、備前、阿波、筑前、筑後等に土師郷をあげ、其他諸國にハニシ、ハジ(又はハセ)、ハジカなどいふ地名があるのは此需要の多き工業が諸國に存したこと物を語るものである。——ニへのハニシの項下参照。

ハニシ(土師)〔人〕

萬葉作家。越中の國府の遊行女婦とある。

ハニシ(土師)の臣

垂仁朝野見宿禰に給はつた姓(紀)。埴輪を献上した功により土部の職に任ぜられ、且改姓せしめられたとある。後日土師連と改めた。——次項参照。

ハニシ(土師)の宿禰ネマロ(根麻呂)

持統朝の列事(紀)。ハニシの連の項下参照。

ハニシ(土師)の宿禰ミチヨシ(道良)

萬葉集十七卷に越中國史生とある。

ハニシ(土師)の宿禰ミミチ(水通)

萬葉作家。第十六卷の註記に大舍人土師宿禰水通字曰志麻呂とある。

ハニシ(土師)の宿禰ヲヒ(甥)

天武朝の遺唐學生(紀)。十三年新羅を経て歸朝したとある。

ハニシ(土師、土部)の連

上記ハニシ部民の長。野見宿禰の後とある(紀)、同人は土部臣の姓を給はつたのであるから、其後連と改稱したのと思はれる。——菅家傳記によれば仁徳朝に三世の孫身が連のカバネを授けられたとある。——始祖野見宿禰が埴輪を献上した功によつて此連家は皇室の裏御を管掌し、天武十三年宿禰に昇格した(紀)。斐斐、菅原、秋篠、大枝氏等は其の支流である。

ハニシ(土師)の連アケ(吾笥)

雄略朝の人(紀)。土師連の祖とある。贊土師部設定の爲め攝津國來狹狹村、山背國内村、俯見村、伊勢國藤形村及丹波、但馬、因幡の私民部

を献じた。恐らくは贊土師連の祖といふ意であらう。アケはアギと同じく本來は敬稱である。——アギの項下参照。

ハニシ(土師)の連イハムラ(磐村)

崇峻朝の人(紀)。穴穂皇子の捕手に差向けられたとある。イハムラは名で字の通りの意であらう。

ハニシ(土師)の連ウサギ(菟)

推古朝の人(紀)。新羅使人接待を命ぜられたとある。

ハニシ(土師)の連ウマテ(馬手)

天武朝の人(紀)。屯田司の舍人とある。天皇蒙塵の際菟田の吾城^{アキ}で御伴人に食を供した。

ハニシ(土師)の連コトリ(子鳥)

雄略朝の人(紀)。勅命により紀の小弓宿禰の陵墓の構築に任じたとある。

ハニシ(土師)の連チシマ(千島)

近江朝の人(天武紀)。安河の戦に村國連男依に敗られ、虜となつたとある。

ハニシ(土師)の連ホド(富村)

天智朝唐國に留學中旅費缺乏し、大伴部の博麻に救はれて歸朝した人(神統紀)。

ハニシ(土師)の連マシキ(真敷)

天武十一年卒去(紀)。壬申の年の功により大錦上の位を追贈せられたとある。

ハニシ(土師)の連ム(身)

孝徳朝の人(紀)。蘇我の山田石川麻呂の自盡を報告したとある。

ハニシ(土師)の連ヤツテ(八手)

孝徳朝の人(紀)。遣唐使一行の護送に任じたとある。

ハニシ(土師)の連牛テ(猪手)

斐斐連の祖(紀)。推古朝筑紫で薨去せられた来目皇子の殮葬を管理する爲に周防國斐斐に派遣せられた人。皇極朝皇祖母命の喪事にも任じたとある。

ハニシ(土師)のイナタリ(稻足)

萬葉作家。天平八年遣新羅使隨員とある。土師宿禰又は連家の人であらう。

ハニシ(土師)のサバ(娑婆)の連牛テ(猪手)

上記のハニシの連キテと同人。

ハニシ(土師)のヤシマ(八島)の連

欽明朝の人(紀)。蘇我の馬子の富奥。八島は名で、土師連の族員であらう。

ある。

ハニシナ(埴科)のイシキ(石井)

信濃國の地名。ハニシナは和名抄にも見えた郡名で今も其名を存するが、石井の所在は判明せぬ。清泉によつて名を負うたのであらう。

シナはヒナ(夷)から轉化した語で此國名をはじめ此地方の稱呼に多く用ひられる。ハニ(粘土)を産するシナ野といふ意であらう。シナ野の項下参照。

ハニフ(波邇賦)坂

河内から大和に越える坂で、河内國丹比郡(今の南河内郡埴生)にある。其附近をタチヒ野と稱へた。

ハニフ坂我が立ち見ればかきろひの燃ゆる家むら妻が家のあたり(記)

ハニフ(埴生)のサカモト(坂本)の陵

仁賢天皇の御陵(紀)。河内國南河内郡埴生村にある。

ハニヤス(埴安) [地]

ハニ(埴)ヤツ(谷)の轉呼。

大和の地名。今其名は残つて居らぬが、神武紀に天皇親祭の爲に天香山の埴土を取らしめられた地點を埴安と曰ふとあり、神名帳の畝尾坐健土安神社は今磯城郡香山村大字下八約にある。武埴安彦の妻吾田媛が香山の土を取つて是は倭國之物實と祝したとある(崇神紀)のも其

夫が此地を名に負うたからであらう。古はハニに池田があつてハニヤスの池とよばれた。

ハニ(埴)ハニヤスの 埴の上に 在り立たし 見したまへば(三)

ハニ(埴)ハニヤスの 御門の原に あかれさす 日のことごと(元九)

ハニヤス(埴安)の神

ハニ(粘土)を産する谷の神の意。

イザナギ、イザナミの命所生諸神の一(紀一書)。土神とある。一書には大和國高市郡畝尾坐健土安神社とあるのは此神を祀つたもので、此地は上記の如くハニヤスと稱へられ、粘土採掘地であつたやうであるが、地名から神の名が出たと考へるのは誤りで、埴生なるが故にハニヤスといふ名を負ひ、埴安神を祀つたのである。

ハニヤス(埴安、波邇夜須)媛(毘賣)

孝元天皇の妃(紀、記)。河内の青玉媛(又は青玉)の女で、武埴安彦の生母である。河内の人であるが、故あつて大和の埴安に居住し其名を負うたのであらう。ハニヤスの項下参照。

ハニヤスヒコ(波邇夜須毘古)の神

イザナミの命の孫から化生した神(記)。一紀に埴安神又は埴山姫とあると同一神で、男女二柱に分たれただけである。金山毘古、金山毘賣神と對立するのであるから、ヤスは上記のやうに地形を表示

する語、即ち谷の義であればならぬ。記傳に之をハニ(埴)、ハニヤス(粘)の約としたのは、假にハニヤスといふ古語があつたとしても、音韻變化の法則を無視した牽強の辭であるといはればならぬ。

ハニヤマ(埴山)姫

粘土を産する山の女神の意。

イザナミの命終焉の際生まれた神(紀一書)。土の神とあり、一傳には軀遇突智の配となつて稚産靈を生んだとある。一書に埴安の神又は埴安毘古、埴安毘賣神の異傳である。

ハニワ(埴輪)

ハニ(粘土)ワ(輪)の意。

垂仁紀に野見の宿禰が出雲土部等をして埴を以て人馬及種々の物の形を作らしめて献上した。此土物を埴輪亦名立物といふとある。釋紀に師説として山陵の廻に埴人形を作り立つること車輪の如し故に云ふとあるが、語義上からは粘土の輪又は埴と解する外はない。案ずるに人馬は立物とよばれ、埴輪をハニワと稱へたのが、二者同義と解せられたのであらう。ワの項下参照。

ハニヲカ(埴岡)の里

播磨國神前郡の地名(風)。和名抄にも見えた郷名で、今の粟賀以北生野に至る地方の總稱である。風土記には名の所由として小比古尼命が大汝命とかけ事をした時、壘を築てた岡とも、應神天皇が此岡に宮を作られたとき此土はハニとならうといはれた故とも説明してある。要する粘土の産地なるが故に名を負うたのであらう。

同書栗栗部の條下に黒土志爾蓋とある黒土も製丘の誤寫で此地をいふものと思はれる。

ハネカツラ(波瀾渡)

羽根蓋の意とも葉ノ髪又は花髪の轉呼とも解し得られる。

萬葉集に見えたハネカツラは花髪ハネカミの意で、女子の元服に用いたものやうである。例

(萬四) ハネカツラ今する妹を夢に見て心のうちこひわたるかな

(萬七) ハネカツラ今する妹をうらわかみいざいざ川の音のさやけき

(萬二〇) ハネカツラ今する妹がうらわかみ吹みいかり見つけし組

源平盛衰記鳥羽の條下に「さるほどに鳥の住人と覺しくて木の皮をハネカツラとして顔に巻き裸にむつきをかき云々」とあるハネカツラは之とは異なるもので、恐らくは木の皮の鉢巻に羽をつけたものをいふのであらう。

ハネキル(翼霧)

萬葉集九卷に「前五の小崎の沼に鳴ぞ翼霧ハネキルおのが尾にふりかける霜を拂ふとならし」とある。ハネキルは羽ハネとタキのことであるらしいが、他に用例は見えぬ。

ハネズ(朱華、唐棣花)

天武紀十四年淨位已上は並着「朱華」として此云ハネズと訓註してある。萬葉集八卷には「夏まけて咲たるハネズ」とあり、同十一卷には「翼ハネ色の赤雲」と詠み、後記の如く「うつろひ安き」の枕詞に用ひられ

た所を見ると、初夏に咲く花で、淡赤色のものやうであるが、其實物を詳にせず、語義も亦判明せぬ。或はハナ(花)、ウズ(霧)の約で、廣くウズに挿す赤色の華を意味したのであるまいか。朱華の字を用ひたのは之に因るものであらう。唐棣は詩經にも見え、陸機の註には桃李とあるが、此植物が色の代名詞になるほど普及して居たとはいへぬから、漢めかして此字を用ひたので、或は今いふ桃のことであつたかも知れぬ。

はねずいろ(枕)

ウツロヒヤスキの枕詞。——前項参照。——例

(萬四) 思はじといひてしものをハネズ色のうつろひ鳥き我が心かな

(萬三) ハネズ色の移るひ鳥き心あれば年をぞ來ふる言は絶えず

ハバ(蛇)

大蛇の古語(拾)。蛇はヘミ、ヘビ、ハミ、ハメ、ハブ(琉球諸島の毒蛇)などと稱へられ、之に形の類したものにハム又はハモ(鱧)がある。いづれを原語とするか、又語原は那邊にあるか詳にせぬが、ハビともハバとも稱へたことは極めて有り得べきである。古語拾遺にスサノヲの命が八岐大蛇を斬つた十握の劍が此故を以てハバキハバ(羽々斬)と稱へられたとあるのは據のあることであらう。

ハハカ(波波迦)

古事記天石屋戸の掌下に天香山の天波波迦を卜占の料に用ひたとある。和名抄櫻桃一名朱櫻ハハカ一云ニハサクラと訓し、本草和名にはハハカ(の實)、カニハサクラ(の實)とあるが、箋註の考證によればハ

ハカとカニハサクラとは異物で、ハハカは和名抄木具類に樟木皮名可ニ以爲矩也とあるもの、即ち今いふ白樺のことである。和名抄は之とカニハサクラとを混同してカニハと訓し、今櫻皮有之と註したが、櫻の皮は矩にならず、樺は經緯の用に供せられるものではない。現在カバ(又はカンバ)といふのはカニハの約濁らしいが、——流布本和名抄には加波又云加仁波とある——尙樹皮の用途の廣いものであるから、カハ(皮)の轉訛とも考へて見る必要がある(カニハの項下参照)。

ハハカの用法は明記せられて居らぬ。後世の龜卜法に葉若木と稱へてカニハサクラの木を以て長さ四五寸ばかりの引火木を作つて龜甲を灼くに用ひるので、之から類推してハハカの皮で、天香山の眞男鹿の肩骨を焼いて卜うたといふのが通説であるが、其の信すべからざることはウラへの項下に述べた通りで、鹿の肩は神饌の料であつて卜占とは關係がないものやうである。案するにハハカは其皮を剥いで其疵點により、若くは占葉と同様に兆をやいて吉凶を判じたことがあつたのであらう。白樺は高山植物であるから、高天原に實在したか否やは疑はしいけれども、ハハカが白樺の稱になつたのは寧ろ後世の事で、本来ハカ(削)の疊頭語であるからハカリ(謀)の意を含み、廣く此目的に供する材料に與へられた名であつたと思はれる。延文元年鹿島宮司注進狀に同社内にある靈木天葉若木が枯れたとあり、木犀を植ふついでといふ口碑が残つて居る(正卜考)所を見ると、「本朝中當社に限る」といはれた右靈木は白樺であつたかも知れぬ。即ち此木がトに用ひられたのも可なり古いことであつたのであらう。

ハバカリ(憚)

ハカリ(計)の疊頭語。

ハカリハカルといふことで、相手の心を射度するといふ意味から轉じて忌憚の意を生じたのであらう。

ハハキ又はハハキモ(脛裳)

ハハキはハキ(穿)の疊頭語。

天武紀歷表をハハキと訓し、和名抄にも脛巾俗曰波々伎とある。ハキハキの意であらう。ハハキモといふ訓もあるが、モ(裳)といふ語をそへただけで意味に於ては變りはない。

ハハキ(箒)

ハキ(掃)の疊頭語。

ハキ(掃)ハタ(掃)といふ意から掃具を呼稱するやうになつたのであらう。

ハハキ(伯伎、伯耆)〔地〕

和名抄に波々岐と訓せられて居るが、字についてよめばハキであらねばならぬ。或は上古ハキと稱へられたのかもしれない。長門國にもハキ(萩)といふ地がある。

大國主神話に伯伎の手間の山本といふ地が見え、古い國名である。恐らくはキ(紀)族の一支の占居地として其名を貰うたので、ハハ(又はハ)は母の意であらう。——或は此國と出雲との境にあるといふ比婆之山(肥)のヒハと關係があるかも知れぬ。

ハハキ(波伯)の國造

成務朝奉邪志國造同祖兄多毛比命の兄大八木足尼が拜任したとある

〔舊〕。兄多毛比命は出雲族であるから、東國發向以前に此國に一子を
殘したのであらう。

ハハキ(伯耆)の造

天武十二年述に昇格〔紀〕。ヲカサヤ(其項下參照)の如くハハキ部と
いふ民部があつて、其長をハハキの造というたものと思はれる。國造
と同一系であらう。

ハハキ(伯耆)のカクロ(加久漏)

仁徳朝の人。富に臨つて清酒で手足を洗うたので朝禮を得たとある
〔播風〕。身分を詳にせぬが土豪であらう。名の義不明。

ハハコ(娘)山—ヲトメ山の項下を見よ。

ハハソ(母蘇、柞)〔種〕

和名抄に四聲字苑云柞ハ木名堪作梳、和名ユシ、漢語抄云ハハソと
あり、字鏡には檜及桐の字に此訓をあてゝ居る。狩谷氏箋註によれば
柞につくる柞は黄楊木即ちツゲで、ハハソといふ柞は櫟のことである
といふ。語義は不明であるが種名ではなく、若干種の總名であらう。
ハセ(櫟)とも關係があるかも知れぬ。

〔萬二〕山しなの石田の小野のハハソ原見つゝヤ君が山路越ゆるむ

ハハリバ(柞葉)〔枕〕

ハハ(母)の枕詞。ハハの音をかされたのである。
〔萬二〕ちのみの 父の命 ハハリ葉の 母の命(四二六)

ハハトヒ(波波刀比)

母問ひの意、アギトヒが見語を意味すると同様に(其項下を見よ)、
母のやうに言問ふことをいひ、慇懃の意に轉用せられたのであらう。
〔續紀〕夜半曉時、休息無々淨。明心ヲ持テ波波刀比供奉
之は藤原不比等が反正天皇に奉侍した事をいうたので、ハハトヒと
いふ語は他に用例がないが、「夜半曉ト休息無々」とあるによつても、
母問の意とするのが適切なやうに思はれる。

ハハノクニ(妣國)

母國又は祖國の意。

〔記上〕僕者欲シ祖妣國根之堅洲國

紀の書に吾欲シ從母於三根國と譯せられて居るので、イザナミの
命の國即ち黃泉國なりとするものがあるが、其誤なるは根の國の項下
に述べた通りで、こゝはスサノヲの命が本國にかへりたいと言はれた
ことを意味する。

ハハヤ(波波矢)

ハ(羽)マ(矢)の疊頭語であらう。

羽をはいだ矢である。ハハと音を疊んだのは複数を意味するので、
關東語では今でも菜の葉などをハツバといふのである。

ハヒ(延)(匍匐)(蔓)〔動〕〔接尾〕

フ(延)、ヒ(活用語尾)の轉呼か。—フ(延)の項下參照。

經過の意フ(又はヒ)の派成語で、經て行くといふ意から延、匍匐等
の意を生じたのであらう。

此語は獨立した單語としての外に、動詞の進行格をつくる接尾語と
しても用ひられ、多くは主語との間に音の約縮を生じ、例へばカタリ
(語)―カタラヒ、ツギ(續)―ツガヒの如く變形する。之を口調の爲に
音を伸べたものと見て伸言又は延言など、呼稱するものがあるが、上
例に於てもカタリとカタラヒとは意味に於て多少の相違があるのであ
る。—語法要録參照。

ハヒ〔接尾〕

ヒ(活用語尾)の派成語。—語法要録參照。

ハヒキ(波比岐)の神

大年神の子(記)。同腹のアスハの神と同じくハヒキといふ氏族の祖
神であらう。ハヒキの語義は判明せぬが、キ(紀)族の一支と思はれる。
或はハヤキの説で、舊紀族といふことではあるまいか。此神を大年神
の子とした理由はアスハの神及カラ神の項下に述べた通りである。

ハヒグリ(波比具利)の岡

攝津國雄雄郡の地名(風)。—所在不明—此岡の西に歌垣山があ
るとある。

ハヒサス(灰指)

萬葉集十二卷に
むらさきは灰さすものぞつば市の八十のちまたに逢へる兒やたれ

とある。和名抄に蘇歌云又有二拾花二於木葉作之並入二染川一今按
俗所謂梓灰等是也とある。紫の染料をつくるに梓の灰をいれることを
詠じたのである。

ハヒツキ(延槻)川

ハヒはハエの音便であらう。

越中立山の北麓に源を發し、北流海に注ぐ川で、今早月川といふ。
〔萬二〕立山の雪とくらしもハヒツキの河のわたり瀬澄つかすも

ハヒモトホリ(匍匐透蛇)

紀の書調にハヒモトホリとあり、記傳も之に従うて居るが、モトホ
リには委(透)蛇の意はない。透蛇は斜行の形容であるが「漢書」恐ら
くは俗語のウネの意を以て用ひられたので、モトホリと訓むのであ
らう。

豊玉姫が産屋に於て八尋蛇となつて匍匐委(透)蛇したとある。爬ひ
廻つて居られたといふことであらう。神武御製に「伊勢の海の大石に
ハヒモトホリ細蛇の」とあるが如く、はひ廻ることを古語ではハヒ
モトホリといふたのである。—モトホリの項下を見よ。

はふくず〔枕〕

タエ(絶)、トホナガ(遠長)、シタ(下)、ユク(行方)、ヒク(引)、ノチ
モアハム等の枕詞。いづれも延ふ葛の縁語である。例

〔萬二〕ハフクズの絶えずしねむ大君のめしし野邊には櫻結ふへ
しも

〔萬三〕ハフクズの 彌遠水く 萬代に 絶えじと念ひて〔三〕

(萬二〇) ぶち波の咲ける春野にハフタズの下よし戀ひば久しくも在らむ
 (萬二一) 大崎の有磯の渡ハフタズの往方をなみやこひ渡りなむ
 (萬二二) 足柄の箱根の山にハフタズの引かばより来れ下なほほに
 (萬二六) 梨なつめ君に栗つきハフタズの後も逢はむと葵花さく

ハフタ(法太)の里
 播磨國多可郡の地名「風」。讃岐日子命が敗戦して手で知うて逃げたから旬田と號けたとある。流布本和名抄に蔓々とある一郷は、高山寺本には蔓田(波布太、國用還田)とあるが如く此地をいひ、今の加西郡芳田村附近である。

ハフツタ(延葛) [枕]

アカレ(別)の枕詞。葛の蔓ひわかれる形状によつて枕に用ひたのであらう。例
 (萬二) ハフツタの 別れし来れば 肝向ふ 心をいたみ(三三)
 (萬二七) ハフツタの 行きはわかれず(元九)
 (萬二九) ハフツタの 別れにしより(四三〇)
 「ハフツタの各が向々」萬二とあるのも同じ意によるものであるが、枕詞ではない。

ハフト(羽太)玉

天日槍將來の神寶(紀)。ハは羽明玉、葉細玉の如く、寶玉の形容に用ひられる語で、ホ(秀)の義から轉じて、ハエ(映)の語幹となつたものと思はれる。光輝のある太玉の意でハフト玉と稱へたのであらう。

ハフムシ(匍虫、昆虫)

爬ふ蟲の意。——ムシの項下を見よ。
 (記下) 大后幸行所以者、叔理能美之所^レ養虫、一度爲^二匍虫^一一度爲^レ殼、一度爲^二飛鳥^一有^二變^一三色^一之奇虫^一
 (大歌祝詞) 國津御^ト……昆虫ノ災、高津神ノ災
 (大殿祭祝詞) 下津綱根波府虫ノ福無^ク
 宣長はハフムシは單にムシといふと同義であると説いたが、ムシの原義は必しも昆虫にかぎらぬ。——支那でも虫は足のある動物を意味し、虎を大虫といふ。——其故にハフムシは爬行する動物の地稱であるが、狹義により昆虫と解せられるやうになつたのである。

ハフリ(放) [動]

アフレ(溢)と同語で、或はハヒ(延)から分化したのかとも思はれるが、尙之を詳にせぬ。
 放の意の自動詞であるが、放出の意から轉じて葬送の義にも用ひられるやうになつた。
 (輕太子の御歌) 大君を 島にハフラば ふなあまり い歸り來む ぞ 我が疊ゆめ(記)
 此御歌は伊余の湯に流されたまふときの作とあるから、ハフリは放(他動詞)のやうにも解せられるが、次句にフナ(船)餘りとある所を見ても、葬送の意であつたと思はれる。
 此御歌から拜察するに、恐らくは太子は殺害せられたまひ、上古の俗に従うて御遺體は柩に入れて流されたのであらう。其に先ちて大君(御自分のこと)を島に葬つても柩に餘つて魂はかへつて來るから、我

敷物を犯すことなかれと詠まれたので、敷物(坐席)が其主の標識とせられたのは古俗である。で——伊余の湯に流されたとある記の傳は紀と一致せぬ。

ハフリ(羽振)

ハヤ(捷)、フヨ(奮)の約か。
 神武天皇大和平定の當時ヲニに巨勢の祝、濟見の長柄に猪、祝といふものが居たとあり、神功紀に見える天野祝、小竹祝なども祠官のやうには思はれぬ。景行紀には大羽振といふ蝦夷の名が見える。此等を考へあはせるにハフリはハヤフリ(千速振のハヤフリ)の義で猛男を意味し、酋長の稱號に用ひられたものと思はれる。イツのチハバリの神のハバリも此語の轉呼で、速段門で國つ神が龜の甲に乗り、打羽振來て神武天皇を御迎へ申上げたとある(記)のも、勇ましく清き寄せたとないふのであらう。

ハフリ(祝)

ヒ(靈能)フヨ(降)の轉呼。——ヒの項下を見よ。
 靈力の宿つた人といふ意で、神靈と交通する職にあるもの即ち祝を意味する語となつた。ヒフリといふ形に於ては和珙のオミ(忠)の名に用ひられ、日觸といふ字があてられて居る(應神紀、仁賢紀)。——記にヒフレと假字書したのは音便によるものであらう。——ハフリと轉訛したのは上記葬及羽振と混同した爲ではないかと思はれる。
 (記、中) 近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神

ハフリ(祝)部

持統八年紀に神祇官頭ヨリ至^二祝部等^一一百六十四人に總布を賜うたとあるから、祝部は同官の神部(職員令)をいふもの、やうであるが、イムベ(忌部)と同じく、ハフリベ(祝部)といふ職業的稱があつたものとせねばならぬ。イムベとハフリベとの職掌上の區別については尙確説がないが、ハフリの語原から察するに、卜部に對立するもので、本来託宣を本業としたのであらう。但し後の世に於ては一般に神職をいふに用ひられたことは勿論である。

ハフリソノ(羽振苑、波布理會能) [地]

山城國の地名(崇神紀、記)。和名抄に相樂郡祝園(波布曾乃)とある。武地安彦の軍兵の屍が多く溢れたが故に、若くは之を切ハフリたるにより、ハフリソノと名づくたとある紀、記の説明は地名に附會したものとせねばならぬ。其はハフリだけの説明でソノといふ理由にならぬ。——今も其名を存するが所由を詳にせぬ。

ハフリツ(祝津)の宮——ナニハのイハヒツの宮の項下を見よ。

ハフリモノ(賻物)

ハフリ(葬)の項下を見よ。
 葬具の意から轉じて、喪資即ち賻をもハフリモノと稱へたのであらう。

ハハイロト(蠅伊呂杆、緹某弟)、ハハイロネ(蠅伊呂泥、緹某姉)

孝靈天皇の妃(記、紀)。ハエイロト、ハエイロネの項下を見よ。

ハヘキ(椽柱)

和名抄によれば椽も柱も共に椽の一名でタルキ又はハヘキである。ハヘキは延木で、屋蓋の下を延ぶ木といふ意であらう。

ハホリタマ(葉細珠)

天日槍將來の神寶の一(紀一云)。ハはハフトタマのハと同じく映の意。ホソタマは字の如く細玉であらう。——ハフトタマの項下参照。

ハマ(濱)の里

常陸國鹿島郡の地名(風)。郡家の南二十里で、其東にサムタ(寒田)の池があるといふから、今の高濱村邊であらう。

ハマコ(濱子) (人)

住吉中皇子に當して腹中天皇を捕りまらせむとした人(紀)。阿曇連とある。應神紀に見えた阿曇連の祖大濱宿禰の子孫であらう。濱子は大濱に對する區別稱呼で、ハマはハ(秀)アマ(海人)の約、即ち秀れた海人の意とおもはれる。——オホハマの宿禰の項下参照。

ハマユフ(濱木綿)

海岸に生ふる纖維植物といふ意。今ハマオモト(石蒜科)と稱へるものであらう(古義)。

三熊野の浦の濱ユフ百重なす心は念へど直に逢はぬかもし
ハマオモトは草の皮が幾重にも重なりあうて居るものであるから、「百重なす」の譬に用ひられたのである。此草は暖地原産であるが、土

のである。

ハヤイロネ(緇某姉) —— ハエイロネの項下を見よ。

緇の字をハへと改調したのは理由のないことで、ハヤはハエに通ずるのである。

ハヤキ(速來)村

舊訓ハヤクとあるが、ハヤキとよむのであらう。今も早岐と稱へる。今來に對する早來か。若くはソノキ(彼岸)のキと同じく紀族の一區別稱呼であらう。

肥前國彼杵郡の郷名(風)。——今東彼杵郡早岐村——速來津姫の居村とある。景行朝土蜘蛛征討の爲め神代の直を此地に派遣せられた。

ハヤキツ(速來津)姫

肥前國彼杵郡速來村の人(風)。景行朝土蜘蛛神代直が討伐の爲に來着した時、自分の弟が美玉を藏して居ることを密告したとある。此女性自身も土蜘蛛であつたのであらう。

ハヤキト(速來門)

上記速來村の海峡(肥風)。今も早岐の瀬戸といふ。急潮を以て有名な所である。風土記には此地に杉の木が生ひ、木は地につけども枝は海に沈むとある。

ハヤサカリ(速狭勝)の尊

舊訓ハヤサノボリとあるが狭勝は借字でサカリと訓むべきである。

貫の島のミツナ柏(其項下参照)と同じく、紀伊の海岸には亞熱帶植物が多かつたのであらう。

ハミ(波美)の臣

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。ハミは神名帳に近江國伊香郡波瀰神社とある地、同郡の奥志瀨神社もヤシロと關係があるやうである。ハミの語義は蛇であらう。

ハヤアキツヒ(速秋津日)の命

アキはハキ(吐)に通じ、ハヤアキは急吐を意味する。ヒは彦、姫のヒで、水路の潮流の吞吐急なることを神格化したものと思はれる。

イザナギ、イザナミ二神所生の神の一(紀一書)。水門の神とある。記には之を毘古、毘賣二神に分け(次項参照)、大祓の祝詞には姫神一柱のみをあげて居る。

(大祓) 荒鹽之鹽ノ八百道ノ八鹽道之鹽ノ八百會ニ座ニ速開都比咩ト云 神持可吞ヲ

ハヤアキツヒコ(速秋津日子)、ハヤアキツヒメ(速秋津比賣)の神

イザナギ、イザナミ二神所生水戸の神(記)。河海に持ち別けてアソナギ、アラナミ、ツラナギ、ツラナミ、天のミクマリ、國のミクマリ、天のクヒゼモチ、國のクヒゼモチの八神を生んだとある。——上記の如く紀にはハヤアキツヒの神一柱とし、大祓の祝詞には比賣神のみをあげてある。男神又は女神一柱であつても、偶神であつても意味に於ては變りはない。ミト又はミナト即ち水路の神で、大海の神に對立するも

神功皇后に託宣した神の「柱(紀一傳)」。向原男(開闢大原五ノ御魂)と冠稱せられて居る(其項下参照)。天皇が此名を聞し召して閉居事之言坐婦人乎と仰せられたとあるから、早岐の意で、サカリは崩御の義に通ずるものとせられたのであらう。天皇は神宣の如く其夜崩御せられたのである。

ハヤサスラ(速佐須良)比咩

サスラはサスリの轉呼。サスラヒヒメの約とするは非。

サスリは促進を意味するササの派成語で、誘導の義(サスヒ及サスラヒの項下参照)、ハヤ(捷)は美稱である。速に誘導する女神といふ意。

(大祓祝詞) 根國底之國ニ坐速佐須良比咩ト云神持佐須良比咩ト云

ハヤサメ(波夜佐雨) (枕)

早雨即ち驟雨の意でクタミ(降水)の枕詞に用ひられた。出雲風土記 船越郡玖津郷の條下に所造天下大神が此地を巡行せられてハヤサメ久多美の山といはれたとある。

ハヤシ(波夜詩、拜志)

ハヤシ(聲)の意。光彩をそへるものをいふ。神の森をハヤシ(林)と唱へ、歌樂の拍子をハヤシといふのも其から出たのである。

(萬二) 吾角は 御笠のハヤシ……吾毛等は 御筆のハヤシ……我突は 御なますハヤシ 我肝も 御なますハヤシ 我美義は 御鹽のハヤシ(三六五)

ハヤシ(林)の王

萬葉集十七卷に歌を召されたとある(歌逸す)。三鳥王の子で、寶龜二年山邊真人の姓を給はつた人(續紀)。姓氏録によれば山於の真人は大原真人と同祖、敏達天皇の御孫百濟王の後とある。

ハヤシ(林)の臣

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。和名抄河内國志紀郡拜志郷(今南河内郡道明寺村大字林)を本貫としたのであらうが、ハヤシは祖先の名ヤシロ(社)の縁語である。

ハヤシ(林)の臣

蘇我入鹿の一名(皇極紀)。ハヤシは居住地地名であらう。

ハヤシ(拜志)の郷

出雲國意宇郡の地名(風)。——和名抄にも見え、今の八東郡玉湯村大字林村である。——大國主神が越の八口征討に出發するとき、此地の樹木茂盛を見て「吾御心之波夜志」といはれたので名を得たと風土記に説明せられて居るが、恐らくは神の林によつて命名せられたのであらう。此名を負うた地は諸國に極めて多い。

ハヤシ(速石、拜師)の里

丹後國與謝郡の郷名(風、和)。天梯立の所在地。——今の吉津、岩瀧、府中界隈である。

ハヤシタ(林田)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。——和名抄にも見え、今も林田町といふ。

——本名賦奈志とあるが、其がハヤシタと訛つたのではなく、神の林がある田所といふ意で命名せられたのであらう。

ハヤスサノヲ(速素戔鳴、速須佐之男)の尊(命)

ハヤ(捷)は美稱。スサノヲの尊のことである。——其項下参照。

ハヤスヒナト(速吸名門)〔地〕

ハヤスヒナトと同語。

ト(門)はミト(水門)の意で潮流の吞吐の急なるによつて命名せられたのである。神代紀一書にイザナギの命が此地で禊せられようとしたが、餘り潮が早いので取やめられて橋の小門に赴かれたとある。必しも實在地と見ることを要せぬが、次項のハヤスヒノトと同地としても差支はない。

ハヤスヒノト(速吸之門、速吸門)

ハヤスヒナトと同語。

根根津彦(橋根津彦)が神武天皇に參戦した地(紀、記)。神名帳後國海部郡早吸日女神社とあり、今の佐賀關海峽をいふもの、やうである。上記の如く此語は急流の水門を意味する普通名詞であるが、日向を御登程、豊後に赴かる途中のこととすれば、——記には吉備御到着の記事の後に掲記せられて居るが、事件は其以前に起つたのである。——佐賀關と見ることが適はしいやうである。

ハヤセ(速湍)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。——和名抄には速瀨郷とあり、今西莊村

に早瀨といふ大字が残つて居る。——川の湍が速いから此名を興へたとある。

ハヤタマのヲ(速玉之男)

ハヤは捷の意、タマは靈で、健捷なる男性の靈といふ事であらう。ヨミ(冥界)の神の一(紀)。イザナギの命がイザナミの命に對し、コトサカ(絶辭)を渡し、唾を吐かれたとき化生したとある。——神名帳には出雲國意宇郡に速玉神社及紀伊國牟婁郡に熊野早玉神社をあげて居るが、必しも之と同一神ではあるまい。——唾を珠に見たて、此名を負はせたものと思はれる。

唾を吐くのは何か信仰的意義のあることで、コトサカに必要な行爲とせられたのであらう。神代紀の一書に磐長姫が唾を吐いて唄うたところあり、又鈎の咒文を唱へる際三度唾を吐きたまへと海神が誨へまゐらせたとある。

ハヤチ(疾風)

チは風の意。——其項下参照。——特に勢の猛烈なるものをハヤチと稱へたので、今もハヤチといふ。

(神代紀)是時天國玉聞二其哭聲二則知天稚彦已死一乃遣疾風一舉尸致天

ハヤチ(速颯)の神

颯はツムジとも訓み得るが、こゝは前項の例にならうてハヤチと訓する方がよい。

饑速日命の動靜偵察の爲め天から派出せられた神(舊)。命により遠

彼を天上に持運んだとある。疾風を神格化したのであらう。

ハヤツヒメ(速津媛)

景行朝豐後國速見邑に居住した女性(紀)。天皇を御迎へ申上げて土蜘蛛の動靜を報告したとある。ハヤは隼人のハヤと同じく種族名で、其居邑ハヤミも同語から出たものであらう。——ハヤヒト及ハヤミの項下参照。

ハヤツトリ(速津鳥)の命

穴門國造(舊)。櫻井田部と同祖速津彦命四世の孫とあるから、紀族の人であらう。——一本には速津鳥命とある。タケ、ハヤいづれも美稱で、トリはタリ(足)の轉呼と思はれる。

ハヤト(隼人)

ハヤヒト(隼人)の約。——其項下を見よ。

ハヤノチアガリ(速後上)の命

正訓不明。姑く舊訓による。

伊余國造(舊)。神八井耳命の裔、數術彦命の後とあるが、名の義を明にせぬ。或は誤記があるのであるまいか。

ハヤヒ(速日)別

舊事本紀一本(延佳本及前田本)に肥國の號とある。記に建日向日豐久七比泥別とあり(其項下参照)、一本(寛永刊本、紅葉山文庫本)に建日別とあるが、建日別は古事記にも舊事紀にもクマノ國の名としてあ

るのみならず、筑紫のシラヒ別に對しても肥國はハヤヒ別を正しとすべきであらう。ヒは族名で、ハヤは早又は南とも解せられる。速と建とはまぎれ易い字で、誤記又は混同せられた例は他にもある。即ち

土佐の國號 速依別(舊)を 建依別(記)
速依別(舊)を 建依別(記)
速依別(舊)を 建依別(記)
速依別(舊)を 建依別(記)

ハヤヒト(隼人)

南人の意。ハエの項下参照。
火國降命の裔(紀)。一記には火國命を隼人阿多君の祖としてある。ホスモリの命が其族長になられたといふので、隼人といふ民族が、此命の後胤といふ意味ではない。此民族は九州南部に住し中世まで異俗と見なされて居たが、早く大和朝廷に歸順し、天武紀にも大隅隼人と阿多隼人とが入朝して相模を取つたことが見える。此民族の系統は不明であるが、肥前風土記(肥前島)の項下に、此島の白水郎は容貌隼人に似て居るとあるから、恐らくはアマ(海人)族の一支であらう。

ハヤヒト(隼人)の瀨門

隼人の薩摩の瀨門に同じい。サツマの瀨門の項下を見よ。

ハヤフサ(隼、速總)

和名抄に鶴は和名ハヤフサ、鷹屬也、隼同訓鷲鳥とある。之によらばハヤフサは一種名ではなく若干種類を包括するものとせねばならぬ。案するにハヤは疾速の意で、フサはムサの音便、ミサゴ(ムサ子)と同

じく鴨屬の名(和名抄)をいひ、其疾速なるものをハヤムサ即ちハヤフサと稱へたのであらう。——ムサ及ミサゴの項下参照。

ハヤフサワケ(速總別、隼總別、隼別)の命(皇子)

應神天皇の皇子、生母は糸井比賣(記)又は糸媛(記)。異母妹女鳥王と通じた故を以て殺害せられたとある。

ハヤフワケ(速經和氣)の命

ハヤフワケはハヤヒの轉呼。
常陸國久慈郡松澤村に天降つた神の名(風)。神立速日命といふとある。ワケは稱號で、名の義はハヤヒ(捷健)である。

ハヤマ(葉山)媛

神功朝攝津の廣田に天照大御神の荒魂を奉養した人(紀)。山背根子の女とある。葉山は端山の義で、恐らくは地名であらう。

ハヤマチ(速待) (人)

仁德朝の人(紀)。播磨國造の祖とある。景行天皇の皇子稻背入彦命の後胤であらう。ハヤは捷、マチは眞主で敬稱である。——ハヤマの國及國造の項下参照。

ハヤマツミ(羽山津見、麓山祇)の神

新設せられた迦具土神の遺體から化生した神(記、紀)。端山の神といふ意であるが、ツミはツチの説誤であらねばならぬ。——ヤマツミの項下参照。

ハヤマト(羽山戸)の神

大年神の子(記)。端山處の神の意。

ハヤミ(早見) (地)

ハヤミの轉呼。

萬葉集一卷長皇子が難波行幸供奉の歌に「吾妹子を早見濱風俣なる吾まつ情吹かされなゆめ」とある。ハヤミは吾妹子を早く見たいといふ意味を以てハヤミといふ地名をいひかけたものとせねばならぬが、攝津には早見といふ地名は見えず。——豊後に速見郡、近江國淺井郡に速水郷(和名抄)があるが勿論其ではない。案するにハヤミはハヤマ(早馬)の音便で、和名抄攝津國西成郡驛馬の郷とある地であらう。

ハヤミ(速見)邑(郡)

景行朝速津媛といふ女曾が占據した豊後の地名(紀)。風土記、和名抄には速見郡とあり、今も此名を存する。風土記には此女曾の名によつて速見郡と稱へたとあるが、ハヤツをハヤミと訛る筈はない。案するにハヤは隼人の意で、ミはマ(地)の轉呼であらう。

ハヤミカ(速甕)のタケサハヤチヌミ(多氣佐波夜遲奴美)の神

ヌミはノ、オミ(大身)の約。
大國主神三世の孫(記)。速水處は居住地に因む稱で、サハヤチの男武なる大身といふ意、サハヤチは地名と思はれるが、語義及其所在を詳にせぬ。

ハヤミカタマ(速彦玉)の命

阿保國造(舊)。神八井耳命の孫とある。ハヤ(捷)は美稱、ミカタマは御磨盤の意で、死後の證であらう。

ハヤヨリワケ(速依別)

土左國の一名(舊)。記には速依別とある(其項下参照)。速を正しとすれば「南」を意味するので、四國の最南の國とも又は隼人即ち南人の占據した國なるが故とも解せられる。ヨリワケは稱號である。——其項下を見よ。

舊事紀の國土生成傳説は大體古事記の傳承と同様であるが、尙二、三相違の點がある。恣に改作したのもと思はれぬから、他に據があつたものとせねばならぬ。少くとも此名號の如きは記の建依別よりは合理的のやうに考へられる。古事記が常に正傳で、少しも誤寫のないものであるとは斷定し得られぬことである。建と速とがまぎれた例のあることは既にハヤヒ別の項下に述べた。

ハユマ(驛、驛馬)、ハユマウマヤ(驛舍)

紀の訓にハイマとあるは音便である。
ハヤ(早)、ウマ(馬)の約。
展牧令に凡諸道置驛馬二大路廿四、中路十四、小路五十四とあり、其以前から要路に配置せられたものである。ハユマは早馬の意であるが、驛の訓にも用ひられ、驛舍をハユマウマヤといひ、水驛をもハユマと稱へたもの、やうである。水驛は展牧令に凡水驛不配馬處置(國幣)驛別置三船四隻以下二隻以上(隨船配)丁とある。

④(萬二) さぶる子がいつきしとのに鈴かけぬハユマ下れり里もとゞるに

(萬二) 鈴が音のハユマウマヤのつゝみ井の水をたまへな妹がたゞ

手引 (萬二) 驛路に引舟渡し直乘に妹が心にのりにけるかも

ハユマツカヒ(驛使)

④ 驛馬を以て急派する使の意。紀には單にハユマ(ハイマ)と訓した例もあるが、尙ハユマツカヒといふを正しとする。

④ 古事記崇神、垂仁及景行天皇の章下にも驛使といふ字が用ひてあるが、此時代に驛馬の制はなかつたことは勿論、到所馬匹を求め得られなかつたといふことすら疑問である。——魏志倭人傳には其地無牛馬と記されて居る。——恐らくは驛使はあて字で、急使即ちハセツカヒと訓むのであらう。——ハセツカヒの項下参照。

ハラ(大角)

④ ホラの轉呼。

④ 天武紀十四年詔大角、小角……不、應存私家とある。和名抄には大角はハラのプロエと訓せられ、號角の大なるものないふのであるが、此國土には牛の外之に適する角を有する動物はないから、上代大號角が用ひられたとは考へられぬことである。恐らくは角は借字でホラの貝をいふのであらう。——其項下参照。

ハラカラ(同母)

④ ハラは吐で母體を意味し、カラはウカラ、ヤカラのカラの如く幹の意

である。同一母から出た團體即ち同胞の意でハラカラと稱へたのであらうが、後には専ら兄弟の意に用ひられた。——ウカラの項下参照。

ハラサキ(腹辟)沼

④ 播磨國賀毛郡の地名「風」。花波神の妻淡海神が夫に追はれて腹を割いて入水したからハラサキ沼といひ、此沼の淵には五臓がないといふことである。

ハラヒ(拂)(祓)

④ ハラはハロ(遙)、ハレ(晴)と同語で、ハララカシの如くも用ひられる。ヒは行爲を意味する活用語尾。

④ 晴郎にするといふ意から拂拂の義に用ひられ、更に轉じて罪穢を拂ふことはいひ、祓といふ字をあてた。

④ ハラヒと次項ハラヘとの間に區別のあることを知らなければならぬ。ハラヒは抽象的に心身の穢を拂ふことを意味するが、ハラヘといへば之が爲に行はれる神事の意となるのである。

ハラヘ(解除、祓)、ハラヘツモノ(祓具)

④ 上記四段活のハラヒを下二段活に轉用したので、意味に於ては變りはないが、他動詞たることが明瞭になる。——ハラハセの約で、令ノ祓の義とするは非。——抽象的の意味ではなく、祓の神事を表現する爲に此語が用ひられたのである。

④ 上代罪穢解除の方法として幣物を供して神を祭ることをハラヘといひ、其幣物をハラヘツモノと稱へた。

④ (萬七) 中臣の太のりといひハラヘ、賜ふのちも誰が爲になれ

ハラヤマツミ(原山津見)の神

④ 斬殺せられた迦具土神の左の足から化生した神(記)。原山の精といふ意であるが、ツミはツチの説とせればならぬ。——ヤマツミの項下参照。

ハララカシ(散)

④ ハララはハラの疊尾語で、キをそへてハララキと活用する。ハララカシは其使動詞形である。

④ ハラハラはハララと同義。ハラハラさせること即ち散散をハララカシといふのである。

④ (神代記) 若三沫雪一以散散——散散此云三俱鏡鏡運々箇須一

ハリ(張)

④ ハは双、葉、齒のハで、ホ(秀)から分化した語、リは活用語尾。

④ 伸張を意味する語で、轉義により梁、刺(螿)、針等の意にも用ひられる。ハル(春)も亦木の芽の張るといふ意から出たのであらう。

ハリ(梁)

④ 梁は建築用材中柱頭を連結し、之を固定するものであるから、ハリ(張)の意を以て名を置はせたのであらう。更に之と平行に空間に架し内風を支へるものをウツハリと稱へる。——其項下参照。

ハリ(刺)(螿)(針)(榛)(萩)

④ 張の意から植物の刺をハリと稱へ、更に螿、針の義にも轉じ、又刺の

ある植物をもハリと稱したのである。

④ 上古ハリと稱へられた植物は榛、萩ばかりではない。バラ(薔薇)、イバラ又はウバラ(薊)——イ、ウは接頭語——も亦ハリの轉訛である。榛は今ハンノキ又はハシバミとも呼ばれるもので、其皮は染色の原料となる。

④ ハリに萩の字を興へたことによつてハギなもハリと稱へたとする説は近世の學者によつて否定せられたが、榛の外にツチバネ(マハリケサ)、サマハリなどといふ色摺に用ひられる草が早にハリとも呼ばれることがあつたとせればならぬ。萩の字は本初此等の萩草を表示する爲に作られたので、ハギ(芽子)に萩の字をあてるのも同じ意味によるものであらう。

ハリ(壑)(治)

④ ホリ(掘)の轉呼。

④ 掘の意から轉じて堀井、開鑿をハリといふのである。

④ 原野を開鑿するには岩石株根を掘起す必要があるから、ハリ(ホリ)と稱へられたので、堀井をハリと稱へる事によつても説とせられる。上代に於ては井を穿ることはなく、自然の泉を治めて汲水場としたので、穿井の行はれるやうになつてからも、尙「治」の字をあて、ハリと訓ませたのであらう。

ハリタ(壑田)

④ 齊明紀七年分註に百濟から貫進して唐俘一百六口を近江の壑田に居らしめたとある。壑田は和名抄近江國栗本郡治田(發田)郷とある地であらう。

ハリナネ(針名根)の連

尾張氏十四世尾治弟彦連の弟(舊)。姓氏録に楡前舍人連の祖波利那乃連公とあると同人であらう。ハリナは地名と思はれるが所在を詳にせぬ。

ハリハラ(榛原)の君(公)

大山守皇子の裔(記、紀)。ハリハラは地名で、和名抄には遠江の榛原(波伊波良)郡藤原郷及丹波國多紀郡藤原郷が擧げられている。——姓氏録に息長真人と同祖大山守命之後也とあるは誤傳であらう。

ハリハラ(萩原)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。神功皇后凱旋御寄泊の際、此地に一夜の間に一丈許の萩を生じたからハリハラといふとある。——今も揖保村に字萩原といふ地がある。

ハリマ(針間、播磨) [國]

古事記孝靈天皇の章下にも見えた古い國名であるが、名の所由は説明せられて居らぬ。マは間で地味を意味し、此國にはシカマなどいふ地名もあるのであるが、ハリは壘とも榛(萩)とも解釋せられる。仁徳朝此國造の祖速待といふもの、歌に「ミカシホハリマハヤマチ」とあるのは「ミカシ(ニミ相通)瀝り間の意を以ていひかけたもの、やうであるから、或は海水の漲る地味といふ意で名つけられたのかも知れぬ。今も製鹽地として有名である。——播磨の字をあてたのは、ハ、リ相通するからでスルガを瀬河とかくと同一例である。

ハリマ(播磨)の直(逸名)

欽明朝の人(記)。百濟王子を護送して同國に赴いたとある。播磨國造又は別氏の族人であらう。

ハリマ(針間、播磨)の國造

稻背入彦命(景行皇子)の孫伊許自別命が成務朝に拜任(舊)。——ハリマの別の項下参照——仁徳紀に播磨國造祖速待といふ名が見え、風土記には應神朝の人として豊忍別といふものを擧げて居る。

ハリマ(播磨)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。播磨に居住したから氏名を貢うたのであらう。

ハリマ(播磨、針間)の別

景行天皇の御子稻背入彦皇子の後(記)。姓氏録佐伯直の條下には此皇子の子御諸別命が成務朝に針間國を中分して給はつたので針間別と號したとある。上記播磨國造と同氏であらう。

ハリマ(針間)のアリ(阿宗)の君

神功皇后の同母弟息長日千命の後(記)。アリは神名根に揖保郡阿宗神社とある地かとも思はれるが、此氏については他書に所見がない。

ハリマ(針間)のカモ(鴨)の國造

鴨は播磨風土記に賀毛郡鴨、和名抄に賀茂郡とある地で、今も加東、

加西二郡にわかれて居る。古は一國をなしたと見えて國造本紀には上

毛野同祖御孫別命の兒市入別命が成務朝に此國造を拜任したとある。

風土記賀茂郡原坂の條下に見える國造黒田別(應神朝の人)及國造許

ハリマ(播磨)のミヅ(御井) [地]

雄略朝限人文石の小麻呂の居住した地(紀)。風土記によれば播磨には御井と稱される地が所々にあるが、こゝには兩客の縫紉を断つたところから海邊の地であらう。揖保郡萩原の御井は針間井とも稱へられたとあるから、或は之をいふのではあるまいか。

播磨御井限人文石とあるによつて御井限といふ地名とするは誤で、限人は種族名である。アヤシの項下参照。

ハリマトメ(播磨刀賣)

播磨風土記託賀郡麻里の項下に見える女神。丹波刀賣と國を分つたとあるから、播磨といふ國を人格化したのであらう。

ハリマキ(針間井)

播磨國揖保郡萩原の井(風)。即ち針間井二故云針間井とあるから、ハリ(萩)間の井といふ意であらう。其處不詳、又榎水産成井、故號三韓清水とある。壘は治と同じくハリ(ホリ)の假字で、穿らすとも水が溢れ出るので、一名をカラ(自)清水と呼稱したといふのである。

ハルカスミ(春霞) [枕]

カスカ(春)、キノ(井上)の枕詞。春霞カスミ、春霞キ(居)ルといふ

縁によるものであらう。例

(萬三) ハルカスミ春日の里のうみ子なき苗なりといひし枝ばさしにけむ

(萬三) ハルカスミ井上ゆただに道はあれど君に逢はむとたもとほり來し

第十卷に「巻向の楡原に立てる春霞おほにしおもへば名づみこめやも」とあるのは譬喩で、枕詞ではない。

ハルサリ(春去)

ハルサ、アサの約。

サは頃間の意であるから(其項下参照)、春サは春邊と同義で、ハルサリというても意に於て變りはないのである。秋サリ、夕サリ等と同一路法で、夕サリは俗にヨサリともいひ、ユフベと同様に用ひられるのである。

ハルサラバ、ハルサレバとも活用し、又春サリクレバの如くも用ひられる。——去は借字である。

ハルトリ(春鳥)

「さまよひぬれば(萬三)「聲のさまよひ(萬三)「れのみ鳴きつゝ」(萬三)などとつづけて用ひられた例があるが、いづれも「春鳥のやうに」いふ意で、枕詞ではない。

「ノといふ助語が、コトと同じく「如」の意に用ひられ、ノス(ナス)がゴトシ(如)と同義語であることはナス(ノス)の項下に述べた通りで、此ハルトリノの如き用法は極めて多い。之を枕詞とするは未だ考の至らざるものである。

ハルハナ(春花) [枕]

① ウツロヒ(移)の枕詞。例
 (萬六) 泉の 引のまにまに ハルハナの うつろひ易り〔10〕
 (萬七) あらたまの 年行きかへり ハルハナの うつろふまでに
 (三九七)
 右の外 「春花の貴からむと」萬三、「春花のいやめづらしき」萬四、「春花のほひ榮え」萬九など、あるのは「春花のやうに」といふ意で、譬喩に用ひられたのである。

ハルヒ、ハルノヒ(春日) [枕]

① カスガ(地名)の枕詞。恐らくは霞むといふことにいひかけたのであらう。春日とかいてカスガとよむやうになつたのもこの枕詞が移つたものと思はれる。例
 (武烈紀) ハルヒの かすがを過ぎ
 (興體紀) ハルヒの かすがの國に
 (萬三) ハルノヒナ 春日の山の 高座の 三笠の山に〔三三〕
 後の歌のナはヨと通ずる感動詞である。

ハルヤナキ(春楊) [枕]

① カツラ(楊)の枕詞。
 (萬二) ハルヤナキかつらぎ山になつ雲のたちても居ても妹をしぞおもふ

ハルヤマ(春山)のカスミヲトコ(霞壯夫)

① 古事記・神天皇の巻イツシ少女神話中に見える人名。兄を秋山のシタビ壯夫といひ、兄弟イヅシ少女を争うたとある。春山の霞を人格化したのである。

ハレタダヘリ(脹満太高)

① タダヘリの項を見よ。
 ② 神代紀一書黄泉の章下に伊弉册脹満太高とあるのを古來ハレタダヘリと訓してある。脹れ爛れといふ意である。
 ③ タダヘリを湛へ溜ると解するは非。更に之によりてハレは無用としてハレタダへと訓するは妄である。

ハワカ(葉稚)の屯倉

① 安閑朝備後國に新設せられた屯倉「紀」。所在不明。——備中國小田郡大江村波貝加とする説は従はれぬ。——ハワカ石を産するが故に名を得たのであらう(次項参照)。

ハワカイシ(羽若石)

① ハは(容器)の轉呼。ワカはハカ(墓)の原語。
 ② 神功皇后が讃岐國でさがし求められ播磨國で發見せられたとある石「播風」。ハワカイシはハツカシと同義で、陵を築く石の意であらう。
 ——ハツカシの項下参照。
 ③ 讃岐國とあるので、ハワカを同國阿野郡羽床(和名抄)の郷に産する石と説くものがあるが、其地の石ならば播磨に渡られた理由がわからなくなる。ハワカは上記の如く備後國の地名にも見え、ハイカの説と斷することは困難である。

ひ

ヒ(火)(日) [原語]

① 火の意がP又はF音を以て表現せられる言語圏は極めて廣く、同一語原から出たものと思はれるが、最も國語に近いのはマレー・ポリネシア語のアヒ(アヒ)で、アイヌ語ではアヒ又はアヒと稱へる。アは接頭語であるから、原語はヒ又はフであつたと思はれる。
 ② 原義はヒ(火)で、極めて古い昔に於て之から晝、日の義を生じたのであらう。太陽は古語ではツクヒとも稱へられたのではないかと思はれることはアサツクヒの項下に述べた通りである。フジ(富士)は火主の山の義とおもはれるから、ヒはまたフイとも發音せられたことがあり得る。

③ 大陸系の語即ち固有日本語では火、日はカと稱へられたやうである。——其項下参照。——邦語に屢々全然系統を異にする同義語を見るのは、大陸系と南方系の語が混同したからであらう。

ヒ(水)(氷) [原語]

① 韓語ヒ(雨水)と同源。アイヌ語のハト(川)も亦ヒ(水)から出たのであらう。
 ② 水を意味する原語。轉じて氷の意に用ひられた。
 ③ 水はミといふ語があるので、古來主として此語を用ひ、ヒは廢用の

姿になつたが、尙マヒ(眞水)の轉ヒ並に樹水の意のケヒ(ヒコ)の形に於て古語に残つて居る。——各其項下を見よ。

ヒ [原語]

① 芽胎を意味する原語。アイヌ語ヒ(種)と同語。
 ② 原義により原形を用ひた例はないが、左の如く結合語として、又は轉義して殘存して居る。

- (一) 結合語。カヒ(芽、額、種)、イヒ(飯)——ツア(粒)も亦之から出たものであらう。
- (二) 轉義。ヒ(秀)。——カ、ハとも轉呼せられる。——ヒコ(産)、ヒメ(姫)のヒは日の意とするのが通説であるが、ホコ、ハギとも稱へられた所を見ると秀子、秀女であらう。
- (三) 轉義。ヒ(鼻、胤)。——例 ヒヒ(姓)、ヲヒ(甥)、ヒコ(孫)、ヒヒコ(曾孫)、アタヒ(カバネ「直」とかく、貴胤の意)

ヒ [原語]

① ヒといふ音は「能」又は靈能の意をも表現したらしい。其故に次の如く用ひられる。

- (一) 靈能。——例 クシヒ(靈驗)、ヒフリ(降靈)、ヒメ(神秘)
- (二) 能、即ち行爲實現を意味する活用語尾。——例 玉ヒ(賜)、歌ヒ(唱歌)、坂ヒ(境界)
- ② 宣長は此ヒを「靈」の義としたが、寧ろ靈能と解すべきで、「靈」そのものをいふのではないやうである。

ヒ [族]

語原は不明であるが、上代ヒといふ種族名が存したらしい。其族人をヒ人といひ、居住地をヒ(肥)の國と稱へた。此語は單獨では餘り用ひられなかつたが、韻を伸ばしてヒイトし、若くは接頭語イを冠してはイヒトとして地名、神名等に残り、接尾語ヲをそへてヒヲとよび、更にヒナ、ヒダと轉呼し、音便によつてシヲ、シナ、シダとも稱へたやうである。——各其項下参照。——此種族は大陸系でキ(紀)族に先ちて此國土に來住し、全國到る所に蕃殖したが、後の來住者のために壓迫せられて一部分は同化し、一部分は東北に移り、今では僅に北海道に名残を止めて居る。蝦夷又はアイヌと稱するものが其である。

ヒ(梭)

圖へ(經、緯)の轉音。
圖 布の經緯の間に緯線を通す爲に用ひる器。

ヒ(槓、槓)——シタビの項下を見よ。

ヒ(干)、ホシ(乾)

圖 日(火)の意のヒから分岐したのであらう。ホシはヒ(干)、シ(爲)の轉呼。
圖 日(火)の意から乾燥の義に轉じ、他動詞としてホシといふ語を分派したのである。

ヒ(水)河

圖 播磨國の河の名。孝靈朝大古備津日子命と若建古備津日子命が、此河の前に忌免を掃ふ針間を道口として吉備を平定したとある(記)。風

土記には此河名が見えず、現今の稱呼にも残つて居らぬけれども、後記の如く掛保郡にはヒ(水)山といふ地もあるから、ヒ河もあり得たと思はれる。いづれにしても吉備國境に近い河川であらねばならぬ。
圖 案するに掛保郡の西隣赤穂郡は風土記には見えぬから、以前吉備に屬し、今の掛保川を以て國境としたこともあり得べきである。イヒホはイヒのホ(秀)の意で、イヒは上記の如く族名ヒに接頭語イを冠したものであるから、古は此地を單にヒの郷といひ、之を貫流する川をヒの河と稱へたのであらう。若し然りとすればヒ河の前は掛保川の河口東岸の岬をいふのであるが、歳月の間に河川の變遷は免れなかつた筈であるから、現在の地點を以て之を指示することの出來ぬのは勿論である。——ヒ山の項下参照。

ヒ(肥、簸)の河

圖 出雲の河名(記、紀)。スサノヲの命は此川上に於て、奇稻田姫の家族と遭逢せられたとある。風土記には唯伊の大河とあり、今も此名を以て稱へ、宍道湖に注ぐが、古は大海に流出したものと思はれる。大原郡斐伊郡は風土記に纏連日子命の鎮坐地なるが故に號けられたとあるが、ヒといふ地名は諸國に多いから、其所由を他に求めねばならぬ。恐らくは上記ヒ族の居住地であつたが故に名を得たのであらう。

ヒ(火)の君

圖 神武天皇の皇子神八井耳命の裔(記)。肥前風土記によれば景行朝肥後國益城郡朝來名の土蜘蛛を討伐した建緒組なるものが火君の姓を賜はつたとある。恐らくは此人が神八井耳命の裔であつたのであらう。播磨風土記にも筑紫火君の祖が飾磨郡美濃里に來たとあり、欽明紀に

も火君といふ名が見える。

ヒ(火)の君の祖タケヲクミ(建緒組)——タケヲクミの項下を見よ。

ヒ(火)の君 (逸名)——ツクシのヒの君の項下を見よ。

ヒ(肥、火)の國

圖 諸册二神所生國土なる筑紫四面中の一(記)。其名を建日向日豐久士比泥別といふとある。——舊事紀には建日別とした本と速日別とした本とがある(各其項下参照)。——ヒ族の占據地であつたから此名を負うたのであらう。
圖 火の國の意とするのが古來の通説であるが、其根據は次の二説にあるもの、やうである。

(一) 景行天皇が葦北から八代縣に御渡海するとき、暗夜に神火の影を見られて、之を目めてに豊村に安着せられたから、其國を火國とよぶ(紀)。——肥前風土記の一説も略々同様であるが、火國、火邑の稱呼は以前から存し、天皇はこの事件によつて始めて其名の所由を知られたとある。

(二) 崇神朝肥後國益城郡朝來名の土蜘蛛を討伐した健甕組が國內巡察中、八代郡白雲山に天空から火が降りついたので、大に驚き怪しんで之を奏上したので、火國と名づくべしと勅せられた(兩肥風土記)。

八代海濱に不知火と稱する怪火が燃えるといふことは今も信ぜられて居るが、景行天皇の御目にとまり、健甕組が見たといふものとも趣が

違ふやうに了解せられて居り、且シラマヒは筑紫の枕詞にも用ひられるから、之が此地方の固有名詞になつたとは受取れぬことである。記、紀、風土記の地名所由傳説が必しも信すべからざることは人のよく知る所で、此國名のみは決して誤りがないと断定することは出來ぬ。恐らくはヒ(族名)とヒ(火)と音相通するから、右の如き傳説を生じたのであらう。

ヒ(火)の國造

圖 國造本義に崇神朝大分國造同祖志貴多奈彥命の兒連男江命が拜任したとある(舊)。大分國造は同書に擧げられて居らぬが、阿蘇國造は火國造同祖神八井耳命の孫速越玉命とあり、記によれば神八井耳命は火君及大分君の祖とある。恐らくは國造も火君も同氏であらう。景行朝熊襲島帥の女市鹿文を火國造に給はつたとある(紀)。

圖 連男江をナチエと訓したのは誤りで、ワカチエと訓むのであらう。崇神朝とあるから、上記火君の祖健甕組と同人または近い親族であらねばならぬ。或は江は誤字で健甕組のことであるかも知れぬ。マケ、ワカは共に美稱又は區別稱である。

ヒ(火)の國の別

圖 豐戸別皇子(景行皇子)の裔(紀)。——舊事紀には筑紫火別君とある。

ヒ(水)の連

圖 物部氏十一世大前宿禰の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。——姓氏錄には十世伊己宿禰の後とある。——伊己灯は本紀の九世五十琴連で大前の祖父である。

ヒ(水)の連オユ(老)又はオキナ(老人)

○ 孝徳朝の遺唐留學生(紀)。眞玉の子とある。持統紀によれば天智天皇三年唐人の謀計を上奏する爲に歸朝しようとしたが、路用がなかつたので、百濟の役に唐人の捕虜となつた大伴部の博麻といふものが身を賣つて之を調達し、歸ることを得しめたとある。

ヒ(氷)山

○ 播磨國揖保郡邑智縣家の地名(風)。此山の東の流井の水を汲んで氷らしめたからヒ山と稱へたとある。コホルをヒルといはぬから此傳説は附會で、ヒ(水)川と同じく種族名から出たのであらう。——ヒ(水)河の項下参照。

○ 此地名は幾つて居らぬが、今の龍野町の大字に日山がある。此地は風土記に見える拉岡にあたるから、イヒホを單にヒとも稱へた一體とすることが出来る。

ヒ(肥)のナガヒメ(長比賣)

○ ヒナガと訓むは非。

○ 本牟智和氣命(垂仁皇子)の寵を受けた出雲の貴婦人(記)。蛇身を現はしたが故に皇子に愛せられたとある。ヒは河名又は郷名、ナガの語義は字の通りで、蛇身であつたといふのも此名から案出せられた俗傳であらうが、——今も蛇を長蟲といふ——古語ではナガ(長)は大の意にも用ひられたから、斐伊郡又は肥の川邊に居住するの大貴女といふ意で、ヒのナガヒメと名乗つたのであらう。或は後記ヒのハヤヒコの命の後であつたかも知れぬ。

ヒエタ(稗田) (地)

○ ヒタとも訓み得るが、尙舊訓の如くヒエタを可とする。

○ 壬申亂に東軍の將大伴の吹負が飛鳥から乃樂に向ふ途中經由した地(紀)。今も添上郡平和村の大字に残つて居る。稗田の阿禮も恐らくは此地の出身であらう。

ヒエタ(稗田)のアレ(阿禮)

○ 古傳説を暗誦して古事記編纂者太、朝臣安萬侶に口授した舍人。同書の序文によれば、天武朝史書編纂の勅令の下つたとき(十三年のことであらう)には年二十八で、爲人聰明、度日誦口、拂耳勤心とある。弘仁私記及齊部氏家牒には天細女命の後に記されて居るから、媛女氏の人で、ヒエタは其居住地名であらう。アレは名、アラ(願)の義と思はれる。

○ 媛女氏であるから此人も亦女性であらうと云ふものがあるが、媛女の女は借字でサル部といふ部族の名であることは其項下に述べる通りである。又命婦をヒメトネと稱へることはあるが、此時代のトネヨ(舍人)に女性が任命せられたことは絶無である。——トネヨの項下参照。

ヒオキ(日置) ——ヒキの項を見よ。

○ 和名抄に伊勢國壹志郡、但馬國氣多郡、周防國佐波郡の日置郡並に薩摩國日置郡は比於支、比於岐又は比於木と訓註してあるのみならず、現に日置と書いてヒオキと稱へて居る地名も少くはないのであるが、上代の發音法によれば、オキが他語の後に結合せられる場合にはオ音を約するのが例で、須夢理見賣の歌に「ナナキテ(汝を置きて)の意」男は

ヒ(樋)のハヤヒコ(速日子)の命

○ 出雲國大原郡斐伊郡に鎮坐する神(風)。出自は明示せられて居らぬが、恐らくはヒノハヤヒの命と同一神で(其項下参照)、スサノハの命の子と稱せられたのであらう。名の義はヒ(斐伊)の捷彦といふことである。

ヒイ(斐伊)の大河 ——ヒ(肥)の河の項下を見よ。

ヒイ(樋伊)のキチマロ(支知麻呂)

○ 出雲國大原郡斐伊郡新造院建立者(風)。キチマロは名で(吉麻呂?)郷名を負うてヒイと名乗つたのであらう。

ヒウガ(日向) (地)

○ 西海道(九州)の國名。和名抄に比字加と訓してある。景行紀に天皇が子湯の縣(今の日向國兒湯郡)から東望せられて、此國は日出方に直而して居ると仰せられたから、日向と名づけたとある。此傳説にして誤なしとすれば、ヒムカであらねばならぬが、天孫降臨地の筑紫の日向と區別する爲に、ヒウカと呼び慣はしたのであらう。——ヒムカの項下参照。

ヒウチ(火打、燧)

○ 倭連命が野火の難にあはれたとき火打を以て火を打出し、向火をつけて免かれ給ふとある(記)。——紀に以て燧出火とある。——金石をうち合せ火を出すことが、此當時既に行はれて居たものと思はれる。

なし(記)とあり、神樂「瓊瓊杵」にも「サレナキテ(我を置きて)二妻とるや」とある。稻置はイナキと訓み、玉置は今でも常にタマキといふてタマオキと稱へる事はなく、和名抄にも能登國珠洲郡日置郷は比岐と訓せられて居る。案するに日置はヒキの假字に用ひられたので、ヒオキ、ヘキと稱へるのは後代の訛であらう。——戸を置くといふ意味でヘオキと訓むべしとするが如きは牽強論するに足らぬ。

ヒカ(避箇) (地)

○ 仁徳天皇の御製(紀)に 朝妻のヒカの小板をかた泣きに道行くものもたぐひてぞよきとある。通證に朝妻山は葛上郡にあり、朝妻村の上方山路をヒカの小板といふとある。朝妻村は今の葛城村の大字である。

ヒカガ(比香賀)の君

○ 物部氏十世伊弉弗連の妻玉彦媛の父(舊)。 女を玉彦といふのは聞えぬから、或は玉彦の女比香賀媛とあつたのが誤り傳へられたのであるかも知れぬ。ヒカガ(秀麗)は女性には適はしい名である。

ヒカゲ(蘿、日影)

○ ヒ(乾)、コケ(苔)の轉呼。 天岩屋の祭に天のウスメの命が手次に用ひた物質(記)。——天之日影とある天は美稱である——紀には蘿、拾遺には蘿葛の字をあて、いづれもヒカゲと訓めと註してある。蘿は和名抄にマツのコケ又はサルチカセと訓した蘿苔類の一種であるが、過瀨の地に生ずるコケ(苔)と異

り、乾燥して居るから、ヒコケ(乾苔)というのであらう。コケは木の意である。

■ 紀及拾遺にはタスキに手織の字をあて、居るが、ヒカゲ(サルチカセ)は織になるべきものではない。記に手次とあるのが正譯で、上代のソ(衣)には袖がなかつたから、肩から之を兩腕に垂下して、衣手の代りに用ひたのであらう。

ヒカゲ(日影)の皇女

■ 欽明天皇の妃(紀)。石姫皇后の弟とある。然るに紀記ともに宣化天皇の御子中に此名を擧げて居らぬのは分註にも之を不審とした所である。恐らくは倉稚(又は若江)皇女の別名であらう。其所生皇子が倉皇子と稱へられたことを以て證とすべきである。

■ 案するに宣化天皇の三皇女は皆欽明天皇に聘せられたので、記には石比賣と小石比賣とのみを擧げ、紀は小石姫を稚媛に、倉稚媛を日影皇女と誤り傳へたのであらう。

ヒカサ(日笠)の浦

■ カサ及ソカサの項下を見よ。ヒは區別稱呼であらう。

■ 萬葉集七卷に「印南野は行過ぬらし天傳 日笠の浦に波たてり見ゆ」とある。日笠浦は所在不明であるが、次の槍笠の丘と同じく明石郡の地名であらう。

ヒカサ(槍笠)の丘

■ 推古紀に舍人姫王が夫當麻皇子に従うて出征の途次、赤石で薨去せられたので其地の槍笠岡上に葬つたとある。遺跡不明。

ヒカタ(干潟)

■ ヒ(干)カマ(其項下を見よ)。

■ 斥浦即ち干出地の意。——尋してカタとのみも稱へられる。

ヒカタ(日方)

■ ヒカサの轉。——ヒカシの項下参照。

■ 風の名。乾風の義である。和名抄には巽(東南)の風とあり、袖中抄には坤(西南)の風なりとある。アイヌ語でも南西の風をヒカタといひ、土佐の方言では六月頃日中に吹く南風をヒカタと稱へるさうであるが(古義)、方位を意味する語ではないから、地方によつて異ふのであらう。但し其轉呼のヒカシが風に東方の義に轉用せられたことは上記の通りであるから、少くとも西國では偏東風を意味したるものと思はれる。

■ (萬葉) 天ざらひ日方吹くらし水ぐきの崗の水門に波立ちわたる

ヒカトメ(氷香戸邊)

■ ヒカガトメとも訓み得るが、尙舊訓を可とする。

■ 崇神朝丹波の氷川の人(紀)。其幼兒が神性な辭を口走つたとある。

■ ヒカは氷川邑と畧し同義で、トベは女性の敬稱であるから、此地の女酋を意味するのであらう。——ヒカミの項下を見よ。

ヒカハ(日河)比賣

■ スサノヲの命の孫布波能母久奴須奴神の妃(記)。淤遲美神の女とある。出雲の肥河を以て稱呼したので、父のオカミ(大神の意)も亦

ヒガシ(東)

■ ヒカは干枯の語幹、シはチ(風)の轉呼。

■ 乾いた風といふ意で、ニシ(濡れた風)に對する語である。——今エチと稱へるのは其説であらう。——中國の氣象では東風は概ね乾燥であるから、東方の義に轉用せられたので、ニシを西、ハエ(南風)を南に轉義したのと帆を一にする。——音便によつてヒムカシといふこともある。

■ 和名抄攝津國東生郡を比率我志奈里と訓し、中世の歌に東をヒムカシと詠じて居るので、ヒムカシを原語、ヒガシを其説とするのは語義的根據のない説である。「日向シ」の意と説くものがあるが、其ならばヒムカシだけで意が通じ、シは全く餘分になる。假にムカヒと同義でムカシといふ語が用ひられたものとする(其例はないけれども)、朝暉に對向するのは西方であらねばならぬ筈である。

ヒガシ(東)のアハ(淡)の水門

■ 景行朝に東之淡水門を定められたとある(記)。——記によれば天皇御自身此地方に巡幸あらせられ、淡水門を渡られたと記されて居る。

■ アハといふ國は安房と阿波とがあるので、安房は東のアハとよばれたのであらう。ミナトは航門の意で今の東京灣にあたる。此通航路が開けたことを水門を定むというたものと思はれる。

ヒガシ(東)のエミシ(蝦夷)

■ 齊明朝に始めて蝦夷を北と東とにわけられた(記)。東は陸奥と註せられて居る。

■ 肥河の大神であつたのであらう。

■ 肥河はヒノカハと訓み慣はして居るが、之をヒカハと稱へても義に於ては變りはない。出雲に限つた地名ではないが、——播磨にも氷川がある——宣長説の如くわざ／＼武藏の氷川神社を引合に出さずともよからう。

ヒカミ(氷上) (地)

■ 和名抄に丹波國氷上(比加三)郡氷上(比加美)郷があり、崇神紀に氷上人氷香戸邊の名が擧げられて居る。ヒカミの語義はクマカミ、ヒタカミと同じく、ヒ族の神(又は首長)といふ意であらう。

■ 熱田縁起によれば、尾張の宮辭姫の郷里氷上邑は倭武命の御歌には「鳴海らを見やれば遠し比多加知」と詠まれて居る。即ちヒカミがヒタカと通じたことの一證とすべきである。ヒタカのヒはヒ(族)と同義で、——ヒ(族)の項下参照——カは處の意であるから、ヒカミの郷(邑)が族名から出たことは疑がない。丹波氷上の女酋がヒカトメと呼ばれたのも此地をヒカミの郷とも、單にヒカ(カは「處」の意)とも稱へたからであらう。

ヒカミ(氷上)の娘

■ 天武天皇の夫人(紀)。藤原大臣(饒足)の女とある。其所生を但馬皇女といふから、丹波の氷川郡に縁があつて名に負うたのであらう。

ヒカミ(氷上)刀賣

■ 播磨風土記託賀郡麻里の條下に見える神名。讃岐日子に挑まれたが之に應ぜず、建石命を頼んで逃げ散らしたとある。隣郡丹波國氷上

出身の故を以て地名を貰うたか、若しくは水上^{ヒカ}即ち水源地の女君といふ意であらう。

ヒギ(氷椽、氷木)

ヒ(秀)キ(木)、即ち秀出した木の意。

チギとも稱へられ(其項下参照)、屋根の骨格として合掌に組み合はせた椽材即ちタリキ(タルキ)中、其上端が穂のやうに上空に突起して居るものないふ。今も神社の屋根に其名残をとめて居るもので、和名抄には傳風の二字に此訓をあて、居る。氷は訓をかりたので椽はタルキ又はハヘキといふ字である。——チギ及天のチタリの項下参照。

〔記上〕於高天原一氷椽多迦斯理而居、是奴也

ヒキ(日置)〔族〕

ヒオキ又はヘキが説であることはヒオキの項下に述べた通りで、置はキの假字に用ひられたのである。

地名、氏名、民部名として用ひられる稱呼で、キ(族)の一支の名から出たもの、やうに思はれる。ヒは秀の意の區別稱呼であらう。

日置は和名抄によるに大和、伊勢、尾張、安房、能登、丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、周防、肥後、薩摩等にある郡名、郷名で、其外他語と結合した地名も少くはない。此やうに分布の廣い稱呼は多くは族名から出たものやうである。天平五年出雲風土記編纂に與つた出雲郡の大領正八位下置部臣は正倉院文書計會帳に「天平五年……出雲郡大領正八位日置臣佐提麻呂」とあると同人なることは疑なく、オキの臣をヒキの臣とも稱へたのは、オ、ヒがいづれも接頭語で、キの臣といふ意であつたらと思はれる。

ヒキ(日置)の臣シヒ(志毘)

出雲國意字郡舍人郷の住人(風)。倉の舍人君の祖とある。ヒキ氏は前項のやうにオキ又はオキヤとも稱へたらしく、出雲在住の一氏族名である。——姓氏錄に高麗國人伊利須意彌之後とある日置造(ヘキの假字かも知れぬ)とは全然別系とせればならぬ。

ヒキ(日置)の郷

丹後國興津郡の郷名(風)。郷内筒川村から筒川嶼子(浦島子)が出たとある。——和名抄にも見えた郷名でヒオキと訓し、今も日置村がある。筒川の名も其大字として残つて居る。

ヒキ(日置)姫の命

孝昭天皇の皇后世襲足姫命の一名(舊)。日置は葛上郡の郷名である(和名抄)。

ヒキ(日置)部

五十瓊敷皇子(垂仁皇子)に賜はつた部氏(紀一云)。ヒキは此皇子に縁故のある地名であらうが、所在を明にせぬ。大和國葛上郡に日置郷(和名抄)、河内國南河内郡に日置莊村があるが、此皇子の御名のニシキ(西紀)に因があるやうであるから、泉南郡又は海草郡地方の舊地名であるかも知れぬ。姓氏錄和泉未定雜姓中に天御玉命の男天御耳命の裔とある日置部は恐らくは此部氏であらう。

ヒキ(日置)部等が祖タケヲカ(建岡)の君

垂仁朝多具國の神阿蘇乃加都比女^{ヒキ}の祝に任ぜられた人(尾張風土記)。神の所在地を尾張國に求めて社を建て、奉仕したとある。——タケヲカの君の項下参照。——此女神は出雲風土記に赤衾イヌオホスミ彦神の后とあり、タケも同國に多い地名であるから、ヒキ部は出雲のヒキ氏族を意味するものであらねばならぬ。

ヒキ(日置)のコオユ(少老)

少老は或はワカオユと訓むのかもしれない。オオユと訓することは發音上あり得ぬ。

ヒキ(日置)のナガエ(長枝)の娘子

萬葉作家。傳不明。ヒキ部の人であらう(其項下参照)。

ヒキタ(引板)

萬葉集八卷に、衣手に水漉つくまで殖みし田を引板我がはへまもれる苦し」とある。引板はヒキタと訓み、鳥を追ふ爲の鳴子状のものないふのであるが、低田^{ヒキタ}にいひかけたことは勿論である。

ヒキツ(引津)

ヒキ(日置)といふ地の津の意であるから、一ヶ所には限らぬが、萬葉集十五卷に筑前國志摩郡韓亭泊の次にあげてある引津亭泊は今の糸島郡小富士村の一小灣である。右の外にもヒキツを詠じた次の二首がある。

(萬七) 梓弓ヒキツの邊なるなのりその花、摘むまでに逢はざらめや

もなのりその花

(萬二〇) 梓弓ヒキツの邊なるなのりその花咲くまでに逢はぬ君かも右のヒキツは或は紀伊國日置河口の津(今の西牟婁郡日置町)のことであるかも知れぬ。

ヒキテ(引手)の山

ヒキテは低方、即ち低い方の山といふ意。

ヒキリウス(燧白)、ヒキリキネ(燧杵)

大國主神祭祀の爲に柳八玉神が海布の柄で燧白を作り、海尊の柄で燧杵を作り、火を鑽り出したとある(記)。最古の發火法で、今もなほ伊勢神宮、出雲大社をはじめ、舊社の忌火は此方法によつて作られる。

ヒクマ(引馬、曳馬)野

ヒク(低)マ(地區)の意であらう。

萬葉集一卷大寶二年持統上皇三河行幸の際長忌寸奥麻呂の歌にヒクマ野に匂ふはり原入りみだれ衣にははせ旅のしるしに

とある。遠江國濱松市は阿佛尼の「いさよひ日記」に引馬の驛と記されて居るので、ヒケマ野は此地に限るものとして、此歌も三河行幸の序に遠江に来て作つたものと説くものがあるが、語義からいへば三河にも同名の地があり得た筈である。

ヒケ(引)島

伊賀縣主が仲哀天皇を出て迎へた穴門の地點(紀)。今の彦島のことであらう。

ヒケタ(引田)

比氣多と假名書してあるから、ヒケタと發音したのであらう。
ヒキ(低)タ(田)の轉呼。
和名抄大和國城上郡引田とある地。今初瀬村に乘田神社がある。後記引田部の赤猪子の居村。
雄略天皇御製)ヒケタの若くるす原若く邊にゐれてましも老いにけるかも(記)

ヒケタ(引田)の朝臣スクナマロ(少麻呂)

持統朝の人(紀)。阿倍の引田臣比羅夫の子で、慶雲元年阿倍朝臣の姓を給ひ、養老二年大納言に昇任、同四年薨去した(公卿補任)。

ヒケタ(引田)の朝臣ヒロメ(廣目)

持統朝の人(紀)。直廣肆を授けられたとある。

ヒケタ(引田部)のアカキコ(赤猪子)

雄略朝の人(紀)。三輪河の邊で衣を洗つて居た時、天皇が行幸せられて寵を待てといはれたから、空しく年を過したとある。ヒケマヤは引田村といふことで、其地の住民の女子であらう。

ヒケトリ(比氣登理)

ヒキ(曳)トリ(鳥)の音便。
曳鳥即ち渡り鳥の意であらう。ヒカレ鳥の約又はヒキキ鳥の義とする説は従はれぬ。
(八千矛神の歌)むら島の 我がむれいなば ヒケトリの 我がひけいなば(記)
群鳥の如く群れ去なば、曳鳥(渡鳥)の如く引き去なばといふ意であらう。

ヒコ(孫)

ヒ(胤)コ(子)の意。——ヒの項下參照。
和名抄に爾雅云子之爲孫和名無萬古一云比古とあり、古書に吾孫はアヒコと訓ませてある。原義は一般に後裔をいふのであるが、慣用上二等親卑屬を指稱する語となつたのであらう。之に對して曾孫をヒヒコといふのであるが、現代語でヒコといへば曾孫の義と了解せられる。——ヒヒコの項下參照。

ヒコ(彦、比古、日子、昆古)、ヒメ(姫、媛、日女、日賣、比賣、毘賣、比咩)

ヒ(秀)子、ヒ(秀)女の意であらう。
貴族名門の男女の呼稱である。日子、日女の義と説くものがあるが、

天つ神の裔ならぬものも此稱號を用ひ、且ホコといふ敬稱のある所を見るとき、ヒ(秀)子(女)の意と解すべきであらう。

ヒコアルジ(彦主人)王

ヒコウシ王の項下を見よ。

ヒコイサセリヒコ(彦五十狹芹彦、日子伊佐勢理昆古)の命

イサセリヒコはイササ、イリヒコの約轉であらう。
冠稱のヒコは美稱に用ひられたので、イササ(イザ)の入彦の意と思はれる。
孝靈天皇の御子、御母はハエイロネ(紀、記)。——舊事紀には彦五十狹彦とある——イササ(又はイザ)の原義は神聖であるが、大和の靈地の呼稱に用ひられたやうであるから、——イザ川の項下參照——其地に居住する氏族の入彦といふ意であらう。吉備津彦命(紀)又は大吉備津日子命(記)ともよばれ、記によれば吉備上道臣の祖とある。

ヒコイツセ(彦五瀬)の命

神武天皇の御兄皇子(紀)。——イツセの命の項下參照。

ヒコイナコシワケ(比古伊那許志別)の命

大毘古命(孝元皇子)の子(記)。膳臣の祖とある。姓氏錄には大稻與命又は彦背(瀬)立大稻與(越)命と記し、阿閉臣、伊賀直、穴人朝臣、高橋朝臣も其後裔とせられて居る。名の義不明。

ヒコイナヒ(彦稻飯)の命

神武天皇の御弟皇子(紀一書)。他の傳に御兄皇子とせられたイナヒの命の異傳であらう。

ヒコイマス(彦坐、日子坐)の王

開化天皇の皇子。御母は和珥のオケツ媛(紀、記)。記によれば御子孫極めて多く、諸氏族に分れて繁榮した。名の義は字の通りで御子に彦イマス、彦オスなどいふ名がある所を見ると、此一家で起居動作を以て命名する例があつたのであらう。

ヒコウシ(彦大人)の王

大人はアルジといふ訓もあるが、尙ウシを可とすべきであらう。
繼體天皇の御父(紀)。釋紀に引用せられた上宮記によれば應神天皇の御孫大ホドの王の子字非王が牟婁國造伊自牟良君の女久留比賣命を娶つて生ませた子とある。——釋紀の系譜に字非王の御弟としたのは譽田天皇五世の孫とある紀の本文の記事と抵觸する。

ヒコオシヒト(彦忍人)の命

武社(上總)國造(舊)。和邇臣祖彦意部命の孫で成務朝に拜任したとある。

意部部命は善利本には立人部部命とあり、一本には六人部部命とあるが、延佳本の如く、立人、六人は彦の誤、部は部(部)の誤寫とすべきであらう。

ヒコオス(比古意須)の王

日子坐王(開化皇子)の子、生母は和邇の意部部比賣命(記)。御父を

彦坐、御兄を彦立といふ所を見るとオスは押の意であるかも知れぬ。

ヒコクニオケツ(日子國意祁津)の命

開化天皇の妃意祁比賣の兄(記)。九瀬臣の祖とある。——紀には軍に越津命とし、姓氏録には彦國押人命の子彦越津命(羽東首の項)又は同皇子の孫比古意祁豆命(丈部の項)と記されて居る。——ヒコは美稱、クニは父皇子以來此氏の通稱であつたらしく、クニアクといふ名もある。オケは太箭の意であらう。——オケツの命の項下参照。

ヒコクニオシヒト(彦國押人)の命

孝昭天皇の皇子(舊)。紀に天足彦國人命——記に天押帶日子命——とあると同皇子であるが、姓氏録なども多く天足といふ美稱を省いて居る。御子孫にも彦國オケツの命、彦國アケの命といふ名があるから、彦國押人を以て通稱とせられたのであらう。

ヒコクニブク(彦國菴、日子國夫玖)の命

崇神朝武埴安彦を討伐した人(紀記)。和珥臣の遠祖とある。垂仁朝の五大夫中にも列して居る(紀)。姓氏録に彦國押人命三世の孫とあるから、恐らくは上掲彦國意祁部命の子であらう。彦國は此氏の通稱で、ブクの語義は不明であるが、其名であることは疑がない。

ヒココソネ(彦己蘇根)の命、ヒココソホリ(彦己蘇保理)の命

コソはコセ(巨勢)と同語、ホリはハフリの約であらう。神武朝の凡河内國造(舊)。彦己蘇根とも彦己蘇保理ともあるが、ホ

及ホリは共に敬稱であるから、同一人であらねばならぬ。ヒコは美稱、コソは族名と思はれる。當時大和にも巨勢、祝と稱する土官が居たことが傳へられて居る。其地の土豪を其ま、國造に任命せられたのであらう。

ヒココモス(彦蔭簀)の命

開化天皇の皇子彦湯彦陽命の一名(紀)。名の所由を詳にせぬ。

ヒコサシカタワケ(日子刺肩別)の命

孝靈天皇の御子、生母は大倭國阿禮比賣(記)。——紀には此皇子は見えぬ——高志之利波臣、豐國之國前臣、五百原君、角賀海直の祖とある。名の義を詳にせぬ。

ヒコサシマ(彦狹島)の王

豐城入彦命(崇神皇子)の御孫。景行朝に東山道十五國の都督に任ぜられたとある。——國造本紀には彦狹島命とし、上毛野國造を拜任したとあるが、之を崇神朝の事としたのは誤傳であらねばならぬ。——東國御發向前に病歿せられたとあるが、御名のサシマは狹島郡(今下總國)に置かれたものらしく、東國の百姓が之を悲んで屍を盜み出して上野國に葬つたとあるから、御祖父皇子以來東國に在せられ、上京中薨去せられたものと思はれる。

ヒコサシマ(彦狹島)の命

孝靈天皇の御子、生母は祖某(記)。紀には日子窟間命とある。サシマは地名又は地形稱呼であらう。

ヒコサシマ(彦狹島)の命

能登國造(舊)。活目(垂仁)天皇の御子大入來命の孫とあるが、記によれば大入杵命は崇神天皇の御子で、ヒコサシマの命(王)も同じ天皇の御曾孫(記)、又は孝靈天皇の御子であるから、何か誤謬があつたのであらう。國造本紀加宜國造の條下には能登國造もまたソトのナミ氏とせられて居る。

ヒコサシリ(彦狹知)——ヒコサチの項下見よ。

ヒコサチ(彦狹知)の神

舊訓ヒコサシリとあるが、知はチの假字に用ひられたものとすべきである。

工作の神(紀、拾)。紀伊國志部の遠祖とある。紀には此神を作盾者としたとあり、拾遺には手置帆負神と共に瑞殿構造並に御笠及矛盾作製に任じたとある。手工の天票を有したが故に、サチヒコ(幸彦)と名づけられたので、彦を倒置することは極めて多い例である。——物サシを掌るといふ意でサシ(度量)シリ(知)と名づけたといふ説はヒコサシリとある舊訓によつて牽強したもので、物サシをサシといふのは極めて近代の俗語である。

ヒコサメマ(日子窟間)の命

サは接頭語、メマはミマ(水間)の轉呼か。孝靈天皇の皇子、生母は堀伊呂孺(記)。——紀には彦狹島命とある——針間牛鹿臣の祖。サメマは地名又は地形名であらう。

ヒコタツ(彦多都)の命

稻葉國造(舊)。彦坐王の子で成務朝に拜任したとある。丹波の比古多須美知能宇新王(記)のことであらうが、此王子が稻葉國造になられたことは他書に見えぬのみならず、世代も相違するから誤傳であらう。或は道主王の子孫が任命せられたのではあるまいか。

ヒコチ(比古遲、彦舅、日子遲)

上記のヒコ(彦)にチ(主)をそへたものである。

ウマシアシカビヒコヤの神といふ神名があり、スセリ姫に對して大國主をヒコチ神と稱へた例もある(記)。男君の意で之に對してヒメチといふ語も用ひられたのであらうが、地名(播磨國姫路)の外には用例がない。——ヒメチの丘の項下参照。

ヒコチ(日子道)の丘

原本(谷森本)に日子道とあるのは道の誤とすべきである。

播磨國飾磨郡の地名(風)。伊和里の丘の名であるから、姫路市附近であらうが所在を明にせぬ。彦神を祀つた地をヒコチの丘、姫神を祭つた地をヒメチの丘と稱へたのであらう。大汝命遺跡のとき蟹の落ちた地を日女道丘といふとあるも日子道の誤であらう。

ヒメチが後世邑名となり、十五萬石の城下として有名になつたので、ヒコチの名が忘れられ、カヒコ(蟹)の落ちた所を日女道と誤寫したのであらうが、カヒコが日子に通ずるから名を負うたので、ヒメチとしては意をなさぬ。此誤文から推して上古カヒコをヒメチ又はヒメコと稱へたと説くのは幻想である。

ヒコツラヒ(引豆良比)

① ツラヒはツラ(連)の活用形。
 ② ツラヒは自他两用で、今の語でいへばツラナヤともツラネともなるから、ヒコツラヒも「連引」又は「引きつられ」の意と解せられる。
 ③ (八千矛神の歌)をとめの なすや板戸を おそぶらひ 我が立たせれば ヒコツラヒ 我が立たせれば(記)
 (萬三) そば舟に 綱とりかけ ヒコツラヒ 有なみすれど 言ひつらひ 有なみすれど 有りなみ得ずそ 言はえにし我が身(三三〇)
 ④ 前の歌は「板戸を引つられ」の意、後のヒコツラヒは「人なみに連り引く」ことであらう。

ヒコナキサタケウガヤフキアヘズ(彦波瀲武鸕鷀草茸)

① 彦火火出見尊の御子(紀)。御母は海神の女豐玉姫、神武天皇の御父である。御名の義はアマツヒメカヒコナキサタケウガヤフキアヘズの命の項下に述べた通りであるが、紀には御母が草を以て此皇子を養み海邊に棄てられたから、名を負はれたと説明してある。

ヒコナト(比古汝弟) (人)

① 汝弟は沙茅の誤記とする説があるが、其非なる事は次に攷證する通りである。ナ、オトは古の發音法によればナと約せられた筈である。
 ② 成務朝國界制定の爲め播磨國に派遣せられた人(風)。丸部臣の始祖とある。ナト(汝弟)といふ名の所由は判明せぬが、ヒコを冠して美稱とする。ことはワニ(九瀬)氏に共通である。此人は印南の吉備比賣を娶つて別嬪を生んだとあるから、其子孫中に父の姓を名乗り、丸部臣と稱へたものがあつて、此人を始祖としたのであらう。マケ(別)の郎女は貴女を呼ぶ通稱で、之を景行天皇の皇后と同一人なりとする風土記の記事は誤傳とせればならぬ。
 ③ 此別嬪を景行皇后なりとする風土記の説にもとづいて比古汝弟は若建吉備津日子と同人ならざるべからずとし、丸部は吉備の誤、汝弟も沙茅の誤記で、彦狭島命と吉備津日子とがまぎれたのであると説くものがあるが、成務朝の人の子が御父景行天皇の妃となられたとは考へられぬことである。志我高穴徳宮(成務天皇宮號)も亦誤りであるとするのかも知れぬが、右の如き推定が許されるならば蟹を鳥といひかへることも可能である。

ヒコビ(引帯)

① ヒキオビの約。
 ② 和名抄に陸阿日幹小帯也、釋名云袴帶也、禁不得開散也、和名ヒキオビとあり、上代のソ(上衣)の襟をかき合はす爲に胸の邊につけた紐である。約してヒコビとも稱へられたやうである。——ヒモ及カロビの項下参照。
 ③ (萬三) 水はなだの 緋の帯を 引帯なす 袴帯にとりなし(五二〇)

ヒコヒトのオホエ(日子人之大兄、彦人大兄)の王

① 景行天皇の御子(記)。生母は伊那能若郎女とある。景行紀には此名は見えぬが、仲哀天皇の紀大中姫は天皇の御叔父彦人大兄の女と記されて居る(紀)。ヒコヒトは彦とよばれる人即ち貴人の意で、オホエは其うちの長兄といふことである。

ヒコヒトのオホエ(彦人大兄)の皇子

① 敏達天皇の皇子(紀)。御母は息長の廣姫。——記には忍坂日子人太子とある。——舒明天皇の御父で、更の名を麻呂子皇子と呼ばれた。御名の義は前項に述べた通りである。

ヒコフツオシのマコト(比古布都押之信、彦太忍信)の命

① 孝元天皇の皇子、御母はイカガシヨメの命(記、紀)。建内宿禰の父(又は祖父)である。フツオシは太く大きいといふ意、マコトは字の如く信の義とも解せられぬことはないが、フツオシの如き語を以て修飾するには不適當であるから、或はマコトの音便であるかも知れぬ。されば重ねて「命」といふことは有り得ぬのであるが、マコトが「信」の意に誤解せられてから、マコトのミコトと呼ばれるやうになつたのであらう。

ヒコフト(彦太)の尊

① 繼體天皇の御一名(紀)。マホトの尊とも申上げるから、フトはホトの説であるかも知れぬ。

ヒコホ(日子番、彦火)

① ヒコ(彦)に更にホ(秀)をそへたので、ヒコの秀なるものといふ意を以て美稱として用ひられる。例
 天津日高日子番連々岐尊(記)
 天津彦彦火瓊々杵尊(紀)

天津日高日子穗手見命(記)

彦火火出見尊(紀)
 ① ヒコホは略してホともいひ、天津彦彦火ノ瓊々杵尊、天の火ノ明命の如くも用ひられるが、ヒコホを二つに切つて、ヒコホと訓むことは出来ぬ。右の例によるも天津ヒコ、ヒコ、ホのニニギの尊と稱へてはヒコが蛇足になるのである。

ヒコホホデミ(彦火火出見、日子穗々手見)の尊(命)

① ヒコホは美稱、ホホデミは秀出身の意。

ニニギ尊の御子(紀、記)、生母は鹿葦津姫(木花開耶姫)。一名を火折尊といふ(紀、紀一書)。記には天津日高日子穗々手見命、紀の一書には火折彦彦火出見尊とある。

① 神武天皇の御名も彦火火出見尊又は神日本磐余彦彦火出見尊とよばれた。御祖父と御同名であるのは此語が尊號であるからである。

ヒコヤキ(彦八井)の命又はヒコヤキミ(彦八井耳)の命

① 神武天皇の御子(記)。美田連及手島連の祖とある。記には神八井耳命及綏靖天皇の御兄と記されて居るが、紀には此皇子をあげず、舊事紀には御弟とし、姓氏録には神八井耳の御子とある。ヒコは美稱で、御名の義は神八井耳命と同一であり、タギシ耳命の處分にも參與せられなかつた所を見ると、紀及姓氏録の所傳を正しとすべきであらう。

ヒコユキ(彦湯支)の命

① ヲマシマチの命の子、母は活目色の師長姫(舊)。一名を木開足尼と

いひ、綏靖朝の申食國政二大夫兼石上神宮齋主とある。ヒコは美稱、ユキは齋子の意であらう。

ヒコムスミ(比古由牟須美、彦湯産隅)の命

■ ムスミはムスビ(魂)の轉呼。

■ 開化天皇の皇子、生母は丹波の竹野媛(紀、記)。亦の名を彦湯産命といふとある(記)。故あつて湯の神と祀られたのでユムスミと稱へたのであらう。外祖父が丹波大縣主ユゴリ(由基理)と稱へたのも(記)、湯に縁のある名である(コリは敬稱)。

ヒコヨリ(彦與會)の命

■ 尾張氏九世傍系(舊)。斐陀の國造(舊刊本甲斐とあるは誤であらう)大八橋命の父とある。同列に置部與會命があり、五世の先代に瀛津世襲命といふ人もあるから、ヨリは地名であらうが所在を詳にせぬ。

■ 尾張氏系譜には此人は第八世傍得玉彦の子であるかのやうに記されて居るが、大和の尾張家(葛木氏)は武内宿禰の子が相續したもので、やうであるから(尾張連の項下参照)、八世以下の世次は頗る疑とすべきで、或は傍系を盡く之に列れたものであるかも知れぬ。

ヒザ(膝)

■ 和名抄に膝腫頭也比佐とある。ヒヂ(臂)と同じく關節を意味する語で、ヒダ(積)から出たのであらう。

ヒサカタ(久方、久堅) (枕)

■ サはサシ(差、刺)の語幹。

■ 日サス方の意。アメ(天)の枕詞であるが、轉じてはアメ(雨)、ツキ(月)にも冠して用ひられた。「ヒサカタの天」とつづけた例は極めて多く、人の周知する處であるが、左に異例のみをあげる。

(萬四) ヒサカタの雨も降らぬか雨つ、み君にたぐひて此日くらさむ(同) 雨つ、み常せず君はヒサカタの昨夜の雨にこりにけむかも

(萬〇) ヒサカタの月夜を清み梅の花心にさきて吾が念へる君(萬七) 霜くもりすにかあらむヒサカタの夜わたる月の見えぬおもへば

(萬二) 誰が苑の梅の花ぞもヒサカタの清き月夜にこゝだ散り来る萬葉集十三卷に「ヒサカタのみやこをおきて草枕旅行く君をいつとか待たむ」とあるのは天の都又は月の都(月宮殿)の意でいひかけたのであらう。

ヒサキ(久木) (植)

■ 和名抄に楸はヒサキとある。今キササゲと稱へる紫葳科植物で、河邊等に多く自生するものである。夏日淡黄色の花を開き長さ一尺餘のササゲの莢に似た實を結ぶ。萬葉集に久木とあるのも此であらう。

■ (萬六) ねばたまの夜は深け行けばヒサキ生ふる清き河原に千鳥しばなく(萬〇) 去年咲きしヒサキ今さく徒に土にやおちむ見る人なしに

ヒサコ(瓠、匏)

■ ヒ(水)サ(差)ケ(筭)の轉呼。サはサシの語幹である。

■ 水差に用ひる器といふ意から葫蘆科植物の葉實をいふに轉用したのである。——俗語ヒサクは此語の説である。

■ 和名抄には杓をヒサゴと訓し、匏はナリヒサゴと訓ませている。其はヒサゴだけでは匏の意があらはれぬから、自然生のもを表示する爲に、ナリといふ語を冠したので、後世匏、瓠をヒサゴと稱へるのは略稱である。ヒサゴは日常の重要器具であるから、イザナミの命によつて生まれたといふ傳説もあり(竊火祝詞)、神樂の採物中にも杓があるのである。

■ 神樂歌入文に杓を次の採物葛とあはせて一物とし、匏は蔓草なるが故にヒサゴカツラと稱へられたと説いたのは甚しい誤解である。ヒサゴの原義上ヒサゴカツラといひ得ぬことは勿論、カツラがとりもの、一つであることは古今の大歌所の歌の中にも見え、樂府抄抄にも葛のの曲の歌二首をあげて居る。嘉禎本に有(曲名)耳無(其歌曲)とあるは其頃既に逸して居たので、之を根據として延喜時代の敎選集を誤なりとするは妄断である。

ヒサゴハナシ(束髮於額)

■ 崇峻紀に古俗年少兒年十五六間束髮於額とあり、束髮於額をヒサゴハナシと訓してある。ヒサゴの花が幼果の項に残つて居るやうに、未だ總角に結ぶほどの長さに達せぬ額髮を左右にわけて結んだことをいふのであらう。

ヒサシ(比佐志)の比女の命——スサシヒメの項下参照。

ヒサツ(久津)媛

■ ヒサはヒダの説であらう。

■ 豐後國日田郡の神(風)。人に化して景行天皇を出て迎へたとある。

日田郡が此神の名を貢ひ、ヒサツヒメの郡といふべきなヒダの郡と説つたとあるのは本末轉倒で、ヒダの神なるが故にヒダツ姫と呼ばれたのであらう。

ヒサメ(霽霖、大雨)

■ ヒサ(久)、アメ(雨)の約。

■ 霖雨の意。ヒタメと音相通するが故に、霽即ち大雨をいふにも用ひられた。——次項の水雨とは同音別語である。

■ 垂仁紀の大雨といふ字にはヒタメ及ヒサメの二訓が與へられて居るが、其外甚雨(武烈紀)、霽雨(孝徳紀)、大雨(崇峻紀)等はみなヒサメと訓してある。記の尤恭天皇の章下に大水雨零るとあるのも、歌には「雨たちやめむ」と詠まれた所を見ると水雨は借字で、霽の意のヒサメであるかも知れぬ。萬葉集第二卷の次の歌には霽霖の二字をあて、ヒサメとよませている。

(三言) 玉梓の 道來る人の なく涙 霽霖に降れば

ヒサメ(水雨、大雨)

■ ヒ(水)サ(接頭語)、アメ(雨)の約。

■ 雨は春雨、村雨の如くサメとも稱へられるから、ヒ(水)の降ることをヒサメと稱したので、雹、霰、雪を總稱するのであらう。

■ 神武紀に十二月癸巳……天陰而雨水とあるをヒサメフルと訓してある。記に倭建命が伊吹山で大水雨に打感されたところも此意味のヒサメであらう。天武紀に水零大如「桃子」といふ記事が見える。推古紀天智紀に火雨とかいたのは借字であらう。——雨水はミヅレとも訓せられてゐる。

ヒサメ(日狭女)——モツヒサメの項を見よ。

ヒシ(菱)

和名抄に菱子を比之と訓し、字鏡には菱、菱等に此訓を與へて居る。今も此名を以てよばれる水藻で、ヒシとも稱へた所を見ると、或はヒシキと同じく、菱角があるが故に名を貰はせたのであるかも知れぬ。例

(應神天皇御製) ヒシがらの さしけく知らに(記)——記には大鷲
鶴尊の御歌に此句がある。

(萬七) 君が爲浮の池にヒシ摘むと我が染めし袖ぬれにけるかも
(萬二六) 豐國の企救の池なるヒシの末を摘むとや妹が御袖ぬれけむ
(應神天皇御製) 花實好し ヒシヒナす いちひ井の わにさの土な
(記)——延佳本にヒシと改めたのはさかしらである(ヒシヒナス
の項下参照)。

ヒシ(必志)の里

大隅國の地名(風)。所在不明。卑人の俗語に海中の洲をヒシといひ
此村が海の洲に在るから必志と名づけられたとある。——案するにヒシは
ヒシの音便で、ヒ(水)チ(土)即ち泥土のことであらう。——ヒジニツ
クサマアの項下参照。

ヒシキ(菱城) [地]

和泉國泉南郡(舊大島郡)越田村大字菱木。仁賢紀に菱城邑人鹿父と
いふ名が見える。

ヒシキオボノイヒ(青飯)

オボはオモの轉、イボともあるから、オ、イは接頭語であらねばな
らぬ。

持統紀に宿宮に嘗する爲に奉つたとある青飯にヒシキオボノ飯及ア
チキイホノ飯の二訓が施してある。オボはオモ、即ち喪の義で(オモの
項下参照)、喪飯なるが故に、意によつて飯字に此訓を與へたのであら
う。青をヒシキと訓む理由はないが、或は菱形ものを用いたのからし
れぬ。今も青菱餅を供物とすることがある。鹿尾菜又は伊賀の比自支
和氣に因るとする説は従はれぬ。

ヒシキテ(天陰而)

神武紀に長嶺彦を討つとき天陰而雨水とあるをヒシキテヒサメフル
と訓してある。ヒシキテは雲が目を覆ひ重てといふ意であらう。今の
語にも荒天をシケといふのは此シキの説と思はれる。シケレもまたシ
キ、クレ(重、暗)の意である。

ヒジニツクサマテ(比自爾都久佐麻提) [歌詞]

萬葉集十四卷に「花散らふ此向つ峯の峯の尾のヒジにつくまで
君が世もがも」とある。ヒジはヒシ(泥)に通じ、原義は水士である。仙
臺抄所引大隅國風土記に必志里昔者此村之中有海之洲因曰必志里
海中之洲者卑人俗語云必志」とあり、チをシに説るのは方言に多い例
である。ツクサのサはサマ(シタ)のサで「時」の意。即ち向つ峯の峯の
尾が水中の泥土につく時まで、換言すれば桑田變じて海となるまで、
君が世は長かれと祈つたのである。

元暦校本には左の字がない。「ヒシにつくまで」というても十分意は
通するのであるが、尙ツクサマテとの間に多少の差があるから、必し
も斬字と断定することは出来ぬ。

ヒジリ(日知)

天つ日嗣を知らすといふ意味で、至尊をヒジリと申上げたのであら
う。天武天皇崩後持統天皇が高御座につかせられたが、皇太子草壁皇
子も政を與り開かれたので、日並知皇子命と稱へまゐらせた(續紀)の
を見ても證とせられる。

(萬二) 玉たすき 欽火の山の 檜原の ヒジリの御世(二六)

ヒジリ(聖)神

ヒ(日)シ(知)の意であらう。
大年神の子(記)。ヒジリは歳時を明にするといふ意で、上代の農民
に取つては最も大切なことであつた。其故に此術に於するものは至大
の尊敬を受け、其祖神をヒジリ神と稱へたのであらう。年穀を掌る大
年神の兒とせられたのも理由のあることである。

ヒシロ(日代)の宮

景行天皇の宮(紀)。——記には日向之日代宮とあり、大和の經向
を宮とせられたのである。——ヒシロは上記ヒジリ(日知)の轉呼で、
ヒシロの宮は即ち皇居を意味する。

ヒスミ(日隅、日栖)の宮

舊訓による。ヒスと訓んでも妨はない。

ヒタ(日田、日高) [地]

大國主の爲に造營せられた神宮(紀)。出雲風土記楯縫郡の條下にも
神魂命が大國主神の爲に五十足天日栖宮を造り奉れと命せられたとあ
る(此條には多少の錯簡がある)。ヒ(秀)スミ(住)即ち秀れた住居の意
であらう。

ヒスラ(比須良)比賣——イヅモの臣ヒスラ比賣の項下を見よ。

ヒタ(稗田)——ヒエタの項下参照。

ヒタ(日田、日高) [地]

ヒナ(夷)の轉呼。——其項下を見よ。
豊後國の郡名(風)。——和名抄には日高(比多)郡日田郷をあげ、今
も日田郡と稱へて居る。——久津媛といふ神が人間の姿となつて景行
天皇を出向へたので、久津媛の郡と稱へたのを日田郡と説つたとある
が、恐らくはヒタが原で、ヒナ(夷)族の占據地であつたが故にヒタと
稱へたのであらう。古は一國をなし國造を置かれた。

ヒタ(日田)川

豊後國日田郡の水流(風)。阿蘇川と玖珠川とが會流して日田川とな
るとある。筑後川の上流である。

ヒタ(飛彈)の國

ヒナ(夷)の轉呼。
東山道の一國。和名抄には比太と訓註せられて居る。山間の地で久
しく夷族が占據したから、ヒタ(ヒナ)の國と呼ばれたのであらう。仁

徳朝藤波の根子武振熊將軍を遣して土豪宿儼を討伐せしめられたとある〔紀〕。

ヒタ(斐陀)の國造

飛騨國の造で國造本紀には尾張連の祖瀛津世襲命の裔大八崎命が成務朝に拜任したとある〔舊〕。同書尾張氏系譜に九世務系彦興命の子大八崎命の後として擧げた甲斐國造も亦斐陀の誤記で、一異傳と思はれる。——上記の如く此國には仁徳朝まで土豪が跋扈して居たのであるから、成務朝に朝廷から國造を派出せられたといふことは疑問であるが、後の國造は尾張氏族の出であつたのであらう。

ヒタ(比多)の國造

上記豐後の日高(日多)の國造で、國造本紀には成務朝葛城國造止波足尼が任命せられたとある〔舊〕。
葛城國造の下に「同祖云々」の数字を脱したものであらう。されば止波といふのが其全名であつたかどうか不明であるが、攷證すべき道がない。

ヒタ(斐太)の細江

萬葉集十二卷に「白まゆみヒタの細江の菅鳥の妹にこふれやいなれかれつる」とあるが、所在は判明せぬ。紀伊國の日高はヒタとも稱へられたかとも思はれるから、——豐後の比多は上記の如く日高ともかく——或は日高川流域の細江のことかも知れぬ。

ヒタカ(日高)

〔地〕

ヒタ(夷の轉)カ(處)。
神功皇后が太子と會見せられたとある紀國の一地〔紀〕。今の日高郡ではなく、今少し北によつた地であらうと思はれるが、其所在を明にせぬ。語義はヒタ(夷)族の居所といふことであらう。

ヒタカ(日鷹)の吉士

雄略—仁賢朝に屢々韓地に使した人〔紀〕。難波日鷹吉士とも記されて居る。難波吉士の族人で、ヒタカは名であらうが、其所由を詳にせぬ。或は地名を負つたのかも知れぬ。

雄略天皇七年の紀に遣日鷹吉士七堅磐固安錢とあるので、堅磐を日鷹吉士の名とし、難波日鷹吉士といふ複姓であるかのやうに説くものがあるが、カタシハは河内の地名で、歸化人固安錢の居住地をいふもの、やうである。

ヒタカ(日高)の皇女

元正天皇の御名〔紀〕。草壁太子の御子で、御母は元明天皇である。更の御名を新家皇女といひ〔紀〕、帝王編年紀によれば飯高皇女とも申上げたやうである。

ヒタガタ(比多我多)

〔地〕

萬葉集十四卷國土未勅の東歌に
ヒタガタの磯のわかめの立ちみだれ我をかまつなもきそも今夜もとある。尾張の大高は古火高と稱へたから、其地先の干潟をヒタカカタ即ちヒタガタといふたこともあり得る。又常陸國多賀郡平潟——今平潟町——を説つたのであるかも知れぬ。

ヒタカミ(日高見)の國

ヒタカミはヒナ(夷)と同語。

ヒナ(夷)カミ(酋)の國の意

古典に日高見國の名が見えて居るのは景行紀二十七年及四十年の條下と常陸風土記のみで、其外には六月大赦の祝詞に「大倭日高見之國ヲ安國ト定奉テ」とあるが、これは大和の美稱として用ひられたもので、語義は字の通りと思はれるから、紀及風土記に見えたヒタカミの國とは關係がない。こゝにいふのは東國の呼稱に用ひられたヒタカミの國である。

常陸風土記によれば同國信太郎は本日高見國也とあり、黒坂命は多珂郡で病歿後、日高見國に歸葬したとあるが、日本武尊が進出せられた日高見國は常陸より東北に當ると明記せられて居る。案するにヒタカミの國は局地的稱呼ではなく、ヒタ即ちヒナ(夷)族の酋長の占據地をさした一般的稱呼であらう。神名帳に陸奥國桃生郡日高見神社とあるは、ヒタ(夷)神を祭つた社であらうが、之によつてヒタカミが此地(又は地方)に限られた呼稱であるかのやうに説くのは未だ考の至らざるものである。

ヒタン(日足)

〔動〕

日は信字。ヒは窺能といふ意の原語(其項下參照)であるから、其能力を足し加へるといふ意でヒタンといふ語が生まれたのであらう。記紀には養、治養、子養、長養、持養、祝養、膝養等にヒタンといふ調を與へて居る。口語に産後病後の恢復をヒタチ(肥立)といふのも此語の説とおもはれる。

ヒタチ(常陸)

〔國〕

孝徳朝に制定せられた國名〔風〕。名の義については往來道路不隔二江海之津濟—郡郡境相親—山海之峰谷—取近通之義—以爲—名稱—と記して直路と説明し、又一説として倭建命が流泉で手をあらはれたとき衣の袖がぬれたから、依—津—袖—義—といひ、衣袖—津—國—といふ俚語をあけて居る。

案するに道路不隔二江海之津濟—といふのは大に事實に反して居る。國境には毛野川が流れ、那珂川久慈川其他河流が極めて多く、霞が浦は流海と稱へられ、現在よりも遙に灣入して居た筈である。之をしも江海の津濟を隔てずといひ得べくば、日本國中ヒタチの國ならざるはあるまい。ヒタス(濱)の義とするのは衣手といふ枕詞から案出せられた附會説で勿論信するに足らぬ。案するにヒタチはヒナ(夷)の轉呼で夷國に通ずる陸なるが故にヒタチと稱へ、常はヒタの假字として用ひられたのであらう。此風土記には關東を東夷國とも記してあるから、上古東北をヒタカミの國、又はヒタ國と稱へたことはあり得る。——顯略がヒタカミの義としたのは稍々近いが、尙カは蛇足である。

ヒタチ(常陸)の娘

天智天皇の妃〔紀〕。蘇我赤兄の女とある。常陸國に所縁があつて名を負つたのであらう。

ヒタチ(常陸)の娘子

萬葉作家。藤原の字合が常陸守兼安房、上總、下總三國の按察使在任

中其地の土豪の女に生ぜた子であらう。娘子はイラツメと訓むべきである。

ヒタチ(常陸)のナカ(仲)の國造——ナカの國造の項下参照。

ヒタツカヒ(頓使)

ヒタは直の義で、行きてかへらぬ使、即ち片使の意でヒタツカヒといふたのであらう。

〔記、國造〕今語曰唯頓使本是也

ヒタヒ(額)

韓語(ヒ)と同源であらう。

和名抄には額(ヒ)と訓してあるが、古はマカといふ語の方が多く用ひられて居たらしい。

〔萬二〕肥人が額髪結へる染木綿のしみにし心我忘れめや(四六)

此歌の額髪はマカカミ(和名抄額前髪也云云奴加加美)とも訓み得るが、同書容飾具に散髪(釋名云散髮前爲飾和名比多飛とある通り)此場合には飾に鉢巻したとおもはれるから、ヒタヒカミと訓む方がよいやうである。

ヒタメ(大雨)

ヒタ(直)、アメ(雨)の約。

ヒタヒタと降る雨といふ意味から、大雨の義に轉じたのであらう。

——ヒサメの項下参照。

此語は景行紀の大雨といふ字の訓に見えるのみであるが、其音便ヒ

サメは甚雨、大雨の訓に用ひられて居る。

ヒタリ(左)

ヘダリ(隔在)の轉呼か。其理由は次に述べる。

ミギ又はミギリ(右)に對立して二者の一方を表示する語。記紀の神代卷を始め、左右といふ文字は古典に屢々現はれて居るが、假字書した例がないから、ヒダリ、ミギ(ミギリ)が原語であるとは確言し得られぬ。否上古は寧ろオキ、ヘといふ語が此場合に用ひられたのではないかと思はれる。さりながら左記の歌によれば少くとも飛鳥、奈良朝には既にヒダリといふ語が行はれて居たものと見ればならぬ。

〔萬二〕吾妹子は久志呂にあらなむ左手の吾が奥の手にまきていなまし

邦語には三語音から成立する原語は絶無といつてもよいから、ヒダリも亦第二次生の語と思はれる。此歌によつても明なるが如く、左手はオキの手ともいふたので、既記の語例によればオキツ權、ヘツ權、オキツ權、ヘツ權、オキツ權、ヘツ權のやうに左右の意はオキ及ヘを以て表現せられたのであるが、オキは沖、奥をも意味するので、隔在の義を以てヘダリ(音便によりヘナリとして用ひられた)ともいひ、其がヒダリと轉呼せられて専ら「左」の意に用ひられ、神、奥と區別せられるやうになつたのではあるまいか。同様にミギリ(ミギは其略語であらう)も水限の意で、ヘ(邊)の同義語であると説明し得られる。——ミギの項下参照——從來ヒダリに日足、日垂の字をあて、若くはヒタ(直)の派

成語と説いたが、語原論からは肯定の出来ぬことで、「直」に對してミギリ(マギリ)の轉呼とし、或はニギリ(握)の意とするに至つては頗る無理な考へ方であるといはねばならぬ。

ヒチ(肱、臂)

和名抄にヒチ臂節也とある。膝關節をヒザと稱へると同言で、ヒダ(臂)と語原を同うし屈折する部分をいふのであらう。

ヒチ(比地、溼土)

ヒ(水)チ(土)。

水氣のあるツチ(土)の意から泥の義に轉じたのであらう。——チ(道)の項下参照——音便によりヒチとも用ひられる(其項下を見よ)。

ヒチ(比智)島

天智朝唐の使郭務愔の一行二千人この島に着し、多人數なることを憚つて對馬國司を介して來朝の趣旨を申告したとある(紀)。對馬の管内の一地であらう。どの島をいふか判明せぬ。

ヒチ(比治)のマナキ(眞井)

丹後國丹波郡比治里の井泉(眞井)。——延喜式神名帳に比沼。麻奈爲神社とある。今中郡五箇村字眞井に麻社大明神として祭られて居るのが其(神祇志料)、フナはヒチの説らしく、菱山といふ山もある。——元々集及萬葉鈔所引丹後風土記には次の如き傳説をあげて居る。

昔此里の比治山の頂に眞井があつた。——今は既に沼となつて居るが、或日八人の天女が此井で水浴して居るのを和奈佐老夫、和奈佐老婦といふ老夫婦が発見して竊に其一人の衣裳をかくしたので、他のものは天に上つたが、其少女のみは水から出ることが出来ず困つて居るのを、強て我家に伴ひかへつて子とした。此天女はよく酒

ヒタリを直の義とする説は我國に於ては左を上位とするといふ事實から思ひついたもの、やうであるが、此上下は相對關係をいふので、曲直の問題でないことは勿論である。左を上位とする思想についても亦、南面したとき日出方位にあたるが故と説かれて居るが、南面が方位を見る基準であつたといふことの證據はないやうである。唯權の小門のアハギが原の腹にイザナギの命が左の目を洗はれた時、天照大神がお生れになり(一傳には左の手に白銅鏡を持たれた時とある)、月讀命は右の目から出生せられたとあるのは注意すべきことで、女性に左側、男性は右側に位置するといふやうな古習が存したのではあるまいか。上に引いた萬葉集の歌を始め、後世の傳説にも之を旁證するものは少くはない。上代に於ては系統上女性に上位であつたから、其意味に於て左を上位としたことはあり得る。——女神右旋、男神左旋の古傳は之を裏切るもの、やうであるが、此話に於ては男神、女神が主張せられたのであるから、例外と見てもよい。——偶然かも知れぬが、中央カロリンでは左をベイギ(側)・ショホト(女)、右をベイギ(側)・ムアン(男)といふ。若し之が南方民族の原始思想であるとすれば男の子は右胎み、女の子は左胎み(現在俗信と反對)と信ぜられたのかも知れぬ。方位を男女性に配することはキタ、ミナ(ミ)といふ語にもあらはれて居る。——キタの項下参照。

ヒタラ(頓丘)

此云一毗陀鳥と訓註してある。

ヒタは直で、一筋のことをいひ、起伏の少い丘陵地をヒタラと稱へたのであらう。頓は意譯である。

〔神代紀〕自頓丘寛國行去

を醸することを知り、之を飲めば萬病が治癒するので、價が高く購はれ、十餘年の間に大なる財を積み、土形に富んだので土形の里と稱へたのが、後に比治の里と訛つた。老夫婦はもはや天女を養ふ必要がなくなつたので之を追ひ出した。天女は身を寄せる所がないのを悲しんで

天の原ふりまけ見れば霞たち家路までひて行方知らず
といふ歌を詠み、或る村に至つて我心荒蕪に異ならずといひ、其地を比沼の荒蕪村とよぶ、丹波の里の槻の木に倚つて泣いた(之によつて其地を哭木村といふ)。其から竹野郡松木の里に出て我心なぐしくなりぬといつて(此地を奈具村といふ)、此處に留まつた。同村の奈具社に坐す豊字賀能賣命といふのは此女性である。

ヒチといふ地名の説明も甚曖昧であるが、土形は借字でヒチカ(泥處)田の意であらう。之を比沼と稱するは井泉が潤沼になつたからであらまいか。

倭姫世記に豊受大神の稱號を丹波國與謝之小見比沼之魚井原坐道主八平止女の齊ひ奉る御饗津神といふとある所を見ると、八少女が此神を祭つて眞井の水で酒を醸したといふ傳説があつたことは疑はれぬ。之に前半の羽衣傳説をつぎあはせたとおぼされる。少女が奈具に落ちたといふのも其地に豊受神が祭られてあつたからで、少女自身が豊字賀神となつたといふのは説傳であらう。

ヒチ(比治)の里

播磨國安栗郡の地名(風)。——和名抄にも比地郷とあり、今の城下村、戸原村にあたる。——孝徳朝安栗郡設置のとき、山部比治といふものが里長であつたから其名を負はせたとある。

ヒチウラヨミ(眩巫)

ヒチカムナキと訓しては意が通ぜぬ。巫の字はウラヨミに宛てられた借字と思はれる。

ヒチ(泥土)ウラ(占)ヨミ(判)の音。

古語拾遺に大地主の神が片巫、眩巫をして出示の由来を占はしめたとあり、眩巫の註に今俗靈輪及米占也とある。占法は傳はらぬが、靈輪は靈の輪、米占は米を以てする占で、此書編纂の頃(大同年間)に行はれて居たのであらう。其が古の泥土を以てする占に類して居たものと思はれる。

ひちかさ (歌詞)

籠馬樂、妹が門に

いもがかどや せなが門 行き過ぎかれてや 我が行かば ひちかさの ひちかさの 雨もや降らなむ してたなさ あまやどりかさやどり 宿りてまからむ してたなさ

とある。愚案抄には「ひちかさの雨は俄にふる雨の笠もとりあへずして袖をおほふ雨なり」とあり、守部も袖を笠に着るには眩をはることを要するから、袖笠の意と説いて居るが、強ひて袖を云々せずとも、兩手で正面から頭をか、へることを眩笠というたと解し得られる。それは俄雨の場合によく人のすることであるから、俄雨をヒチカサ雨と稱へたので、源語須磨巻にも出て居る。

ヒチカタ(土形)の娘子

萬葉集三卷に此女を泊瀬山に火葬したとき柿本の人麻呂朝臣が詠じ

た歌がある。土形君の女であらう。

ヒチカタ(土形)の君

大山守皇子の後裔(記、紀)。ヒチカタは土方ともかき、諸國にある地名であるが、同じく此皇子の裔と稱せられる榛原君は遠江の地名に因むもの、やうであるから、ヒチカタも亦同國城何郡土(形和名抄)であらう(記傳)。語義は泥型で鑄工と關係があるものと思はれる。

ヒチキ(比治奇)の灘

萬葉集十七卷に「昨日こそ船出はせしかいさなとりヒチキの灘を今日見つるかも」とあるが、ヒチキ灘といふ名は傳はらぬ。顯昭の袖中抄に播磨の灘はヒチキ灘を説つたものであるが、ヒビキ灘の所在も亦不明である。

ヒチハ(土齒)の池

ヒツ(千出)、イハ(岩)の意。——風土記に俗言岸爲比連波とあるは聊傳へ誤つたのであらう。

肥前國高來郡の池の名(風)。——所在不明。——西の海の波が洗うたとあり、又池の東の海邊に高さ百丈の岸があつたからヒチハといふ名を負うたとある所を見ると、斥油に鼻があつて水をたへたものと思はれる。今は陸地となり千石村と稱へる。

ヒチマ(土間)村

播磨國安栗郡の地名(風)。和名抄流布本に土方村とあるが、高山寺本には土方(比知末)とあり、今も土間村といふ名がある。風土記には

神の衣に土がついたから土間と名づく」と説明せられて居るが、同郡中に他にもヒチといふ里名のあることに注意せればならぬ。

ヒチマキ(劍)

従来銀と混同してクシロと訓したのは誤で、ヒチマキであらねばならぬ。

和名抄服玩具に在臂上二者名之爲劍とし、比知萬岐と註してある。臂の意で、手鐲に對する語である。仁徳朝に將軍山部連大櫛が女鳥皇女の手へ巻いた劍を横領して妻に與へ、同女が己の手につけて豊樂に参列したので舊惡が露顯したとあるのもヒチマキの事である。之をクシロと訓むものがあるが、クシロは銀で頭髪の飾である。クシロの項下参照。

ヒツギ(棺)

ヒト(人)ケ(筒)の轉呼。

人體を収蔵する筒といふ意味を以てヒトケといひ、轉じてヒツギとなつた。單にキとも稱へることがある(其項下参照)。

ヒテ(秀)

ホアの轉。

ホ(穂)ア(出)の義で、轉じて卓出の意となつたが、左記は尙原義を以て用いたものである。

(萬七)石の上ふるの早田を斷不秀繩だに延へよしめつ、居らむ

ヒトカキ(人垣)

- 同 四代 天合尊 (三世)
- 同 五代 天八百日尊 (四世)
- 同 六代 天八十萬魂尊 (五世)
- 同 七代 高皇產靈尊 (六世)

右の内高皇產靈尊(亦名高魂尊亦名高木命)の外は紀、記、拾遺には見えぬ神であるのみならず、其名からいうても古傳とはおぼはれぬ。舊事紀が偽書であると非難せられるのは開卷第一に此の如き記事があるからであるが、其とても蘇我馬子の名を借した編者が案出したのではなく、編者(物部氏であらう)の家に一つの異傳が存したのを玉石同架したものと見るべきであらう。

ヒナ(夷)(部)

ヒ(族名)ヲ(接尾語)の轉呼。ヒの項下参照——ヒナがヒラの音便であるのは建比良島命を建夷島ともいふことによつて證とせられる。族名から轉じて一般に異俗をいふに用ひられ、更に部の義も生じたのである。

此種族は(紀)アマ(海人)よりも先に此國土に渡來し、原住民コシ(高志)を征服したが、自己もまた新來者によつて驅逐せられた。其故にシナ(ヒナの轉呼)サカル(避)コシ(越)といふ諺が出来たのである。其遺跡は各地に存するが、九州及對馬、壹岐にはヒナモリ又はヒナモリ(夷の守護の意)といふ稱號又は地名が存したとあり(魏志倭人傳及景行紀)、ヒナコ(日奈子、日名子)といふ地名もある。神名帳に見える出雲國神門郡の比那神社、隱岐國の比奈麻知(夷御主の意)神社は此族の神を祭つたものらしく、神名にもヒナトリ(夷捕)、ヒナラシ(夷馴)等がある。其酋長はヒダカミとよばれ、エミシ(蝦夷)もまた夷の別稱である。

ることは各其項下に述べた通りである。

ヒナガ(肥長)比賣——ヒのナガヒメの項下を見よ。

ヒナガル(火流)浦

肥後國葦北の地名(肥前風土記)。景行天皇珠曆於珠伎後築紫國御巡視の爲め此地から御發航、火國へ渡られたとある。紀には葦北から火國に御渡航と記されて居る。——或は固有名詞ではなく火の流るる浦といふことも知れぬ。

葦北郡北端日奈久を以て之に擬するものがあるが、火流をヒナクと訓むことは出来ぬ。ヒナクはヒナコ(日奈子、日名子)と同語であらう。

ヒナクモリ(比奈久母理)

萬葉集二十卷に「ヒナクモリうすひの坂をこえしだにいもがこひしと忘らえぬかも」とある。ヒナクモリはウスヒ(薄日)の枕詞に用ひられたので、「日の曇り」の意であらう。或はヒタクモリの訛であるといふ説もある。

ヒナサカル(夷離)國

夷に遠ざかる」といふ意。シナサカルと轉じてコシの枕詞に用ひられたが(ヒナの項下参照)、ヒナサカル國といひ得るかは疑問である。次の例も一傳には「天疎夷治爾等」とあるのである。道(三)天皇の遺のまにまに 夷離 國治めにと 群鳥の 朝立ち 行け(三三)

ヒナツメ(避奈菟謎)

神代紀下照媛の歌に「あまさかるヒナツメのい渡らすせと」とある。夷ツメの意であるが、こゝでは巫女の意に用ひたのであらう。

ヒナテリ・ヌカタヒチヲ・イコチニ(日名照額田毘道男伊許知邇)の命

大國主神の子鳥鳴海神の配(記)。國忍富神を生んだとあるが、女神の名とは思はれぬから、脱字があつたと見るべきことは記傳の説の通りである。試にはヒチテリの下に「女」の字を脱したので、イコチニはイタ(生)チ(主)ホ(敬稱)の轉呼であらう。アマのツトヘチホ、遠津マチホ(各其項下参照)といふ女神もあるから、之を女性の名と解することとは困難ではない。

ヌカタヒチヲは土型泥男で男神の名、ヒナテリはヒナトリ(夷捕)の轉呼で、ヒナ(夷)族を征討したことを表彰する冠稱と思はれる。——タケヒナテリの項下参照——恐らくは出雲の土家であらう。

ヒナフリ(夷振、夷曲)

夷風の意。フリといふ語は今も此意味に用ひられるのである。高比賣命、一名下照媛の歌をヒナフリといふとある(記、紀)。樂曲の名で、ヒナ(夷)族の調に模したものをいふのであらう。其中に上歌及片下といふ區別があることは次に記する通りである。

ヒナフリ(夷振)のアゲウタ(上歌)

輕太子の作、笹葉にうつやあられのたしだしに」といふ歌は夷振之上

歌也とある(記)。上記ヒナフリの上調子といふことであらう。

ヒナフリ(夷振)のカタオロシ(片下)

輕太子の詠と稱する「大君を鳥にはふらば云々」の歌を夷振の片下といふとある(記)。上記ヒナフリ中調子の一方を下げて奏する樂といふ意であらう。

ヒナミ(日並)の皇子の尊

草壁皇太子の尊號(萬葉)。續紀天平寶字二年の詔には日並知皇子命ともある。此皇子は父天皇(天武)崩後兩三年母后(持統天皇)と政を共にせられたが、夭折せられたので大后が始めて正式に即位せられたことは史書に明記した通りであるから、日の御位を並び知り賜ふといふ意味を以てヒナミ又はヒナミシラス皇子と稱へたのであらう。——ヒナミといふ語をヒツギ(日嗣)と同一視するのは誤である。——ヒジリ

ヒナモリ(夷守)〔地〕

モリは守の意であるが、國守、大守の守と同じく、管領の意にも、統轄の義にも用ひられるから、ヒナモリはヒナ(夷)族の支配者を意味し其所在地の稱呼にも轉用せられたものと思はれる。——魏志倭人傳に對馬、壹岐及九州諸邦の官名としてあげた卑奴母離も此語の説傳であらう。

筑前國の舊地名。景行天皇が巡幸せられたとあり、萬葉集四卷には家持等相送夷守驛家」とある。延喜式にも唐打と美野との中間に序せられた驛であるが、今所在を詳にせぬ。

ヒナラシ(比那良志)毘賣

大國主神の四世の孫、主日子神の配(記)。淤加美神の女とある。ヒ(族)ナラシ(朝)の意で、夷族を懐柔したことによつて名を負つたものと思はれる。父神のオカミは大神即ち有名な神といふ意に過ぎず、大國主の高祖母の父も同名である所を見ると、別に本名があつたのを選したのであらう。

ヒナラタマ(毗奈良珠)の命

常陸國開拓者(風)。新治國造の祖で、崇神朝東夷征討の爲に派出せられた人とも、倭武天皇巡幸東夷國(幸二過新治之縣二所)遣國造とも記されて居る。次項の新治國造比奈羅布命と同人であらうが、年代が一致せぬ。名の義はヒ(族)ナラ(平)タマ(璽)で夷族平定者の璽といふ意であらう。

ヒナラフ(比奈羅布)の命

新治國造(舊)。美都呂岐命(安房國造の祖)の兄で成務朝に任命せられたとある。上記ヒナラタマの命と同人であらうが年代が一致せぬ。恐らくは上總から倭建命に隨身して功を建て新治の國造となつたのであらう。

ひなをへり [歌詞]

夷を覆へりの意。三重の嫁の歌。上枝は天をへり、中つ枝はあつまをへり、下枝はヒナヲオヘリ(記)

アメ(天)、アツマ(族)と對立して、皇德天下四民を覆ふといふことにたとへたのである。——アツマヲオヘリの項下参照。

ヒニケニ(日異)

ケはカ(日)の轉呼。日ニケニの意。異は倍字である。(萬四)吾が命のまたけむ限り忘れめや日異者おもひますとも(萬二〇)あま風のヒニケニ吹けば水ぐさの間の木の葉もいろ附きにけり

ヒネ(日根) [地]

紀氏の嫡流根臣の本貫地。和名抄和泉國日根(比羅)郡とあり、今も泉南郡日根野村に其名を留めて居る。根臣の占據なるが故にヒネの名を負つたのであらう。

ヒネ(日根)野

九卷天皇の御靈場(記)。上記日根郡の野をいふのであらう。

ヒネ(比尼)のカツラ(蕩)の連

物部氏九世根連の後(舊)。所在地を冠して他の蕩連と區別したのであらう。

ヒネモス(終日)

ネは接尾語で、ヒネはヒルと同じく日といふことである。スはシの轉でシミ(密)の意。其故にヒネモスはヒルもシミラと同じく、日中

なきこと、即ち終日の意となるのである。

(萬七)橘の花を居散らし ヒネモスニ 鳴けど聞きよし(七五五)

ヒノオミ(日臣)の命

神武天皇に供奉した武將(記)。大伴氏の遠祖で大來目を引率したとある。後に道臣といふ名を給はつた(其項下参照)。ヒは秀の意で抜群の臣といふことであらう。

ヒノカガヒコ(火之炫毘古)の神

後記火のヤギハヤチの神即ち火のカケツチの一名(記)。火の炫く男神の意である。

ヒのカカミ(日鏡)

天日槍將來神寶の一(記)。日輪のやうな耀く鏡といふ義であらう。

ヒノカグツチ(火之迦具土)の神——カケツチの項下を見よ。

ヒノクマ(檜隈、檜前、檜堀) [地]

ヒノキ(檜木)マ(間)の轉呼。宣化天皇皇居の地(紀)。和名抄に高市郡檜前(比乃久萬)郷とあり、サヒのクマといふ(其項下参照)。今の坂合村である。檜の生ひた地區といふ意で名を得たのであらう。

ヒノクマ(檜隈)の女王

萬葉作家。系不明。天平九年從四位上を授けられたとある(續紀)。

ヒノクマ(檜隈)川

上記の檜隈を流れる小川。

(萬七)さ檜のくまヒノクマ川の瀬をはやみ君が手とらばこと寄せむか

(萬三)左檜のくまヒノクマ川に馬とゞめ馬に水かへ吾よそに見む

ヒノクマ(日前)の神

ヒノサキ又はヒノマへと訓むは非。今ニチセンと稱へるが勿論古語ではない。

紀伊國名草郡日前神社(神名帳)の祭神。——今も海草郡宮村字秋月にある官幣大社である——紀の一書には探三香山之金一以作二日矛二又全三別異名鹿之皮一以作二天羽緒一用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也とあり、古語拾遺には婦三日像之鏡一初度所婦少不令意、是紀伊國日前神也とある。紀の神の字はミカタと訓せられて居るから、御像即ち鏡の意なる事は明で(神をカタと訓むよしはないが、神像の意によるものか、或は像の字を脱したのであらう)、拾遺の記事と一致する。大御神の御像代たる神鏡を、にも奉安したといふ古傳説が存したので、此鏡は國體の大神と稱へる(其項下参照)。ヒノクマは檜隈の意で、此地の舊名であらう。

ヒノクマ(檜隈)の民使ハカトコ(博徳)

雄略天皇の寵臣(紀)。身狹村主背と共に吳國に使したとある。檜隈は阿智使主が歸化したとき給はつた地で、民使は歸化人のカベネの一種であるから、博徳も東漢の一族と思はれる。姓氏録には檜前村

主(漢高祖之後)及檜前忌寸(阿智王之後)の二姓をあげて居るのみであるが、正倉院文書に聖武朝山背國愛宕郡人檜前民使首志豆米賣といふ名が見えるから、民使又は民使首といふカバネを名乗るものがあつたことは疑がない。——タミのツカヒの項下参照。

ヒノクマ(檜隈)の舎人の造

天武十二年述に昇格(紀)。此の舎人部を設置せられたといふ記録はないが、檜隈(宣化)天皇の御名代として定められたのであらう。姓氏録によれば檜前舎人連は火明命十四世の孫波利那乃連公之後とある。ハリナノは尾張氏十四世針名根連のことであらうが、舊事紀同氏系譜には子孫をあげて居らぬ。

ヒノクマ(檜前)の舎人イハサキ(石前)

萬葉作家。武藏國那珂郡の上丁とある。

ヒノクマ(檜前)のイホリヌ(蘆入野)の宮

宣化天皇の宮(記、紀)。イホリヌは蘆野で地名であらう。

ヒノクマ(檜隈)のサカヒ(坂合)の陵

欽明天皇の御陵(紀)。坂合村大字平田にある。

ヒノクマ(檜隈)のタカタ(高田)の皇子

宣化天皇御即位前の御通稱(紀)。宮城を檜隈の蘆入野の宮といひ、此地に居住せられたから名に負はれたので、高田も亦檜隈の一地點名であらう。

ヒノタタシ(日縦)、ヒノヨコシ(日横)

ヒノタテ、ヒノヨコとも訓み得るが、姑く舊訓に従ふ。

東西を日縦、南北を日横といふ(成務紀)。太陽の運行路を經とし之に直角をなす方向を緯と見たのであらう。

ヒのタテ(日縦)、ヒのヨコ(日横)

萬葉集一卷藤原宮御井の歌に香山即ち東方の山は日縦の大御門に立ち、或火山即ち西方の山は日横の大御門に立つとある。上記成務紀の定義とは異り、經緯を東西に分けたのは不可解であるが、恐らくは言葉のあやで、一般に通用せられた呼稱ではあるまい。

ヒノハヤヒ(煖之速日)の命

天安河の誓の際スサノヲの命の左の足中から化生した神(紀一書、舊)。煖は借字で恐らくは上記ヒノ速日子命と同一神であらう(其項下参照)。後出のヒハヤヒ(煖速日)の神とは全然別神である。

此神名に記及紀の本文には見えず、スサノヲの命の誓によつて生まれた神が一柱多く(六男)なるわけであるが、必しも妄誕と見ることは出来ぬ。他の五神も本来異種族の祖神を一系に結びつけたのであるから(天津彦根命の項下参照)、更にヒ族即ちヒナ(夷)又はエミシ(蝦夷)を代表する神が加へられたことは不都合ではない。——ヒの項下を見よ——少くとも右の如き異傳が存したものと見るべきである。

ヒノヒメ(日之媛)

倭直子(倭直子)の妹(風中紀)。贈那の爲め吾子龍が此女を采女として貰つたとある。雄略朝の宮嬪倭采女日媛とあると同人であらう。——ヒノヒメの項を見よ。

ヒのマツリ(日記)部

舊訓日記はヒノマツリとある。

敏達天皇の御代に私部と共に設立せられた部名。——ヒマツリイハの項下を見よ。

ヒノヤキハヤラ(火之夜藝速男)の神

ヤキは焼、ハヤは捷の意で、火の焼き捷ぶることを神格化したのであらう。

イザナミの神所生神の一(記)。火之夜藝古神とも火之速具土神ともいふとある。母神は此子を産むときに陰部を焼かれて死なれたと傳へられて居る。

焼はヤキでヤギ(夜藝)と濁ることはないが、藝の字はアキ(安藝)の如く清音の假字にも用ひられるのである。

ヒノワカミヤ(日之少宮)

イザナギの命が永住にあてられた天上の宮宅(紀)。ワカ(少)は大に對する語で、日の宮は日の御門と同じく皇居を意味する。天照大御神の神殿を日の大宮とし、イザナギの命の宮を日の小宮とするといふ傳説があつたのであらう。

ヒバ(比波)の山

イザナミの神を葬つた地(記)。出雲と伯伎との國境とある。他書に見えぬ傳であり、且ヒバといふ地名も残つて居らぬので、種々の推定説があり、出雲國能美郡母里村附近、同國仁多郡比布山、備後國萬壽郡比和村(今比婆郡)と稱するのは近世此村名を取つて號けたのである)等が之に擬せられて居るが確證のないことである。要するに出雲と伯伎との境に葬つたといふ傳説があり、其陵墓のある山といふ意を以てヒバ(秀標)と號したが、ヒバと轉音したのであらう。實在の地として之を物色することは無用の穿鑿といはねばならぬ。

ヒバス(比婆須、氷羽洲、日葉酢)比賣(媛)の命

垂仁天皇の皇后、丹波道主王の女(記、紀)。記によれば生母は丹波の河上の摩須の郎女といふとあるから、ヒバスはヒバスの音便で、ヒは秀の意の美稱であらう。——マスの郎女の項下参照。

ヒバスネ(日葉酢根)の命

上記ヒバス媛の命の一稱(紀)。ネは敬稱である。

ひはほそ (歌詞)

語原を詳にせぬが、ヒハはヒハヤカ(榮華物語)なども用ひられ、纖弱を意味する語で、口語のフハ(フハアハ、フハヤなどいふ)も其轉呼であらう。ホソは細の義であるからヒハホソは纖細を意味する。

ヒハヤヒ(捷速日、煖速日)の神

(倭建命の御歌) 久方の 天の香山 とかまに さわたるくび ヒハホソ たわや胸を まかむとは 吾はすれど(記)

ヒハヤヒ(捷速日、煖速日)の神

④ 迦具土を斬つた刀の血から化生した神〔記、紀〕。火のやうに強烈であるといふ意で、劍の威力を神格化したのである。——スサノヲの命の誓によつて化生した上記ヒノハヤビ(機速日)の命とは全然別義、別神である。

ヒハラ(檜原)の山

⑤ 經卷の檜原とも、檜原山とも稱へられる。卷向山の麓をいふ。

⑥ (萬七) なる神の音のみ聞きし卷向のヒハラの山を今日見つるかも

(萬二〇) まきむくの檜原に立てる春がすみおほにし思はなづみけめやし

(同) 卷向の檜原もいまだ雲ふれば小松がうれゆ沫雪ながら

ヒバリ(雲雀、鳩鶴) (鳥)

⑦ 和名抄に雲雀似雀而大、和名比波利、漢語抄云鳩鶴名同とある。

⑧ 箋註によれば雲雀(告天子)と鳩鶴とは全く異物であるといふことであるが、兩者ともにヒバリとよばれ、又ヒハ(金雀)といふ鳥名もある所を見ると、ヒバリはヒハトリの約で、ヒハは上記ヒハホツの如く織扇の意ではあるまいか。萬葉集の歌によれば春なく鳥で天にあがるものとせられたらしいが、必しも告天子のことではないやうである。

⑨ (女鳥王の歌) ヒバリは天にける高行くや準別雀取らされ〔記〕

(萬二九) うらうらと照れる春日にヒバリあがり心かなしも獨しおも

へば

春日遅々鳩鶴正時云々と註せられて居る。

(萬三〇) 朝な朝ながるヒバリになりてしが都に行きて早やかへり来む

(同) ヒバリあがる春邊とまやになりぬれば都も見えず霞たなびく

ひはりとやあふりと (歌詞)

⑩ 神樂「早歌」に「アフリトヤヒハリヒハリトヤアフリ」とある。ヒハリは上記ヒハホツのヒハにリといふ活用語尾のついたもので、今の語のフハリである。アフリは扇りの義。——アフリトヤヒハリの項下参照。

ヒビコ(曾孫)

⑪ (ヒ)コ(子)の疊頭語。——ヒ及ヒコの項下参照。

⑫ 紀には曾孫をヒビコと訓し、和名抄にも曾孫ハ孫之子、和名比比古とある。ヒビコの原義は必しも二等親卑屬に限られず、廣く裔孫をいふにも用ひられるから、ヒビコも同じく本初は後胤の意であつたのであらうが、和名抄のころには孫(ムマコ)又はヒビコと訓してある)に對して曾孫の呼稱に用ひられたのであらう。今では曾孫をヒビコ(又はヒマゴ)と稱へる。

⑬ ヒビコは孫の子といふ意でヒビヒコと重ねたのではなく、恐らくは彦の意のヒビコと區別する爲に疊頭したのであらう。

ひひしなす (歌詞)

⑭ ヒヒシはヒシ(菱)の疊頭語。——或はヒヒシが原語で、ヒシは其約であるかも知れぬ。

⑮ 古語では菱はヒヒシとも稱へられたのであらう。若し然りとせば後記ヒヒラキと同一語原から出たものと思はれる。ヒヒシナスは「菱のやうな」といふ意で、次句標井の形容である。

⑯ (應神天皇御製) 花實好し ヒヒシナス 櫻井の わにさの土を〔記〕

ヒヒメ(日媛)

⑰ 雄略朝の宮嬪〔紀〕。倭采女とある。倭直吾子龍の妹日之媛と同人と思はれるから、ヒノヒメと稱へたのかも知れぬ。

ヒヒラキ(比比羅木)

⑱ ヒビ(勢)アル(有)キ(木)の約轉。

⑲ ヒビは體狀に龜裂したことをいひ(數、峙)、海苔を寄生せしめる爲め海中に建てる小枝の多い柴をもヒビと稱へる。口ヒビク〔神武紀〕、ヒビラクのヒビも同語で、ヒリヒリすることはいひ、ヒビキ(響)も其轉義であらう。其故にヒヒラキの原義はギザギザのある木といふことであらねばならぬが、紅谷樹一名枸骨の葉は縁に針狀の鋸齒があるから、ヒヒラギ(ヒイラギ)と呼ばれるやうになつたものと思はれる。

⑳ 倭名抄及字鏡には黄芩及巴戟天をもヒヒラキとしてあるが、之は枸骨とは全く別種のもので、白石は苦味を有するから口ヒビラク意によつて名付いたのであらうと説いて居る。

ヒヒラキ(比々羅木)のソノハナマツミ(其花麻豆美)の神

㉑ 大國主五世の孫多比理岐志麻流美神の配活玉前玉比賣神の父〔記〕。ヒヒラキは花にかゝる枕詞。枸骨の花は芳香のあるものであるから、觀賞せられたのであらう。ソノは出雲風土記に關之長濱、關松山などある神門郡の地名、ハナマは花間(地區)の意で、其地の名門なるが故にソノハナマツ御身と呼ばれたのであらう。

ヒヒラキ(比比羅木)のヤヒロホコ(八尋矛)

㉒ ヤヒロはヤヒラ(八片)の轉呼。ヒヒラキの語原は前項に述べた通りである。

㉓ 倭建命が東征の際給はつた矛〔記〕。此ヒヒラキは原義によりギザギザのある木を意味するもので、其八片を穂にとりつけた矛をいふのである。今も南洋諸島では此種の矛を用ひて居る。

㉔ 文武天皇大寶二年正月造宮殿から紅谷樹長八尋なるを奉るとあり、同年四月秦忌寸廣庭も亦紅谷樹八尋梓根を獻じたとある〔續紀〕。ヒヒラキとしてはめづらしいものには相違はないが、其で矛を作り實用に供したとは考へられぬことである。恐らくは其頃既に古傳説を正解し得ず、八尋の紅谷樹は瑞祥と見られたのであらう。

ヒヒル(蛾)

㉕ 火簾るといふ意。

㉖ 和名抄に蛾ヒヒル置作二飛蟲也とある。燈火に集つて火を煽るから名を置はせたのであらう。

㉗ (萬二) 沖の菰を 枕となして 蛾葉の 衣谷着すに〔三三六〕

㉘ 舊訓に蛾葉衣の三字カハノキキとし、古義は衣の字を下の句につけてアキツハと改めただけども、其は蛾を蜻の誤寫としての訓で、新訓にヒムシハとあると可とする。——仁徳紀の歌にも夏虫のヒムシの衣とある。——蛾の羽の意であらう。さりながらヒムシハといふよりもヒヒルの方が口調がよいやうにおもふ。

ヒフリ(日觸)、ヒフレ(比布禮) (人)

① フレはフリの轉呼。
 ② ヒは靈能を意味する原語で、之を賦與せられたものをヒフリといひ、轉じてハフリとも稱へた。——フリを降臨の意に用ひることはミタマフリなどいふ例にもある。——ヒ、ハフリ、ミタマフリの項下参照。
 ③ 後記比布禮能意富美(日觸使主)の外に、仁賢紀にも和珥臣日觸といふ名が見える。各其項下に述べるやうに此人達は神職であつたやうであるから、神と接觸して神意をうける力、即ち凡人の有せぬ靈能を賦與せられて居るといふ意味でヒフリ(ヒフレ)と稱へたのであらう。

ヒフレ(比布禮、日觸)の意富美(使主)

① オホミはオホ(大)イミ(忌)の約。
 ② 應神天皇の妃宮主矢河枝比賣(又は宅媛)及チナベの郎女(媛)の父〔記、紀〕。記には丸瀧のヒフレのオホミとあり、紀には和珥臣の祖とある。オホミは大忌即ち大司祭の義で(使主は借字)、大身の意の臣とは別語であるから、ヲニベ(和爾部、丸部)の臣の外に別に丸瀧(和珥)の大忌といふ神職の門閥があつたとせればならぬ。——ヲニのオミの項下参照——其女を宮主といふのも神宮に奉仕するからであらう。ヒフリ(ヒフレ)は此職の人には最も適はしい名である。

ヒヘキ(日奉)の造

① 釋紀に日奉をヒヘキと訓してある。
 ② ヒ(日又は火)ホギ(祝)の轉呼。
 ③ 財日奉造(天武紀)、池田日本部(續紀、萬葉)、佐伯日奉部(姓氏錄)の如き稱呼がある。ヒヘキとも稱へたのであらうが、ヒマツリ(日記)と同義である事はいふまでもない。財、佐伯、池田等は區別稱呼である。

——タカラのヒヘキ及ヒマツリの項下参照。
 ① ヒヘキといふ訓によつて日置部と混同するものがあるが、部の成立を異にするのみならず、假に日置をヘキと稱へるのが正訓であるとしても、ヘキとヒヘキを同一語とすることは出来ぬ。

ヒホコ(日矛)

① ハ(双)ホコ(矛)の轉呼。
 ② 天香山の金で作つた矛(神代紀)。ハ(双)をヒとも稱へるのはタチヒ(立水)、マサヒ(真錫)等例の多いことである。——各其項下参照。

ヒホコ(日矛、日槍、槍槍)〔人〕

① 日秀子の意。
 ② 天のヒホコ(其項下を見よ)の外に、筑前風土記(釋紀所引)に怡土縣主五十達手が仲哀天皇の御下問に對して、高麗國意呂山自天降來日杵の杵と名乗つたとある。八千矛神のホコモ之と同語で、上古ヒコ(彦)と同様に用ひられたものと思はれる。
 ③ 契丹の神祖は遼東の醫無呂山に降つた天神であるといふ傳説がある〔日韓正宗遼源〕。こゝに意呂山に天降した日矛とあるのは恐らくは之をいふのであらう。

ヒマサキリ(比滿佐伎理)

① 釋紀に滿の字を瀧とがいてある。ヒマサキリと訓むのであらう。
 ② 天武紀四年の詔に九月三十日以前に比滿池伎理梁を賦くなどある。ヒマ(ミ)サキリ梁といふヤナナの種類が、又はヒマ(ミ)サキリとヤナとの意が判明せず、語義も亦詳にし得ぬが、漁具を意味することは疑がない。

ない。通説に連(ヒマ)之義と説いたが、サヘキリ(連)をサギリと約した例はない。ヒマサは和名抄に鑑漢語抄比之以鐵施二種頭一因以取魚也とあるヒシと關係があるやうに思はれる。

ヒマツリ(日記、日奉)部

① 日(又は火)の祭をする部民といふ意であらう。
 ② 敏達天皇の六年に詔置日記部、私部とある。日は假字で火のことでもあり得るが、日、火同原の語から出たものであるから、信仰對象としても同一視せられたと見て差支はあるまい。ヒを祭ることは此時に始まつたのではあるまいが、宮中に於ても此祭を行はれるやうになつたので、其に奉仕する部民を定められたのであらう。——私部(即ち後宮奉仕部民)と同列に記されたことによつても其と推定せられる。
 ③ 日記はまた日奉とかき、ヒヘキとも稱へられたらしく、天武紀の財日奉造は釋紀にヒヘキと訓してある。續紀詔四八に肥後國葦北郡の人日奉部廣主賣といふ名が見え、其他萬葉集に海上の國造他田の日奉直(他田は池田の誤か)、續紀及三代實錄に同じく海上國造池田の日奉直とあり、姓氏錄には日奉連(左京神別)及佐伯日奉造(右京蕃別)をあげて居る。——ヒヘキ及タカラのヒヘキの項下参照。

ヒミ(比美)の江

① 越中國水見郡水見町。古の布勢の海(今の十二所湯)の湖邊の地であるから、恐らくは其湖から海に通ずる江をいふのであらう。
 ② (萬二七)つなしとる。ヒミの江すきて〔四二〕

ヒムカ(日向)

① 筑紫の一部。舊事紀國土生成神話には筑紫四面中の一とし、一名を豐久志比泥別といふとある。——肥國の一名建日向日豐久志比泥別〔記〕の異體であらう。九州東海岸を後世日向國と名つけたので、之と區別する爲に多くは筑紫之日向と記されて居る。橋の小門のアハキが原、高千穂のクシフル峯〔記〕、可愛の山陵〔紀〕等が其で、所在は明示せられて居らぬが、南部地方即ち今の大隅、薩摩方面をいふもの、やうである。ヒムカといふ語は日向の意にも火向の義にも解せられるが、筑紫のヒムカは恐らくは後者を意味し、霧島、櫻島等の火山に向つた地といふ意であつたのであらう。東岸の日向が日に向ふといふ意を以て命名せられたことはヒウガの項下に述べた通りである。此兩者を混同した爲にいろいろの疑念を生じたのであるが、注意して古書をよむと極めて明白に區別せられて居るのである。

ヒムカ(日向)の君

① 景行天皇の御子草木命の後(舊)。此皇子の名は他書には見えぬから恐らくは日向國造の祖豐國別(記、紀、國造本義)を誤り傳へたのであらう。此日向がヒウガの國の意なることはいふまでもない。

ヒムカ(日向)の國造

① 景行天皇の皇子豐國別の後(記、紀)。國造本義には應神朝豐國別皇子三世の孫老男が任命せられたとある。

ヒムカ(日向)のアナホ(穴穂)の別

① 景行天皇の皇子熊忍津彦の後(舊)。アナホは日向の地名であらうが所在を詳にせぬ。

ヒムカ(日向)のイツミ(泉)のナガ(長)比賣(媛)

應神天皇の妃(紀、記)。イツミは地名であらうが、所在を詳にせぬ。其所生の皇子を大ハエ、小ハエといふ所を見ると、或はハエヒト(華人)の女で、後の薩摩國出水郡(和名抄)の出身であつたかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のカミナガ(髪長)媛

仁徳天皇の妃(紀、記)。日向の諸縣君牛諸井(牛諸)の女とある。應神朝國色の聞え高さが故に後宮に召されたが、大ササギの命が父天皇に乞うて妃とせられた。カミナガは長髪の意とも解せられるが、景行天皇の妃にも髪長大田根といふものがある所を見ると、或は地名又は氏族名で別の意味であつたかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のカミナガオホタネ(髪長大田根)

集解には古本によつて「媛」の字を補うてある。
景行天皇の妃(紀)。カミナガは上記の如く地名又は氏族名で、オホタネは和名抄日向國諸縣郡大田とある地、ネは敬稱であらう。

ヒムカ(日向)のカムトミ(賀牟度美)の良姫

眞の字を上につけてカムトミ姫を訓したものがあつたが、義が通ぜぬから、眞姫は眞姫の意としてイラツメと訓むべきであらう。
阿田都久志尼命の配(舊)。アタツクシネの命は天日方奇日方命の一名とあるが、大和の貴族が此時代に日向の女を娶つたとは思はれぬから、大田田福古命の父系と母系との六世の祖を混同して、同一人としたものと思はれる。カムトミは地名、或はトミが地名で、カ

ムは神吾田津姫の如く美稱として用ひられたのかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のソツヒコ(鬚津彦)の皇子

景行天皇の皇子、生母は日向の髪長大田福(紀)。阿牟君の始祖とある。ソツヒコは鬚の國の貴人といふ意か、若くは葛木のソツ彦の如くサツの轉で、善射の意を以て名を得られたのであらう。

ヒムカ(日向)のミハカシ(美波迦斯、御刀)毗賣(媛)

景行天皇の妃(紀、記)。豐國別皇子の生母とある。名の所由不明。

ヒムカ(日向)のムラガタ(諸縣)の君

景行天皇の皇子豐國別命の後(舊)。上記國造と同家であらう。

ヒムガシ(東)——ヒガシの項下を見よ。

ヒガシをヒムカシといふのは南をミムナミといふと同じく一種の音便である。

ヒムシ(蛾)

火虫の意。ヒセルと同じく火光の下に集るが故に名を貢はせたのであらう。——ヒセルの項下参照。

ヒムシ(蛾)の衣二重きてかくみやたりに登

此ヒムシの衣は蛾の鱗翅の二重なることに譬へたので、天皇が八田皇女を並べて見むと仰せられたに對する非難である。

記に少名比古名が皮衣として着用して居たとある。蛾を蛾の誤として

ヒムシと訓したのは従はれぬ。蛾はガと訓むべきことは其項下に述べた通りである。

ヒムラ(日村)のヲハリ(尾治)の連

尾治連の一支(舊)。第十六世弟鹿連の裔とある。日村は地名であらうが、所在は判明せぬ。

ヒメ(比賣、姫、媛)——ヒメ、ヒメの項を見よ。

日本紀には姫と媛とを區別して用ひた。即ち神及皇族には姫の字を用ひ、其外には媛の字をあてることを例とした。

ヒメ(女)島

メシマとも訓み得るが、舊事紀に姫島と記されて居るから、日女の目を脱したか又は女一字をヒメと訓ませたのであらう。

イザナギ、イザナミ二神所生諸島の一(記)。一名を天一根といふところ。小豆島(播磨)及大島(周防か)と知阿島(五島)の中間に序してあるから、西國の一島であらう。人の居住した相當に大きい島なるが故に六島中に收められたと思はれるから、若し現存地名を以て之にあてるとすれば、豊後水道の姫島が最も真に近いやうである。

ヒメ(日女、彌賣)島

彌賣島蓋姫島也と訓註してある。

仁徳天皇が鷹の卵を御覽になつた地(記)。欽明朝達率日羅を暗殺した百濟官人を誅して其屍を棄てた(紀)とあるのも此地であらう。姫島の松原として知られた(次項参照)。攝津國西成郡神島村(今大阪市西

淀川區神島町)のことで、古は島であつたものと思はれる。

ヒメ(媛、比賣)島の松原

上記のヒメ島の松原で安國朝牛を放牧せられたとある。攝津風土記(萬葉抄所引)によれば、應神朝新羅國から夫を棄てて逃げて來た女神があつて、暫く筑紫の伊波比乃比賣島といふ所に住んだが、尙遺跡をおそれ此地に來住し、先住地の名をとつて姫島と號けたとある。萬葉集二十卷に姫島の松原で女人の屍を見て之を悲しむ歌として次の一首がある。

妹が名は千代に流れむ姫島の小松がうれにこけむすまで

風土記の記事は日本紀のツメガアラシトの妻が難波に逃げて來てヒメコツの社の神となつたといふ話と甚よく似て居る。恐らくは同一傳説が二様に傳へられたのであらう。

ヒメ(日女)の命

尾張氏第九世弟彦命の妹(舊)。

八世倭得玉彦には女子があつたと記されて居らぬ。——淡海の谷上刀俣の所生一男を延佳本に一男一女と改めたのは早計である。——單にヒメといふ名も有り得べからざることであるから、脱字があつたのではあるまいか。或は尾張の海人族の女で、弟彦の配となり第十世淡夜別を生んだのであるかも知れぬ。舊事紀尾張氏系譜中、第九世以下は大和から尾張に移住した一支流に關するものであるから、續統以外の人の世次については信を置きがたい點がある。恐らくは大和の尾張氏(葛木族)没落後、其族員中名の聞えたものを藍く第九、第十世に列したのであらう。

ヒメカアラ(比米加夫良)

ヒメはヒビの轉呼か。
響の義であらう。
八つ手狭み ヒメカアラ 八つたばさみ(三八五)
宣長は種目カアラと解き、ヤツメカアラに對する語で、目が種目をなすものというが、ミンをヒといふのは後世のこと、ヒメ(種目)といふ古語が有り得たとは思はれず、其やうな筋が存したといふ證據も耳にせぬ。

ヒメコ(比咩古)の命

物部氏八世贈昨宿禰の妻の一人「舊」。市師宿禰の祖穴太足尼の女とある。

ヒメコソ(姫社)の郷

後記のヒメコソの社の項下を見よ。
肥前國基肄郡の地名「風」。——和名抄にも見える。今三養基郡基里村に姫方といふ地があるのは其説であらう。——姫社の社があるので郷名となつたとある。

ヒメゴソ(比賣語會、比賣基會、姫社)の社

コソはカ(神)ス(栖)の轉呼か。
コソは社の意の古語で、——コソマにも社部といふ字をあてる(其項下参照)——姫社の社といふ意を以てヒメコソと稱へたのである。其故にヒメコソの社というては重複の疑があるが、コソといふ語が風に

廢用になり、ヒメコソが神名と目せられたので、コソと社とを重ねて用いることを慥しとせなかつたのであらう。

外來女神の名。ツメガアラシトの妻「紀」、又は天日矛の妻「紀」、又は織女神「肥前風土記」と稱せられ、難波「紀」、豊前「紀」、肥前國基肄郡及筑後國御原郡「風」に存した。右の大神名帳にあるものは攝津東生郡の比賣許曾の社のみで、延喜四時祭式及臨時祭式には下照比賣社或號三比賣許曾社、比賣許曾神社亦號三下照比賣とある。記には祭神の名を阿加流比賣といふとあるが、神名帳によれば赤留比賣命神社は住六郡にあつてヒメコソとは別社である。肥前風土記には筑前國宗像郡の人理是古(稚子の意)の夢に臥機、格桑となつてあらはれ、同人を壓へて驚かしたとあり、又理是古は幡(布の意)を拵けて「神が誠に自分の祭祀を欲するならば此布が風のまにまに神の所在地に落ちよ」と祈つたとある。

攝津のヒメコソの遺跡は不明であるが、基肄郡の姫社は今三養基郡姫方村幡姫社といひ、御原郡のものは今三井郡小郡村大崎にある岩船神社が其であらうといはれる。豊前のヒメコソの社は今も姫島に現存するといふことである。

右の諸説を綜合すると、ヒメコソは韓地から來朝した織女を祭祀したもので、之をアカル姫又は下照姫といふのもアカルタヘ(明布)、テルタヘ(照布)によそへたものらしく、韓地の人なるが故にツメガアラシト又は天日矛に附會したのであらう。

ヒメタタライスケヨリヒメ(比賣多多良伊須氣余理比賣)の命

タタラはトタリ(富足)の轉呼、イスケはユ(齋)、メガ(清)の音便であ

らう。

神武天皇の皇后「記」。ホドタタラと稱へたのをホド(陰)といふ語を忌んで後に改めたと註記せられて居るが、紀にも後記の如くヒメタタラ五十鈴姫の命とあるから、必しも改稱ではあるまい。ヒメタタラはタタラ姫と同義、富足の貴女といふことで、イスケは原文にイススキ(邊鄙)の約轉であるかのやうに説明せられて居るのは附會の俗説で神の依姫であつたので、齋清(イスケ)依姫とよばれたものであらねばならぬ。——ホドタタライスケヨリヒメの項下参照。

ヒメタタライスケヒメ(姫踏躑五十鈴姫)の命

神武天皇の皇后「記」。事代主神又は大三輪神の女とある。其母三島瀧姫又は玉櫛媛が神胎を宿して生んだ子と傳へれて居るのである。ヒメタタラは上記の如く富足姫の意で、イスズ姫は神聖の貴女の義であるが、此皇后御一人の名ではなく、綏靖天皇の皇后も亦五十鈴依媛命といふとあるから、神に奉仕する女性の故を以て此名を負はれたのであらう。

ひめなすびすも 「歌詞」

ヒメ(神秘)ノ(助語)アソビ(樂)の約であらう。
カミアソビ(神樂)と同義、又は其一種をいふものと思はれる。
(和歌の少女の歌) 御間城 入彦はや 己がなを 死せむと ぬすま くらに ヒメナスビスモ(崇神紀)

釋紀に私記曰、不知三試逆之謀、爲三兒女之遊、今案比比奈遊也とあるが、兒女之遊の意ならばメノコアソビといふべきで、ヒメ(姫)といふ敬語を用ひる筈もなく、且崇神天皇の時代に難遊が行はれたとは考へ

られぬことである。案するにアソビは樂の意の古語で、ヒメアソビは神樂をいひ、天皇が祭祀に御留意の餘り、叛逆の企のあるのを御承知がないことを諷しまゐらせたのであらう。

ヒメタ(比賣陀)の君

日子坐王(開化皇子)の子菟上王の裔「記」。ヒメタは地タであらうが所在を詳にせぬ。宣長は神名帳に近江國伊香郡賣比多神社(比賣多とした本もある)とある地と推定した(記傳)。語義は姫田即ち貴女の所有地とも解せらる。記に履中朝、比賣陀君に賜姓謂三比賣陀之君とあるのは嫡庶が不明になつたので決定せられたことをいふのであらう。允恭天皇の御代にクガタチ(風神探湯)をして氏姓を正されたのも此やうな事情が重なつた爲と思はれる。

ヒメチ(日女道)の丘

ヒメ(姫)チ(主)の義で、女神又は女君を意味し、ヒコチに對する語である。——ヒコチの項下参照。

播磨國飾磨郡枝野里の地名「風」。こ、に日女道丘神といふ女神が居たとある(次項参照)。現在の姫路市は此丘の名を負つたのであらう。

播磨風土記(谷森本)飾磨郡伊和里の條下に大汝命難船のとき、皇子の落ちた地を日女道丘といふとあるは誤記で、郷名の見出しに於て明なるが如く日子道丘であらねばならぬ。——ヒコチの丘の項下参照。

ヒメチ(日女道)の丘の神

上記ヒメチの丘の神「播風」。大汝少子日根神と期會したとあるから女神であらうが、由緒を詳にせぬ。

ヒメヤ(水目矢、茹矢)

茹としたのは茹の誤で、茹はハムといふ意味の字である。記傳にはヤをハメと訓してあるが、次句に打立其木一とあると重複するから、茹矢は水目矢と同語を二様に書いたものと見るべきである。

ハメ(ハメセの意の古語)エ(柄)の轉呼。

ハメセ(令)噴)ル柄といふ意を以てハメヤ(ヒメヤ)と稱へたのであらう。ヤ(矢)の原義もまたエ(柄)で、彈弓に短い棒をかぶ、ことを今でもヤをハメセルといひ、襖もまたヤと稱へられるのである。

田(記、出雲神話)茹矢ヲ打立其木、令入三其中、即打離其水目矢二而携殺也

ヒモ(紐)(紵)

ヒメ(秘)ナ(緒)の約。—ヒメは預能の意のヒの活用形である(其項下を見よ)。

上代人は神秘の意義を有する緒を身に佩びて之をヒモと稱へたやうである。確證はないが、恐らくは護りの一種であらう。—今でもアイヌ婦人はボンタツと稱へて肌身につけて居る。—此ヒメナは配偶者の外には手を觸れしめなかつたやうで重仁天皇と佐保姫との問答及萬葉集の古歌が之を證する。後世帯の細いものは皆ヒモと稱へるやうになつたけれども、古語では其場合單にナ(緒)といつてヒモとはいはなかつた。上衣の紐をあはせる袷帯(和名抄)にヒキオヒと訓してある(亦ヒモであつた。之をエリと訓むのは誤である(日本古俗誌)。

ヒモカカミ(紐鏡)

ヒメ(秘)、カカミ(鏡)の轉呼。

秘鏡の意で靈能のある鏡といふことであらう。古鏡には背面に紐座があつて紐を通してあるので、ヒモ(紐)のついた鏡の意と解するのが通説であるが、ヒモといふ語が紐の意に用ひられるやうになつたのは寧ろ後世の事であるから、其意味ならばナ(緒)カカミといふべきである。—サ鈴、玉のナといふ語例はあるが、ヒモス、玉のヒモといふたことはない。

ヒモカカミ(紐鏡) [枕]

ノトカの枕詞。例

(萬二) ヒモカカミ能登香の山の誰故に君來ませるに紐とかすれむ

[三三三]

ノトカの山はナトキ(英解)にいひかけたもので、紐をナトキと鏡をノキ(呪)とに二重にいひかけたのであらう。

此歌の第二句は「ノトカ(英解)の山のやうに」といふ意であるから、ヤマノと訓まればならぬ。—ヤマハと訓するは非。—又「タガ故」は何故と同義である。

ヒモカタナ(紐小刀)

ヒメ(秘)、カタナ(小刀)の轉。

秘刀即ち懐劍の意である。カタナの項下参照。

天のウズメの命、火遠理命及沙木毘賣等が携帶せられたとある(記)。紀には後の場合七首といふ字をあて、ヒモカタナと訓してある。いづれも懐劍とすればよく意が通ずる。

記の紐小刀といふ字に提はれて紐をつけた小刀と解するのは從はれ

ぬ。其義ならばヒモ太刀、ヒモ劍といふ語があつて然るべきであるが、太刀の緒(記神代卷、掃風)とはいふが、太刀(劍)のヒモとはいはぬ。

ヒモロキ(神籬)(酢)

ヒモロはヒメ、アルの轉呼。

ヒモロキといふ語は天津神籬の如く祭場を表示することの外に、天日槍が將來した熊のヒモロキといふものがある。神後代の語かもしれぬが、神籬の餘肉即ち酢をもヒモロキと稱へる。ヒモロは三者に共通で神籬の意であるが、キは城、木及食、キは其音便)の意がある。ヒモロ城は神境と同じく神境、ヒモロ木は護符の木、ヒモロケは神籬をいふのであらう。

田(萬二) 神なびにヒモロキ立て、いはへども人のこゝろは守りあへぬもの

田 從來秀室木、榮室木とし、賢木を以て神境を繞らす意としたのは第二、第三には通用せぬ説明である。

ヒヤ(比也)山、ヒヤ(比也)野

播磨國多賀郡の地名(風)。應神天皇御狩の時、一鹿が比々とないたので、此山、野をヒヤと名づけたと説明せられて居る。賀古郡日岡の條下にも之に類した傳説があるから、鹿がヒヒと鳴いたといふ民謡が此國には普及して居たものと思はれるが、眞實の所由とは考へられぬ。此地は今比延村と稱へる。

ひやうきいとせき [歌詞]

催馬樂「大芹」に「むしかめのとう 犀角の采 ヒヤウサイトサイリ

ヒメ(秘)、カカミ(鏡)の轉呼。

秘鏡の意で靈能のある鏡といふことであらう。古鏡には背面に紐座があつて紐を通してあるので、ヒモ(紐)のついた鏡の意と解するのが通説であるが、ヒモといふ語が紐の意に用ひられるやうになつたのは寧ろ後世の事であるから、其意味ならばナ(緒)カカミといふべきである。—サ鈴、玉のナといふ語例はあるが、ヒモス、玉のヒモといふたことはない。

ヒモカカミ(紐鏡) [枕]

ノトカの枕詞。例

(萬二) ヒモカカミ能登香の山の誰故に君來ませるに紐とかすれむ

[三三三]

ノトカの山はナトキ(英解)にいひかけたもので、紐をナトキと鏡をノキ(呪)とに二重にいひかけたのであらう。

此歌の第二句は「ノトカ(英解)の山のやうに」といふ意であるから、ヤマノと訓まればならぬ。—ヤマハと訓するは非。—又「タガ故」は何故と同義である。

ヒモカタナ(紐小刀)

ヒメ(秘)、カタナ(小刀)の轉。

秘刀即ち懐劍の意である。カタナの項下参照。

天のウズメの命、火遠理命及沙木毘賣等が携帶せられたとある(記)。紀には後の場合七首といふ字をあて、ヒモカタナと訓してある。いづれも懐劍とすればよく意が通ずる。

記の紐小刀といふ字に提はれて紐をつけた小刀と解するのは從はれ

やうめん かすめうけたる きりとほし かな目ばんき」とある。守部は平葉、投葉と釋した。次の句は「雨前掠め浮けたる切通し金目盤木」の意で、盤の兩面をかすかに浮かせ、筋目を切り通して金剛を嵌めた盤木といふことであらう。

ヒラ(平)

ヒはハ(葉)の轉呼、ラは接尾語。

語義は平、扁で、ヒラキ(開)、ヒロ(廣)、ヒロシ(廣シ)、ヒレ(鱗)等の諸語を派成した。

ヒラ(平、枚)の浦

齊明紀五年天皇近江の平浦に行幸せられたとある。滋賀郡比良里の浦で、今水戸、小松二村に分屬し、比良川の流れて居る地である。萬葉集十一卷に 中々に君にこひすばヒラの浦の海人ならまし玉藻かりつゝとあるのも此地であらう。

ヒラ(平)坂

大産命が北陸に發向の途次經由した山城の地點(紀別傳)。記には幣羅坂とあり、今の木津町市坂を上古ヘラサカと稱へたといふことである。ヒラ、ヘラいづれがもとであるか不明である。

ヒラ(平)山

近江國比良山。 (萬二) ささなみのヒラ山風の海吹けば釣する海人の袂かへる見ゆ

ヒライシ(平石)野

大和の地名。天武紀に龍田口に向うた坂本臣等の軍が此野に次り、近江軍が高安の城にあると聞いて登陸したとある。所在は不明であるが、高安と龍田との中間にあらねばならぬ。

ヒラカ(平盆、毘良迦)

カはケ(箭)の轉呼。
平箭、即ち皿の類をいふ。
(記、國鑑)天八十毘良迦
(神武紀)天平瓮八十枚

ヒラカス(開別)皇子

開別の二字をヒラカスと訓むべきことはアメのミコトヒラカス天皇の項下に述べた通りである。
天命開別(天智)天皇の略稱(紀)。舒明紀に東宮開別皇子御年十六で天皇の誅を述べられたとあるが、立太子の記事もなく、又太子をさし措いて母后が即位せられた理由も説明せられて居らぬ。恐らくは後の尊號を前にめぐらして記したのであらう。

ヒラカタ(枚方) (地)

ヒラは平靜を意味し、カタは原義により舟行路の意に用ひられたのであらう。
河内國美田郡(今北河内郡)の地名。今も河流の要津である。
(國體記)ヒラカタは、笛吹き渡る。近江のやけなのわく子い、笛

吹きわたる

ヒラカタ(枚方)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。河内の枚方の漢人が移住したから此名を移したとある。

ヒラツ(平津)の驛家

常陸國那賀郡の驛家(風)。和名抄には擧げられて居らぬが、今下大野村大字平戸とある地が之にあたるやうである。

ヒラテ(比羅傳、葉盤)

葉盤此云三毗羅耐と訓註してある。
テは事、物を意味するトと同語で、平なものと云ふ意を以てヒラテと稱へ、木皿の如きものをいふに用ひられた。
大和の弟磯城は神武天皇の御使なる頭八咫鳥に食物を葉盤八枚に盛つて饗したとあり(紀)、神功皇后の御渡海に著とヒラテを多く作つて大海に散したまへと三箇男神が教へまゐらせたとある(記)。葉盤に對して葉輪をタボテといふ所を見ると(大嘗祭式)、上古葉を以て製した名殘とおはれる。——カシハアの項下參照。

ヒラヌ(枚野)の里

平野の意であらう。
播磨國飾磨郡及美濃郡の地名(風)。和名抄にも平野郷としてあげてある。前者は今の城北村附近、後地は今の久留美村のことであらう。名の所由として美濃郡の枚野は因體爲名とあるが、飾磨郡の枚野に

ついでには昔小野であつたから號けたとある。説明が不充分であるが、ナ野は荒野に對するよき野といふことであらう。

ヒラノ(平野)の神社

延喜式に葛野郡平野祭神四社とあり、現在官幣大社に列せられて居る。同式四時祭の項には、此社の下に今木神、久度神、古關神、相殿比賣神と分註せられ、平野祭の祝詞には今木、久度、古關三ヶ所より勸請した由が記されて居る。今木神は桓武天皇生母高野氏の氏神、古關(又は古關)は同外祖母大枝氏の氏神であるから、相殿比賣神は高野皇太后臨幸天高知日之子姫尊であらう。久度神の所縁は不明であるが、天皇が特に崇信せられた神であつたらしい。——イマキ、タド、フルサキの項下參照。

ヒラビ(褶)

ヒラミの音便。
推古天皇十一年諸王諸臣に命じて傳者ヲ褶とあり、褶はヒラビと訓してある。令義解によれば褶は所ヨ以加三袴上、故俗云三袴褶也とあつてウハ裳のことである。されば和名抄にも褶を宇波美(下總本宇波毛)と訓し、伊呂波字類抄にもウハモとある。——ウハモ、ウハミは通音、之をヒラミといふことは播磨風土記安永郡比治里比良美村の條下に大神の禰落ニ於此村ニ故曰三袴村とあるによつても明である。ヒラはヒレ(領巾)と通ずる語で、布片を意味する。即ちウハ裳にはヒレ状の布片を用ひたので、之をヒラモ(ヒラミ)と稱したのである。之によつて褶をヒレとも稱へ、播磨風土記賀古郡の條下に褶墓を比禮墓とも記し、肥前風土記にもヒレフヤ山を褶塚と書いて居る。中世の語に褶

をシヒラと稱へたのも此ヒラから出たものと思はれる。天武天皇の十一年に褶をつけることを禁ぜられたのは上衣の制式が變つて來たからであらう。

ヒラフ(比羅夫) (人)

紀に大伴ノ尾羅夫連、巨勢臣比良夫、額田部連比羅夫、阿曇(山背)連比羅夫、倭漢(荒井)直比羅夫、阿倍引田臣比羅夫等數多く見える人名で、宣長は後記ヒラフ員を名に負うたのであらうといふが(記傳)、カタフといふ人名あり(其項下を見よ)。——北史には額田部の連ヒラフを大禮哥多毗と記してある。——シヨフ、アラカヒ、ハスビ等の如く、フ、ピといふ語尾を有する人名が少なくない所を見ると、恐らくはム、ミの轉呼で、身の意(又は御身の約)から出たのであらう。其は恰もマレ(稱)の意のマロ(麻呂)が男子の通稱に用ひられるやうになつたのと軌を一にするものである。ヒラが平の意であることは勿論である。

ヒラフ(比良夫)員

ヒラ(平)ミ(肉)の音便。
ミは身の意であるが、特に魚介の肉をミと稱へるから、ヒラミ(ヒラフ)は肉の平な員といふ意になる。
播田毘古神が伊勢の阿邪河で漁した時此員に手を咬はれたとあるが(記)、其以外に用例がなく、和名抄にもあげられて居らぬ所を見ると種名として用ひられたのでなく、一般的の稱呼であらう。

ヒラミ(比良美)村

播磨國安樂郡の地名(風)。大神の褶が落ちたから褶村(ヒラミ)といふたのを

後にヒラミと説つたとある。——ヒラビの項下參照。

ヒリヒ 拾、撮 (動)

● ヒリはホリ(欲)の轉呼か。ヒは活用語尾。——ホリの項下を見よ。
● 欲しと思つてする行爲といふ意から、拾の義を生じたのであらう。
——ヒロヒと轉呼して用ひられる。

● 後世専らヒロヒといふが、古語はヒリヒであつたらしく、萬葉集に
と「沖つ白波比利比てゆかな」(卷五)「沖つしら波比利飲れど」(同卷)
「家つとに貝ぞ比里弊流」(卷三)の如く假字書した例がある。

ヒル(蒜)

● 和名抄に唐韻を引いて蒜葦菜也、和名比流とあり、メヒル(應神紀)、
オホヒル、コヒル、メヒル、ヒトツヒル、ネヒル等の稱呼があるが、恐ら
くはヒユ(真)と同語であらう。韓語では真を眞といひ、其活用語出
リは「眞」といふことである。恐らくは邦語ニラ(カミラ)を韓語では
ヒルと稱へたのであらう。蒜とかいてニラともヒルともいふのは此故
である。

ヒルコ(蛭兒、水蛭子) (人)

● ヒルは大日靈貴のヒルと同じく日即ち太陽の意。——蛭又は水蛭
は借字である。

● イザナギの命の兒(記、紀)。不祥の子として舟に載せて流し棄てら
れたとある。之を子の列に加へなかつたとあるのは故あつて其子孫が
傳はらなかつたことを意味するのであらう。

● 紀の傳説に豊己三歳「脚踏不立」とあり、水蛭又は蛭の字が用ひられ

て居ることを根據として、不具の子なるが故に名を蛭兒と貰うたとす
る舊説の妄なることは既に先學が論破した通りである。ヒルコ(日子)
といふめでたい名を與へられたにも拘はらず、其終を完うしなかつた
ので、不祥の兒、又は不具の兒といふ傳説を生んだので、若し實在の
人であつたとすればスサノヲの命によつて滅されたものと了解すべき
であらう。

ヒレ(領巾、肩巾)(鱧)

● ヒラ(平)の轉呼。

● 肩巾なるもの即ちひらひらするものをヒレと稱へる。領又は肩にか
ける布片をヒレといひ、魚の鱧をヒレといふのも同意から出たもので
ある。

● 天武紀に肩巾此云三比例とあり、和名抄に領巾婦人項上飾也、日本
紀私書云比禮とある。建殿式年中御服中宮料に領巾四條料紗三丈六尺
とあり、大神宮儀式帳にも生絹の御比禮八端長各五尺弘二幅とあつて、
薄絹のシヨールのやうなものを専ら指稱するやうになつたが、古語の
ヒレは決して之に限らず、上記の如く襟をもヒレと稱へた。有名な松
浦佐用姫が振つたといふヒレもハンカチーフ様のものであつたかも知
れぬ。

● (欽明紀) から國の城の上に立ちて大葉子がヒレ振らすも大和へむ
きて

(萬葉) 遠つ人松浦まよ姫つまこひにヒレ振りしよりおへる山の名

ヒレ(比禮)

● 上記ヒレ(布片)の轉義で護り札やうのものをいふ。

ヒレハカ(比禮墓、習墓)

● 播磨國賀古郡日岡の古墳(風)。景行天皇の皇后印南の別嬪の臣と稱
とを葬つたが故にヒレ墓と名づけたとある。

● 比禮墓と假字書してあるが、禮は或はヒラミの假字でヒラミハカ(平
御墓)と稱する古墳があつたので、別嬪に附會した民謡が生まれたので
はあるまいか。

ヒレフリ(巾振)の野

● 萬葉集七卷に「見渡せば近き里分なまほとほり今ぞ我くれヒレフリ
の野に」とある。ヒレフリ野は地名であらうが、所在を詳にせぬ。誰か
が領巾を振つて別を惜しんだといふやうな口碑のある地であらう。

ヒロ(廣)(尋)

● ヒラ(平)の轉音。

● ヒラ(平)の意から轉じて「廣」の義となり、ヒロゲ、ヒロガリとも活用
せられる。兩手を撒げた長さをもヒロ(尋)と稱へて丈量單位に用ひら
れた。例

八尋殿、千尋持綱

● 支那の尺度の制が輸入せられるまでは我國では専らツカ(拳の長、
タ(手の長さ)、ヒロ(尋)を丈量に用ひたもの、やうである。

ヒロ(廣)媛

● 繼體天皇の妃(紀)。同名の二妃がある。一は坂田の大跨王の女で、
記に黒比賣とあるにあたり、一は根王の女で記には之をあけて居らぬ。

● 大國主神が試練に遭つた時其妃スセリ姫が蛇のヒレ、蜈蚣のヒレ、蜂
のヒレを與へて其難を救つたとあり(記)、饑饉日命の瑞寶十種中にも
蛇のヒレ、蜂のヒレ、品々のヒレをあげ(舊)、天日矛將來の神寶中には
浪ふるヒレ、浪切るヒレがある。此等は皆護符をいふので、今の御札で
ある。上代に於ては靈異の力を有すとせられたものを其形狀に従つて
タマ(玉)、クシ(串)、ヒレ(布片)と區分したものと、やうである。

ヒレカクルトモノヲ(比禮懸伴緒)

● このヒレは襟をいふ。即ち裳の一種で文官の朝服である。

● (大殿祭) 皇御孫命、朝ノ御膳夕ノ御膳供奉と比禮懸伴緒、福懸伴緒
(大殿祝詞) 天皇朝廷ニ仕奉ル比禮挂伴男、手懸挂伴男、朝貢伴男、飯佩
伴男

● 推古天皇の十三年に諸王諸臣に襟をつけることを命ぜられた。天武
紀十一年には之を廢止せられたが、尙ヒレカクル伴男といふ語のみは
存したのである。之はタスキカクル伴男即ち膳夫又は祀官に對して延
臣又は文官をいふに用ひたので大殿祝詞には朝貢、太刀佩部即ち武官
に對立させてある。

● 天武紀十一年に膳夫、采女等の手懸、肩巾の着用を止められた記事が
あるので、此ヒレを肩巾又は領巾とし、之を挂るトモノヲは采女のこ
とであると解釋する説は古意に通ぜざること甚しきものである。采女
の伴といふもの、存した實證はなく、大寶令に采女司を設けられ
たが伴ではない。——假に之があつたとしても女人を以て伴緒にあて
たとは神武天皇以來聞も及ばぬことである。しかも大殿の祝詞の如き
は八十伴男の大別をいうたもので、宮中の婢女を劈頭に掲ぐべき者が
ない。

ヒロ(比呂、廣)比賣(姫)

敏達天皇の后(記、紀)。息長真手王の女で押坂彦人大兄皇子(舒明天皇の御父)の生母である。

ヒロカハ(廣河)の女王

萬葉作家。類聚抄には穂積皇子の孫女、上道王の女と註してある。寶字七年從五位下に叙せられた(續紀)。

ヒロキツ(尋津)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。大和のアトのヒロキツ(其項下参照)に定着した物部であらう。姓氏録右京未定雑姓中にも伊香我色雄命(物部氏)の後と稱する尋津津首といふ氏があげてある。

ヒロクニオシタケカナヒ(廣國押建金日)の命(尊)

安閑天皇の尊號(記、紀)。繼體天皇の皇子、御母は目子の郎女(媛)。ヒロクニオシは廣國制取の意、タケ(武)は美稱で、カナヒは御名であらうが語義を詳にせぬ。御弟天皇を廣國押盾尊と申上げる所を見ると或はカナハ(金夏)の轉であるかも知れぬ。

ヒロコ(廣子)

用明天皇の妃(紀)。父は葛城直磐村とある。記に當麻の倉首比呂の女飯之子とあるにあたる。法王帝説にも比里古の女伊比古耶女とあるから、ヒロコは或は父の名とまざれたのであるかも知れぬ。

ヒロシリタテ(廣知立)

宮柱太知立といふ慣用句(萬葉、祝詞)の太を廣にかへたので、同じ意味に用ひられたのであるが、フトシヨの項下参照——語義からいへば無理な語づかひである。古い用例はない。

(春日祭祝詞)三笠山ノ下津石根ニ宮柱廣知立、高天原ニ千木高知ヲ天ノ御陰日ノ御陰ニ定奉テ

ヒロセ(廣瀬) (地)

和名抄大和國廣瀬(比呂世)郡。今北葛城郡に屬す。廣瀬の大忌神社のある地である。

ヒロセ(廣瀬)の王

天武朝史書編纂を命ぜられた人(紀)。系不明。萬葉集にも其名が見える。

ヒロセ(廣瀬)のオホイミ(大忌)の神

天武四年曾爾連尊大を遣して大忌神を廣瀬の河曲に祭らしめたとある(紀)。爾來屢々祭祀の記事が見える。神名帳に廣瀬坐和加字賀乃賣神社とある神で、今官幣大社に列し、北葛城郡河合村大字川合に在する。式の大忌祭の祝詞によれば、此神を祭るのは五穀豐饒を祈る爲であるから、ウカノメは大食之女の意なることは明であるが、大イミ神、大イミ祭と稱へるのも大イヒ(飯)の轉呼であらう。——オホイミの神の項下を見よ。

ヒロセ(廣瀬)のカムラミ(神麻績)の連

饒速日命供奉三十二將の一乳速日命の裔(舊)。廣瀬に居住した神麻績部の長であらう。——カムラミの項下参照。

ヒロセ(廣瀬)のマガリハラ(勾原)

崇峻紀前記に

大速之軍忽然自敗、合軍悉被三皂衣二馳驅廣瀬勾原而散とある。合軍以下と前句との續合が不明であるので、刊本には合軍をコソリテ、馳驅をカリスルマネシと訓してあるが、理由のないこと、文字の通りによみ、諸皇子、馬子等の軍が合して戎衣の儘で——釋紀に戎衣を黒衣に着かへたとする説は従はれぬ。皂衣即ち戎衣であらねばならぬ——勝祝に廣瀬の勾原で獵を行つたこと、解すべきであらう(通釋)。さればヒロセは大和の廣瀬郡でマガリ原は其大原をいふものと思はれる。

ヒロタ(廣田)の國

神功朝天照大御神の荒御魂を祭つた地(紀)。廣田國は和名抄攝津國武庫郡廣田郷で、今も大社村に大字廣田といふ名を存し、官幣大社廣田神社がある。

ヒロハタヤハタ(廣幡八幡)の大神

ハタは布の意。ヒロハタは廣布、ヤハタは彌布即ちすぐれた布を意味する。ハチマンは其音讀である。

豊前國宇佐郡斐形山の神(諸神記、諸社根元記、二十二社注式、神名帳)

語彙 ヒロセ—ヒロヤ

ヒロヤマ(廣山)の里

大國主神が來征の二神將に授けた矛(紀)。平國時所^レ杖之廣矛とある。ホコは秀木の義で杖と同様に用ひられたのである。ヒロホコは恐らくはヒロホコの轉呼で、矛に護符のヒロ(其項下参照)を取りつけたものであらう。——ハタホコの項下参照。

ヒロヒメ(廣比賣)の命

播磨國揖保郡速瀨社に坐す神(風)。サヨツヒメの命の弟とある。

ヒロホコ(廣矛)

大國主神が來征の二神將に授けた矛(紀)。平國時所^レ杖之廣矛とある。ホコは秀木の義で杖と同様に用ひられたのである。ヒロホコは恐らくはヒロホコの轉呼で、矛に護符のヒロ(其項下参照)を取りつけたものであらう。——ハタホコの項下参照。

ヒロヤマ(廣山)の里

大國主神が來征の二神將に授けた矛(紀)。平國時所^レ杖之廣矛とある。ホコは秀木の義で杖と同様に用ひられたのである。ヒロホコは恐らくはヒロホコの轉呼で、矛に護符のヒロ(其項下参照)を取りつけたものであらう。——ハタホコの項下参照。

播磨國保田郡の地名(風)。舊名ツカ村とある。和名抄にも廣山郷とあり、今の譽田村である。

ひろりいます (歌詞)

「廣り坐す」の意。ヒロリはヒロガリの意の古語である。

石之比賣皇后の御歌)しが花の ヒロイイマスは 大君るかも(記)

ヒエ(斐恵、被恵) (動)

ヒはヒキ(引)の語幹、エは坐の意であらう。

神武天皇の御製に「たそはの實のなげくをこきしヒエネ」「いちさかき實の多けくをこきだヒエネ(記、紀)と詠まれて居る。ネは希望の助語で、ヒエは廢語となつたが、引摺といふ意に用ひられたのであらう。即ち「澤山引摺ふよ」といふ意と解せられる。コキシ、コキゲの項下参照

字鏡に持、接、森をヒエと訓し、禮記に森而切之爲ノ脰とある森もヒエと訓み慣はして居るので、ハゲ(割)の轉ヘケと同じく、肉を薄く切る「意と解するものもあるが、タチツバもイササカキも(各其項下参照)へぎて用ひるものではない。或は果實を薄く切る意と強辯するものがあるかも知れぬが、御製には「實のないタチツバ」と断つてあるのである。

ヒヲ(氷魚)

原義は氷魚であるが、轉じて淡水に住む一種の魚の名になつたのである。和名抄に鮒(魚)長一、二寸者也、今按俗云氷魚是也とある。

我が夫子がたぶさきにするつづれ石の吉野の山にヒナゴマ

がれる

ふ

フ(生) (原語)

オフ(生)の原語であらう。

生産地の意で狹義に於ては田圃を意味する語になつた。例

ニフ(丹生) 原義は土石産地であるが、結土(又は丹砂)が最も多く需要せられるので、其産地の意に用ひられた。

ハニフ(埴生)、アサチフ(淺茅生)、ヨモギフ(蓬生)

糠のフ(記、紀)

粟田、豆田(紀)

フクシ(團串) 田畑を細りかへす棒をいふ

フサ(穂) ヌサ(野麻)に對し圃に栽培する麻をいふ。

フ(節)(經) (原語)

節の意の原語であらう。今もフシと稱へる。フ(節間)からヨリ(自)といふ語が出たと同様にフも亦經過の意に轉用せられ、ハ(經)ともハヒ(延)とも活用せられる。各其項下参照—フツ、フル、フルシ(古、舊)等も之から派成せられたものであらねばならぬ。

フエフキ(笛)の連

ものであるから(續紀)、此歌のころはまた一郡をなすに至らなかつたのである。

フカフチ(深淵)のミツヤレハナ(水夜禮花)の神

スサノハの命の曾孫(記)。生母は日河比賣とあるから、フカフチはヒカハ道の説で、ミヅ(水、端)にいひかけた準枕詞であらう。ミヅ(端)は美稱、ヤレハナの語義は明にし得ぬが、此神の名號と思はれる。

前後の例に照すにヤレハナといふ語中に敬稱が含まれて居らねばならぬ筈であるから、ナはネ(敬稱)の轉呼で、ヤレハは或る語を説つたものであらう。若し地名であるとすれば原語はヤラ(ユラ)マであつたとも想像せられる。ヤラ、ユラは此方面に少くはない地名で、マ(間)は地味を意味する語である。さりながら右の如き解釋は他に傍證のない限り主張することは出来ぬ。

フカミ(深見)村

萬葉集十八卷大伴池主の書に到三來深見村とある。兵部式加賀驛馬中に深見五匹とある地、今の河北郡津幡町附近であらう(地名辭書)。

フカメ(深目) (人)

雄略天皇の宮嬪童女君の親(紀)。春日の和珥臣とある。童女君が記の袁乎比賣と同一人であるとするならば、深目は丸瀨の佐都紀臣又は其配偶者にあたる。案するに目は女の意の借字で女性であらう。ナドヒメの項下参照。

フキウツル(吹葉) — ヲテの項下参照。

信吹(樂人)部の首長の意。
尾張氏六世建多乎利命の裔(舊)。姓氏錄にも信吹連の姓をあげ、大明命の後としてある。神名帳にある大和國添上郡而吹神社は此氏族の祖神を祭つたのであらう。

フカエ(深江) (地)

神功皇后御懷石のある千負(兒響)の原の所在地。今も筑前國糸島郡深江町と稱へる。

フカカハ(深河)意禰の命

馬來田國造(舊)。茨城國造の祖建許呂命の兒とある。但し成務朝に任命せられたとあるのは誤とせねばならぬ。フカカハは地名であらうが所在を詳にせぬ。意禰が臣と同語であることはいふまでもない。

フカカハ(深川)の別

應神皇子去來の眞種(皇子)の裔(紀)。フカカハは地名。大和のイザを去ること遠からぬ所に之を求めるとすれば、山邊郡針ヶ別所村の中に今も上深川、下深川村がある。

フカツ(深津) (地)

和名抄に備後國深津(布加津)郡とある地(今深安郡といふ)。此郡の地先には大少多数の島がある。

道の後フカツ島山しましくも君が目見れば苦しかりけり
契沖の説の如く此郡は養老五年備後國安那郡を割いて設置せられた

フキキ(吹黄)の刀自

フキキと訓したものがあるが、其ならば黄の字が無用になる。
萬葉作家。十市皇女の伊勢參向に供奉したとある。吹黄の語義は詳し得ぬ。従つて出自も不明である。

フキツツ(布伎郡都)

フキはフキ(振)と同語から分化したのであらう。
「振りつゝ」といふ意。古はフキをフキともいうたものと思はれる。
〔記上〕爾按所三御佩十拳劍而於後手二布伎郡都逸來
フキは行爲をいひ、フキは行動を意味したが、前者は廢語となり、後者が二つの意味を兼ねるやうになつたのであらう。

フキタ(揮田)の君

日本武尊の子稚武彦王の後(舊)。揮田の訓はたしかでないのみならず、揮といふ字も何かの誤ではないかと疑はれるのであるが、假に宜長に従つてフキタと訓んで置く。地名であらうが所在を明にせぬ。

フクシ(圃串)

フ(圃)に用ひるクシ(串)、即ち組、鐵の用に供せられる棒。
古書用例は萬葉集一卷雄略天皇の御製のみであるが、古は一般に使用せられた道具で、土佐の國では近世まで用ひられたといひ、先島群島、南洋諸島では今も尙之を用ひて居る所がある。
〔萬一〕圃もよ、み圃もち、フクシもよ、みフクシもち〔一〕

フクヤウ(福揚)〔人〕

天武朝飛鳥寺の僧(紀)。歌に下されて自到したとある。

フクリン(福林)〔人〕

天武朝知事僧(紀)。

フクロ(俗、囊)

フクレ(膨)の轉呼。——フクレはフカ(深)と同語から分化したのであらう。

大國主は幣を貢うて八十神の伴をしたと傳へられ(紀)、鹽土老翁が囊の中から支拂を取り出したとあり(紀)、倭建命が倭姫命から危念の場合あけて見よといつて火打を入れた囊を給はつたとあるから(紀)、フクロは上代から用ひられたものと思はれるが、其材料製式を詳にせぬ。身邊の具を收納するに必要なものであるから、外出の際には之を携へたのであらう。和名抄にも行旅具中に囊(和名布久路)をあげて居る。
〔萬一〕囊、袋、針袋、針袋のやうに用途によつて區別せられるやうになつたのは寧ろ後世のことであらう。

〔萬一〕針袋とりあげ前に置きかへさへばおのともおのや裏もつきたり

フケヒ(吹飯)の濱

和名抄泉南郡深日村の海岸で、續紀天平神護元年紀伊國から遷幸の際、深日の行宮につかれたとある。

〔萬一〕時つ風吹飯の濱に出て居つゝあがふ命は妹が爲、そ

フサ(房)(總)

語原は詳にせぬが、花房又は花序を意味する語で、其形状から流蘇の義に轉用し、フサフサといふ語をも派生した。

〔萬一〕秋の田の穂むき見がてり我がせがフサ手折りけるをみなへしがも

〔萬一〕いめたて、鳥見の岳邊のなでしこの花、フサ手折吾はもちいなむ奈真人の爲

右のフサは花序に房々の意をかけたものと思はれる。

フサ(總)の國

フサは圃麻の義で野生の麻即ち野麻に對し栽培した麻を意味する。——フの項下參照。

カミツフサ(上總)、シモツフサ(下總)の國は往時フサ(總)の國と總稱せられた地方が二つに分れたものであらねばならぬ。古語拾遺にも麻の好く生ひる所を總國といひ、穀木の生ずる所を結城といふとあり、古語麻謂之總也、今爲上總、下總二國是也と註してある。然るに史書には總國とかいた例のない所を見ると、假にフサの國といふ稱呼が用ひられたことがあつたとしても、或る一時代だけのことではなかつたらうか。結城國も亦後の下總國の一部であるから、フサも之と同じく一地方名から出たもので、或る時代に其地に國府が置かれたが爲に、全境城の稱呼として用ひられたものとも考へられるのである。フサといふ名は和名抄相馬郡布佐郷に残り、今も布佐町(千葉縣東葛飾郡)とよばれる。

國造本紀、常陸風土記、萬葉集等によれば上代此地方は結城、駿鳥、

葛飾、印幡、下海上(以上上總)、武社、伊伎、菊麻、上海上、馬來田及須惠(以上上總)に分れて居たもの、やうである。

フサヒ(適)、フサへ(布佐倍)〔動〕

フ(總)、ツヒ(副)の轉呼か。

永く相添ふといふ意から、適合の義に轉じ、更に對偶の意にも轉用せられたもの、やうである。

普通は形容語尾シを添へたフサハシ(相應)といふ形に於てのみ用ひられるが、尙フサヒ(フサへ)といふ動詞の存したことは次の例によつても明である。

〔八千矛神の歌〕はた、肝、これはフサハズ 邊つ波、そこに抜き棄て

〔萬一〕鳥がなくあつまをさしてフサへしに行かむと思へどよしもされなく

右のフサへは「くらべ」といふやうな意に用ひられたのである。

フシ(柴)

ハシ(桿條)の轉呼。

神代紀國讓の段茶柴藤の下に柴此云三府置と訓し、古事記にも訓柴云三布斯と註せられて居る。其他フシ柴、フシ原などと用ひられた例もある。

フジ(不盡)〔山〕

萬葉集にフジにあてた文字は不盡、布士、布仕、不自、布時、布自の如く、いづれもシが濁音なることを表示して居る。常陸風土記にも福慈

岳とあるが、フジはフチの音便であり得る。淺間神社の祠官が福地を姓とするのもフチとも稱へたことの一證である。フはヒ(火)の轉呼、ジはチ(靈)の音便であらう。

甲斐駿河に跨る高山で、今は休火山であるが、中古まで四時火を吐いて居たのみならず、其山の姿が天下無比の氣高さを備へて居るので、昔の人も神山と仰ぎ、火靈と呼んだのであらう。富士郡富士川等みな此山の名を負つたので、山名富士取三詠名とした郡良香の説は従はれぬ。此山については萬葉集三卷に山邊赤人の名歌をあげて居るが、よく人の知る所であるから引用せぬ。

フジ(不富)川

フジ山麓を流る、川なるが故に富士川と稱へる。
〔萬二〕 フジ川と 人の渡るも 其山の 水のたざらぞ〔三九〕

フジ(不自)の柴山

富士の山腹瀧木の叢生する部分を柴山と稱へたのであらう。
〔萬二〕 天の原フジの之邊夜麻木のくれの時ゆつりなば逢はずかも
あらむ

フシコエ(伏超)

加知して越ゆる峻坂の意。
萬葉集七卷に「伏超ゆ行かましものをまもらひに打濡らさえぬ波よますして」とある。土佐にもフシコエといふ地名があるさうであるが、この歌は單に親不知のやうに波打際に道はなく、海につき出した山道の峻しい光景を述べたものと解すればよい。

フシミ(俯見、伏見) [地]

山城國の地名(紀)。雄略朝賢士師部設定の爲、土師部連吾阿から此村の私民部を獻じたとある。今の紀伊郡伏見町である。
〔萬二〕 巨椋の入江とよむなり射目人のフシミが田井に驅わたるらし
大和にも菅原の伏見といふ地があり、和名抄には攝津、陸奥にも此地名をあげて居る。名の義を明にせぬが、フスマ(衾)といふ地名とも、フセとも關係があるやうに思はれる。

フスサ(布須左)

フサ、フサの約か。
〔萬二〕 麻踏らな麻踏にフスサにうますとも明日きせさめやいざせ
小床に

フスベ(疣、壓)

置業記に疣をフスマと訓してある。和名抄には莊子云附贅懸疣俗云フスマとあり、又懸疣の條下に釋名を引いて疣音尤、懸疣はサカリフスマとある。聊か紛らばしいが、疣はフスベ、懸疣(附贅)はサガリフスマの意と解すべきであらう。されば古はホクロ(ハハクツ)をも、イホ(イボ)をもフスベと稱へたものと思はれるが、語義を詳にせぬ。

フスマ(衾)

〔萬二〕 フスマ(衾)の轉呼。
寝臥のとき上に衾をかけたので、衾の意に轉用せられるやうになつ

たのである。

フスマチ(衾路) [地]

續體天皇の皇后手白香皇女の御陵は衾田墓といひ(諸陵式)、今大和山邊郡朝和村大字中山にある。此地を通ずる街道をフスマチと稱へたのであらう。藤原の京から春日に出る道であつたと思はれる。
〔萬二〕 フスマチをひきての山に衾を置きて山路を行けばいけりともなし

フセ(布勢)の朝臣

フセの語義についての考はフセイホの項下に述べる。
後記富制臣と同氏であらうが、朝臣に昇格したことは記録せられて居らぬ。姓氏錄には布勢朝臣は阿部朝臣同祖、日本紀漏とある。布勢朝臣御主人が阿倍朝臣とも記され、續紀に阿倍布勢臣ともある所を見ると、阿倍氏族中フセといふ地に居住したものが、フセの臣とも名乗つたのであらう。——此は蘇我氏に於ても屢見る例である——但し此フセの所在は詳にし得ぬ。

フセ(布勢)の朝臣ヒトヌシ(人主)

萬葉集二十卷に駿河國防人部領使とある。孝謙——稱徳朝の人、駿河守、式部大輔、上總守、出雲守等を歴任した(續紀)。

フセ(布勢)の朝臣ミアルジ(御主人)

天武天皇の大喪に大政官の事を誅した人(紀)。続持紀には此人を阿倍朝臣と記し(其項下參照)、續紀大寶三年の條下にも右大臣阿倍朝臣

御主人薨去のことが記されて居る。公稱補任には布勢麻呂古臣の男、後阿倍朝臣と爲るとある。

フセ(富制)の臣 (逸名)

孝徳朝東國の不正國司(紀)。上記朝臣家と同氏であらう。

フセ(布勢)の臣ニミマロ(耳麻呂)

天智朝の人(紀)。

フセ(布勢)の君(公)

意富富村王(應神天皇の御孫)の裔(記)。姓氏錄には仲哀天皇の皇子忍稚命の後也とある。フセは諸國にある地名であるが、大ホド王の裔とすれば、和名抄越中國射水郡布西郷(今布勢村)とある地であらう。

フセ(布勢)の水海

萬葉集十七卷布勢水海遊覽の賦の註に此海者有射水郡舊江村とある。フルエは和名抄射水郡古江とある地で、今は永見郡十二所村と稱し、海岸に直角に長さ約四十町の湖水があつて十二所海と稱へられ、古の布勢の水海の名残といはれて居る。此湖水は古は遙に南方まで擴がつて居たものと見えて、其南隣の布勢(和名抄射水郡布西)といふ地名を負つて居るのである。此邊地形がかけたので、萬葉集に見える乎布勢、垂姫崎をはじめ、麻都太要の長濱、宇奈比川等の地も跡をとめて居らぬ。

フセ(經湍)の屯倉

安閑朝に紀伊國に新設せられた屯倉(紀)。今海草郡和佐村に布籠屋といふ字がある。

フセイホ(伏慮)

伏慮の轉呼か。小屋をいふもの、やうである。——次項参照。
(萬二) フセイホの マゲイホの内に 直土に わらとき敷き(八三)
(萬三) フシが音便によつてフセと稱へられることはあり得べきであるが、マアセの如くイホといふ語を略することもあり(其項下参照)、フセが諸國に多い地名である所を見ると、別にフセといふ語があつたのではあるまいか。語原は考へ得ぬが、萬葉集第三卷に慮屋とかいてフセヤと訓ませた例もあるから、或は居住に關係のある意味を有する夷語の名殘ではあるまいか。記して疑を存する。クセ(山城)、フシミ(山城、大和)、フスマ田(大和)、フシキ(越中)の如き地名も之と關係があるやうに思はれる。

フセヤ(伏屋)

臥家の轉呼か。小屋又は茅屋の意にも轉用せられた。——フセイホの項下参照。
(萬三) 倭文はたの 帶ときかへて 慮屋立(四三)

フタ(札)——フタマの項下を見よ。

フタカタ(二方)の國造

和名抄但馬國二方郡(今七美郡と合併して美方郡といふ)とある地。成務朝出雲國造と同祖源賴一奴命の孫美尼布命が任命せられた。

源賴一奴命は調を詳にせぬ。或は誤寫があるのであるまいか。

フタカミ(二上) (山)

大和國北葛城郡二上村の西に聳える双峯で、大坂山の南に接し今男岳、女岳と稱へる。中臣の壽詞に天二上とあるのも此地であらう。——其項下を見よ。
(萬二) 大坂を我が超えれば二上にもみち葉流る時雨ふりつ、
(萬七) 木路にこそいも山ありといへ玉くしげフタカミ山も妹こそありけれ

フタカミ(二上)山

越中國射水郡二上村にある山。海拔僅に三百米であるが、山容秀麗なるの故を以て萬葉集歌人の詠に上つた。其一、二例をあげる。
(萬二) 澁谷の二上山に驚ぞ子産といふ、さし羽にも君が初爲に驚ぞ子むといふ
(萬七) 二上のをてもこのもに網さして吾が待つ鷹を夢につげつる

フタギ(布當)の宮(山)(原)(野)

久邇宮の別稱。木津川の支流に其名が残つて居る。此川は湯船山に源を發し、瓶原を過ぎて木津川に會流する。名の義は二瀧であらうといはれる。
(萬六) 高知らす フタギの宮は(1050・1051)
(萬六) フタギ山やまなみ見れば百世にもかはるべからず大宮處
(萬六) 三日の原フタギの野邊を清みこそ大宮處定めけらしも
(萬六) アナおもしろ フタギの原(1050)

フタコシマ(兩兒島)

イザナギ、イザナミの命所生諸島の一(記)。天兩屋ともいふとある(其項下参照)。二島並立するが故に名を負うたものと思はれるが、所在を明にし得ぬ。恐らくは九州沿岸の島嶼であらう。

フタサヤ(二鞘)

サ(接頭語)ヤ(屋)。
サヤのサはサホ(サ慮)のサと同じく接頭語で、語義は單に屋であるから、フタサヤは二屋の意にも、兩面軍の屋根の義、即ち切妻葺の家とも解せられる。——マヤといふのも兩屋の義である。
(萬四) 人言をしげみや君をニサヤの家を隔ててこひつゝ居らむ

フタタ(二田)の造

フタツタ又はフタタと訓せられて居るが、或はニタとよむのかも知れぬ。
(萬四) 饒速日命供奉の五部造の一人(舊)。二田物部の首長であらう。——次項参照。

フタタ(二田)の物部

饒速日命に供奉して天降つた二十五部の天物部の一(舊)。姓氏錄左京未定姓中にもあげられて居る。二田は地名であらうが所在を詳にせぬ。和名抄には筑前及筑後に二田郷をあげて居るけれども、二十五部の物部中大和又は近畿以外のものは皆國名を冠する例であるから、此は別地と見ればならぬ。

フタチ(布多遲、兩道)の伊理毘賣の命(入姫皇女)

倭建命の妃(記、紀)。垂仁天皇の皇女で、仲哀天皇の御母とある。記によれば本名は石衝毘賣命といふ。フタチは地名であらうが所在を詳にせぬ。此地に住む氏族の入姫となられたから、此名を負はれたのであらう。

フタチ(布多遲)比賣

倭建命の妃(記)。近淡海の安國造の祖意富多幸和氣の女とある。記には此妃をあげず、其所生の稻依別王は兩道入姫の出としてある——前項参照。——フタチの入姫の外に全然無關係のフタチ媛があつたとは受取れぬことであるから、若し此女性が實在したものとすれば、フタチ入姫の側近者であつたが、皇子の寵をうけたので、フタチに在住したが故にフタチ媛とよばれたものと解すべきであらう。

フタツキ(兩槻)の宮

ナミツキと訓むのかもしれない。
(萬四) 齊明朝多武峯の兩槻樹の下に造立せらるる(觀)記。岡本宮の構内に設けられ、天つ宮といふとある。

フタナ(二名)の島(洲)

イヨのフタナ島の項下を見よ。

フタホカミ(布多富我美)

フトホガヒの説。
(萬四) 大觀の意で大觀をいふのであらう。——ホガヒの項下を見よ。

④ (萬二) フタホガミ 怒しげ人なりあだゆまひ我がするときに防人に

⑤ 歌の意は「防人を免かれないと思つて假病をつかうて居るのに、大親は悪い人で、之を見破つて指命した」といふのである。神職が此やうなことに干渉した昔の社會状態がよく描出せられて居る。得がたい民族精神である。

⑥ 從來フタホガミの意をときかれて「二面神(眞瀾)」「兩小腹(宣長)」、大小腹(雅道)、「二大上官(井上)」など、説いて居るが、いづれも幸強附會を免れぬ。それはアタユマヒ(假病)といふ語を解しかれた爲である。——其項下参照。

フタマタラフネ(二俣小舟)——マタフネの項下を見よ。

フタミ(二見)の遣

⑦ 萬葉集第三卷に「妹も吾も一つなれかも三河なる二見の遣ゆわかれかいつも」とある。東路、即ち東海道は今も三河國の御油で二つにわかれ、濱名湖の南北を經由し、濱松で會するのであるが、此歌によると其頃既にさうであつたと思はれる。フタミは二身の意であらう。

フタキ(二井)のウカ(宇迦)のモロオシ(諸忍)のカミサ(神狹)の命

⑧ 天邪志國造兄多比(若しくは兄多毛比)命十世の祖(舊)。出雲臣の祖とあるが、他書に見えず、他の所由をも明にし得ぬ。兄多比命と同族で且同時代の人とおもはれる上海上國造化多比命は天穗日命八世の孫とあるから、穂日命より以前に出雲の宇賀に此名の豪族が居たのかも

知れぬ。尙攻究を要する。

フチ(淵)

⑨ ヒ(水)チ(道)の轉呼。——ヒの項下を見よ。

⑩ 水の道といふ意から淵の義となり、更に轉じて縁の意に用ひられるやうになつたのであらう。

フチ(藤)

⑪ 和名抄に藤、藤也、似葛、和名布知とあり、今も此名を以てよばれる觀賞植物であるが、名の義を明にせぬ。或はフチ(斑)と同語で、花色斑であるから名を得たのではあるまいか。——フチコマの項下参照。——萬葉集にも此花を詠じた歌が兩三首ある。左に其一をあげる。

(萬二〇) すが野のフチは散りにさ何なかも御狩の人の折りてかざさむ

フチ(藤)丘

⑫ 播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が難波して綱が落ちた所をいふとある。藤は綱の材料であるからであらう。

フチエ(藤江)が浦

⑬ 和名抄に播磨國明石郡葛江(布知衣)とある。今の林崎村大字藤江で大久保町の地先である。藤井の浦とも稱へられた(其項下参照)所を見ると、藤樹があつたから名を貰うたのであらう。

⑭ (萬三) あらたへのフチエの浦にすゞき釣る海人とか見らむたび行く吾な

(萬六) 沖つ浜邊つ波安みいざりするフチエの浦に船ぞとよめる

フチカタ(藤形)村

⑮ 伊勢國壹志郡藤方(今の藤水村)。雄略朝賢士師部設定の爲、土師部連吾前が此村の私民部を献じたとある(紀)。

フチコマ(斑馬、斑駒)

⑯ フチ(斑)コ(小)マ(駒)。

⑰ 斑毛の小獣の意。マは動物を意味する原語、フチはハタ(鞍)と同語から分化したのであらう。——マ及ハタの項下参照。

⑱ ササノチの命がフチコマを逆刺に刺いで天照大御神の忌服屋に落とし入れたといひ(記、紀)、或は大御神の御田に伏せたとある(紀)。和名抄に鞍馬(俗云布知無万と註してある)、このフチコマも小馬の意とするものがあるが、高天原に馬匹が存したかは疑問で、屋根の棟を穿つて投入するには必しも馬なることを必要とせぬ。纂疏に鹿也と説いたのは根據のあることも知れぬが、若し斑毛の故を以て推定したものであるとすれば早計といはればならぬ。

フチシロ(藤白)坂

⑲ 有間皇子を絞殺した地(齊明紀)。今も紀伊國海草郡内海町の大字に其名をとめて居る。

フチツ(藤津、葛津)の郡

⑳ 藤のある津といふ意。

㉑ 肥前國の郡名(風、和)。國造本紀には葛津國とある。名の義は風土

① 記に日本武尊此津に泊船、翌朝大藤に舟をつないで遊覧せられたから藤津と稱へたと説明せられて居る。古の郡名で筑紫の海に瀕した一港であつたのであらう。或は鹽田河口又は其南方の入江をいうたのかも知れぬ。

② 舊事紀刊本に葛津立國とある「立」は衍字であらう。

フチツ(葛津)の夕子(立)の國造

③ 上記藤津の國造をいふ。——立は衍字又は誤字であらう。——成務朝紀直大名弟彦命の兄若彦命が拜任したとある(舊)。

フチツラ(布遲葛)

④ 古事記應神天皇の卷イヅシ少女の物語に春山の霞壯夫が母の作つてくれたフチ葛の衣、禪、襪、香、弓矢をつけた所が盡く藤の花になつたとある。布遲葛は藤の蔓の意で、和名本草に黃瓊和名布知加都良とあるものをいふのではあるまい。

フチナミ(藤浪)

⑤ ナミは韓語ナミ(水)の轉呼であらう。

⑥ 藤の木を戯てフチナムというたのであらう。——浪の字に提はれて並の意とするは非。

⑦ (萬三) 藤ナミの花はさかりに成りにけり奈良の都をおもほすや君
(萬二〇) 藤ナミの咲きゆく見れば雀公鳴くべき時に近づきにけり
(萬二一) 藤ナミの花の盛にかくしこそ浦こぎたみつ年にしねばめ

フチハカマ(藤袴)

和名抄に蘭一名蕙フチハカマとあり、和名本草にも蘭草に此訓をあて、居る。今も此名を以て呼ばれる野草である。名の義について白石は花の色と形とによつて名づけたと説いたが尙攷究を要する。
〔萬心〕はぎの花を花くす花なでしこの花、をみなへし又フチバカマ朝がほの花

フチハラ(藤原)〔地〕

持統文武兩朝の皇居〔紀〕。今の高市郡鴨公村高殿が其遺跡である。尤恭天皇の御代寵妃弟姫(衣通姫)の爲に宮殿を此地に設けられたとある〔紀〕。此皇女は地名によつて藤原琴節の郎女ともよばれた〔紀〕。名の義は字の通りであらう。

フチハラ(藤原、收原、葛原)の朝臣

天智天皇八年中臣鎌足に給はつた氏名〔紀〕。天武十三年朝臣のカバネを授けられた〔姓〕。本初は鎌足の兄弟及従兄弟皆藤原を名乗つたのであるが、文武朝鎌足の長子不比等の系統のみが之を承け、餘は皆原姓中臣に復歸せしめられた〔續紀〕。——ナカトミの連の項下参照。
〔紀〕に收原、葛原の字を用ひたのは不比等系以外の人を區別する爲であつたらしい。

フチハラ(藤原)の朝臣〔缺名〕

萬葉集第一卷に内大臣藤原朝臣とあるは鎌足のことであるが、朝臣といふカバネは同人歿後天武朝に始めて制定せられたものであるから、通つて此稱號を用ひたものと思はれる。同集第二十卷に見える藤原朝臣は仲麻呂のことである。

フチハラ(藤原、收原、葛原)の朝臣オホシマ(大島)

持統朝の人〔紀〕。先帝の大葬に兵政官のことを誅し、七年尊物を給はつたとある。中臣連大島と同人(其項下を見よ)。中臣鎌子連の兒で、天智朝從兄鎌足と共に藤原といふ氏名を賜はり、天武朝朝臣に昇格したのである〔紀〕。

此人の子孫は文武朝中臣に復姓したので、藤原本家と區別する爲に〔紀〕の編者が收原、葛原の如き字を用ひたものと思はれる。

フチハラ(葛原)の朝臣オミマロ(臣麻呂)

中臣朝臣臣麻呂と同人(其項下を見よ)。

フチハラ(藤原)の朝臣キヨカハ(清河)

萬葉作家。天平勝寶三年遣唐使として入唐。滞留十數年其地に於て病發した。藤原房前の第四子である〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣クスマロ(久須麻呂)

萬葉作家。惠美押勝(藤原仲麻呂)の子。寶字八年父と共に誅せられた〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣スクナマロ(宿奈麻呂)

天平勝寶五年相模國防人部領使(萬三)。藤原真繼の前名。藤原宇合の第二子で桓武皇后乙牟備の父である。天平十二年兄廣嗣の叛に坐して伊豆に流されたが、二ヶ年にして赦され、内大臣に累進した〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣トヨナリ(豊成)

萬葉集第十七卷に大納言とある。武智麻呂の長子で勝寶元年右大臣に昇任。弟仲麻呂の讒によつて大宰員外宰に貶せられたが、仲麻呂伏誅後復任した〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣トリユミ(執弓)

萬葉集第二十卷に播磨介とある。孝謙、淳仁朝の人〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣ナカマロ(仲麻呂)

萬葉作家。藤原武智麻呂の第二子で、孝謙天皇の寵を得、名を眞美の押勝と改め、正一位大師の任に昇つたが、謀叛の故を以て誅せられた〔續紀〕。

フチハラ(藤原)の朝臣フヒト(史、不比等)

内大臣鎌足の子、持統朝判事に任ぜられ〔紀〕、累進して右大臣に昇任、養老四年薨去した〔續紀〕。聖武天皇の御生母宮子及皇后光明子の父である。

フチハラ(藤原)の朝臣ヤツカ(八束)

萬葉作家。藤原眞楯の前名。房前の第二子で北家の祖である。天平神護二年大納言を以て薨去(公卿補任)。

フチハラ(藤原)の池

推古朝に作られた池〔紀〕。水田耕作の爲である。

フチハラ(藤原)の郎女

萬葉作家。大伴家持が其妻坂上大嬢に寄せた歌に對して返歌したとある。大嬢と親交のあつた人と思はれるが、其母坂上郎女の先夫藤原の麻呂の女とするのは餘りに穿ち過ぎのやうに思はれる。

フチハラ(藤原)の内大臣

内大臣中臣の鎌足のことである。天智天皇の八年薨去に臨んで藤原を賜つたから、藤原の内大臣といふ〔紀〕。

フチハラ(藤原)の夫人

萬葉集八卷に見えた藤原夫人は註に明日香清御原宮御宇天皇の夫人で、字を大原大刀自といひ、即ち新田部の皇子の母也とある。イホヘ(五百重)の娘のことであらう。又二十卷の藤原夫人は淨御原御宇天皇之夫人也、字曰氷上大刀自とあるから、右の五百重娘の姉で、いづれも藤原鎌足の女である。

フチハラ(藤原)の后

萬葉作家。聖武天皇の皇后〔續紀〕。藤原不比等の女で御名は光明子といふ。

フチハラ(藤原)の二郎

萬葉集第十九卷に大伴家持が弔賀南右大臣家藤原二郎之喪、悲母一悲歌がある。南右大臣は武智麻呂の子豊成のこと、二郎は其二男をいふのであるが、名を詳にせむ。

フチハラ(藤原)の卿

萬葉集五卷梧桐日本琴の歌の詞書に中衛大將藤原卿とあるのは房前のことである。不比等の第二子で天平九年民部卿を以て薨去した(續紀)。北家の祖である。

フチハラ(藤原)の宮

持統天皇の宮號(紀)。八年十二月遷宮とある。文武天皇も此皇居で天下を統治せられたから、同じく藤原宮御宇天皇と申し上げた。

フチハラ(藤原)のウマカヒ(宇合)の卿

萬葉作家。不比等の第三子。聖武朝天平九年參議兼式部卿を以て薨去(公卿補任)。平城、嵯峨天皇の外曾祖父で式家の祖である。

フチハラ(藤原)のキタ(北)の卿

藤原房前の後胤を北家といふ。萬葉集十九卷に贈左大臣藤原北卿とあるのは同人のことである。

フチハラ(藤原)のコトフシ(琴節)の郎女

若野毛二俊王(應神皇子)の女(記)。允恭皇后忍坂之大中津比賣命の御妹である。紀には衣通郎姫とし、允恭天皇が寵幸せられて藤原宮を造つて之を置かれたとある。コトフシの語義は明にし得ぬが、藤原の一地區名であらう。

衣通はキトホシと訓み、コトフシと同語が二様に傳へられたのであらう。體の大郎女も赤色鬘麗なるが故にソトホシ(衣通)の郎女と稱

へられたといふ傳説があるので(記)、まぎれたものと思はれる。——其項下参照。

フチハラ(藤原)のツネミ(恒見)の君

ツネミはツナ(葛)、アミ(網)の約轉か。物部氏九世竹古連の後(舊)。藤原に住したから此名を貰うたので、ツネミも此小字であらう。

フチハラ(藤原)のナガテ(永手)の朝臣

萬葉作家。房前の二男、生母は正三位半瀧王。天平神護二年左大臣に任じ、寶龜二年薨(公卿補任)。

フチハラ(藤原)のマロ(麻呂)の大夫

萬葉作家。同集二卷に京職大夫藤原大夫とあり、類聚抄及古寫本には麻呂と麻呂也と註せられ、目錄には廣大夫とある。不比等の第四子で京家の祖。天平九年參議兼兵部卿を以て薨去(公卿補任)。

フチハラ(藤原)の造

右の藤原部の部長。天武十二年遷に昇格(紀)。孝謙朝藤原氏との混同をさけてクズハラと稱へるやうになつた(續紀)。姓氏錄によれば藤原部は豐城入彦命三世の孫大御諸別命の後とある。

原に因むものである。

フチハラ(藤原)のトモマロ(等母麻)

萬葉作家。武藏國埼玉郡の上下。

フチフ(藤生)野のカチが原

備馬變「藤生野」に

ふちふ野のかたち かつちが原に しめはやし ナヨヤ しめはやし ナヨヤ
しめはやし いつきいはひしもしるく 時にあへるかも 時に逢へるかもや

とある。愚案抄に「藤生野は山城國也」とあり、名勝志にも「葛野郡松尾社の北法輪寺の南三町許に藤社とよばれる森があり、今に藤多し此邊藤生野なるべきか」と記されて居る。カチが原は神達の原の意で、其社のある所をいふのであらう。

フチキ(藤井)の浦

フゲエ(藤江)の浦と同地で、萬葉集六卷赤人の歌(元)に「稻見野の大海の原のあらたへの藤井の浦」とあり、反歌には「藤江の浦」と詠まれて居る。——フゲエの浦の項下を見よ。

フチキ(葛井)の連

物部氏十三世健彦の後(舊)。大和國高市郡藤原の藤井に居住したが故に物部のフゲキの連と稱へたのであらうが、其氏人については所見がない。恐らくは早く廢絶したのであらう。右の外に全然別系の葛井連がある。其は元正朝白猪史が改姓したも

ので、桓武朝宿禰に昇格した(續紀)。姓氏錄によれば菅野朝臣と同祖で、鹽君の男味散の後とあり、應神朝に歸化した百濟王族長孫といふものゝ裔である。

フチキ(葛井)の連オホナリ(大成)

萬葉作家、筑後守とある。神龜五年從五位下に叙せられた人(續紀)。恐らくは後記廣成の一族であらう。

フチキ(葛井)の連コオユ(子老)

萬葉作家。天平八年遣新羅使隨員。

フチキ(葛井)の連ヒロナリ(廣成)

萬葉作家。百濟王族の裔で白猪史と稱したが(其項下参照)、養老四年葛井連の姓を給はつた(續紀)。天平二十年天皇廣成邸に行幸せられ、同人及其妻大養宿禰八重に正五位を授けられたとある所を見ると、其妻が光明皇后の生母縣大養宿禰三千代の親近者たる縁によつて立身したもと思はれる。

フチキ(葛井)の連モロアヒ(諸會)

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。上記廣成の一族であらう。

フチキがハラ(藤井我原)

藤の生ひた井泉があるのでフゲキといふ名を貰ひ、其原をフゲキが原とも藤原ともいふ。持統天皇の皇居の地である。

(萬)あらたへの 藤井が原に 大御門 始め給ひて(五)

フツ(普都)の大神

或はフトの大神と稱へたのかも知れぬ。
 大古天から此國土に降り、山河の荒神を平定した後、常陸國信太郡高來里から上天した神(風)。同郡(今の稻敷郡)には今もフツ(古渡)とよばれる地があり、對岸行方郡にも布都奈といふ地があつたといふことであるから、——其項下參照——或は此等の地名も此神と關係があるかも知れぬ。
 後記フツヌシの神と似通つた名ではあるが、必しも其說傳ではあるまい。寧ろ鹿島の大神即ち武甕槌神を意味するもの、やうであるが、此二神については紀、記の傳承も一致して居らぬから、的確に判別することは出来ぬ。之を要するに天降神將の神靈を奉戴する一英雄が此地方にあはれて國土を開拓したことを語り傳へたものと解すればよいのである(常陸風土記物語)。

フツクル(布都久流)の連公——モノノヘのフツクルの連の項下を見よ。

フツナ(布都奈)村

常陸國行方郡の地名(風)。建信間命が賊衆を屠り、段斬れといふた所を今謂ふ布都奈村とある。郡考にはフツナは今延方村のフツタカ(古高とかく)村であらうとある。フツナは稻敷郡古渡を始め、上總の富津、同國及上野の古戸と同源から出た名稱であらう。——フトの大神の項下參照。

フツヌシ(經津主)の神

フト(太)ノ(助語)ウシ(大人)の轉呼。
 太主即ち大威力のある神といふ意。
 出雲討伐の神將(紀)。磐裂槌神の子なる磐筒男及磐筒女の所生とある。——書にはカケツチを斬つた刀の血から生じた天安河邊所に在る五百個磐石の裔とせられて居る。——副將としてマケミカツチの神をさしそへられた。
 古事記には此神をあげて居らぬが、マケミカツチの神の一名を建布都又は豐布都神といふとあり、常陸風土記には普都大神が葦原の中つ國を巡行して山河荒梗之類を和平したとある。フツヌシ、マケミカツチはいづれも刀劍の精を祖とする神で、人文神ではないから、同一神がいろ／＼の名に於て傳へられた事は極めてあり得べきである。従つて出雲征討が史實であるとすれば、實際此任にあつたものは此神の靈を奉戴した他の無名の英雄であつたとせねばならぬ。紀の一書に響之大人又は響主神とあるのが其ではあるまいか。神武天皇御遺難の場合に於てもマケミカツチの神は實在人高倉下に託して神威を示したものである。——イハヒヌシ、マケミカツチ及フツの大神の項下參照。

フツヌシ(布都主)のカムタマ(神魂)の刀

神武天皇が宇麻志麻治命に賞賜せられた神劍(舊)。亦の名佐士布都又は建布都又は豐布津神といふとある。建御雷神が神勅により高倉下の倉の頂から墜し入れた佐士布都神又の名布都御魂といふ大刀(記)のことであらう。此大刀は石上神宮に收められたとあり、石上神宮は物部氏によつて祭祀せられるから、其祖先が神武天皇より神劍を拜領し

たといふ傳説が生まれたものと思はれる。

フツル(布都留)の物部

饒速日命供奉天物部二十五部の一(舊)。フツルは地名であらうが所在、語義を詳にせぬ。

フテミミ(布帝耳)の神

フト(太)ミミ(御身)の轉呼。
 スサノハの命第四世の孫淡美豆奴神の配(記)。布怒豆怒神の女とある。フテミミは太御身の意で尊稱であるが、或は體軀偉大であつたが故に名を負うたのかも知れぬ。

フト(普都)の大神——フツの大神の項下參照。

フト(經迹)の物部

延住本に住迹とあらためてあるが、根據を明にせぬ。
 饒速日命供奉天物部廿五部の一(舊)。フトは地名であらうが所在を詳にせぬ。

フトコロ(懐)

ホ(秀)トコロ(處)の轉呼。
 ホト(秀所)が陰部の義に轉用せられたと同様に、大切な所をいふ意味を以て懐の義に轉じたものと思はれる。
 物部の布都久留大連を姓氏録に懷大連とかいたのは、音が近いから借りて用ひたので、太倉の義なることは其項下に述べる通りである。

されば懐をフツコロと訓むのはいはれないことである。

フトシク(太敷)

太く敷くといふ意。マカシクと對立する語である(其項下參照)。敬語としてはフトシキマス又はフトシカスとも用ひる。此場合には天皇が國土を敷き坐す、即ち坐御せられる事をいふ。「宮柱の太シキマス」とつゞけて用ひたのは宮柱の太いことにいひかけたのである。

フトシキ(飛鳥)の野邊に 宮柱 フトシキませば(天)

(萬) 飛鳥の 淨の宮に 神ながら フトシキマシテ(二空)
 (萬) 神ながら 神さびせすと フトシカス 都をおきて(四五)

フトシリ(布刀斯里)、フトシリタテ(太知立)

太く知るといふ意。「底津石根に宮柱太知立」(記)、「下津磐根に宮柱太知立」(祝詞)の如き慣用語に用ひられ、マカシリ(高知)に對する語である(其項下參照)。知るは本來柱の述語ではなく、宮柱の太きが如く國土を知るといふことであるから、フトシキともいふのであるが(前項參照)、萬葉、祝詞等には「立」の字をそへ、柱を立てる意味にのみ用ひたので其意味になつた。さりながら其は「宮柱太シク」といふ慣用語をかりて用ひただけで、シリには重きをおかず「太知立テ」と同義語と見なした後代の語法であるから根據とすべきではない。

フトシリ(記、出雲傳説) 於底津石根 宮柱布刀斯里、於高天原 氷樓多迦斯 理而居是奴也

(新年祭祝詞) 皇神ノ敷坐下津磐根ニ宮柱太知立、高天原ニ千木高知ヲ 皇御孫命ノ瑞ノ御舍ヲ仕奉テ
 (萬二〇) 畝傍の宮に 宮柱フトシリ立てて 天の下 知らしめしけ

る【四六】

フトタマ(太玉、布刀玉)の命

天岩屋の祭事に興り、且天孫に供奉して天降した神(記、紀)。天太玉命といひ、忌部の祖神とせられた。秀出した神といふ意を以て名を貰うたのであらう。

フトニ(賦斗邇、太瓊)の命(尊)

孝靈天皇の御名(記、紀)。大ヤマト根子日子といふ冠稱を有せられる。フトニは大土の意で、瓊は借字である。——ニの項下参照。

フトノリト(大諄辭)、フトノリトコト(太祝詞事)

フト(太)は美稱、ノリト、ノリトコトは其項下に述べたやうに「宜ること」又は「宜ることの言葉」といふ意味である。

(神代紀)乃使天兒屋命掌其解除之大諄辭而宣之焉
(大祝祝詞)天津祝詞、大祝詞事ヲ宣フ

フトヒメ(太姫)の郎姫

履中天皇の紀(紀)。鯉魚磯別王の女とある。

フトヒメ(布斗比賣、太姫)の命(皇女)

敏達天皇の皇女(記、紀)。生母は伊勢の小船子(又は菟名子)とある。

フトマニ(布斗麻邇、大占)

紀一書八洲起原草下に大占此云三布刀麻邇と訓註してある。釋紀に

師説として太占豐天町一線甲、穴鉢二者也とあるのは俗説で論ずるに足らぬ。

記に「フトマニト相て」イザナギの命及垂仁天皇の(草下)とあり、紀にも天神以「大占」而ト占之とあるから、フトマニがト占の方法又は物件で、フトは太の意の美稱であることは疑はないが、マニといふ語は不明である。マネビ、マナビ(學)といふ語も之から出たものと思はれるが尙確言し得ぬ。

マニマニの義と解くものがあるが、マニは名詞に轉用せらるべき語ではなく、副詞として用ひられたとすればフトマニとニを重ねる答がない。夙に廢語となつたのであるから、之を考證することは困難であるが、メラネシア語に神秘力を表示するマナといふ語があることを考へあはせる必要はあらうと思ふ。

フトマワカヒコ(太真稚彦)の命

フト(太)は美稱、マヒコ(御)に通ずる接頭語である。

懿德天皇の後飯日媛の父(紀一傳)。記によればフトマワカは飯日比賣の一名とある(次項参照)。

フトマワカヒメ(賦登麻和訶比賣)の命

懿德天皇の後(記)。亦の名を飯日比賣命といひ、師木の麻主の祖とある。

フトミミ(太耳) (人)

天日槍の配麻鹿能鳥(又は麻多鳥)の父(紀)。前津耳とも前津見ともいふ。一傳には但馬出島の人とある。大御身の意で尊稱であらう。

フナ(鯉魚)

和名抄に鯉ハ本草云鯉魚一名鯉魚、和名布奈とある。フは産地を意味する語で(其項下を見よ)、ナは魚の義であるから、鯉魚池の魚といふ意を以てフナと稱へたのであらう。

ふなあまりいかへりこむぞ (歌詞)

フナは舟、楫に通ずる。舟即ち楫にあまつて 歸り來むぞといふ意。イは接頭語である。

(輕太子の御歌) 大君を 鳥にはふらば フナアマリ イカヘリコム
ソ 我が憂ゆめ(記)

フナシワケ(鯉魚磯別)の王

履中天皇の妃太姫郎姫及高鷲郎姫の父(紀)。其子鸞住王は讃岐國造及阿波の御作別の祖とある。出系は記されて居らぬが、讃岐の國造は景行天皇の御子神櫛皇子の後であるから(紀)、其子孫と思はれる。國造本紀には神櫛王三世の孫須賀保禮命が應神朝に讃岐の國造に任命せられたとあつて名が一致せぬが、一族にフナシ別と稱するものがあつたとし解釋せられぬことはない。フナシは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

フナスエ(船居)——フナセの項を見よ。

遣唐使時奉幣の祝詞中に見え、從來フナスエと訓して居るが、フナスエといふ語は他に用例もなく且耳きはりである。恐らくは義によつてフナセと訓むのであらう。

フナセ(船瀬、船居)

フナ(船)、セキ(塞)の約。——ウマセキをマセといふに同じい。

舟を圍ふ所である。——播磨國では今タンゴと稱へる。

(萬六) 名才隔の 船瀬ゆ見ゆる 淡路島(九三)

(同) 往かへり見れどあかめや名才隔の船瀬の濱にしきる白波

ナキスミは播磨國明石郡の地名で、——其項下を見よ——其地にある船塞といふ意である。此フナセは小原文書によれば天平年中行基菩薩の創設と稱せられ、額聚三代格貞觀九年の官符に、久しく損廢して居た魚住船瀬を修築せしめられたとある(古義所引)。式の遣唐使時奉幣の祝詞に

依二船居無二ヲ播磨國ヨリ船乗ヲ使者遣マテ所念行間ニ皇神ノ命以テ船居ハ吾作マテ教悟給ヒテ教悟給ヒテ那賀真、船居作給ヘレバ

とある船居もフナセとよみ、播磨とあるのは明石郡魚住の船瀬をいふのであらう。

フナセ(船瀬)の沙門ホフキヤウ(法鏡)

持統朝の人(紀)。水田三町を給はつたとある。フナセ建立(築港)勳請によつて此名を得、且其功を以て賞賜せられたのであらう。

フナセ(船瀬)の足尼

久自(常陸)國造(舊)。伊香色雄命三世の孫で成務朝に拜任したとある。久慈川のフナセ(前項参照)を名に貰うたのであらう。

フナト(鯉魚戸)の直 (逸名)

孝徳朝の佛師(紀)。フナトは船處又は柩處(墓地)の意から出た地名であらう。山城の伏見にも船戸といふ舊地名があるといふ事である。姓氏録右京蕃別道祖史(百濟國王孫許里公の後)をフナトの史と訓むべきものとすれば、或は之と同氏であつたかも知れぬ。

フナト(船戸)の神

圖 紀の一番の註に岐神此云三布那斗能加微一とあり、他の一番には岐神の本號を來名戸之祖神といふとあるが、岐にフナト又はクナトの義のないことはチマタの神の項下に述べた通りである。

イザナギの神の禊の際杖から化生した神(記)。衝立船戸神といふとある。フナトは柩處即ち墓地の意で、衝立はツキタツと訓み築立の義である。之を杖の化生としたのはツキタツといふ語の縁によるものであらう。フナトは古昔聚落の入口に於て道路の分岐點に設けられたので、チマタ(岐)神と混同せられ、又チカヘシの大神一名サヤリマヌミトの大神即ちサヘの神ともまされ、外來の道祖神信仰を結びつけ、チカヘシの大神の神體なる石神をも取入れて一種奇怪な俗信を生んだのであるが、上代人の觀念には道祖神といふものではなく、チマタの神以下も亦各自性能を異にする別個の神であつたのである。——各其項下並にクナトのオホチの神の項下参照。

フナノへ(船櫃)

圖 神代紀國慶の章下に事代主神が船櫃二而遊之とあり、船櫃此云三淨那能倍一と註してある。船の縁の意で、へはへり(縁)の原語である。櫃は和名抄にはフナタナと訓し、大船の旁板也とあつて、今の語でいへば側板である。之を歩行板とするは後代の舟の形から推してあつた。

想像説に過ぎず、確實な根據のないことで、舷側にケツセンゲをつけてたのは造船術がよほど進歩した後のこととおもはれる。

フナヒキ(船引)山

圖 播磨國揖保郡の地名(風)。天智朝國守道守臣が官船を此山で作つて引下したから船引と名づくところ。此記事に誤なくば、此時代の官船はまだ列舟を用ひ、山中で荒作りして目方を軽くした上、水邊に運搬したものである(日本古俗誌)。

フナホ(船帆)の郷

圖 肥前國神埼郡の地名(風)。郡西三根川津に在りとあるが、今其地を明にせぬ。標註に赤山貞幹の説として三根郡船石村に同様の傳説のあることをあげて居る。風土記には景行天皇巡狩の時諸氏人等舉海菜一船三根川津に參集したから船帆の郷と名づけたと説明し、又御船の沈石四顆が残存し(高三尺乃至六尺徑四尺乃至五尺)、其二つは願胎を祈り、他の二つは降雨に驗があるといふ民間譚をあげて居る。

圖 舉落葉船帆の上の舉は誤字で、恐らくは「落葉を縫うて船に帆をあげといふ意であらう。舊刊本舉落葉船帆と點し、栗田氏は葉は誤字で「村落を舉りて船に乗り」といふ意とした。

フナホ(船穂)の足尼

圖 但馬(但馬)國造(舊)。彦坐王五世の孫で、成務朝に任命せられたとある。記によれば此王五世の孫多牟坂王は多遲麻國造の祖とあるが、多牟坂王と船穂足尼との關係は判明せぬ。或は異名同人であるかも知れぬ。

フナメ(鯽魚女)〔人〕

圖 仁賢朝の民の婦(紀)。——ナニハのタマヌリ部のフナメ及アクタメの項下参照。

フナラカ(船丘)

圖 播磨國備前郡伊和里の地名(風)。大汝の神の離船傳説と關係があるのであらうが、脱文があつて之を明にし得ぬ。

フヌツヌ(布怒豆怒)の神

圖 スサノチの命四世の孫美豆奴神の配布帝耳神の父(記)。ヌはホに通ずる敬稱で、フヌの語義は不明であるが、地名と思はれる。——備後國三次郡にも布努といふ地名がある(和名抄)——フヌの君主といふ意味でフヌツヌと呼ばれたのであらう。

フネ(舟)(槽、楢)(楳)

圖 フはへ(容器)の轉呼。ホは接尾語で、ハ(羽)ホ、ヤ(屋)ホ、キ(杵)ホの如く一語音の語にそへて用ひられるものである。

圖 容器の義であるが、特に木材を二つに割つて内部を割りぬいた大型の容器を指稱するに用ひられ、舟、槽(水槽)の意に轉用した。楳をフネといふのも古昔舟形の楳を用ひたからであらう。隨書東夷傳に及御置三屍船上陸地來之とあるのも之をいふものと思はれる。

フネ(舟)氏マロ(麻呂)

圖 萬葉作家。大宰府の大判事とある。舟連の氏人であらう。

フネ(船)の王

圖 萬葉作家。舍人親王の子で、淳仁天皇の御弟である。兄天皇廢立の際陸奥國に配置せられた(續紀)。

フネ(船)の史(連)

圖 欽明朝勅により船賦を敷へ録し、船の長に任ぜられた王辰爾に給はつた姓(紀)。今の船連の祖也とある。連に昇格したのは天武十二年である(紀)。王辰爾は續紀四十卷木工頭百濟王仁貞等の上書によれば、百濟貴須王の孫辰孫王が應神天皇の御代召によつて入朝し、其子大阿郎王仁德天皇に仕へ、其三世の孫を辰爾といふとある。姓氏録にも船連は大阿郎王三世の孫智仁君の後とあり、チニはシニ(辰爾)の音便で所説一致する。要するに百濟王の後なるが故に王を姓としたので、其名は辰爾又は智仁であつたのである。

フネ(船)の史タツ(龍)

圖 推古朝の人(紀)。百濟僧道欣等應接の爲め、筑紫に派遣せられたとある。

フネ(船)の史王辰爾

圖 欽明、敏達朝の人(紀)。船賦を按録する爲に船の長に任ぜられ、船史の姓を給はつた。後日高麗から烏の羽に墨を以てかいた圖書を奉呈したとき、之を讀み得るものがなかつたが、辰爾は勅を奉じ、羽を煮し帛に印して解讀したので名をあげたとある。應神朝に歸化した百濟王族王辰孫の曾孫である(姓氏録)。

フネ(船)の史王平

推古朝の人(紀)。隋使接待に任じたとある。

フネ(船)の史エサカ(惠尺)

皇極朝の人(紀)。蘇我の蝦夷が焼燬しようとした國書を取り出して奉獻したとある。

フハ(不破) (地)

齊明朝百濟より貫通の捕虜唐人を収容した地(紀)。美濃國不破郡である。壬申亂に天武天皇は伊賀、伊勢を経て美濃に行幸せられ、此地を固めて近江軍を支へられた。

フハノモチクヌスヌ(布波能母遲久奴須奴)の神

モチはムチ(貴)、ヌはマチ(眞主)の轉呼、クヌスはクニヌ(國栖)の音便であらう。

大國主ノ神四代の祖(記)。八島士奴美神の子とある。フハは地名(所在不明)、ヌはネに通ずる敬稱であらう。即ちフハの貴國栖殿といふ意と思はれる。

フハヤ(布波夜)

ヒ(檜)ハ(葉)ヤ(屋)の轉呼か。

檜葉で屋根(又は壁)を葺いた家といふ意であらう。

(須勢理毘賣の歌)あや垣のフハヤが下にむし衣にこやが下に(記)

アヤ垣(其項下を見よ)を題らした檜葉葺の屋根の下といふ意であらう。

う。アヤガキを綾絹の帷、フハヤをフハリとした朝夜具の意と解くものがあるが、上代生活を知らざる憶測といふべきである。

フヒト(史)——フミヒトの約。其項下参照。

フフミ(苔)(銜)

フはホ(穂)の轉音。

穂のやうに見えることをホホミといひ、苔の義に轉用せられたのであらう。舎(術)の意としたのは再轉と思はれる。其故にホホミ、フホヨモリの如くも用ひられるのである。——各其項下参照。

(萬二)あと思へかあじくま山のゆづる葉のフフマル時に風吹かずか。

(萬二)うの花のさく月立ちぬほととぎす來鳴きとよめよフフミたりとも

フミ(蹶、踏)

フ(振の語幹)ミ(活用語尾)。

振の原語はフで、理由はわからぬけれども古語では手を動かすことをフキ、——後手にフキツラ(神代記)——足を擧げることなフミといふたもの、やうである。されば紀には蹶をもフムと訓し(垂仁紀)景行紀、景行天皇が大空に擧げられた石を踏石といふとある。之をケ(ケエの約)と稱へるやうになつたのは後世のことであらう。ケエの原義は潰である。

フミ(書)の直(忌寸)

都賀直(阿知使主の子)の後(姓氏錄)。天武十年書直智徳が連のカバネを給はり、同十四年忌寸に昇格した(紀)。其結果次項和仁の子孫の文忌寸と同稱呼となつたので、東文忌寸と稱へて區別した(祝詞、令義解)。文書を管掌したが故に此稱號を得たので、後記文首の外に姓氏錄に漢城人韓氏降徳之後と稱する文部といふ氏もある。

フミ(書)の直アガタ(縣)

舒明朝の人(紀)。百濟宮及百濟寺造營の大匠を命ぜられたとある。

フミ(書)の直クスリ(藥)

近江朝の人(天武紀)。東國の軍兵催促の爲め下向の途次不破に於て捕へられたとある。

フミ(書)の直チトコ(智徳)

天武天皇の舍人(紀)。壬申亂の功により連に昇格した。

フミ(書)の直マロ(麻呂)

孝徳朝遣唐使判官(紀)。古人皇子の謀叛に黨したとある。

フミ(文)の忌寸アカマロ(赤麻呂)

持統九年賜贈贈位の記事が見えるが(紀)、其功績を詳にせぬ。

フミ(文)の忌寸ウマカヒ(馬養)

萬葉作家。元正——孝謙朝の人で主税頭、鑄錢長官等を歴任したとある(續紀)。

フミ(文)の忌寸ハカセ(博勢)

持統九年多爾島觀察に派遣せられた人(紀)。

フミ(史)氏オハラ(大原)

史はフミヒト(フヒト)とも訓み得るが、これはフミ(文、書)の假字に用ひられたのであらう。

萬葉作家。大宰大典とある。恐らくは文忌寸のカバネを專したのであらう。史戸といふ部もある。其項下を見よ。

フミ(文、書)の首(忌寸)

歸化人和爾吉師(王仁)の裔(記、紀)。天武十二年連に、同十四年忌寸に昇格(紀)。上記東文忌寸と區別する爲に西(河内)文忌寸と稱した(祝詞、令義解)。

フミ(書)の首ネマロ(根麻呂)

天武天皇の舍人(紀)。

フミオヘル・アヤシキカメ(圖負神龜)

萬葉集第一卷卷三藤原宮之役民作歌に「フミオヘルあやしき龜も新代といつみの河に云々」とある(五)。夏禹の故事龜負圖出(洛水)の直譯である。

神龜はカミナルカメといふ訓もあるが(元曆校本)、此ころはアヤ(原義イヤ)といふ語が既にアヤシの形に於て用ひられたと思はれるから、——アヤの項下参照——尙舊訓に従ふべきであらう。

フミシ(礫石)野

標註風土記にイシフミ、ケイシの二調が興へてあるが、景行紀の調の如くホミシ又は其原音フミシであらねばならぬ。地名辭書にはフミイシと訓して居るが、此場合のイは上のミに接せられるのが古語の正しい發音法である。

豊後國直入郡の地名「風」。景行天皇柏峽の大野で野中の大石を賑たまたたから礫石野といふとある(ホミシの項下參照)。在二柏原郷中一とあるが今所在を明にせぬ。

フミシマ(文島)の連

物部氏第十一世眞綿連の後(舊)。此氏は他書には見えぬ。

フミヒト(史)

フミ(文)の字音の轉、ヒト(人)。

文書を掌る人といふ意から轉じてカバネとなつたものである。

フミヒトベ(史戸)

戸を部と改めた本もある。

雄略天皇の朝に定められた民戸(紀)。簿冊の管掌に任ずる職員を出す家といふ意であらう。姓氏錄には史戸は漢城人韓氏隆徳之後とあるが、其一家のみではなかつたのであらう。

フミは部の意なることはいふまでもないが、姓氏錄にも史戸とあるから必しも戸を限字とすることは出来ぬ。隨化人が部の字を欲せずして、同調なるが故に故意に戸の字を用ひたこともあり得る。

フム(書)の首——フミの首の項下を見よ。

フミは文の字音フムの轉であるから、文は本初フムと發音したのであらうが、轉呼によりフミと稱へるのが普通であるから、フミのオヒトとして掲げた。

フムタ(札)

フム(文)、イタ(板)の約。

字をかく板即ち簡札の意から轉じて廣く札狀のものをいふに用ひられ、約してフダとも稱へられる。

フムヤ(文屋)のチヌマロ(智奴麻呂)の真人

萬葉作家。智努王と同人で天武天皇の御孫である。孝謙朝文室真人の姓を給はつて臣籍に降つた(續紀)。後名を淨三と改め、文室朝臣とも稱へたやうである(公卿補任)。

フモダシ(絆)

ホダシの原語。シは活用語尾。

萬葉集十六卷乞食者の歌(三六六)に

馬こそは フモダシかくもの 牛こそは 鼻繩はぐれ

とある外には此語の用例はないが、ホダシをフモダシと脱つたものとは思はれぬのみならず、フムドシといふ形に於ては今も尙續鼻繩をいふに用ひられて居るから、上古フムダといふ語幹が存したものとせればならぬ。

和名抄に絆はホダシと訓し、釋名を引いて絆は牛也、拘使牛行不

得(自經)也とあるが、其は絆といふ字の説明で、ホダシの語義ではない。同書に鏡をカナホダシと訓し、字鏡にも鏡にホダシといふ調を興へて居る所を見ると、ホダシの原義は拘束であつたとせねばならぬ。アイヌ語のプムナダ(一緒又は同所の意)と源を同うするものであるかも知れぬ。

フユ(冬)

フル(古、舊)の轉。

古の原義即ち「経」といふ意で、年の暮れ行く季節をフユと稱へたのであらう。

フユキヌ(冬衣)の神

フユは原義により舊を意味し、キは族名、ヌはネに通ずる敬稱であらう。

大國主神の父(記)。スサノナの命六世の孫で、天之冬衣神とある。天は美稱、舊系の氏族の貴人なることを意味するものと思はれる。

ふゆきのす [歌詞]

「冬木のやうな」といふ意。——ノスの項下を見よ。——カラ(枯)にかゝる枕詞である。

(吉野の國主の歌)はかせる大刀 もとつるぎ 末ふゆ 冬木のす からかしたきの サヤサヤ(記)

フユコモリ(冬隠、冬木成) [枕]

「冬籠」の意。

春の枕詞。冬籠リハル(雲)とかゝるのである。例

(萬二) 冬木成 春さきくれば(二六、九)

(萬七) 冬隠春の大野をやく人はやき足られかも音が心やく

成の字は盛の異、若くは之に通はせて用ひたのであらう。

フラバヘ(布良婆閉)、フラフ(觸經)

觸經はフラバフと訓しても差支はない。

フル(觸)の進行格がフラフで、フ(觸)にハヘ(延)を結合したものがフラバヘである。——源氏物語にはフレバヒ、フレバハセの如く、四段に活用して居る。

或る時間に互つて觸れて居ることをいふ。

(三重采女の歌) 上つ枝の 枝のうら葉は 中つ枝に 落ちフラバ

へ 中つ枝の 枝のうら葉は 下つ枝に 落ちフラバヘ(記)

(萬二) 上つ瀬に 生ふる玉藻は 下つ瀬に 流れフラフ(一)

ふりさけ見れば [歌詞]

フリはフリハヘテの如くも用ひ、「ワチ見る」などいふワチと同様に一種の接頭語である。サケメルは見サケともいひ、見放即ち「見やる」といふ意である。

(萬) 天の原フリサケメレバ大君の大御いのちは長く天足る

フリヒメ(振媛)

繼體天皇の御生母(紀)。垂仁天皇七世の孫とある。釋紀に引用した上宮記によれば、垂仁皇子磐衝別命の後で、キハチ別(國造本紀に石城別とあるにあたる)、イハコリ別、マシカ別、アカハチ君を襲て、チハチ

君に至り、余奴臣の祖阿那爾姫を娶つて布利姫を生み、此姫は三國の坂ノ井の縣に居住せられたとある。名の義は不明であるが、フは美稱であらう。

フル(布留)の連

天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏錄によれば天足彦國押人命七世の孫米餅搦大使主命の男木事命の子市川臣といふものが石上神宮の神主となり、物部首とも名乗つたが、天武朝布留宿禰と改めたとある。案するに石上振神社は物部氏の氏神であるから、市川臣は母系によつて物部氏を冒したので、其父コゴトもまた其名から推測すると嗣官であつたものと思はれる。——コゴトの項下参照。

フル(振)山(河)

石上布留御魂社のある地の山河。萬葉集には「少女等が袖フル山(巻)」、「石の上袖フル河」(卷三)など用ひられて居る。ソア(袖)はフルの縁によつて枕詞に用ひられたものである。

フル(振)のタムケ(田向)の宿禰

萬葉作家。フルの宿禰家の人で、タムケ(手向)は名であらう。祠官なるが故に此やうな名をつけたものと思はれる。

フルアキ(古開)——フルサキの項下を見よ。

フルエ(舊江) (地)

和名抄越中國射水郡古江郷とある地。今其地は存して居らぬが、萬

葉集十七卷家持の布勢水海の歌に此海者在三射水郡舊江村也とあるから、同湖神の地なることは明で、同人の逸塵の歌によれば、多古島と遠からぬ地であつたやうである。——タコの島の項下参照。

フルクマ(振熊)——タケフルクマの項下を見よ。

フルコロモ(古衣) (枕)

ワツ(寢)及マツチ(亦打)の枕詞。例

(萬二) 古衣打寢てし人は秋風の立來る時に物思ふものぞ

(萬六) 古衣 又打の山ゆ かへり來ぬか(二〇九)

第二の例は古い衣を解き洗つて之を掛つといふ意で、マツチ(マタ、ウチ)の約に、ひかけたのであらう。次の歌が之を證する。

(萬三) 椽の衣とき洗ひ又打山古人には尙しかすけり

フルサキ(古開、古關)

從來古開の字についてフルアキと訓して居るが、同じ神を同じ書(延喜式)に古關としてある所を見ると、兩者ともにフルサキ(セキとサキとは普通)の假字とせればならぬ。

大和國葛野郡平野神社の祭神四座中の一柱(延喜式)。フルサキは古佐紀で、大和國添下郡佐紀郷(和名抄)の舊地といふ意であらう。此地にある佐紀神社(神名帳)を山城の新都へ勧進せられたことをいふものと思はれる。

此神を平野に勧進したのは桓武天皇の外祖母大枝氏の氏神なるによるとする説(伴信友)を可とする。大枝氏は土師宿禰の一族で、世々大和の菅原(今伏見村)に居住した。佐紀は菅原の隣村であるから、大枝

氏が此神を崇信したと推定することは決して不當ではない。——古開をフルアキと誤んで色々説をなすものがあるが、論ずるに足らぬ。

フルチ(古市)の郡

河内の地名(雄略紀)。和名抄に河内國古市(不告知)郡とある地。今南河内郡古市町附近である。

フルチ(舊市)邑

和名抄河内國古市(不告知)郡古市郷。日本武尊の靈が白鳥と化して大和の琴彈原から飛來したので此地に陵墓を築いたとある(紀)。——記には河内の志幾の事とせられて居る。——白鳥陵は今も古市町(南河内郡)に其遺跡を存して居る。

フルチ(古市)のクロマロ(黒麻呂)

高市皇子の從臣(天武紀)。出身地名を苗字としたのであらう。

フルチ(古市)のタカヤ(高屋)の丘

安閑天皇の御陵(記、紀)。上記河内國古市で、神名帳にも古市郡高屋神社とある地である。陵の遺跡は今も古市町にある。

フルネ(振根)

フル(舊)ネ(系)。——ネの項下参照。

崇神紀に出雲の豪族出雲振根といふ人名がある外には用例は見えないが、フルネはスクネ(宿禰)、オホネ(大禰)と同じく一種のカパネで、新系に對する舊系の義であらう。

フルノミタマ(振魂)の尊

神代第七世偶生天神の一柱(舊)。前玉命及天忍立命の父とある。神名帳に石上布留御魂神社とある神のことであらうが、劍の靈フツのミタマと混同せられた形跡がある。

フルヒト(古人)の皇子

舒明天皇の皇子、生母は蘇我の法提姫女(紀)。大兄皇子とも、古人大兄皇子とも、或は古人大市皇子ともいひ、吉野に居られたから吉野太子ともいふとある。天智、天武兩天皇の異母兄であるが、皇位繼承の争の爲に謀叛の罪を負つて孝徳朝に殺害せられた。フルヒトと呼ばれたのは布留氏が奉仕したからであらう。

フルヒト(古人)のオホエ(大兄)の皇子

上記古人皇子のことである。舒明天皇の長子であつたから大兄と呼ばれたのであらう。

フルヒト(古人)のオホチ(大市)の皇子

上記古人大兄皇子のことである。オホチは大市の意で、大兄と同義語。——仲子をナカチといふことを考へあはすべきである。——大市は借字であらう。

フルヤ(古屋) (地)

萬葉集十六卷に
 虎にのりフルヤをこえて青淵に鯨取り來む銀刀もが
 とある。紀伊國日高郡切目河畔にある古屋といふ地——今切目川村大字古屋——のことであらう。又神樂採物の歌中「劍」を詠じたものに「或説」として「くみの緒しててあそべたちばき」とある。——タチハキの項下参照。

〔原語〕

容器を意味する語で、ケ(筒)に對立し、形状大小の如何に拘はらず、極めて廣く用ひられた。
 古書には釜及此の字をあてて居るが、釜は釜、此は釜の意で、への一種類を表示するに過ぎぬ。右の外への結合語は其々別の漢字を以て表

示せられる。例

カナ(金)——(釜、鼎)
 ニ(土)——ナメ(塙、塙)
 ナ(食)——ニ(苞苴)
 イ(家)のへも亦此語から出たもので、器を作る土即ち粘土をハニ、水入をモヒといふやうに、ハ、ヒとも轉音し、又フネといふ語を派生した。——各其項下参照。

〔原語〕

排(轉音ハ、卑(轉音ヒ)の字音と同一語原から出たのであらう。
 原形に於てはハ(屁)の意に用ひ、又屎ハ(大便祝詞)の如く活用せられたのみであるが、ハ、ヒと轉音し、接尾語をそへて色々の意味に用ひられる。
 鼻ヒリ、屁(屎)ヒリ、鼻ヒシのヒが此語の轉呼であることはいふまでもなく、鼻を支那語でヒといふのも無關係ではあるまい。邦語ハナ(鼻)も或はヒネ(ネは接尾語)の轉呼であるかも知れぬ。ヒキ(卑、低)のヒも同語らしく、ハク(吐)、ハナチ(放)のハも之から出たものやうである。

〔原語〕

方(邊) (縁) (原語)
 ナキに對立して左右、遠近の一方(右、近)を表現する原語であるが、方向及縁邊の意にも轉用せられる。
 原意に於てはオキツ槽、ヘツ槽、オキツ鏡、ヘツ鏡、オキツ槽、ヘツ槽の如く用ひられ、又ハと轉音してはオク(奥)山に對しハ(端)山などいふ。邊の意としてはヒとも轉呼せられ、ワネヒ(炊火)、ハマヒ(濱備)の

如き用例がある。ヘタ(畔)、ヘリ(縁)、ハシ(端)が此語の派生語なることは勿論である。

〔原語〕

フ(經) (綜) (動)
 フ(經)の轉呼。
 經過の意を以て下二段に活用せられることの外、織布作業に於て經緯の間に緯線を通すことなもヘ(綜)といひ、轉じて其器具をもヒと稱へた。——ヒ(梭)の項下参照。

〔原語〕

フ(節)の轉音であらう。
 節の形状から重及隔の義を生じたものと思はれる。ヘダチ(隔)、ヘナリ(距)といふ語も之から出たのであらう。

〔原語〕

メ(群)の轉音。——ムレ、ムラも亦メから分化したのである。
 群の義であるが、特に部曲を意味する。——往々村と同義にメ(部)を用ひることがあるのは原義によるものである。

上代の社會集團中血族的結合にあらざるもの、就中職業的團體をメ(部)と稱へた。物部、忌部、刑部、玉作部、田部の如きが其である。

〔原語〕

マシ(可)の語幹で、「當然」といふ意である。單獨に用ひられた例はないが、次の如き語を派生した。
 ウベ又はムベ(宜)——ウ(ム)は「大」の義であるから「大に然るべし」

といふ意になる。

ナメ(助語)——ナは助語ノと同語である(ナメの項下参照)。
 ア(放)——アは接頭語(アへの項下を見よ)。

マシには可、宜、當、應等の漢字をあてるが、本來支那には之に相當する語がないので、マサニ(應)、アタル(當)、ヨロシ(宜、可)の如き字をかりて表現したのである。——語法要録参照。

〔原語〕

萬葉集十八卷家持の歌(口入)の詞書に東大寺の使僧とある。

〔原語〕

大山守命(應神皇子)の裔(記)。姓氏錄右京皇別に日置朝臣は大山守王の後也とある。日置は氏族稱呼から轉じた地名で、諸國にあるが、同族に尾張の地名を稱號とする土形君、横原君もあるから、ヘキも亦遠江の地名であらう。今も同國小笠郡比木村といふ名が残つて居る。

〔原語〕

ヒキ(日置)部の轉呼である。——其項下参照。

〔原語〕

ヒ(火)クヒ(食)の轉呼。
 火喰即ち火で烹炊したものを食することないふ。
 男神の迎を受けたイザナミの命は時すでに遅く、ヨモツヘクヒ(黄泉戸喫)したといはれたとある(記)。紀に食三泉之處とあるのは意譯で、

冥界の火で煮たものを食うたといふ意であらう。上代は食物を生のみま採取することも稀ではなかつたので、生食に對し火食といふ語があつたのであるが、不淨の火を用ひることを忌んだもの、やうである。其故にヨミの火食をしたから、再びウツシ國にはかへれぬといはれたので、字についてへを慮の義とするのは誤である。——ヘツヒの項下参照。

ヘグリ(平群) (地)

群をグリとよむのはナ行とラ行とが相通するからで、ことにンがリになる例が多い。

① (邊) グニ(國)の轉呼。

② 和名抄大和國平群(倍久里)郡。今生駒郡の一村として其名を留めて居る。大和の四邊に位するからヘクニと稱へられ、ヘグリと訛つたのであらう。

③ (思) 邦歌 命の またけむ人は たたみこも ヘグリの山の 白かしの枝を うすにさせ此の子(紀)

(萬二六) 八重疊 ヘグリの山に 四月と 五月のほどに(三六五)

ヘグリ(平群)の朝臣 (缺名)

④ 萬葉集十六卷に穗積の朝臣と戲歌を贈答したとある人。聖武孝謙兩朝に仕へた平群朝臣廣成(續紀)のことであらう。——ヘグリの臣の項下参照。

ヘグリ(平群)の女郎

⑤ 萬葉作家。平群朝臣家の人であらう。

ヘグリ(平群)の臣

⑥ 建内宿禰の子平群の木菟宿禰の裔(記)。天武朝朝臣に昇格(記)。

ヘグリ(平群)の臣 (缺名)

⑦ 孝徳朝の不正官吏(記)。

ヘグリ(平群)の臣ウシ(宇志)

⑧ 推古朝の人(記)。後の新羅征討軍の副將。

ヘグリ(平群)の臣カミテ(神手)

⑨ 神は舊訓イとあるが、釋紀にはカミと訓せられて居る。崇峻朝の人(記)。蘇我馬子の黨人。

ヘグリ(平群)の臣コヒト(子首)

⑩ 天武朝の人(記)。史書編纂を命ぜられ執筆したとある。

ヘグリ(平群)のツク(都久、木菟)の宿禰

⑪ 建内宿禰の子(記)。平群臣、佐和良臣、馬御權邊等が祖とある。大和の平群に居住したから其地名を貰うたので、ツクといふ名の由来については、仁徳天皇と同日に生まれ、瑞祥を取かへたといふ傳説がある(記)。應神朝兄弟三人共に韓地に出征し、住吉仲皇子叛亂の際屢中天皇を助けまらせたとある。

ヘグリ(平群)のフムヤ(文屋)の朝臣マスヒト(益人)

⑫ 萬葉集第十二卷に見える人名。東大寺文書にも名が見え、聖武朝の人であるが傳を詳にせぬ。平群朝臣の一支であらう。

ヘグリ(平群)のマトリ(眞鳥)の臣

⑬ 雄略朝の大臣(紀)。木菟宿禰の子とある。武烈朝朝臣を得て子始と共に誅せられた。マトリは名(其項下参照)。

ヘサカル(邊疎)神

⑭ オキサカル神の項下参照。

ヘソ(緒、綜麻)

⑮ 和名抄卷子、開卷所傳麻圓物名也、和名ヘソとあるが、語義からいへば、ヘ(纏)ソ(麻緒)であるから纏線であらねばならぬ。

⑯ 慶雲卷八にあげた常陸國記の伊弉諾神話に、續麻を俗云三係麻とあり、假名でヘソナともかゝれて居るから、係麻はヘソと訓むのであらうが、係は誤字ではあるまいか。

ヘソガタ(綜麻形)

⑰ 萬葉集第一卷に「綜麻形の林のさきのさ野櫻の衣につくなくす眼につく我が夫」とある。ヘソガタは林の形容とも解釋し得られるが、或は地名であるかも知れぬ。「三輪山かしかもかくすが云々」とある歌の返歌としてあげてあるので、後記三輪山神話と結びつけて、其と同地とするものもあるが、此歌が返歌とは思はれぬことは左註にも明記した通りで、開蘇紡麻が三勾残つたといふ傳説を其儘受け入れるとしても、其縁によつてヘソガタといふ名を生じたとも考へられぬことである。——近江の粟太郡にもヘソ(纏)といふ村があるが、此ヘソガタとは關

係はあるまい。形容語と見るを可とする。

ヘソノヲ(閉蘇紡麻)

⑱ ヘソナとも訓み得るが、尙助語ノを挿入する方がよい。

⑲ ヘソ(纏線)に用ひるヲ(紡麻)といふ意。

⑳ 三輪山神話(崇神記)に夜のみ通うて来る男の素性を知らむが爲に、女の父母がヘソのヲを針に通して衣の器にさし置けと教へたといふ話がある。ヘソは和名抄によつて卷子とも解せられぬことはないが、こゝで長い糸をいふ爲に特にヘソといふ語を用ひたのであるから、尙纏線と見る方がよい。

ヘタ(邊多)

㉑ 又は接尾語。

㉒ 單に「邊」といふ同じい。端をヘタといふと軌を一にする。神代紀にも邊をヘタと訓し、中國地方では今もヘタの方などといふ。——ヘの項下参照。

㉓ (萬三) 近江の海ヘタは人知る沖つ波君をおきては知る人もなし

ヘダチ、ヘダシ(隔)、ヘナリ(距)

㉔ ヘダチは(隔)タ(方)チ(活用語尾)で、ヘナリはヘダリ(隔在)の轉呼であらう。——タ、ナは相通である。

㉕ ヘダチは距、隔の意の動詞であるが、後世はヘダテ(他動詞)、ヘダヤリ(自動詞)の形に於て用ひることを例とする。又ヘダシ(隔爲)といふ語もあつたらしく、後記東歌に其用例がある。右の外古は行動を表現する爲にヘダリといふ語を用ひたもの、やうで、ヒダリ(左)といふ語

を派成し、又ヘナリと轉呼して用ひられた。

〔萬二〕水門のや蓋が中なる玉小管刈り來我がせ、床のヘダシに
〔萬三〕一重山隔成れるものを月夜よみ門に出立ち妹が待つらむ
〔萬七〕路は遠けど 關さへに ヘナリてあれこそ〔元七八〕

ヘツカヒベラ(邊津甲斐辨羅)の神——カヒベラの神の項下を見よ。

ヘツカフ (動)

〔萬葉集四卷に〕絶といへばわびしめせめど焼太刀の隔付絶ことば也
也吾君「益」とあり、又七卷に「ことさかば沖ゆさかなむ湊より邊著
經時にさくへきものか」とある。ヘツカフはヘツクの進行格で、俗語に
ヘバツクといふが如く、直とつくことをいふ。七卷の歌は之に岸邊
につく意をかけたものである。

ヘツナギサビコ(邊津那藝佐毘古)の神——オキツナギサヒ
コの神の項下を見よ。

へつなみ (枕)

〔遠波の意。ソ(磯)の枕詞。ソ(其)にいひかけて用ひられた。
(八千矛神歌) 沖つ鳥 むな見るとき はたた肝 これはふさはず
ヘツナミ そにむぎ葉て〔記〕
此枕詞を用ひたのは上に沖つ鳥といふ語があるから、之をとりあは
せたのである。枕詞といふものはすべて此類の修辭で決して無意義の
修辭ではないのである。

ヘツヒ(竈)

〔へは〕容器の總稱。——其項下參照。——竈もまた一種のへであるか
ら、其火をヘツヒといひ、轉じて竈其もの、義となつたのである。
〔神皇小前張〕 豊ヘツヒ み遊びすらし 久方の 天の河原に
琴の聲する ひざの聲する

〔ヘツヒの遊は〕竈神の祭事の意で、續紀天乎三年正月の項下に神祇官
奏庭火御竈四時祭祀永爲常例とあるのが始であらう。——ヒザの聲
するは膝を打つて拍子をとることをいふ〔宜長〕。

ヘヒト(食封)

〔部〕ヒト(人)。
〔孝德紀に〕部曲之民及處々田庄を賜し、改めて食封を給ふとあつて、
食封にヘヒトと訓してある。此訓を正しいものとすれば部人の意と解
せればならぬ。食封はあて字であらう。

ヘヒト(戸口)

〔孝德紀、持統紀に〕戸口はヘヒトと訓せられて居る。
〔孝德朝里長及坊令を置いて〕戸口按檢を掌らしめられた〔紀〕。——戸
令にも同様に規定せられて居る。——上記食封の意のヘヒトとは同音
別義で、一戸の入口といふ意なることは勿論である。

ヘフタ又はヘフムタ(戸籍)

〔家〕、フム(文)、イタ(板)の約。フムタの項下を見よ。
〔家は〕單獨ではイヘといはればならぬが、原語はへ(容器)——イは接

は

ヘミノヒレ(蛇比禮)

〔蛇を禮ふ護符。——ヒレの項下を見よ。〕

ヘラサカ(幣羅坂)

〔崇神朝大彦命が越の國へ發向の途中稚少女の歌を聞いた山城の一地
點〔記〕。木津の市坂の舊名である。ヘラはヒラ(平)の轉呼らしく、紀
の一傳には平坂と記されて居る。〕

ヘロベ(弊路辨)の島

〔齊明朝阿倍臣肅慎征伐のとき、夷人弊路辨の島に據つたとある。所
在不明。紀の分註に弊路辨、度島之別也とある。〕

ペンキ(辨基)〔人〕

〔萬葉作家。左註に春日麻首之法師名也とある。〕

ペンツウ(辨通)〔人〕

〔持統朝遣新羅使に擬定せられた學問僧〔記〕。後小僧都に任ぜられた
〔釋紀〕。〕

ペンシヤウ(辨正)〔人〕

〔孝德朝白雉四年の遣唐僧〔紀〕。養老元年小僧都に任ぜられたとあ
る〔續紀〕。〕

ホ(穂)(秀)

〔穂、秀いづれを原語とするか不明であるが、いづれにしても卓出を意
味する。〕

〔獨立して用ひられることの外に秀の意に於てはヒとも轉呼せられ、
イテ(出)と結合してヒテ(秀)、ホテ、ホツ(秀出)となり、ホテは音便に
よつてハツ(初)、フト(太)と轉じ、又結合により多くの語を派成した。
ホコ(矛、秀子)、マホ又はマホラ、ホト等が其例である(各其項下參照)。
ハ行の音がヒ(芽、胤)、ホ(穂)、ハ(葉)等の義に用ひられることは注
意すべきである。〕

ホ(穂)の國造

〔穂は借字、秀の國の意であらう。〕

〔ホの國は和名抄に參河國寶飯(穂)郡とある地。後世誤つて寶飯とか
き、ホイと稱へるやうになつた。國造本紀によれば生江臣祖葛城國津
彦四世の孫菟上足尼といふものが雄略朝に拜任したとある。
物部氏八世廢咩宿禰の妻の父で三河國國造美已止直とあるのは次項
穂別のことである。〕

ホ(穂)の別

丹波の道主王(開化天皇の御孫)の子朝廷別王の後(記)。上記の物部の膳の妻の父を三河國造美已止直とあるのは、ミカト別の轉訛と思はれるから、此別は國造とも名乗つたのであらう。

ホアカリ(火明)の命

ニギギの尊の御子(紀)。記の火照命にあたるもの、やうであるが、火照命は準人の祖とあり、紀には準人の祖は火照降命とある。紀の書に火盛時生誕せられたとも、火初明時生れたともあるから、名の義は字の通りであらう。後記大汝命の兒といふ火明命(播風)、ニギギの命の兄皇子の天火、明命、記(一書)とは別神である。—アメのホノアカリの命の項下参照。

ホアカリ(火明)の命

大汝命の兒(播風)。父に棄てられたことを憤つて風波を起し、父の船を顛覆せしめたとある。上記ニギギの命の御子の火明命とは別神であるが、名の所由は判明せぬ。—オホナムチの命も出雲の大己貴命とは別神である(其項下参照)。

ホカ(外)

ホ(秀)カ(所)、即ち顯出した所の義から轉じて専ら内に對する外の意に用ひられるやうになつた。

ホガヒ(毒)、ホガヒヒト(乞丐)

ホガヒはホギ(祝)、ハヒ(活用語尾)の約。—次項参照。

酒(樂)紀、大殿祭(祝詞)の如く祝毒の意であるが、之を職とするもの、稱呼にも轉用せられ、又ホガヒによつて食を乞ふものをもホガヒヒトといふやうになつた。靈異記には乞丐に此訓を與へ、和名抄に攝氏漢語抄を引いて、乞索兒は保加比比止とあり、萬葉集十六卷の乞食者もホガヒヒトと訓せられて居る。

ホギ(祝)

ホ(秀)ギ(活用語尾)。

ホメ(秀見)が賞美の意となるやうにホギは賞美することをいひ、轉じて祝福の義ともなり、神に稱辭を奏するもの、即ち司祭をもホギ(祝)といふやうになつた。

次の例の如くホギの形に於て用ひられることの外にホガヒ(ホギ、ハヒ)とも活用せられ、またコトホギ(毒)——コトアキは其訛——などいふ語をも派成したのである。

(神功皇后の御歌) 神ホギ ホギくるほし 豊ホギ ホギモトホシ (記、紀)

ホキ(法吉) (地)

出雲國島根郡の郷名(風)。—今八束郡法吉村である。—神魂命の子宇武賀比比賣が法吉島に化して飛び渡つたから此名を負つたとある。法吉は擬聲語で聲であるといふ説があり、今もウケヒス谷と稱する地點が存するといふことであるが、此名の地は諸國にあるから、此説明は通らぬやうである。恐らくはホギ(祝)が居住したから名を負つたのであらう。—前項参照。

ホギウタ(本岐歌)

仁徳朝屬が卵を産した、ことについて建内宿禰が琴にあはせて奏した「汝が御子やつひに知らむと屬は子産らし」とある歌を本岐歌之片歌也とある。ホギウタは祝歌の意で樂曲の名、片歌は一牛の歌の意。—其項下参照。

ホクラ(神庫)

此云ニ保玖羅と註してある。

ホ(秀)クラ(倉)の意。

秀出た倉といふ意味を以て神寶を藏する神庫をホクラと稱へたのである。ホクラと轉音して今では祠といふ字をあてて居るが、ホクラに神庫の意味のないことは其語原により自ら明である。

ホコ(矛、梓、稍、槍)

ホ(秀)コ(木)の意で、長い木桿の義から轉じて矛尖を備へた兵器をいふにも用ひられたのである。

上代人がホコを携へたのは兵器としてのみではなく、杖と同様に靈異の力があると信ぜられたもの、やうである。天のホコ(記、紀)、茅頭之稍(紀)、ヒヒラギのヤヒロ矛(記)、ヒロ矛(紀)等の如きは其例である。—各項下を見よ。又原義により木桿の意に用ひた例は次の通りである。

(垂仁記) 綬八綬、矛八矛 (萬二) いけかみの力士舞かしらさぎのホコくひ待ちて飛びわた

ららむ

ホコ(矛、槍)

矛、槍は借字で、ホ(秀)コ(子)の意、彦と同じく敬稱として人名にそへて用ひられる。例

八千矛の神
天日矛(天日槍、海槍槍)
伊弉諾主五十速手の祖日矛

ホコヤホコ(矛八矛)

垂仁朝ヲヂマモリは常世國から綬八綬、矛八矛の香果を持ち歸つたとある(記)。—紀には八竿八綬と記されて居る。—此ホコは上記の如く木の桿の意で、運搬に用ひたもの、やうである。即ち綬(ツル)で縛り、ホコ(矛)で擔うたのであらう。—内膳式に梓十枝などあるのは枝付の櫓をいふものであらうが、其は後日の轉用で此場合にはあたらず。紀に八竿とあるのを見ても、八枝の意と解することは困難である。

ホコユケ(矛由氣、弄槍)

記の神武天皇の軍下に道臣命と大久米命とが握三横刀之手上二矛由氣矢刺て兄宇迦斯をおひ立てたとある。崇神紀の五十瓊敷入彦命の夢物語にも八廻弄槍とあるのを、ヤマビホコユケと訓してあるから、矛を振り廻すことをユケといふものと思はれるが、他に用例はない。或はイ(射)の派成語で突き出すことを上古イケといひ、音便によつてユケとも稱へたかも知れぬ。

ホコリ(誇、矜)

ホキ(毒)、チ(居)の約。
「祝福して居る」といふ意から轉じて自信、自負の意味に用ひられるやうになつたのであらう。ホコラヒ(ホコロヒ)とも活用せられる。
萬(萬)しかとあらぬ 騒かきなで、吾をおきて 人はあらじと
ホコロヒ(ハタ)

ホサキ(祝)

ホ(秀)サ(幸)キ(活用語尾)。
祝(祝)キ幸はへるといふ意。紀には祝の字に此訓を用ひて居る。
神代紀)天兒履根命則以神祝祝之

ホシ(星)

ホ(火)シ(石)。
天上無數の光點を石と見、あかく燿くこと火の如くなるが故に、火石即ちホシと稱へたのであらう。

ホシ(欲) [形] ホリ(欲) [動]

ホ(秀)シ(形容語尾)。ホも亦活用語尾である。
ホ(愛)の意からナシ(情)といふ語が出たやうに、ホ(秀)シ(爲)が欲求の意を表示するやうになつたのであらう。ホリは其動詞形である。

ホシカハ(星川) [地]

和名抄に大和國山邊郡星川(保之加波)といふ地名があるが、其遺跡

を詳にせぬ。名の義は秀石即ち佳石を産する川といふことで、船渡の名から轉じて地名となつたのであらう。

ホシカワ(星川)の臣

上記星川里の豪族、波多八代宿禰(建内宿禰の子)の裔とある(記)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏録によれば敏達朝居住地によつて星川の姓を給はつたとある。

ホシカハ(星川)の臣マロ(麻呂)

天武九年卒去(紀)。壬申の年の功によつて大紫位を贈られた。

ホシカハ(星川)の皇子(王)

星川の稚宮皇子のことである。——次項参照。

ホシカハ(星川)のワカミヤ(稚宮)の皇子

雄略天皇の皇子、生母は吉備の稚媛(紀)。清寧朝亂を起して誅せられた。上記山邊郡星川に所縁があつて名に負はれたのであらう。

ホシクラ(星肆)の里

播磨國神前郡の地名(風)。星の出るまで待くらしたからホシクラといふとあるが、甚苦しい説明である。乾倉の意ではあるまいか。

ホセリ(火須勢理、火闌降、火酢芹)の命

紀には火闌降此云須能須素里と註し、姓氏録には富乃須佐利命と假字書してあるが、ホセリ、スソリ、スサリは通音で、助語の有無は

意義に關係はなく、いひ慣はしによるものである。

ニニギの尊の御子(記、紀)。御母木花開耶姫の御分媛並に所生皇子の御名に因む有名な産屋傳説があるが、記、紀の諸傳少しづつ相違がある。此御子についても記には産屋に火がついてから第二番に生誕せられたとあり、紀の本文には始起燧ノ末から生れ出たたとある外に、燧初起時、又は火炎盛時の生誕とし(紀一書)、或は全然此名をあげぬ傳もある(紀一書、舊)。恐らくはホセリの語義が不可解になつた爲に異説を生じたのであらう。火進命又曰火酢芹命と記したのもあるのであるが(紀一書)、ホセリとスセリとが同義でないことは勿論である。案する木花開耶姫は汚名をきせられたことを憤慨して産屋に火をつけられたが、天神の御風であることがまぎれもないので、火もよく之を燃き得ず、消滅したといふのが原傳説の筋で、記に火照、火スセリ、火折と順序が立てあるやうに、紀に開降と譯してあるやうに、火がスサル(退)ことを意味したのであらう。スサル(スセル、スソル)の語原はスズで、遠巡の意である。——其項下参照。

ホセキ(防、距) [動]

ホ(擲)セキ(塞)か。
塞クと同原の語であるが、一步進んだ行爲をいふもの、やうである。據を擲つて來襲者を塞ぐといふ意から生まれた語であらう。音便によりフセギ(防)、フサギ(塞)とも轉用せられる。

ホセリ(臨睨) [動]

紀一書に忍徳耳尊が立千天浮橋一面臨睨之とあつて、臨睨にホセリと訓してある。他にも睨、眺望をホセリ(神武紀)、眺望をホセ(同)、

望拜をホセ(最行紀)と訓した例があるから、ホセ若くは其類似音で睨を意味する語があつたのであらうが、夙に廢語となつて今之を明にし得ぬ。或はホソ(細)から出た語で、スキ見をすることを意味したのではあるまいか。ホセリ(ホセリ)は其音便とも解せられる。
萬(萬)は俗語のホセリも此語の名殘であるといふた。或は然らん。

ホリ(臍)

ホト(秀所)の轉か。
和名抄に臍、臍和名ホソ、俗へソ臍孔也とある。恐らくはホトの轉呼であらう。——其項下参照。

ホリカハ(細川)山

ミナブチ(其項下参照)の里の一部分で、皆瀬の細川山ともいうた。今も高市村に細川といふ大字が残つて居る。
萬(萬) 南側のホソカハ山にたつ眞弓ゆづがまくまで人に知らえじ
(萬) うち手折多武の山霧しげみかもホソ河の瀬に波のさわげる

ホソキ(曼椒)

皇極紀に曼椒をホソキと訓註し、和名抄にも曼椒イホチハシカミ一云ホソキと訓してある。ホソキは恐らくは細木のハジカミの意で、曼(蔓に通ず)といふ字をあてたのも之によるものであらう。

ホソミのナガエ(臍見長柄) [地]

猪ノ祝といふ土蜘蛛の居住地(神武紀)。ナガエは今の山邊郡朝和村大字長柄が其跡であるといはれる。ホソミといふ名は見えぬが、ホソ

ミ(穂積)と稱へられた地と同所で、朝和村附近一帯の稱呼であつたものと思はれる。

ホタリ(本陀理)

ホ(秀)タリ(垂)の意で、ハツタリ(初垂)と同義であらう。轉じて之を容れる器をいふに用ひられたものと思はれる。

雄尊天皇御製)水そ、ぐ、臣の少女、ホタリ執らすも、ホタリ執り、かたく執らせ、下かたく、やかたく執らせ、ホタリ取らす子

〔記〕

萬葉集十六卷に「難波の大江の初垂をからく垂り来て、云々」とあるのは、酒汁のことであるが、鹽には限らず釀酒の醪をもハツタリ即ちホタリといひ得たことは勿論で、之を其容器の名稱に轉用したこともあり得べきである。宜長は秀輝の意と解したが、輝は和名抄にも和名無とあり、其時代に用ひられて居なかつたらしく、萬葉集にも用例がない。日常用ひられる器の名が奈良朝平安朝に一時委をかくし、後世再現したとは常識では考へられぬことである。

ホタル(螢)

ホ(火)タル(照)の轉呼。

和名抄に螢一名燿羅和名保太流とあり、和名本草には螢火とかき、夜光、放光外十二の異名をあげ、同訓を興へて居る。火照の義によつて名づけたものであらう。

萬二五 玉梓の 使のいへば、ホタルなす、ほのかに聞きて、(三三三)

ホタルナスカガヤクカミ(螢火光神)

舊訓ホタルビのカガヤクカミとあるが、螢火は借字であるから、記傳の説の如くホタルナスと訓する方がよい。

火の照る如く燿く神の意。

神代紀(一書) 多有螢火光神及燿聖邪神

ホタルを字に捉はれて虫の名とするのは誤である。螢光のやうな幽な光をカガヤクといふ答もなし、他の一書に燿火(出雲國造神賀詞には火燿)のもころとあるのを見ても大なる火光であらねばならぬ。

ホツエ(上枝)

ホ(秀)ツ(出)エ(枝)、即ち梢の意。

ホツテ(保都手)のウラヘ(宇良敷)

ホツは秀出の意、テはトに通じ、事(物)の義であるから、ホツテは最上品といふことである。ウラヘが占葉の脱であることは其項下に述べた通りである。

萬二五 壹岐の海人の、ホツテのウラヘを、先やきて、(三三三)

壹岐は延喜式によれば朝廷に奉仕する卜部の遷出地で、當時宮中に於て行はれた卜占は龜卜なるが故に、此句をも其に引つけて解釋し、或はカタヤキを肩灼と釋して、鹿の肩骨を灼くこと、説くものがあるが、ウラヘを卜占の義としてはカタヤキといふ語とつゞかぬ。——其爲に字をかへて訓したものがあるが、其は改作(又は添削)であつて、作家の意ではない。

ホツマクニ(秀眞國)

此云三國國事句備と註してある。

ホツ(秀出)マ(接頭語)クニ(國)。

マクニはミクニと通ずるから、ホツマクニは秀出したミクニといふことである。大和國を稱へて此名を興へたのであらう。

神武紀)昔伊弉諾尊目、此國二曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國。

ホツミ(穂積) (地)

有名な地であつたらしいが確實に所在を指示することが出来ぬ。萬葉集十三卷の歌に「常明ならより出で、水葱の穂積に至り鳥網はる坂手(今の磯城郡川東村の字)を過ぎ、三三三」とあるから、奈良と坂手との間であらねばならぬ。神武紀に膳見の長柄岡とあるホツミと同地であるかも知れぬ。若し然りとすれば今の山邊郡朝和村の中であらう。

ホツミ(穂積)の朝臣 (逸名)

萬葉作家。十六卷に平群朝臣と戯歌を贈答したとある。——ホツミの臣の項を見よ。

ホツミ(穂積)の朝臣オユ(老)

萬葉作家。養老六年乘輿を拒斥した罪に坐して佐渡國に配流せられた(續紀)。

ホツミ(穂積)の朝臣ムシマロ(虫麻呂)

天武朝新羅使節接待役(紀)。

ホツミ(穂積)の朝臣ヤマモリ(山守)

持統朝の人(紀)。判事に任ぜられたとある。

ホツミ(穂積)の臣(朝臣)

此氏の祖先は字摩志麻連命(記)、香色雄命(記)、大水口宿禰(舊)、伊香色雄命(姓)、伊香色雄男大水口宿禰(同上)等色々々に傳へられて居るが、要するにウマシマチの命の後なることは諸説一致して居る。物部連の姓を名乗る以前には同氏は采女臣又は穂積臣と稱へたものゝやうである。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。孝德朝稱號を献上したから此姓を給はつたといふのは(氏族志所引鈴木系譜)は俗説で、上記ホツミの里に占據したが故に名を貰うたか、或はウネメ(采女)——大根身の意——と同様に、榮稱としてホツミ(秀ツ身)といふ語を用ひたのであるかも知れぬ。其居住地にホツミといふ名が移つた事もあり得る。——ウネメの臣の項下參照。

ホツミ(穂積)の臣 (逸名)

推古朝の人(紀)。新羅征討副將軍とある。

ホツミ(穂積)の臣イホエ(五百枝)

刊本百枝とあるが、後の記事によれば五百枝であらねばならぬ。

近江朝廷の人(天武紀)。壬申亂兄百足と共に大和に遣はされたが、同地で捕へられた。

ホツミ(穂積)の臣オシヤマ(押山)

繼體朝の人(紀)。押山臣とも稱へられ、百濟に使し、任那の多利國の太守となつたとある。弟橘媛(日本武尊の妃)の父も穂積氏忍山宿禰

とある(紀)所を見ると、此名を世襲したものと思はれる。——オシャマの宿禰の項下を見よ。

ホツミ(穂積)の臣クヒ(咋)

孝徳朝の人(紀)。東國の不正國司とある。

ホツミ(穂積)の臣モモタリ(百足)

近江朝の人(天武紀)。壬申亂に大和の京に遣はされたが、同地で殺された。

ホツミ(穂積)の里

播磨國賀毛郡の地名(風)。舊稱は鹽野とよび、穂積臣族が在住したから此名を負うたとある。和名抄にも見え、今加東郡加茂村の大字に飛つて居る。

ホツミ(穂積)の皇子

天武天皇の御子、生母は蘇我の大蘇媛(紀)。穂積氏の人が奉仕したから、此名を負はれたのであらう。

ホツミ(穂積)のイハユミ(磐弓)の臣

欽明朝の人(紀)。白猪屯倉を置く爲め吉備五郡に遣はされたとある。イハユミは名である。

ホツミ(穂積)のオシヤマ(押山)の臣

ホツミの臣オシヤマの項下を見よ。

ホツム(帆船)

神功紀に帆船にホツムと訓してあるが、他に用例もなく、國語では解し得られぬ。恐らくは帆船の字音の訛であらう。

ほつもり (歌詞)

應神天皇の御製に「中つ枝のホツモリ赤ら少女をいざまよばよろしな」とある(記)。紀には此句をフホコモリとしてあるので、之に附會するものがあるが、語原は全く別で、ホツモリはホ(穂)ツミ(尖)ナリ(居)の約と思はれる。フホコモリと同じく響の意になるのである。

ホテミ(穂出見、火出見)の命(尊)

ホテ(秀出)ミ(身)の意。

ヒコホ(日子穂、彦火)といふ稱號を冠して用ひられた。神武天皇の御祖父及天皇御自身の御名號である。

ヒコホのホを下につけて、ホホアミの命と訓したのもあるやうであるが、ヒコホが一つの稱號であることはニニギの命を日子香能邇々(命(記))といふによつても明である。

ホテリ(火照)の命

ニニギの命の御長子(記)。倭人阿多君の祖とある。紀に火明命とあるにあたり、語義も亦畧々同様である。御母木花サキヤ比賣が産屋を焼かれた火の盛なるときに生れましたから、此名を負はれたとある。ホアカリの命と稱へたのを天火、明命と紛れ易いので、特に字をかへて照としたのかも知れぬ。紀には火明の字を用ひた爲めに、尾張連の

祖と混同せられた。

ホト(蕃登、陰)

ホ(秀)ト(處)の意。轉じては陰部の義に用ひられる。

欽火山之美蕃登(記)などいふのは國のホ(秀)と同じく秀所の義で、大ホト王(應神天皇の御孫)、小ホト王(繼體天皇)のホドも同義であらう。陰の意に轉じたのは大切な所といふ意によるもので、ホトコロ(秀所)がフトコロと訛り、懷の義に用ひられると同じ着想から出たものと思はれる。——其項下參照。——例 (記、神代卷) 美蕃登見矣而病臥在 (同) 雲精忍(垂於蕃登)也

ホト(穗門)の郷

豊後國海部郡の郷名(風)。——和名抄にも見え、今保戸島に其名が残つて居る。津久見灣及佐伯灣沿岸の地であらう。——景行天皇御着船の時長い海藻を御覽になつて最勝海藻をとれと仰せられたから、ホツメのトと名づけたのが訛つてホトとなつたと説明せられて居る。

ホトケ(佛)

梵語 Buddha(ブツドハ)の音譯。悉曇の「フ」は支那には訶と譯せられたが、我國ではフ音を發音し得ぬので皆カとし(朝鮮では計とした)、ブドカを訛つてホトケといふやうになつたのである。

ホトケ(佛)の濱

常陸國多珂郡飽田里の地名(風)。川原宿禰麻呂が國司であつたと

き大海の邊の石壁に觀世音菩薩像を彫りつけたから此名を負うたとある。所在不明。地名辭書に今の田尻村としたのは肯定しがたい。

ホトタタライススキヒメ(富登多多良伊須須岐比賣)の命

タタラはトタル(富足)の轉呼であらう。

ホトタタラは秀所富足の義で、讚美の稱號。イススは神聖の意、神風なるが故にイスス子といふたのであらう。

神武天皇の皇后(記)。母三島の勢夜陀多良比賣が大物主神の風を宿して生んだ子とある。一名を比賣タタライスケ依比賣と申上げる——其項下參照。

記にホト及イススキといふ語に附會した丹塗矢傳説をあげ、亦の名を比賣多多良伊須氣余理比賣といふのは富登といふ語を思んで後に改めたのであるとしたのは傳承者のさかしらで、名の義の誤解から案出せられた俗説とせねばならぬ。記、紀の名義説明傳説には借用の出来ぬものが多いが、ことに此説の如きは妄誕、冒瀆の甚しいものである。先學が之を説破し得なかつたのは遺憾とせねばならぬ。

ホトタチ(陰絶)田

播磨國揖保郡の地名(風)。神功皇后の陪從が春米女の陰を婚断したから其名を興へたとある。

ホトトギス(霍公鳥)

和名抄に鷓鴣、今之郭公也、和名ホトトギスとあり、字鏡には鷓の字にも此訓をあて、居る。擬聲語であらうが、尙スハモズ、ウケヒス、カ

ケス、カラス、キギスの如く群鳥の共有の呼稱であることを思はればならぬ。古歌には靡々詠まれて居るから、よく人の知る鳥である。

ホトホトニ(殆)

ホトはハ(端)ト(處)の轉呼であらう。
ホトホトと重れることによつて接近の意を生じ、漢字通、殆等を以て表現せられる意味になつたのである。ニをそへて始めて副詞になるのであるが、後世之を專し、音便によつてホトンドともいふ。

ホドロ(穂籽呂)

ハタラの轉呼。——其項下を見よ。
疾の意。轉じて拂曉を夜のホドロともいうた。
沫雪のホドロホドロにふりしげば奈夏の哀し思ほゆるかも
夜を寒み朝戸を開き出で見れば庭もホドロに雪ぞふりたる
——原歌は「ハタラにみ雪ふりたり」とある。
夜のホドロ我が出て来れば吾妹子がおもへりしくしおも影に見ゆ
秋の田の穂田をかりがれくらげくに夜のホドロにも鳴き渡る

ホナシアガリ(无火殞斂)

仲哀天皇の装を秘して海路穴門の豊浦宮に移しまるるに、无火殞斂したとある(紀)。斂葬は夜中篝火を焚いて執行ふ例であるのを、人に知らせぬやうに火を焚かずに奉仕したといふ意であらう。アガリは豎の意で、別なカムアガリといふと同じく、高天原に居ることを意味する。

るのである。

ホナミ(穂波)の屯倉

安閑朝筑紫に置かれた屯倉(紀)。和名抄筑前國穂波郡穂波(布奈美)郷とある地で、今の嘉穂郡穂波村であらう。

ホノイカツチ(火雷)

イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中胸に居たもの(紀一書)。名の義は字の通りで、火には大なる意味はなく、區別稱呼に用ひられたのである。——次項の火雷神は全然別神で、其外大和(宇智、葛城、廣瀬)、和泉、上野等に鎮座する火雷神は雷公即ち霹靂の意ではなく、イカツチ(殿堂)の原義によつて威力のある火の神をいひ、就中火山の神を意味することもあるやうである。

ホノイカツチ(火雷)の神

火雷は借字でホは秀の義、イカツチは威靈(又は英主)といふほどの意である。——イカツチの項下参照。
山城國乙訓郡に鎮座する神(風、神名帳)。出自は不明であるが、此地の住民の祖神にホノイカツチと稱するものがあつたのであらう。——前項のホノイカツチとは全く別神である。
特選神名帳に大山咋神と定めたのは鳴鏑と丹塗矢と同一視し、葛野と乙訓とを混同したもので甚しい憶断である。——オホヤママキヒの神の項下参照。

ホノサワケ(穂之狭別)

アハチのホノサワケの項下を見よ。

ホノスリ(火闌降)の命

此云ニ雲能須素里と訓してある。
ニニギの尊の御子(紀)。——ホスセリの命の項下参照。

ホノトハタ(火之巨幡)姫

トハト(豊)の原語。
高皇產靈尊の兒(紀一書)。其子の千々姫が天忍穂根尊の配となつたとある。他書に見えぬ一異傳である。名の義は秀れた豊幡姫といふ意であらう。
火之巨幡姫兒千々姫命とあるによつて姫兒をつけてヒメコと訓み一種の稱號と見て一人の名なりとする説もあるが、親の名は必ず父又は兄を擧げざるべからずとする釋見から出た憶断であるから、問曲にならぬ。

ホノホ(火穂、火焰)の皇子(王)

宣化天皇の皇子、生母は稚子媛(紀、記)。

ホフシ(法師)〔人〕

蘇我倉山田の石川麻呂の子(紀)。

ホフシ(法師)君

百濟の質子新我君の子(武烈紀)。倭君之祖也とある。姓氏録に和朝臣は百濟武寧王より出づとある。新我君は其子であらう。ホフシといふ名の所由を詳にせぬ。

ホベ(燧火、火竈)

ホ(穂)ビ(火)の轉呼であらう。
神代紀一書に葦原中國者磐根木株草葉猶能言語、夜者若燧火(而)噴響之とあり、燧火此云ニ燧倍と註してある。燧火はトアヒ(烽火)に通ずるが、噴響の形容には適せぬのみならず、ホベと訓むべき理由もない。恐らくは出雲國造神賀詞に「夜如ニ火燧(光)神在」とあるを正傳とすべきであらう。火竈は借字で、ホノホ(火之穂)と同じく、光燧を意味するものと思はれる。

ホベ(穂允)の君

允の字此云倍と註せられ、類聚國史には燧と改めてある。
仁賢朝の人(紀)。的臣敷島と共に獄死したとある。出系不明。罪状も亦明示せられて居らぬ。ホベといふ姓は他に見えぬから、燧火の管掌者の義での臣敷島のことであつたかも知れぬ。

ホホ(保寶)柏

朴の字音ホクの音便か。
和名抄に本草云厚朴一名厚皮、楊氏漢語抄云厚朴ホホカシハの木。其他厚朴の皮をホホノカハといふともある。木蘭科植物で、其葉がカシハ(炊葉)に供せられるから此名を得たのであるが、ホホが本名なるべきことは其皮をホホの皮といふによつても明である。
我せ、が擧げてもたるホホカシハ恰も似るか青き蓋
すめるぎの遠御代御代はいしき折り酒飲むといふぞこのホホカシハ

ホホ(富々)又は**ホホ口(富々侶)**〔人〕

○饒速日命供奉五部人の一〔舊〕十市部首の祖とある。富々(一本富々侶)の名の義を詳にせぬ。

ホホテ(法提)の郎媛

○舒明天皇の妃〔紀〕。鳥大臣(蘇我馬子)の女とある。ホホテはサテに對する語で、「吞めるもの」といふやうな意であらう。——サテの項下を見よ。

ホホマ(噉間)の丘

○ホ(秀)マ(間)の疊頭語。

○ワキノカミ(披上)の丘名〔紀〕。神武天皇御登臨地とある。今披上村大字本間(ホホマの轉)の南方にある岡見山といふ丘が其であらうといはれる。噉は借字、名の義は秀でた間(地區)といふことである。

ホミシ(礫石)

○フミ(舉足)、イシ(石)の約轉。

○豊後國柏峽の大石〔紀〕。景行天皇土蜘蛛討伐の際、前をなして大空に厭上げられたもので、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸とある。——イシワラの項下を見よ。

ホムスビ(火産靈)

○火のムスビ(靈魂)の意。——ムスビの項下を見よ。

○イザナミの命の所生神の一〔紀一書〕。迦具土に相當する神で、其同

義語である。

ホムタ(譽田、品陀)〔地〕

○ホ(秀)ミ(御)タ(田)の轉呼。

○河内國古市町の北に譽田(今コムタと稱へる)といふ字があり、應神天皇の陵もここにあり。天皇の御名をホムタと申上げるのも此地を湯沐邑とせられたからであらう。名の義は秀れた御田(御料地)といふことである。

ホムタ(譽田、品太)の天皇

○應神天皇の御名の異稱〔紀、播風〕。正しくはホムタワケの尊と申上げればならぬ。——其項下参照。

ホムタ(譽田)の陵

○譽田天皇則ち應神天皇の陵の意。記及諸陵式には蘇我磯伏岡陵と記され、古市町大字譽田の北にある。此邊をイチビコの丘というたらしく、雄略紀に蓬萊丘の譽田陵とある。

ホムタ(品陀)のマワカ(真若)の王

○應神天皇の妃高木之入日賣命等の父〔紀〕。五百木の八日子命(景行皇子)の兄とある。御父以來尾張國に在住せられたもの、やうであるから、其國の御領地の若君といふ意を以て秀御田の眞若の王と呼ばれたのであらう。

ホムタチ(踐立)〔人〕

○仲哀、神功朝の人〔紀〕。穴門直とある。踐立は借字で、秀御田主(又は秀水田主)の意であることは、太田といふ水田を買ったとあるによつても明である。——アナトの直の項下参照。

ホムタワケ(品陀和氣、譽田別)の命(尊)(皇子)

○應神天皇の御名〔紀、紀〕。仲哀天皇の御子で、御母は神功皇后。大稱和氣命とも申上げる〔紀〕。上記河内國古市郡譽田に御由縁があつて名を買はれたのであらう。御陵も同地にあるのである。

○應神紀に御腕の上に稱の形があつたから譽田天皇とよびまゐらせたとして、上古時俗號稱謂三武多とあるのは記傳にも評論したやうに頗る疑はしい事で、後人の附會と見るべきである。又同書に「云として角賀の物飯大神と名を取易へられたによつて、大神を去來紗別、天皇を譽田別と申上げたともあるが、註記にも見える通り、此天皇が以前イササ別と名乗られたといふことは見えぬから、之も亦信ずることが出来ぬ。——ナカへの項下参照。

ホムチ(品運)部、ホムツ(譽津)部

○ホ(秀)ミ(御)チ(道)又はツ(津)の轉呼。

○垂仁皇子本牟智和氣命に因んで定められた部民〔紀〕。——紀には譽津部とある。——此皇子が禰立、菟上二王に伴はれて出雲大神參拜の爲に下向の道すがら、毎三到坐所一定められたとある。恐らくは此御代に皇子巡啓を機として、諸國の道路、港津を築設せしめられ、其公役に従事する民をホムチ(ホムツ)部と號けられたのであらう。地名としては大和、伊勢、播磨、備後、因幡、安藝等に残り、伊勢品運部君、吉備品運部君といふ氏名もある。

ホムチベ(品運部)村

○播磨國賀毛郡の地名〔風〕。當麻品運部前玉に給はつた地とある。

ホムチワケ(本牟智和氣)又はホムツワケ(品牟都和氣、譽津別)の命(皇子)

○垂仁天皇の御子、御母は佐波連比賣命〔紀〕又は狹穗姫皇后〔紀〕。記に名の所由を當火燒稻城之時、而火中所生故と説明してあるので、火之内又は火貴の義と釋するものもあるが、ホムツワケとも呼びまゐらせた所を見ると、ホムはホムタ、ホムヤと同じく秀御の義で、チ又はツは道、津の二義に分化した原語(チの項下参照)と思はれる。恐らくは秀れた道(又は御津)を以て稱號とせられたのであらう。ツケは敬稱である。

ホムツ(譽津)部——ホムチヤの項下を見よ。

ホムヤワケ(譽屋別、品夜和氣)の皇子(命)

○仲哀天皇の皇子、御母は來熊田の弟媛〔紀〕又は神功皇后〔紀〕。名の義はホ(秀)ミヤ(宮)であらう。ツケは敬稱である。

ホヤ(穂屋)姫の命

○天香語山命の配〔舊〕。異母妹とあるから、饒速日(天火明)命の女であらうが、母の名が擧げられて居らぬ。ホヤは秀屋の意であらう。

ホヨ(保與)

マカコユミ(麻迎古弓)

① 接尾語(カコ)鹿見(ユミ)弓。

② 鹿を射る弓の意。

③ カゴが必しも見鹿を意味せぬことは成人の男子をもナノコといふと同様である。ユミは廣く射出兵器の意に用ひられたが(其項を見よ)、鹿の如き足の疾い動物は遠矢にかける必要があるから、此は普通の弓即ち眞弓であらう。

まかずけばこそ (歌詞)

① マカズは「不枕」に「不睡」をいひかけたのである。ズケバは後世のナタバに該当する。記傳にマカズケラバコソとしたのは意は大畧あつて居るが、時格に相違がある。——ズケバの項下参照。

② (仁徳天皇御製)うちし大根 根白のしら 胸 マカズケバコソ 知らずともいはめ(記、紀)

マカタチ(侍者、従女、従婢)

① マは接頭語、カタチはカチ(歩)タチ(立)の約か。

② カムタチ(上達部)のカムタチと同語で、侍立者といふ意である。カシツクのカシも亦カチの轉呼であらう。

③ 此語は紀、記の古訓に見えるだけで假字書したものはなく、カムタチと同様に、中古に出来た語と思はれるから、古傳説の侍者、従婢、従女等は寧ろヤツコ、メヤツコと訓む方がよいやうである。

マカツ(目勝) (動)

① 神武紀に彎弓をユミをヒキマカナヒと訓し、字鏡に設也度也、マカナフと訓してあるのは轉用であらう。原義を以て用ひたものには次の例がある。

(記、上) 取天香山之天波渡通而令占合麻洲那波一面今も「事なトリマカナフ」の如く用ひる。

マガナモチ(眞鉈持) (枕)

① マは接頭語。カナはカナ(金)ナ(刀)の約。

② ナはカタナ(刀)、ナタ(鉈)のナと同じく、ナギ(鎌)の語幹で、切刻の義である。金属性のナをカナナといひ、約してカナと稱へたものと思はれる。——カンナ(鉈)も同語である——萬葉集に鉈の字をあてたのは正當である。マカナといふのは他の類似の器具をもカナと稱へたからであらう。

③ 弓削の枕詞。例

(萬七) マカナもち弓削のかはらのうもれ木の現はるまじき事とあらなくに

マガネ(眞金、鐵)

① マは接頭語で、カネの原義がカニ(赫土)即ち原礦を意味するにより、之を區別して金屬を指稱する爲に特にマガネといふたのであらう。マガネ(黄金)、シロカネ(白銀)、アカカネ(銅)、クロカネ(鐵)、アラカネ(鉄)等し之に含まれる。

② 古事記天石屋戸の章下に取天金山之鐵而求二人天津麻羅而料

① 紀の一番坂田彦大神出現の章下に、時有八十萬神皆不得目勝相問一故、特勅天細女曰汝是目勝於人者とある。記に面勝とあると同義で、直面仙を厭することはいふのであらう。

② 細女は女性であるのに八十萬神が目勝ら得ぬ神に目勝つといふは必しも武力剛勇を意味するのではあるまい。案するに上代我國にも邪視の觀念があつて、ウズメの命は之を厭することを知つて居たのであらう。露(胸乳)抑垂裳帯(紀)とあるのは厭勝の方法で、陰部を示して嫌、猛獸を厭するといふ信仰は他の民族にもあることである。

マガツビ(禍津日、枉津日)の神

① ツビはツミ(罪)の音便、若くはツミナヒの古語であらう。

② 神の神の意。マガヒは上記の如く不祥を意味し、ツミは上古ケガレ(穢)と同義に用ひられた。——ツミの項下を見よ。

③ イザナギの命の禊のとき冥界の汚垢から化生した神(記)。八十禍津日と大禍津日との二柱に分たれる。紀の二書には八十枉津日一柱とあり、他の一書には大禍津日神とせられて居る。大、八十は區別稱呼であるが、尙重大、多大を意味することは勿論である。

④ ツを助語、ヒを奇麗の義と解するものがあるが、マガヒは形容詞であるから、助語ツの介在を必要とせぬのみならず、ヒには奇麗といふ意義はない。邪神なるが故に教稱の必要なしとして神の神と稱へたのであらう。

マカナヒ(賄)

① マケ(設)、ナヒ(活用語尾)の轉呼。

② 設をするといふ意。

伊新許理廣賣命(令)作鏡とある。「鐵」はマカネの假字に用ひられたのであらう。紀に天香山之金とあるによつて鐵をカネと訓するものもあるが、こゝには既に金山とあるから、カネといふ語をかされぬやうにマカネと傳誦したので、之を表現せんが爲に、特に鐵の字を用ひたものと思はれる。鐵もまたマガネと稱へたのである。

まがねふく (枕)

① マガネ即ち金屬を吹く(冶金)といふ意。

② ニフ(丹生)の枕に用ひられる。丹生は礪山の義であるからである。——ニフの項下参照。

③ (萬四) マガネフク丹生のまそほの色に出いていはなくのみぞ吾がこふらくは

④ 古今集に「マガネフク吉備の中山帯にせる細谷川の音のまやけさ」とあるマガネフクは枕詞ではなく、其國から鐵を産出したから、修飾語的に用ひられたのであらう。

マガヒ(躑)(紛、亂)

① マガ(曲)ヒ(活用語尾)。

② 原義は曲であるが、マガリが其意の行動を表示するに對し、此マガヒは行爲ないひ、今の語のマガヒと異く同意で、轉義によつて紛亂の意となつた。

③ (大殿祭祝詞)手躑足躑不令爲マ

(萬四) 梅の花ちりマガヒたる岡びには驚なくも春かたまけて

(萬四) あしびきの山下光るもみち葉の散りのマガヒは今日にもあるか

(尤恭紀) 蕨子淡路島一時靈鳥猿猪莫々紛々登于山野

マカミ(狼)

マカミ(狼)カミ(神)。狼はオカミ(大神)とも稱へて長歌せられた。マカミといふのも同じ思想から出た語であらう。秩父三峯神社では今でも狼を御犬様と稱へて神獸として居る。

マカミ(真神)が原

雄略朝百濟の山人を置かれた地(紀)。崇峻天皇の御代に法興寺を此地に建立せられた。天武天皇の御代も此地にある。飛鳥の眞神原と稱へられ、今の飛鳥村の一地區である。崇峻紀には佛寺を建立したが故に眞神原と名づくところがある(此當時は佛もまたカミとよばれた)。枕詞燭明抄に引いた大和風土記逸文によれば、昔此地に老狼が住み、多くの人を喰うたから、土民が恐れて大口神と稱へ、其地を大口の眞神原と號けたとある。——前項参照。

マカミフル(眞髮觸) (枕)

紀の書に奇稻田原を眞髮觸奇稻田とある。マカミフルの語義は字の通りで、櫛の枕詞に用ひられたのであらう。

マガリ(大)

欽明紀七年の分註に見える高麗國正夫人はマカリのオキク、世子はマカリのヨモ(トモ)と訓してある。語原は不明であるが、大の意をマカリと稱へたものと思はれる。勾子(青海夫人)、勾野(欽明紀)のマカ

リも同語ではあるまいか。印度語のマカ(摩訶)と關係があるやうに思はれる。

マカリ(罷、退)

マキ(罷)、アリ(在)の約。——マキの項ト参照。マキと同じく對向、即ち向進の意で、マカリ到り、マカリ出づ、マカリ越すのやうにも用ひられるが、轉義により退却の義にも使用せられた。例

(鳥志) 憶長らは今はマカラム子なくらむ其の子の母も吾を待つらむぞ(三三)

ミマカリ(發)もミ(身)マカリ(退)の意で、紀には死、卒、薨等に此訓を興へて居る。

マガリ(勾) (地)

安閑天皇の皇居の地(紀)。今の大和國高市郡金橋村曲川に其名を留めて居る。

和名抄は此地名をあげて居らぬ。安閑紀にも遷都千大倭國勾金橋とあるから、或は金橋が地名で、マガリは大の義を以て金橋の條飾語に用ひられたのであるかもしれぬ。

マガリ(望理)の里

播磨國賀古郡の地名(風)。川が曲つて居るからマガリの里というたと極めて平凡に説明せられて居るが、之もマガリ(大)の里であつたかもしれぬ。和名抄にも見えた地名で、中世母理郷といひ、今の國包村、八幡村、神野村にあたる(地名辭書)。

マガリ(勾)のオホエ(大兄)の皇子

廣國押武金日尊(安閑天皇)の御通稱(紀)。高市の勾の金橋に宮居せられたが故に地名を貰はれたのであらう。——或はマガリは大を意味し、最年長皇子といふことであつたかも知れぬ。中大兄といふ名もあるから、大兄とつづけることは必しも不可能ではない。

マガリ(勾)のカナハシ(金橋、金箸)の宮

安閑天皇の宮號(紀、記)。カナは美稱で、ハシは橋であらう。壯麗な橋があつたので地名となり、宮號にも轉用せられたものと思はれる。カナは或はタナの音便で、欄橋即ち高架橋を意味するのかも知れぬ。

マガリ(勾)のトネリ(舍人)部

安閑天皇の御代に設置せられた舍人部(紀)。マガリは天皇の御稱號に因んだのである。——トネリ部の項下を見よ。

マガリ(勾)のハコツクリ(宮作)の造

天武十二年連に昇格(紀)。出系を詳にせぬが、或は上記マガリの舍人部から分岐したものであるかもしれぬ。ハコツクリといふ部名は他書には見えぬが、勿論あり得た筈である。

釋紀に昔作とあるは誤である。昔は宮ならざるべからずとする説は一を知つて二を知らざるもので、ハコの語義は葉簡なるが故に特に辨冠を用ひたのである。

マガリ(勾)のユゲ(鞠)部

安閑朝に設置せられた民部(紀)。マガリは天皇の御名を貰つたもので、朝はユゲの借字、ユゲヒ(鞠負)部と同じく兵種名である。——其項下参照。

マガリヲ(曲峽)の宮

懿德天皇の宮號(紀)。記には境岡の宮とある。いづれも地形を以て宮號としたのであらう。大和國高市郡輕村の一地區名である。

マガレ(麻賀禮)

マガ(麻)、アレ(在)の約。——マガの項下参照。

天若日子が天に射通した矢を見て高木の神が同人に邪心あらば於此矢一麻賀禮といつて投げかへされたとある(記)。「災殃あれ」といふ意である。

マキ(眞木、楨、椴)

眞の木の意で、ソマキ(柚)其他の雜木に對する呼稱である。

建築用材たるに適する樹木の總稱である。楨は眞木の合字で、椴即ち樹名 Podocarpus chinensis の義に專用せられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。

マキ(罷)

ムキ(向)と同語であらう。マ、ムはいづれもモの轉音である。

原義はモ(相副ふ意)來であるが、ムキの形に於ては専ら「向」の意に用ひられ、マキは向ひ進む意を有する。其故にマイイリ、マイイテ(マウテ)の如く用ひられ、アリと結合したマカリからはマカリ到る、マカ

出づ、マカリ越すの如き語が出来た。原形マキを用ひることは稀であるが、尙次の如き例がある。
〔萬三〕まくら太刀腰に取りはきまかなしきせろがマキ來むつくの知らなく

マキ(卷)(枕)〔動〕

マはタマ(玉)、マル(丸)、マトカ(圓)等の語幹、キは活用語尾である。韓語でも捲をマキといふ。

經卷の意であるが、腕を以て首を巻いて寝るといふ意から枕にするといふ義に轉用せられ、マクマ(枕)といふ語をも派成した。

〔八千矛神の歌〕眞たま手 玉手さしマキ も、長に いはなさむを〔記〕

〔勾大兄皇子の御歌〕妹が手を 我にマカシメ 我手をば 妹にマカシメ〔記〕

この用例は他にも多くある。

マキ(撒)(蒔)(播)〔動〕

マはモリ、マリ(漏)の語幹マ(モ)の轉呼か。

マキは行爲を意味する活用語尾であるから、モリ(漏)に對し撒布をマキといひ、種實を撒布するといふ意で播種をマク(蒔)と稱へるやうになつたのであらう。

〔八千矛神の歌〕山がたに マキシあたれつき 染木が汁に〔記〕

〔仁徳天皇御製〕山がたにマケル 青葉も吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか〔記〕

種子を下して收穫を求めるといふ意を以て次項のマキ(求)から轉義

したものと解せられぬこともない。

マキ(覓)(求)〔動〕

マ(目)、ギ(活用語尾)。

目で合圖するといふ意を以てマギといひ、轉じて覓の意となつたのであらう。

〔八千矛神の歌〕妻マギかれて 遠々し 高志の國に〔記〕

〔萬三〕國マギしつゝ、ちばやふる 神をこむけ〔萬三〕

マキ(眞木)姫

物部氏六世伊香色雄命の配(舊)。父は山代縣主の祖長濤とある。

マキ(眞木)のハヒ(灰)

神功皇后征韓の際三筒男神が眞木の灰を氣にいれ又嘗と比麻傳と多く作つて大海に散し浮けて渡り給へと誨へまゐらせたとある〔記〕。灰は和名抄にも波比と訓し火燼也とある。眞木の灰がいかなる作用をするのか説明せられて居らぬが、厭勝の一法であつた事は疑なく、或は波を鎮める爲に用ひられたのであるかも知れぬ。

まささく〔枕〕

マキ(眞木)サ(榮)ク(處)の意。

ヒ(檜)の枕詞。檜も亦眞木の一義なるが故に、眞木榮處の檜といひかけたのであらう。

〔三重采女の歌〕マキサク 日の御門〔記〕

〔勾大兄皇子の御歌〕マキサク 檜の板戸を〔體體記〕

〔萬二〕マキサク 檜の板戸を〔萬二〕

マキタツ(眞木立)又はマキノタツ(眞木之立)〔枕〕

荒山の枕詞。眞木は喬木で、其矗立する新山といふ意を以ていひかけたのであらう。マキタテと訓むは非。——例

〔萬二〕隠口の 初瀬の山は マキタツ 荒山路を〔萬二〕

〔萬三〕おほきみは神にしませばマキのタツ荒山中に海をなすかも

同集二卷高市皇子の挽歌に「眞木立不破山越えて」とあるのは檜葉にいひかけたので、ヒハをフハとしたのは記の八千矛の神の歌に「フハヤが下」と用ひた例がある。

マキムク(麻岐牟久)〔枕〕

ムクはモ(茂)ク(處)の音便。——ムク、モシの項下を見よ。

眞木の茂生する所といふ意。ヒ(檜)の枕詞に用ひられる。檜も亦眞木の一義なるが故である。例

〔三重采女の歌〕マキムクの ひしろの宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日かげる宮〔記〕

景行天皇の宮號を纏向之日代宮といふので、此歌をも其朝の故事を詠じたのであると説くものがあるが、當朝の事とせれば歌の意が通ぜぬ。ヒシロは日知即ち聖の意で、萬葉集一卷にも檜原のヒシロの御代と詠まれ、景行天皇に限つた稱號ではない。マキムクはヒ(檜)の枕詞に用ひられたので、上記マキサク(眞木榮處)ヒ(檜)とかゝると同じ趣である。モは茂の意の古音で、字音を模したのではない。

マキムク(纏向、卷向)又はマキモク(卷目)〔地〕

語誌 マキタ—マキム

したものと解せられぬこともない。

マキ(覓)(求)〔動〕

マ(目)、ギ(活用語尾)。

目で合圖するといふ意を以てマギといひ、轉じて覓の意となつたのであらう。

〔八千矛神の歌〕妻マギかれて 遠々し 高志の國に〔記〕

〔萬三〕國マギしつゝ、ちばやふる 神をこむけ〔萬三〕

マキ(眞木)姫

物部氏六世伊香色雄命の配(舊)。父は山代縣主の祖長濤とある。

マキ(眞木)のハヒ(灰)

神功皇后征韓の際三筒男神が眞木の灰を氣にいれ又嘗と比麻傳と多く作つて大海に散し浮けて渡り給へと誨へまゐらせたとある〔記〕。灰は和名抄にも波比と訓し火燼也とある。眞木の灰がいかなる作用をするのか説明せられて居らぬが、厭勝の一法であつた事は疑なく、或は波を鎮める爲に用ひられたのであるかも知れぬ。

まささく〔枕〕

マキ(眞木)サ(榮)ク(處)の意。

ヒ(檜)の枕詞。檜も亦眞木の一義なるが故に、眞木榮處の檜といひかけたのであらう。

〔三重采女の歌〕マキサク 日の御門〔記〕

〔勾大兄皇子の御歌〕マキサク 檜の板戸を〔體體記〕

〔萬二〕マキサク 檜の板戸を〔萬二〕

マキタツ(眞木立)又はマキノタツ(眞木之立)〔枕〕

荒山の枕詞。眞木は喬木で、其矗立する新山といふ意を以ていひかけたのであらう。マキタテと訓むは非。——例

〔萬二〕隠口の 初瀬の山は マキタツ 荒山路を〔萬二〕

〔萬三〕おほきみは神にしませばマキのタツ荒山中に海をなすかも

同集二卷高市皇子の挽歌に「眞木立不破山越えて」とあるのは檜葉にいひかけたので、ヒハをフハとしたのは記の八千矛の神の歌に「フハヤが下」と用ひた例がある。

マキムク(麻岐牟久)〔枕〕

ムクはモ(茂)ク(處)の音便。——ムク、モシの項下を見よ。

眞木の茂生する所といふ意。ヒ(檜)の枕詞に用ひられる。檜も亦眞木の一義なるが故である。例

〔三重采女の歌〕マキムクの ひしろの宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日かげる宮〔記〕

マキムク(卷向)山

卷向の東方の山嶺で、三輪の三諸山の北に並ぶ。

〔萬七〕三諸の其山なみに子等が手をマキムク山はつきのよろしも

〔同〕兒らが手をマキムク山は常にあれど過ぎにし人は往き巻かめやも

右の外、妹が袖マキムク山と詠じた例もある〔萬二〕。

マキムク(纏向)のタマキ(玉城)の宮

垂仁天皇の宮號(仁徳紀)。——垂仁紀には單に玉城宮とも纏向宮と

もあり、記には師木の玉垣宮とある。——今の經向村字穴師に其遺跡と稱せられる地がある。タマは美稱、キ(城)は土工を施した所をいふので、玉垣宮と略々同義である。

マキムク(經向)のヒシロ(日代)の宮

長行天皇の宮號(記)。——紀には經向宮とも、日代宮ともある。——ヒシロを地名又は檜原の城即ち檜城と解するものもあるが、日知即ち聖の意で、應神天皇の宮號を輕島の明宮というたやうに、尊敬の意を以てヒシロの宮と申上げたのであらう。

マキムク(卷向)のヒハラ(檜原) (地)

上記卷向といふ地名の起原たる檜原をいふのであらう。

(萬七) 鳴神の音のみ聞きしマキムクのヒハラの山を今日見つるかも

(萬二〇) マキムクのヒハラに立てる春がすみおほにし思へばなづみけりやも

(同) マキムクのヒハラも未だ雲居れば小松が末ゆ沫雪ながら

マクズハフ(真葛延) (枕)

「春日の山」及「小野」の枕詞。葛の延うて居る實景を其ま、枕としたのであらう。例

(萬六) マクズハフ 春日の山は(真葛)

(萬二〇) マクズハフ小野の浅茅をこゝろゆも人引かめやも吾なけなく(三三)

マクズハラ(真高原)

「タズ(葛)」の項下を見よ。

京都の東山及近江の坂本村にマクズが原といふ地名がある。眞葛が多く生ひたから名を貰うたのであらう。天智朝の童謡に「赤駒のい行きゆる眞葛原」とある(記)のは、單に譬にいうたのみで、何處とも地を限る必要はあるまい。

マクナギ(蟻)

九条紀に蟻此云三摩愚那岐と註してある。和名抄に爾雅集註を引いて蟻小虫亂飛也と説いて居る。箋註によれば蟻は蔑に通じ、微細の虫をいふことである。蟻の類の小虫であらう。マクナギの原義は蟻で、小虫が眼の廻りを飛ぶのをウルサがつて目叩するから、此名を貰はせたといふ説があるが、尙一考を要する。

マクマヌ(真熊野)の舟(小舟)

マは接頭語。ミとも轉ずる。

熊野舟といふに同じい。熊野は地名であるが、神代紀に熊野のママ(諸手)舟とあり、或る種の舟の名に用ひられたものとおもはれる。萬葉集六卷赤人の辛荷鳥(播磨)で詠じた歌に、「大和へ上る眞熊野の舟」とあるのも舟の出發地をいふのではあるまい。同巻に大伴の家持が伊勢の川口で詠じた「御僕つ國志摩の海人ならし眞熊野の小船にのり居て神へこぐ見ゆ」といふ歌がある。此も熊野舟に乗つて居るから、志摩のアマであらうといふので、クマヌ舟が舟型の名なることを示して居る。恐らくはクマ族の用ひる舟といふ意を以てクマノフネと稱へたのが、地名と紛れて熊野舟(眞熊野の舟)と呼ばれるやうになつたのであらう。

マクラガ(麻久良我) (地)

マは接頭語、クラカは倉クラカの意であらう。

萬葉集東歌に此地を詠じた次の三首がある。

(卷二) 白たへの衣の袖をマクラガよ海人こぎ來見ゆ波たつなゆめ

(同) マクラガのこがの波のから梶の音高しもよ寝なへ子故に

(同) 逢はずして行かば惜しけむマクラガのこが漕ぐ舟に君もあはねかも

マクラガは和名抄に久良(久良岐)郡とある地であらう。クラ即ち屯倉の所在地なるが故に名を貰うたので、隣國相模にも鎌倉、高座といふ郡名がある。前の歌の上二句はマクラにかゝる序であるが、尙漕ぎ來る海人の子の衣の袖を枕にしようと思ふから波が之をぬらすことがないやうにと祈る意を含んで居る。次の二首のコガも地名であらうが所在を詳にせぬ。

コガとあるによつてマクラガを下總の古河の附近であらうといふものがあるが、古河は和名抄にも見えぬ名で、且附近にマクラガに似通ふ地名もない。假に之を物色し得るとしても、カラカヤを用ひて傍ぎ渡るといふのは決して河川の渡舟の趣ではない。

マクラキ (動)

マク(卷)ラ(接尾語)キ(活用語尾)。

マキに接尾語ラをつけてマクラ(枕)といふ名詞を生じたことはマキの項下に述べた通りであるが、更に之に活用語尾キを添へたマクラキといふ語が或る時代に用ひられたらしく、垂仁紀、仁徳紀は枕をマクラキと訓し、萬葉集にも同じ用例がある。

(萬七) いかにあらむ日の時にかも聲知らむ人のひさの上我が麻久良加武

假字書してはないが、同集第三卷、十九卷にもマクラカムと用ひた例がある。さりながら此の如き用法は「憂にせむ」をカツラカムといふと同じく、國語動詞構成の通則に反するものであるから、準據とすることは出来ぬ。

マクラタチ(麻久良多知)

マキリマキリ目切斷の意。アイヌ語マキリと同語。

マキリは本来目割りの意で、彫刻に用ひられたものであらうが、男子の必携品として、護身具に採用したものと思はれる。

(萬三) マクラタチ腰にとりはきまかなしきせろがまき來むつくの知らなく

此マクラタチを眞黒太刀の説として衣服令に見えた烏裝横刀の義なりとする説(眞淵)の非なることはいふまでもないが、枕太刀の義とするのも無稽の論である。枕許におけばこそ枕太刀ともいへ、之を腰に佩びたら唯の太刀である。マクラカチナを圍中にした場合にはフトコロカチナといふが、枕カチナとはいひ得ぬ。

マクラツク(枕付) (枕)

「枕就く」の意で、ツマ屋の枕詞である。例

(萬二) マクラツク 燭屋の内に 晝はも うちさびくらし(三〇)

マケ(設) (動)

マギ(求)の派成語。

「求」の意から轉じて期待の義となり、更に「設」の義を生じたのであらう。——口語マケは其音便である。

接頭語カタを冠してカタマケといふこともあるが、意義に於ては變りはない。例

〔萬三〕 毛衣を春冬片設^{マケテ}而出でまし、字陀の大野はおもほえむかも

〔一九〕

第二句は從來ハルフユカタマケテと字餘りに讀んだが、片設は右の如くマケと義に於て變りはないから、其假字に用ひられたので、恐らくはハルフユマケテと讀したのであらう。

マケ(任) [動]

マヤ(求)の使動詞形。

「求めしめる」といふ意から「任」の意に轉じたのであらう。口語でマカセと稱へるのも原義は令^レ求であらねばならぬ。委託の意に用ひるのは其轉義である。——令^レの義とする説は従はれぬ。

〔萬三〕 ちはやふる 人を和せと まつろはぬ 國を治めと 皇子ながら 任せ給へば〔一九〕

(萬七) 大君の マケのまにまに しなさがる 越を治めに〔三六六〕

マケツ(眞毛津) [人]

應神朝百濟から貢進した縫衣工女〔紀〕。來目の衣縫の祖とある。マケツの語義不明。恐らくは韓語であらう。

マコ(麻古)

目子の意。マナゴ(目の子)と同じ意味を以て愛子ないふに用ひられたもの、やうである。——マナゴの項下参照。

〔萬三〕 大君の命がしこみうつくしきマコが手はなれ鳥傳ひ行く

まこそ [歌詞]

「眞にこそ」といふに同じい。古は助語ニとコソとはいづれが上にあつても差支なしとせられたのである。——輕太子の御歌にも「在りといはばコソニ」とした例がある。

〔建内宿禰歌〕 高光る 日の御子 うべしこそ 問ひたまへ マコソニ 問ひたまへ〔記〕

マコトハズ(眞事登波受)

マは接頭語。トヒの原義は音ヒ(ヒは活用語尾)即ち發音であるからコトトヒは發音を意味する。

〔重仁記〕 是御子八拳兼至千心前眞事登波受。——紀には及壯面不言とある。

マコヒ(目鯉)部の君

メコモヒと訓むのかも知れぬ。一本には白鯉とある。

景行天皇の御子天帶根命の後〔舊〕。目鯉は地名であらうが所在を詳にせぬ。此部の由來も亦不明である。

マコモ(眞菰)

ミコモの轉呼。——コモ及ミコモカルの項下を見よ。

水邊に生ふるコモ草といふ意を以てミコモと稱へ、更にマコモと轉

じたのであらう。釋紀には萬葉集二卷の「水邊河信渡の眞弓」といふ歌を「眞菰かる」と直して引いて居る。

マサ(麻佐)の首

倭武命の子建見兒王の裔〔記〕。マサは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

マサカ(正香)

カは接尾語であるから、マサカはマサといふと同じく、眞正、現實の意である。

〔萬三〕 梓弓末はし知らず然れどもマサカは君によりにしものな

(萬四) 吾戀はマサカも悲し草枕出子の入江の奥もかなしも

(同) 伊香保るのそひの松げられも、ころに奥ななかれマサカしよ

かば

(同) 梓弓末はより寝むマサカこそ人目を多み汝をほしにおけれ

マサカアカツ(正勝吾勝、正哉吾勝)カチハヤビ・アメノオシホミミ(勝速日天之忍穗耳)の命(尊)

マサカは上記の如く眞正の意、ハヤビは捷健の行爲をいふ。

天照大御神の御子〔記、紀〕。正哉吾勝勝速日天忍骨(天忍穗根)尊とも申上げる〔紀一書〕。天のオシホミミ(又はオシホネ)が御名で、——其項下を見よ——マサカアカツカチハヤビは「正に吾勝てり」といふ「勝男まれた」ことを意味する冠稱である。

此稱號を得られたことについては別に説明が與へられて居らぬが、天安河の新誓にスサノサの命が勝スサビせられたことによると解する

のは誤りである。ウケビ傳説は族祖神を一系に結びつける爲に作爲せられた物語らしく、此神の眞實の出自を述べたものではない。——アマツヒコネの項下参照——假に化生神であつたとしても、スサノサの命の勝スサビを此神の御名に負はせ奉るべき理由がない。恐らくは其所由傳説が散逸したのであらう。

マサカキ(眞賢木、眞坂樹)

マは接頭語。サカキ(榮木)の意。——其項下参照。

〔記上〕 天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而〔紀同前〕

天鈿女命が變にしたといふ天香山之眞坂樹〔紀〕は次項のマサキのことである。

マサカヤマツミ(正鹿山津見、正勝山祇)の神

マは接頭語で境山の精といふ意。

斬殺された迦具土神の頭(又は腰)から化生した神〔記、紀〕。ヤマツミはヤマツチの轉訛であらねばならぬ。——ヤマツミの項下参照。

マサキ(眞拆)

マ(接頭語)サ(榮)キ(木)。

天岩屋戸の祭に天のウズメの命が天之眞拆を髪としたとある〔記〕。紀には天香山の眞坂樹としてある。サキはめでたい木といふことで、サカキと同語であるから、眞坂樹とも記されたのである。

古語拾遺には眞辟葛とあるが(次項参照)、カツラには櫻、枝垂梅などを用ひたことが萬葉集にも見えるから、此マサキ(又はマサカキ)も必しも蔓草なることを要せぬ。

マサキ(眼割)

メサキの音便。

入墨をいふ。——メサキの項下を見よ。

マサキ(真注)の國

マ(接頭語)、サキ(碑)。

神武天皇が按上の糠間丘から國の形を廻望せられてウツエフの眞注の國なれども猶蜻蛉のトナメに似たりと仰せられたとある〔紀〕。ウツエフ、トナメの項下参照。マサキはミサキ(碑)に同じく、山の前の國をいふのであるが、蜻蛉が臂を咄めあうたやうにまよつて居るとの御意である。狭き國又は眞幸の國と解することは語法上困難である。次に見える眞鋒田、目前田及眞跡里のマサキも同義であらう。

マサキ(麻跡)の里

〔地〕

播磨國飾磨郡の地名〔風〕。應神天皇が似入眼割下と勅せられたがら發けたとあるが、上記の如く山の前、即ちミサキ(碑)の里といふ意であらう。今所在を詳にせぬ。

マサキタ(目前田)

〔地〕

播磨國多可郡麻里の地名〔風〕。應神天皇の狩犬が猪に眼を打割かれたから名づくところがあるが、前條に述べたやうに碑田の義であらう。

マサキタ(眞鋒田)のタカマ(高天)

マサキはミサキ(碑)の轉呼。

雄略朝皇太后から贈進せられた厨人〔紀〕。マサキタの所在は判明せぬが、山の前(碑)田の意。タカマも亦竹間を意味し、地物から貢うた名と思はれる。

マサキツラ(眞辟葛)

古語拾遺には天細女命が眞辟葛を以て髪としたとある。——マサキの項下参照。——體紀の勾大兄皇子(後の安閑天皇)の御歌にも「マサキツラたなきあざはり」とある。今も正木葛又はツルマサキと稱する蔓性植物で、喬木に絡まつて延びるものであるので「糾はり」の形容に用ひられたのである。

マサゴ(砂)

マ(眞)、シ(石)、コ(粉)の轉呼。

石粉の意を以てサゴといひ之にマを冠したのである。イサゴともアサゴともいふ。

まさつこわぎも

〔歌詞〕

マサツコはマサチ(眞幸)コ(子)の轉呼であらう。

仁徳天皇が吉備の黒比賣の歸國を惜しまれて「マサツコ我妹國へ下らす」と詠まれたとある〔記〕。マサツコは眞幸子の意で、黒比賣の愛稱であらう。

マサテ(麻左氏)

テは接尾語タの轉。

「正にた」の意。「正しく」といふと略と同義である。

〔萬一〕からすといふ大なそ鳥がマサテにも來まされぬ君をころくとぞ鳴く
〔同〕武藏野にうらへかた焼きマサテにも告らぬ君が名占に出でにけり

マサベ(勝部)、マサベ(勝部)の岡

カチマ、カチマの岡の項下を見よ。

マシ(坐)

ミ(御)シ(爲)の轉呼。

原義は御爲であるが、轉じて存在を意味する敬語となり、坐の字をあてた。——第二人称のマシも此語の轉義と思はれることは次に説く通りである。

マシが在と同義(敬語)に用ひられたことは古事記神代卷に天若日子の死を聞いて父と妻とが訪ひに來たとき、アヂスキ高産根を見ちがへて、我子不_レ死有_レ邪理、我君者不_レ死坐_レ邪理といふたとあることによつて證明せらる。

マシ

上記の如く原義は「御爲」であるが、坐の意となり、更に第二人称敬語に轉用せられたのである。——イマシ、ミマシの項下参照。

〔萬一〕、この川に朝菜あらふ子マシもあれもよちなぞもていで子たばりに
〔神樂「小前張」〕ゆふつくる しなのの原にや あさ尋ね マシも神ぞや あそべあそべ

(龍馬堂「高砂」)たかさこの……それがとサン ましもがとましもがと

マシキ(益城)の郡

和名抄に肥後國益城(萬志岐)郡とあり、今上下二郡に分れて居る。萬葉集に「大伴君無_レ礙(益城郡人也)」とあり、肥前風土記に益城郡朝來名峯に打_レ頭、頭_レといふ土蜘蛛が居たとある。

マシキ(眞敷)刀俤

尾張氏十一世乎止與命の配(妻)。尾張大甲岐の女とある。トビはトメの説で、婦人の敬稱、マシキは後記の如く中島郡の一地名である。

マシキ(間敷)の屯倉

安閑朝尾張に新設せられた屯倉〔紀〕。和名抄に中島郡三宅郷とある地で、今も三宅村といふ。村内に祭られた生桑神社は的匠に縁故のあるものらしく、キ(紀)氏の祖神を祭つたものと思はれるから、マシキといふ地名も之から出たのであらう。

マシコリ(麻自許利)

マ(目)、シ(及)、アリ(在)の約であらう。

延喜式御門祭の祝詞に「麻我都比_レ云神_レ言_レ惡事_レ相麻自許利、相口會_レ賜事無_レとある。マシコリはクチアヒ(口會)の對句であるから、目及の意であらねばならぬ。——強て之をマジリ(交)、マジナヒ(禁厭)に附會しようとするのは無理である。——次の道要祭の祝詞に相率、相口會とある事

なも之によつてマジコリと訓するのは無理で、字の如くヒキキ又はア
トモヒと訓まればならぬ。

マシタ(真舌)媛

○ 孝靈天皇の后(紀一傳)。十市縣主等の祖の女とある。紀の本文には
皇后の名は細媛命で、磯城縣主大目の女とあるが(孝元紀)、記によれ
ば細比賣命は十市縣主の祖大目の女とあるから、同一女性を色々にい
ひ傳へたのであらう。マシタの語義不明。

ましとと (歌詞)

○ 古事記に伊須氣余理比賣が大久米の命の嫁る利目を見て

あめつつ 千鳥マシトト などさける利目

と詠まれたとある。トメは利目に鳥目をいひかけたものであるから、
マシトトも鳥名と解するが妥當で、記傳にシトト(巫鳥)の意とした説
に従ふべきである。マは接頭語である。——アメツツ及シトトの項下
参照。

マジナヒ(禁脈)

○ マ(魔)シ(爲)ナヒ(接尾語)。——マ、マツモノの項下参照。

○ マジ即ち魔の作用を實現することをマジナヒといふ。マジは神わざ
以外の靈異力を意味するから、マジナヒの結果には善惡兩方面があり、
よい方は禁脈で、悪い方は人に害を與へることである。マジモノを靈
物と謂するのは此惡作用に與へたのである。——カヅリの項下参照。

マシラ(猿)

○ マ(獸)、サル(猿)の轉呼。

○ 援のことである。——其項下参照——和名抄にも見えず、古典にマ
シラと假名書した例はないが、萬葉集にマシの假字に猿の字をあてた
のを見ると、奈良朝には既に用ひられて居たものとおもはれる。

マス(摩須)の郎女——カハカミのマスの郎女の項下を見よ。

ますがよし (枕)

○ スガを見よ。

○ マは接頭語、ヨシは感動詞。ソガの枕詞である。ソガも亦本來スカ
の轉訛であるから、マソガ、ソガと語を疊んで枕詞としたのであらう。
——マソカヨとも用ひられる(其項下参照)。——例
(萬三) マソガヨシ宗我の河原に鳴く千鳥まなし吾が夫子吾が戀ふ
らくは

マスタ(益田)のコムシユ(金鐘)

○ 天武朝の人(紀)。百濟僧法藏と共に白朮を求め爲に美濃國に派遣
せられたとある。釋紀には益田直とあるが、金鐘といふ名から判断す
ると、新羅人で益田といふ地に居住したものであらう。

マスミのカガミ(白銅鏡)

○ マは接頭語、スミ(清澄)の鏡といふ意。マソミのカガミとも、マソカ
ガミとも轉呼せられる。

○ 神代紀一書にイザナヤの尊が左右の手に白銅鏡を執られた時大日靈
尊と月弓尊とが化出せられたとあり、白銅鏡にマスミのカガミと訓し

てある。鏡面蒼白なる銅鏡といふ意でかりて用ひたので假字である。

マストラカミ(麻須羅神)

○ マス(益)ラ(接尾語)。

○ 優れた人をマスヒト、マストラナといふやうに(各其項下を見よ)、優れ
た神の意を以てマストラカミとも稱したものとやうである。出雲風土記
鳥根郡加賀神塔の項下に枳佐加比比賣命の新誓の辭として「吾御子マ
ストラ神にまさば矢せたる弓箭出で來」というたとある。

マストラヲ(丈夫)、マストラヲノコ(益荒丁子)

○ 優る男(男の子)の意。祝詞に益人と用ひたのも同義である。——ア
メのマスヒトの項下参照。——正荒雄又は益荒雄の意とするのは字に
捉はれた俗説で、マストラ神もいふのである(前項参照)。

マストラヲ(大夫) (枕)

○ 萬葉集三卷(六六)に「大夫の手結が浦に海人少女鹽やく煙」とあつて、
タユヒの枕詞に用ひられて居る。男子の武裝には脚結と同様に手結を
も施したのであらう。和名抄射器具中に轉和名多末岐一云小手也とあ
るタマキをいふものゝやうに思はれる。

マソカガミ(真十鏡) (枕)

○ マソはマ(接頭語)ス(清)の轉呼。

○ 「眞すみの鏡」と同義。——其項下を見よ。

○ ミ(見)、テル(照)、キヨ(清)、ト(磨)、カケ(懸)、フタ(蓋)、オモカガ
(面影)等の枕詞、いづれも鏡の縁語である。例

○ マ(獸)、サル(猿)の轉呼。

○ 援のことである。——其項下参照——和名抄にも見えず、古典にマ
シラと假名書した例はないが、萬葉集にマシの假字に猿の字をあてた
のを見ると、奈良朝には既に用ひられて居たものとおもはれる。

マス(摩須)の郎女——カハカミのマスの郎女の項下を見よ。

ますがよし (枕)

○ スガを見よ。

○ マは接頭語、ヨシは感動詞。ソガの枕詞である。ソガも亦本來スカ
の轉訛であるから、マソガ、ソガと語を疊んで枕詞としたのであらう。
——マソカヨとも用ひられる(其項下参照)。——例
(萬三) マソガヨシ宗我の河原に鳴く千鳥まなし吾が夫子吾が戀ふ
らくは

マスタ(益田)のコムシユ(金鐘)

○ 天武朝の人(紀)。百濟僧法藏と共に白朮を求め爲に美濃國に派遣
せられたとある。釋紀には益田直とあるが、金鐘といふ名から判断す
ると、新羅人で益田といふ地に居住したものであらう。

マスミのカガミ(白銅鏡)

○ マは接頭語、スミ(清澄)の鏡といふ意。マソミのカガミとも、マソカ
ガミとも轉呼せられる。

○ 神代紀一書にイザナヤの尊が左右の手に白銅鏡を執られた時大日靈
尊と月弓尊とが化出せられたとあり、白銅鏡にマスミのカガミと訓し

(萬二) マソ鏡見ともいはめや玉かざる石垣洞のこもりてある妹

(萬二) マソ鏡南洞山は今日もかも白露置きてもみち散ららし

この例は極めて多いが省略する。ミルといふ語のみならず、ミヌにも
かけた例もある。

(萬六) マソ鏡敏馬の浦は百舟の過ぎて行くべき濱ならなくに

(萬七) マソ鏡てるべき月を白たへの雲か隠せる天津霧かも

(萬二) マソ鏡清き月夜のゆつりなば念はやまじ戀こそまされ

(萬四) マソ鏡とぎし心をゆるしては後にいふとも驗あらめやも

(萬三) 祝等がいつく三諸のマソ鏡かけてしわびつ途ふ人毎に

(萬二) 手にとりもたる マソ鏡 蓋上山の(萬二五)

(萬三) 里遠みこひわびにけりマソ鏡面影さらす夢に見えこそ

まそがよ (枕)

○ 蘇我の枕詞。——マソガヨシともいふ(其項下参照)。——例
(推古天皇御製) 摩蘇鏡 そがの子らは(紀)

マソテ(真袖)

○ 眞は借字、マはマタ(又)、モロ(諸)等の語幹で、兩の意にもなるから、
——兩手をマテといふ——マソテは兩袖と解釋せればならぬ。例
(萬七) 太刀の後さやの入野に哀ひく我妹、マ袖もちつけてむとかも
夏草かるも

此モチはツケとつゞけて「モチツケてむ」即ち「取りつけむ」といふ意と
解すべきである。

マソムラ(麻素武良)

① マ(接頭語)サ(麻)ムラ(麤)の轉呼。
 ② 萬葉集十四卷に「上野野安蘇のマソムラかきむだき」とある。アソもまたアサ(麻)の轉で、麻の産地なるが故に名を得たのであらう。アソムラ(麻麤)は麻を梳くといふ縁によつてカキ抱きの序に用ひられたものと思はれる。

マソユフ(眞蘇木綿)

① マソはマ(眞)サ(麻)チ(緒)の約。麻の織緯といふ意。——ユフの項下を見よ。
 ② 萬葉集二卷に「神山の山邊マソユフ短ユフ」とある。麻のユフは假の木の皮を剥いて作つたユフに比すれば短いのので短木綿とつゞけたのであらう。

マタ(又、亦)、マダ(尙)

① モ(助語)タ(接尾語)の轉呼。
 ② 助語モから出た接續詞で、モに對偶と對抗との兩義があるので——語法要録參照——此語にも「亦、又」と尙との兩面の意味が含まれる。之を區別する爲に後者はマダと濁つて發音するやうになり、打消語と連れて用ひられる場合には「未」の字をあてるのである。

またいけむ [歌詞]

① マタギ(跨)ケム(音便)。
 ② 催馬樂「高砂」に
 たかさこの 尾上になてる 白玉椿 玉椿 其もがと ましもが
 と ねりをさみなの 御衣かけにせむ 玉柳

なにしかも 心もマダイケム 百合花の さ百合花の 今朝咲いたる初花に逢はましもものな

とある。百合花の朝咲いた初花に逢はうものを、玉つばきも玉柳もと心踏ぎけむといふ意である。——愚考抄に「待しけむ」の意とし守部が「逢きけむ」と解したのは共に誤りである。

またいたんこ [歌詞]

① イタキはイト、アキの約。
 ② 催馬樂「淺緑」に
 あさみどりや 濃いはなだ 染めかけたりと 見るまでに 玉光
 る 下ひかる しんきやう すさかのしだり柳 マタイタキトナ
 ル せんざい 秋はぎ なでしこ からほひ しだり柳
 とある。愚案抄に「いたんとなるは家の事が板を敷てゐる故也」と説明し、守部は「まだき田井となる」の意と解した。案するに新京朱雀のしだり柳までが一聯で、淺緑、濃緑に對し、又イト(最)アキ(藍)なる前裁の秋萩、撫子、から葵に交るしだり柳の色を詠じたのであらう。

マタシ(全)

① マはタマ(玉)、マル(丸)の原語で、之に接尾語タを添へたマタはマトとも轉音し、マトカ(圓)、マトメ(圓)の如く用ひられる。シは形容動詞語尾である。
 ② まとまつて居るといふ意から完全の義を生じたのである。
 ③ (後述命の御歌) 命の マタケム人は たゞみこも 平群の山の熊

かしの葉を うすにさし其子〔記〕

① 同じ歌を紀には景行天皇の御作として摩訶那務としてある。誤寫にあらすとすれば音便によつてマソシ(タ行、サ行相通)ともいうたのであらう。

マタシ(奉、遣)

① モタシ(持爲)の轉呼。
 ② 紀の舊訓に以、遣をマタシとし、或は奉遣をタテマタシと旁訓した例がある。モチ(持)の使動詞で、今の語でいへばモタスであるが、モタせて遣るといふ意にも用ひられる。
 ③ (萬叶) わが衣かたみに奉しきたへの枕をさらすまきてされませ
 (萬叶) 己妻かれて 乞はなくに 鑑さへ奉〔三三六〕

④ 第二卷に「縁兒のこひなく毎に取委物しなれば」とある〔三三三〕委もマタスと訓むのであらう。

⑤ 第九卷の歌は舊訓マタシとあるが、マタスと句を切る方がよい。奉の字についてマツル又はササカと訓するものがあるが、さる最高敬語を用ひべき場合ではない。

マタネのウマシ(眞種之可美)

① 崇神紀に丹波水香戸邊の兒が人も教へぬのに大國主神の祭祀を行ふべきことを願語で述べ、「出雲人祭、眞種之甘美云々」というたとある。マタネは俣根即ち傍系の義で、ウマシはウマシ韓日狭の略稱であらう。出雲根根(舊系即ち本系の義)が誅戮せられて祭祀が絶えたから、マタネ(傍系)をして繼がしめよといふ意を諷したものと思はれる。——タマモシツシの項下を見よ。

マタノ(全能)媛

① 物部氏十七世妻入宿禰の妻(舊)。同世代庶流自古連の女とある。名の所由不明。

マタノヲ(麻拖能鳥) (人)

① 天日槍の配(垂仁紀)。但馬の前津耳の女とある。一番には出鳥の人太耳の女麻多鳥と傳へられ、記には聖多連摩之俣尾之女名前津見」と記されて居る。マタはミタ(御田)と同語で、ヲは長の意、即ち御田の主長といふことで、兩性に通用するから、男女いづれの名とするも妨はないのである。

またはたるんこの [歌詞]

① 催馬樂「青馬」に
 しのいざやの さなごがひこの さいろんこ」マタハタイロンコ
 の たいきの童の さなごがひこなる さいろん子
 とある。文治本には此句をマタイタンコとしてあるので、眞淵は眞大膽子の意と解したが、語構成の原則から見ても如此き語はあり得ぬ。

秘抄の傳によれば「又は大郎子」の説と思はれる。マタハとあるのは上の「さいろん子」(郎子)に對していうたであらう。上記の如く「マタイタキトナル」と用ひた例もある。マタイタンコの傳によれば或は「又いとこ」といふことであるかも知れぬ。——イトコの項下參照。

マタマ(眞玉) (人)

① 孝徳朝の遺唐學生水連老人の父(紀分註)。

マタマツク(眞玉付) [枕]

マは接頭語、玉をつけるといふことで、マ(緒)にかゝる枕詞である。

例 (萬四) マタマツクをちこちかかれていひはいへど逢ひて後こそ悔はありといへ (萬七) マタマツクをちの菅原我からず人のからまく惜しき菅原

マタマツク・タマノムラヒメ(眞玉著玉之邑日女)の命

マタマツクは眞玉作で、玉之邑の枕詞である。出雲國神門郡朝山郷に御座する神(風)。神魂命の子で大穴持命が朝毎に通はれたとある。出雲には玉造が居住したから、此地も亦玉之邑と呼ばれ、其女宮なるが故にタマノムラヒメと稱へられたのであらう。神名帳にも朝山神社を擧げて居る。

マタマテ(眞玉手)

マは接頭語。玉手といふに同じく、玉は美しいことの形容である。「マタマテの玉手さしかへ」(記、紀、萬三)といふ慣用句がある。

マダラフスマ(萬太良衣)

マダで作つた衣といふ意。——フスマの項下を見よ。マダラのラは接尾語、マダは東北では今も此名を以て呼ばれ、學名 Yilia Coriata と稱する植物で、其皮の纖維を以て衣袴を製作する。萬葉集には遠江地方では尙上流者の用ひるものとせられたもの、やう

である。

(萬四) キへ人のマダラ衣に結さばた入りなましもの妹が小床に

マタチ(俣尾、麻多島) [人]

天日矛の配前津見の父(記)。紀の一書には娶三但馬出島人太耳女麻多島とあり、同書本文には前津耳(又は前津見、又は太耳)の女麻多島とある。——マタノチの項下を見よ。

マチ(町、坊)(待)

マ(接頭語)チ(道)。ミチ(道)と同原同義であるが、巷、街の意に用ひられた。轉じてイチ(市)と同じく人の集會する所をもいふ。「待」といふ意も之から出たのであらう。されば次のマチバカヒルの例に於て見るが如く、古は一段落を用ひたのである。關東方言に祭をマチといふのもマツリ(原語(其項下を見よ)又は畧語ではなく、此マチの義で、民衆が集會するからであらう。

マチサケ(待酒)

マチは祭の原語で眞意の意であるから、マチ酒は神酒をいふのであらう。記に幼少の應神天皇が建内宿禰に伴はれて若狭の國から歸られたとき、神功皇后が待酒を醸みて献ぜられたとある。字によつて待受の酒と解するものがあるが、御馳走の爲ではなく、信仰的意味を含んだものであることは皇后の御歌によるも明で、神酒と解釋せねばならぬ。萬葉集四巻に

君がため嫌みしマチサケ安の野に留やねらむ友なしにしてとあるのは神酒に「待」をいひかけたのである。

マチチ(貧鈎)

マチはサチ(幸)に對する語で、マは凶を意味する語である(其項下参照)。マツシとも活用し、不味の意にも用ひられる。チが鈎の義に用ひられる理由は其項下に述べた。

山幸、海幸傳説に海神が教へまゐらせた呪文として此語がある(記、紀)。原義により不幸を降らす鈎と解釋すべきである。——貧は借字。

マチチ・ササマチチ(貧鈎、狭々貧鈎)

紀の一書山幸、海幸傳説に汝生子八十連屬貧鈎、狭々貧鈎といふ呪語がある。上記マチチを重ねたのでササは囉詞である。——ササを「少き事」と解しては意をなまぬ。

マチバワカヒルニ(麻知波弱垂仁)

マチバは「待てば」に同じく、此動詞がまだ四段に活用しなかつた時代の語法である(マチの項下参照)。ワカヒルは若輩即ち朝の意。

(山臣壽詞) 如此告麻知波弱垂仁山都五百輩生出來朝日のてるまで祝詞をあげて居ると、早朝に清淨な多くの筈が生ひるであらうといふことである。

マツカヒ(間使)

マは接頭語。單に「使」といふと同義である。今の小間使といふ語は此から出たの

であらう。

(萬九) あぶり干す人もあれやも家人の春雨すらをマツカヒにして(萬二〇) 梅のはな其ともしらす降る雪のいちぢろけむなマツカヒや

第一の歌の春雨スラチは春雨其チの意と解すべきである。——語法要録参照。

マツカヘリ(松反) [枕]

「松が縁」の意であらう。「松側の権」といふやうな語又は傳説があつたので、シヒ(逆)、(譯)の枕詞に用ひられるやうになつたものと思はれる。例 (萬六) マツカヘリしひにてあれやも三栗の中絶えて来すまでといふヤチ(二七三)

(萬七) マツカヘリしひにてあれやも山田のちが其日に求めあはずけむ

マツサハ(松澤) [地]

常陸國久慈郡の地名(風)。立連日命が天から降つて此地の松樹の腹に居たとある。賀毗禮崇から程遠からぬ平野であらうと思はれるが所在を詳にせぬ。——カヒレの項下参照。

マツタエ(麻都太要)の長濱

萬葉集十七卷布勢水海遊覧の歌に見えるが、所在を詳にせぬ。——フセの水海の項下参照。——和名抄射水郡宇納(宇奈美)郷の地名で、マツタエは松田江の義か。

マツチ(眞土、赤打、又打、信土)山

① 粘土、色土等に對し普通の土塊(黒土)をマツチといふ。
 ② 紀伊國伊弉郡隅田村大字眞土の山で、紀伊川の北岸にあつて大和の宇智郡に跨る。上代大和から紀伊に出る街道であつた。
 ③ (萬二)あきまよし紀人としもマツチ山行き來と見らむ紀ひととしも
 右の外第三、第四、第六、第七、第九、第十二卷等にも此地を詠じた歌がある。

マツツ(松津)の國造

① 仁徳朝物部連伊香色雄命の孫金が拜任したとある(國造本紀)。松津國は火國と末羅國との中間に序してあるから、九州の國であらうが他書に見えぬ。或は津は浦の誤記で、マツラといふ地名を松浦とも末羅ともかくので、誤まつて二別國と傳へられたのであらう。國造本紀には他にも同様の例がある(ムサシ、シノブ、カガの項下參照)。金は舊物部系譜の金弓連にあたるが、同人は成務朝の人とあつて年代が一致せぬ。仁徳朝とあるのが誤か、或は金が誤記であらう。

マツノヲ(松峽)の宮

① 神功皇后熊襲討伐中の行在地(紀)。所在不明。夜須郡(今の朝倉郡)栗田村の松尾といふ地が其跡であらうといはれる(肥前續風土記)。

まつぶさ [歌詞]

① マは接頭語。——ツアサの項下參照。

① 委曲といふ意。

② (八千矛神歌) マツアサに 取りよそひ 沖つ鳥 むな見るとき(記)

マツホ(松帆)の浦

① 淡路國三原郡松帆村の海面をいふ。
 ② (萬六) なきすみの 船瀬ゆ見ゆる 淡路島 マツホの浦に(萬五) マツヤタネ(松屋種)——ワチサル・クニサル・タカマツのヤタネの項下を見よ。

マツラ(松浦、末羅)の國造

① 和名抄肥前國松浦(萬豆良)郡。今の東、西、北松浦郡の總稱である。神功紀によれば皇后が此縣の玉島の小川で細鱗の魚を釣り上げ給ひ、メヅラシキものと仰せられたから、地名をマツラと貰うたのが、轉じてマツラとなつたとあり、肥前風土記にも同様の説がある。魏志倭人傳には末羅國と記され、神功皇后以前からの名であるから、上記傳説は信するに足らぬが、語義は尙明にし得ぬ。

マツラ(末羅)の國造

① 成務朝穗積臣の祖大水口宿禰の孫矢田稻吉が拜任したとある(舊)。物部氏系譜には此人の名が見えず、又大水口宿禰の孫ならば崇神天皇と同世代の人であらねばならぬ。誤傳があるものと思はれる。
 ② 國造本紀に松津とある國が松浦の誤と思はれることは其項下に述べた通りで、誤つて末羅と別國としたが爲、同一國造家を二様にかきわけたものと思はれる。案するに原傳説は伊香色雄命の孫某が成務朝に

同國の國造に任命せられたとあつたのであらう。所在地に因んで矢田(大和の地名)の船置と名乗つたこともあり得べきである。

マツラ(松浦)舟

① 萬葉集七卷に「小夜更けて細江、こなる松浦舟楫の音高し水尾はやみかも」とあり、第十二卷にも「松浦舟みたる細江の水尾早みかちとる間なくおもほゆるかも」とある。マツラ舟はタマヌ舟、イツタ舟の如く船型の名であらうが、如何なる種類のものか判明せぬ。肥前の松浦に通ふ船とするのは理由のないことで、筑紫舟といふ語はあるが、イト舟ともナツ舟とも用ひた例はないから、獨り松浦に通ふ舟のみが地名によつて呼稱せられ、しかも奈良朝の初に於て屢々難波細江にあらはれたとは解せられぬことである。

マツリ(祭)、マツリコト(政)

① マチはミチ(御道)の音便、リは活用語尾。
 ② マチは神名にも、——御主の意に轉じては人名にも——屢々用ひられる語で、「神」と同義であるから、神の行事といふ意を以てリをそへて之を活用し、祭祀の義を生じたのであらう。マツリコト(政)が祭事の意で、祭政一致時代の古語なるべきことはいふまでもない。祭が奉又は奉仕の義に轉じたことは次項に述べる。

マツル(奉)、マツロフ(奉仕)

① 上記祭の轉義で、奉獻又は奉仕を意味し、更に敬語助動詞に轉用せられたのである。
 ② 奉獻の意はタテ(立)マツル、奉仕の意はツカヘ(仕)マツルといふ複

合語を以て最多く表示せられるが、立、着(ツカヘ)の原語が主語ではなく、マツルに其義があるのである。故にマツリの變形マツラフ——音便によりマツロフといふ——には奉仕といふ字が充てられるのである。例

(崇神記) 和乎其麻都漏波奴人等

(雄略天皇御製) はふ蟲も 大君に摩都羅荷(記)

(萬二) ちはやぶる 人を和はせと 不奉仕 國を治めと(萬九)

マツチ(松尾)の阜

① 播磨國揖保郡の地名(風)。應神天皇が此阜の松を取つて燎(ニハヒ)たから號けたとあるが、説明が十分でない。恐らくは他國のマツチ(松尾)と同じく、松岡の意であらう。

マデ、マテニ(至、及)

① マテはマタ(僕)の音便、マテはマテニの約濁であらう。
 ② 道路、河津、枝條等何にもあれ分岐したものは其岐點を以て行止りとするから、僕に(達する)といふ意を以てマテニに「迄」の義を生じ、約濁によつてマテといふやうになつたのであらう。
 ③ 萬葉集の用例によれば後世ならば單にマテといふべき場合にもマテニとした例が極めて多い。其はマテニが原語で、畧せられてマテとなつたことを證するものである。例

(萬二〇) 梓弓引津の邊なるなのりその花さくマテニ逢はぬ君かも

(萬二四) 庭中のアスハの神に小榮さし我はいは、むかへり來マテニ

マトカタ(圓方、的形) [地]

神名帳伊勢國多氣郡麻刀方神社とある地。——今の東黒部浦。——伊勢風土記(仙覺萬葉抄所引)に浦の形が的に似て居るから形的形と號けたとあるが、カタは舟行水面又は斥鹵でマトは圓の意であらう。

〔萬二〕ますらをのさつ矢たばさみ向ひ立ちいるマトカタは見るにさやけし——風土記には天皇御製として下の句を「いるヤマトカタ濱のさやけさ」とある。

マトカタ(圓方)の女王

萬葉作家。左大臣長屋王の女、寶龜五年薨(續紀)。

マトコオフ(眞床追)〔枕〕

フスマの枕詞〔記〕。マはミ(御)の音便、オフはオホフ(覆)と通ずる。寢床を覆ふ安といひかけたのである。

〔神代紀〕于時高皇產靈尊以眞床追安(覆)於皇孫天津彦々火瓊々杵尊。

マト又(眞砥野)比賣の命(媛)

美知能字志玉(開化天皇の御孫)の女〔記、紀〕。垂仁天皇の妃となられた〔紀〕。マトヌは圓野の義であらうが所在を詳にせぬ。

マドヒ(惑)〔動〕

マ(目)トホ(遠)の活用であらう。——ヒは活用語尾。

原義は目遠であらうが、轉じて想見し得ぬこととなり、漢字惑の譯字にあてられるやうになつたものと思はれる。例

〔萬四〕つれもなくあるちむ人をかた思ひに我しおもへばマトヒもあ

るか
右の歌のマトヒの如きは「目遠にもあるか」としてもよく意が通ずるのである。

マトリ(鷺鳥)

マ(寬)トリ(鳥)。——マの項下を見よ。

普通のマとは異り、マトリの場合のマは鷹の原義により、マの鳥の意味を以て鷺鷹の類を總稱したもののやうである。平群のツク(兎鶴)の子をマトリ(眞鳥)といひ、萬葉集にもマトリ住むワナテの森などと用ひてある。矢にはく鷺の羽をも眞鳥羽といふ。——通證に之を蝦夷の方言としたのは誤である。

マトリ(眞鳥)〔人〕——ヘケリのマトリの臣の項下を見よ。

マトリ(眞鳥)姫

物部氏三世出雲醜大臣の配(舊)。倭の志紀産の妹とある。同氏六世伊香色雄命の妻の一人にも倭志紀産の女眞鳥姫といふものがあるが、いづれか一方は誤傳であらう。

マナオトコ(麻奈弟子)

眞の乙子即ち末子の意。

〔鎮火祭祝詞〕麻奈弟子ニ火結ノ神生給氏

最終の子にハムスビの神を生み給ふとの意。——氏は止の誤か、若くはトに通ずるのであらう。

マナを愛の意と説くものもあるが、マナコ(愛子)はマコともいひ、

目の子、目子の意。——目妻を用ひた例もある(萬二)——メヅ(日出)と同様に愛の意に轉用せられたもので、オトコとつゞけ得られぬことはいないにしても、少くともカガツチは愛子ではなかつた筈である。

マナカ(眞名鹿)

マ(眞)ノ(助語)カ(鹿)の轉呼。

尋常の鹿といふ意。

マナガ(眞長)の浦

萬葉集九卷に
思ひつゝ來れど來かれて三尾が崎眞長の浦をまたかへり見むとある。ミナは近江國高島郡の地名であるから、マナガの浦も其附近であらうが所在は判明せぬ。

マナカヒ(麻奈加比)

目の交の意、眼の間といふことである。

〔萬四〕瓜はめば 子どもおもほゆ 栗はめば ましてしめばゆい づくより 來たりしものぞ マナカヒに もとなかゝりて 安い しなさぬ

まながり〔歌詞〕

マタガリ(マタギ、マリ)の音便。——タ、ナは相通する。

〔「相副ひ在り」といふ意。〕

マタの原義は交叉よりも穿る並列にあるのであるから、古は相並ぶ

マナコ(愛兒、眞名子)

マ(目)ノ(助語)コ(子)の轉呼。

マは目ではある。稱美のメツ(日出)といふと同一の着想からいとし子を目ノ子と稱へたのであらう。今でも「目の中へ入れてもいたくない」などといふのである。例

〔出風〕伊非奈積乃麻奈子ニ坐熊野加武呂乃命(意宇郡の草下)

〔萬六〕父公に 吾は眞名子ぞ 批刀自に 吾は愛子ぞ(0111)

右の外例が多い。萬葉集十四卷に「あしびきの山さば人の人さばはマナといふコがあやにかなしさ」とあるのはマナコ(愛子)といふ語を二つに分け、マナ(眞魚)にいひかけたのである。

マナコ(織沙、黄土粉)

マ(眞)ニ(土)コ(粉)の轉呼。

石の粉即ちイシコ(砂)に對し、土の細粉をいふ。

懿德天皇の御陵眞名子谷を紀には織沙粉と譯してある。和名抄に日本紀私記を引いて織砂をマナコと訓したのは沙と砂との別を明にし得なかつた爲であらう。左記の如く黄土粉(ハニの粉の意)といふ字をあてた例もある。

〔萬六〕白濱の千重に來よする住の江の岸の黄土粉にははひて行かな

此は織沙に愛子ないひかけたのである。

右の歌の黄土粉は舊訓ハニフニとある。黄土をハニ、粉をフニの假字と見たのであらう。其は同集第一巻に

草枕旅行く君と知らませば岸之垣布爾にははざらましを(六九)

とあるによるものであらうが、六巻の歌は之とは異り、愛子にいひかけたもので、九巻に「磯の浦まの眞名(子の字説か)にも匂ひて行かな」とあると同用例であるから、マナコと訓まればならぬ。

マナコタニ(織沙谿、眞名子谷)の坂上陵

懿徳天皇の御陵(紀、諸陵式)。畝傍山南と冠稱せられて居る。記には「設は畝火山の眞名子の上にある」とある。粘土を産する谷地なるによつて此名を負うたので、今も白根村大字畝傍に眞名子谷といふ名が残つて居る。

マナシカタマ(無目堅間、无間勝間、無目籠)

勝間はカツマとも訓み得るが、カツマはカタマの音便である。籠もまたカタマ(カタミ)といふので假字に用ひられたのである。

マナシは「すき間なし」といふ意。カタマは竹筏で(カタマの項下参照)、竹を密に組みあはせた筏といふことである。

火折命(彦火火出見尊)が海宮渡航に用ひられた船(記、紀)。紀の書には大目籠の籠ともある。竹筏とすれば目が籠くとも浮力には差支はないのであるが、筏上の人が濡れぬやうにマナシ筏を用ひたとせられたのであらう。カツマ(カタマ)を記傳にカタツマ(堅津間の約としたのはマナシといふ語から思ひついたのであらうが、「堅い間」をカタツマといふことは古語法ではない。

まなばしら(枕)

マナバシラは鳥名で、字鏡に鴨及鳩の訓にあてて居る。鴨はミサコ(鴨科)、鳩はソヒ(鴿科)で、和名抄にはいづれも食鳥鳥なりとあるから、マナ(眞鳥)ハシル(走)の轉呼であらう。左記の例に見えるが如く「(尾)の枕」として用ひられた。

雄尊天皇の御製(大宮人は うづらとり 領巾とりかけて マナバシラ 丘行きあへ(記))

マナバシラをマナビシル(學知)の轉音とし、紀の書に諸册二神が鶴鶴から交合の道を學んだとあるから、此鳥即ちニハクナアリ(鶴鶴)のことであらねばならぬとするは俗説である。紀の傳説はニハクナアリといふ名から案出せられたもので信するに足らぬのみならず、和名抄にもトツギナシヘトリといふ異名を興へて居るが、マナバシラとは訓せられて居らぬのである。

マナビコ(麻奈毗古)

應神天皇の舍人。上野國の人(播風)。天皇播磨行幸の際飾磨郡小川里から北方の落流を視察に派遣せられたとある。眞魚を以て名としたのであらう。

マナキ(眞名井、眞井)

水の堰といふ意。マナはマナ鹿、マナ鶴の如く用ひられ、マノと同語で、單にマといふと同じい。キは水を堰きとめることをいひ、今日の井即ち堀井戸の意ではない。
天安河の誓に劍及玉にマナキの水をふりそがれたとあり(記、紀)

紀の書にはマナキ(石の井の意)とある。丹後の比治の眞井は天女が水浴したとあるから(風)、清水を堰きとめた所を一般にマナキと稱へたものと思はれる。

マヌ(眞野) (地)

和名抄近江國滋賀郡眞野(末乃)。今も眞野村と稱へ、和珙村、小野村に隣する。春日臣の一族の占據地である。古はマヌと稱へられたことは勿論である。

マヌ(眞野)の浦

攝津國八田郡の地名。今神戸市に編入せられた。萬葉集にマヌの浦(二卷)、眞野の池(同)及白菅の眞野の榎原(三卷、七卷)とあるのは皆此地をいふもの、やうである。第四卷に「眞野の浦の淀の繼橋心ゆも思へや妹の夢にし見ゆる」とある所を見ると、橋がかけてあつたのであらう。

マヌ(眞野)の首デシ(弟子)

推古朝の伎樂傳習を受けた人(紀)。出系不明。春日小野臣の一族に眞野臣と稱するものがあり、右京蕃別に眞野造があるが同氏ではあるまい。或は攝津の眞野に居住した歸化人の首長であつたかも知れぬ。弟子は字の通りの意味で、別に名があつたのを逸したのであらう。

マヌ(麻奴)の王

欽明天皇の皇女、御母は蘇我のキタシ比賣(記)。紀には肩野皇女とあるから、此ヌ(野)は片野ともいうたのであらう。マは此場合はミ(御)

から轉じた接頭語と見るべきである。

マヌラル (動)

マは接頭語、ヌラルはノラルの轉呼。
萬葉集十六卷に

はしたての 熊木酒屋に マヌラル奴わし さすひたち 率て來なましな マヌラル奴わし
とある。「罵られる奴」といふ意であらう。

マネク(普)(遍)

マ(間)ナク(無)の轉呼。

間無の意から轉じて普通の義となつたので、サマネク(サは接頭語)とも轉用せられ、後世専らア(接頭語)マネク(シ)といふ。

止ます行かば 人目を多み マネク行かば 人知りぬべみ
(古)

此例はなほ多い。
(萬) うらさぶる心サマネシ久方のそのの時雨のながらふ見れば

マヒ(舞)(幣)

マはタマ(玉)、マル(丸)、マソル(廻)等の語幹、ヒは活用語尾。

原義は回轉であるが轉じて舞の意となり、舞を奏して神の意を和ぐるが故に幣の義にも轉用せられた。マヒナヒ(賄)は其派成語である。

(仲哀記) 歌ひつつ かみけれかも マヒつつ かみけれかも
(雄略記) あぐらゐの神の御手もちひく琴にマヒするをみな當世に
もがも

マヒト(真人)

ウマヒトの約。——其項下參照。

天武十三年に定められた八色姓中第一階。從來公と稱へられた王孫——他氏族に入籍せられざるもの——に與へられたカバネである。

まひらくつのくれつれ

齊明紀童話に

マヒラクツの クレツレ 於社幣陀乎 運賦俱能歌理賜

とある。隠語であるから不可解の點があるが、第四句は舊釋の如くカヨ(雁)カリ(雁)がクラフの倒置で、第三句はオンヘタラと訓み、オシ(磯邊)田の訛と思はれるから、マヒラクツはヒラク津即ち登航津の意とも了解せられる。クレツレは地形をいふもの、やうであるが、或はクツレ(崩壊)を口調により一個のレを加へてクレツレレというたのかも知れぬ。

マフツ(真經津、麻布都)の鏡

マは接頭語、フツはフト(太)と同語。

天宮の祭典に用ひた八咫鏡を一傳には眞經津鏡といふとあり(紀)、播磨風土記にも景行天皇の御裝を叙して御佩の下結に麻布都鏡をかけ給ふとある。大きな鏡又は秀れた鏡といふ意であらう。

マフリ(磨布理)村

トフリ村の項下を見よ。

マヘツキミ(卿、大夫)

前ツ君即ち御前に奉仕する大官の意。音便によりマウチギミとも稱へられる。

舊事紀に神武朝宇摩志麻治命及天日方奇日方命を申三食國政二大夫に任ぜられたとあり、紀には卿、大夫、臣、相、群僚等に此調を與へてある。此稱呼が官名として用ひられるやうになつたのは實際いつの世からか詳でないが、語其ものは上代から存したものであること疑なく、ナカツオミ(中臣)即ち宮内官に對して、表役人といふ意を以てマヘツキミと呼ばれたものと思はれる。

マヘツミ(前津見)、マヘツミミ(前津耳)

マヘツミの項下を見よ。

マヘモ(禪)

天武十一年親王以下百官諸人の權を着用することを禁ぜられた。禪は禪に通じ藤掛即ち今の前垂のやうなものであるから、之をマヘモと訓したのは道理至極である。——ヒラミ又はヒレとも稱へる(各其項下を見よ)。

まほろば

マ(接頭語)ホ(秀)ロ(接尾語)マ(間)の轉呼。

景行天皇の思邦歌(紀)又は倭建命の御歌(紀)に ヤマトは國のマホロバた、なつく青かき山こもれるヤマトしうるはし

とある。マホロバは「最も秀れた地域」といふ意、大和は日本全國中の秀地の義にも、或はヤマト郷は大和國中の秀地の意とも解せられる。

恐らくは原歌は後の意であらう。上古ヤマトと稱したのは大和國の或一部分で和名抄にも城下郡に大和(於保夜麻止)郷をあげて居る。

ママ(真間)

ミマの轉呼。

マは地域の意であるが(其項下參照)、ミマには左の二義がある。

(一) 御間——御料地の意。ミマツヒコ、ミマキ入彦などいふ用例がある。

(二) 水間——ミマ(水之間)ともいひ、水涯の地のことである。諸國にあるママといふ地名は多くは之に屬する。萬葉集にも葛飾のママ、足がりのママなどいふ地名が見える。相模方言では谷會をママといふ。——断崖の意なりとするは非。

ママセ(庶兄)

紀の舊訓にイロネとあるは誤で、ママアニと訓するの古語ではない。弟に對する兄はエであるが、セともいうたことはあり得る。

マはモロ(諸)の原語の轉呼、ママは其疊語である。

ママは衆多の意であるが、正に對する副の義をも含むので、ママセは義兄を意味する。

字鏡には庶兄を萬萬兄、嫡母を万万波々、町々万万妹と訓してある。いづれも眞正の血統にあらざることを意味する。上代に於ては同一女性の所生の外は血統と見られなかつたから、異母兄弟姉妹も義母も皆ママを冠して呼稱し、義子はモロ(モはマの原音)と稱へた。ムコといふ語は之から出たのである。

(神武紀) 其庶兄手研耳命

(神武紀) 其庶兄當藝志美命

和名抄に世説云諸葛宏爲繼母族黨所讒——謂母則可不知父、但繼父和名萬々知々(諸本多少の相違がある)云々とあるのはママを繼の義とした順朝臣の憶斷である。

ママハラカラ(庶兄弟)

記傳に庶の字讀むべからずとして兄弟をアニオトドモと訓したのは二重の誤である。庶は上例の如くママと訓むべきこと勿論で、兄弟はハラカラの假字である。

大國主の兄弟八十神のことをスサノチ命が汝庶兄弟者追二伏坂之御尾二又追撥河之瀬二といはれたとある(紀)。ハラカラは同一女性を祖とする同世代の男子をいふ語で(ハラカラの項下參照)、同一母から出た眞眞の兄弟にあらざるが故にママと冠稱したのである。

マミ(目見)

今もいふ「目もと」と同義で容貌を意味する。

萬七) 大船を荒海にこぎ出八船たげ吾見し子等が目見はしるしも

マム(馬武)

齊明朝に入洛した津輕の大領(紀)。夷人であるから名の義を明にし得ぬ。

マムセイ(滿誓)

萬葉作家。沙彌とある。俗名は登朝臣麻呂といひ、美濃守、尾張、三河、美濃三國の按察使、右大辨等を歴任し、從四位上に叙せられたが、

入道後勳を奉じて筑紫に觀世音寺を建立した(續紀)。

マムダ(茨田) [地]

曼(芒)タ(田)。
マンは芒の字音であるが、必しも支那語を輸入したのではなく、上古我國でも芒をマムと稱へたのであらう。——國語と支那語とが同源から出た例は少くはない。——芒はハヤ(刺)のことで、イバラ、ウハラ(茨)もまたハヤから出た語であるから(其項下参照)、マムが茨の意に用ひられたのは當然で、茨のある田といふ意を以てマムタと稱へたのであらう。

和名抄河内國茨田(萬牟多)郡とある地。今の北河内郡中淀川沿岸地帯である。上總の望陀(又は馬來田)、武藏國荏原郡滿田(和名抄)も之と同語である。——ウマケタの項下参照。

マムダ(茨田)の王

萬葉作家。中務大輔とある。續紀によれば天平十八年宮内大輔となり、翌年越中守に任ぜられた。系不明。

マムダ(茨田)の堤

仁徳朝に秦人を役して造られた堤(記、紀)。淀川の水の汎濫を防ぐ爲のものである。此堤に雁が卵を産んだといふ傳説がある(紀)。——記には之を日女鳥のことと記されて居る。

マムダ(茨田)の皇女

繼體天皇の皇女、御母は坂田の廣媛(紀)。記に田部女とあるを正し

とすべきで(其項下を見よ)、茨田の關媛の出なる茨田大娘皇女とまきれたものと思はれる。

マムダ(茨田)の皇子

用明天皇の皇子(紀)。御母は間人皇后とある。茨田連が奉仕したから名を負はれたのであらう。——記には此皇子の名が見えぬが、殖粟王の次に四柱とある數から推察すると之を逸したものと思はれる。

マムダ(茨田)の三宅

仁徳朝秦人を役して作つた屯倉(紀)。上記茨田の堤を造られた結果であらう。

マムダ(茨田)の連

彦八井耳命(神武皇子)の裔(記)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏錄には彦八井耳命を神八井耳命の子としてある。

マムダ(茨田)の連サミマロ(沙美麿)

萬葉集二十卷に上總國防人部領使少目とある。

マムダ(茨田)の連ラモチ(小望)

ラモチは舊訓であるが、望が果してモチの假字に用ひられたかは疑とせればならぬ。

マムダ(茨田)のオホイラツメ(大娘)皇女

繼體天皇の妃關媛の父又は兄(紀)。名の義不明。

繼體天皇の皇女、生母は茨田の關媛(紀)。母氏の姓を名乗られたのであらう。記には此皇女をあげて居らぬ。

マムダ(茨田)のシモ(下)の連

景行天皇の皇子櫛角別王の裔(記)。マムダのシモと稱へるのは上記茨田連と區別する爲であらう。姓氏錄には同じ天皇の皇子息前彦人大兄磯城命の後として茨田勝をあげて居るが、勝は皇別が名乗るべきカバネではないから、番別の茨田勝(免主孫皓の後と稱する)の一支が祖先を皇室に假託したものとおはされる。——オキクマの彦人大兄ミヅキの命の項下を見よ。

マメ(大豆)

マはマル(丸)、タマ(玉)の原語、メはミ(實)の轉呼。
和名抄に大豆をマメと訓してあるが、大豆には限らず、豆類は皆マメと呼ばれたものと思はれる。丸い實といふ意であらう。

マヤ(兩下)

マは兩、ヤは屋の意。兩屋よりなる家即ち切妻屋根の家をいふ。
和名抄に兩下唐令云庶人門舍不得通二門兩下二辨色立成云兩下麻夜とある。我上代に於ては之に反し、宮殿も皆兩下(切妻)であつたことは今も神宮に於て之を見る通りである。之に對して四注をアツマヤとよび、多くは小屋を益くに用ひられた。
和名抄箋註に狩谷掖齊が眞屋の義で美稱であると説いたのは誤である。又催馬樂に「アツマヤのマヤのあまりの雨そ、ぎ我立ちぬれぬ」とあるマヤをアツマヤの省約と解するものがあるが(眞淵、宣長等)、此ア

ツマヤは四阿の意ではなく、竊屋を意味し、アツマヤマヤの兩屋と韻を疊んだので、同一語を重れたのではない。——アツマヤの項下参照。

マユ、マヨ(繭、蠶)

マは接頭語。ユ又はヨはイの轉呼であらう。イは蜘蛛の體內から出る纖維をいふにも用ひられ、イト(糸)の原語である。

神代紀一書に月讀尊に殺された保食神の遺體中眉から蠶を生じたとあり、又口裏に之を含むで糸を抽いたともある。恐らくは上代實際に行はれた方法であらう。其他蠶については他の一書に稚産蠶の項上に生じたとあり、記に大ゲツ比賣神の頭から發生したとせられ、魏志倭人傳にも蠶桑を産すとあるが、養蠶が大和に知られたのは仁徳天皇の御代のことと傳へられて居る(記)。——マヨノミの項下参照——其以前にも繭が利用せられたとすれば、恐らくは天蠶(柞蠶)のものであつたのであらう。

(萬二) たらちねの母がかふ蠶のマユこもり籠れる妹を見むよしもがし

(萬二) つくば嶺のにひ桑マヨの衣はあれど君が御けししあやに着

まゆかせらふも [歌詞]

ユカセラフはユカシの一活用形であらう。
ユカシは含(行)の意で心をやるといふことをユカシともいふのであるが、東國でマ(目)ユカセルと用ひ、ユカシガルことを表示したものがやうである。
(萬二) あすへから駒の行このすあやは、ともし人つま子をマユカセ

ラフセ

マユトジメ(眉止之女)

催馬樂に「眉止之女」といふ曲があり、「大みきわかせマユトジメ」と詠まれて居る。嘉祿本にはオホミキヲカセの下に藤家説オホミキマキレとあり、抄にはミマクサトリカヘとある。守部は中古女人が眉をぬく風習があつた故に、マユのあるものをマユトジメというたと説いたが納得が行きかゝれる。恐らくはマヤ刀自女の意で、神に奉仕する清浄な女性即ち忌子のことであらう。——トジの項下参照。

マユミ(眞弓)

普通の弓をいふ。上代にはアツサ弓、ハジ弓、ツク弓等色々の種類があつたから(各其項下参照)、之と區別する爲に眞弓というたので、マナ(魚)、マナ鶴、マナ井など、同例である。後世マユミの木で作つたからマユミといふと解くのは本末轉倒で、マユミといふ樹名は後記の如く弓材から出たもの、やうである。

マユミ(檀) [植]

楡科に属する亞喬木で、眞弓の材料となるが故に此名を貰うたもの、やうである。古來檀の字をあて、和名抄にも之にマユミの訓を與へて居るが、檀は強靱なる木材で、弓になるべきものではない。神記に檀弓といふ編名があるので弓材と誤解せられたのかも知れぬが、其は魯人の名である。

マユミ(萬七) みなふちのはそかは山に立つマユミ弓つかまくまで人に知られぬ。

マヨワ(目弱)の王又はマユワ(眉輪)の王

眉輪はマヨワの假字であるかも知れぬ。大草香皇子(仁德天皇の御子)の遺見(紀、記)。父の輔として安康天皇を弑害したが故に誅せられた。名の義については石炭燻の和名をマヨワといふから(和名抄)、之に因んだのであらうといふ説もあるが、此特種の貝の名が其當時一般に知られて居たとは思はれず、之を取つて名とするが如きは有り得ぬことのやうに思はれる。或は眉輪が正字で、眉の形によつて名を貰はせたのかも知れぬ。

更に案するに目弱はマヨカ(眞若)の假字で、マヨカの王は幼王の意であつたのをマヨワと誤讀し、更に眉輪と轉寫したのであるかも知れぬ。筆誅の意を以て不詳の假字を用ひた例は記紀其他の古典には極めて多いから、此王子の大逆を誣んで眞若を目弱と書いたこともあり得べきである。

マラ(閑、玉莖)

靈異記(中巻第十一條)に閑は萬良と訓してある。和名抄には玉莖楊氏漢語抄云、風破前一云麻良とし、靈異記の閑は閑字也と註してある。案するに男子の呼稱マロ(麻呂)といふ語から轉じたのであらう。

マリ(種)

マル(丸)の轉。

打廻のことは皇極紀にはじめて見える。其ころ輸入せられた遊戯であらう。

マユミ(檀弓、檀、眞弓)の崗(丘)

皇極天皇の御母吉備姫王を葬つた地(紀)。高市郡坂合村大字眞弓といふ地にある。草壁皇子の御陵も亦此地に存し、眞弓丘陵と稱へられるといふ(諸陵式)。此皇子の哀悼歌中にも次の如く詠まれて居る。(萬二) いかさまに 思ほしめせか 由縁もなき マユミの岡に 宮柱 太しきまし(二六七)

(同) 外に見しマユミの岡も君ませば常つ御門ととのあするかも (同) 鳥くら立てかひし雁の子すだちなばマユミの岡に飛びかへり 播磨國御郡小川里にも應神天皇の御狩のとき弓の折れた地と稱するマユミの岡(檀坂ともある)がある(風)。いづれもマユミの木が生ひたから名を貰うたのであらう。

マヨガキ、マヨビキ(喙)

マヨはマ(目)ヤ(屋)の轉呼。目の屋の意を以て眉をマヤ(マヨ、マユ)といひ、喙料を以て之を盡くかきそ(たもの)をマヨガキとも、マヨビキともいふのである。(同) 應神天皇御製) 三粟の 其中つ土を かぶつく 眞火にはあてず (仲哀紀) 譬如三美女味(有)向津國——喙此云麻用彈棋

マヨヒ(亂) [動]

同寄るといふ意。ヨヒはヨ(寄)と同義で行爲を意味する動詞である。和名抄にも此は猶欲(壞)也、マヨフ一云、ヨルとある。

マリ [動]

モリ(漏)と同語。但しいづれを原語とも定められる。漏の義であるが、古は他動即ちモランの意にも用ひられ、排遺、放出をマリというたやうである。例 (記上) クソマヨ(屎處理)

(同) ユマリ(尿)——ユマリ、イマリとも轉呼せられる。和名抄に嘔吐をタマヒと訓したのもタマリ(音便であらう)。タマリ(吐)ともいひ、タはツ(唾)の轉呼である。

マリコ(椀子)の皇子

マロコと同義。——其項下を見よ

語義上同名の皇子のあることは敢て異とするに足らぬ。紀には次の三柱をあげて居る。

- (一) 總體天皇の皇子、御母は三尾の倭媛(紀)。三國公の先とある。——記には丸高王とせられて居る(マロコの項下参照)。
- (二) 宣化天皇の御子殖葉皇子の一名(紀)。
- (三) 欽明天皇の皇子、御母は蘇我のキタシ媛(紀)。——記には麻呂古王とある。

マリコ(椀子)の連 (逸名)

孝徳朝の循吏(紀)。マリコ(丸子)は陸奥安積郡、宮城郡の郷名にも見ふ(和名抄)、續紀には陸奥の人で丸子連と稱するもの數名をあげ、後記の如く相模及常陸人にも此名があるから、東國に在住した一部族名と思はれる。延暦年間大伴安積連、大伴山田連などいふ姓を給はつ

たとある所を見ると、大伴(軍旅)に属したもので、朝臣部(ヤマト)大刀部等と同じく兵種の名であらねばならぬ。恐らくはマリヤ(投槍)を使用する部隊をマリコと稱へ、其部長をマリコの連といふたのであらう。

マリコ(丸子)の連オホマロ(多磨)

萬葉作家。相模國鎌倉郡の上丁とある。

マリコベ(丸子部)のスケヲ(助壯)

萬葉作家。常陸國久慈郡の人とある。スケヲは助丁の意で名ではあるまい。

マリフ(麻里布)の浦

萬葉集十五卷に「まからぬき舟し行かすは見れどあかぬマリフの浦にやどりせまし」とある。これは新羅遣使の一行の歌で、此外にも同時の作として七首があげてある。内二首はおなじくマリフの浦を詠じたものであるが、他はアハ島、大島、祝島といふ地が作中にあげられて居る。後の兩島によつて察するに大島の瀬戸から上の瀬海峽をぬける途中で吟詠したもの、やうであるから、マリフ、アハ島も其附近と見るべきである。今の岩國附近の室木の浦を之に擬し、近年此地を麻里布村と名づけたけれども、倉橋から大島に向うたとすれば、室木浦を航過するのは大迂路である。尙他に物色すべきであらう。

マリヤ(末利椰)

神功紀熊之凝の歌に「ツク弓にマリヤ矢をたくへ」とあり、出雲風土記には麻呂箭とある。マリといふ語は現代語のモリ(鉢)の原形で、鉢の

やうな矢をいうたのであらう。撒矢の意とも解き得らるが、マリヤル語で投槍をマリと稱へる所を見ると尙外来語とすべきであらう。

マルコ(丸高)の王

マリコと訓むのかも知れぬ。

織體天皇の皇子、生母は三尾の倭比賣(記)。紀に梶子皇子とあると同人である。——其項下参照。

マロ(麻呂) (人)

マレ(稀)の轉呼。

マレヒト、マロウト(貴賓)の意を以て美稱に用ひたのであるが、自稱にもマロと名乗るやうになり、後には人名、擬人名を表示する語に用ひられた。マロを以て名としたものは紀、記にも數多く見える。

まろがち (歌詞)

マロは原義によりマレヒトを意味し、チは靈、主の意であるから、マロガチは「稀人の君」といふことである。

(吉野國權の歌) かめる大御酒 うまらに きこしもちをせ マロガチ(記、記)

マロコ(摩呂子)

マレ(稀)コ(子)の轉呼。

希なる子の意を以て愛見をよぶ稱號で、俗語の本蔵子と同義である。繼體紀七年の條下に懿哉摩呂古……盛哉勾大兄とあるマロコは此意に用ひられたもので、勾大兄即ち後の安閑天皇の御事で、次に朕が子麻

呂古ともあるのである。同じ天皇の御子なるマルコ(丸高)又はマリコ(梶子)皇子も亦此義によつて名づけられたのであらう。

マロコ(麻呂古)の王

右の意の御名を此字を以て表はした皇子は左の二柱である。

(一) 欽明天皇の皇子、御母は蘇我のキタシ比賣(記)。紀に梶子皇子とあるに當る(其項下参照)。——記には今一柱同名の皇子をあげ生母は糠子郎女としてあるが、此女性は仁賢天皇の妃で、之を欽明朝の宮嬪とするは誤傳と思はれるから、其所生のマロコの王は恐らくはキタシ比賣の出のマロコの王が再現したのであらう。

(二) 敏達天皇の皇子忍坂彦人大兄皇子の別名(記、記)。

マロコ(麻呂子)の皇子

用明天皇の皇子、御生母は葛城の廣子(記)。當麻公の先とある——記には當麻王とある。——マロコは固有名ではないから記の傳承が本稱であらう。推古紀十一年の章下にも、以三來目皇子兄當麻皇子二爲征新羅將軍とあるのである。

マロヤ(麻呂箭)

麻呂を箭の誤寫として箭を磨ぐと訓したものがあつたが、マリヤといふ語を知らざるさかしらである。

マリヤの轉呼。——其項下を見よ。

出雲風土記意字郡安來郷の條下に語部臣麻呂が女兒の鎌を報する爲め麻呂箭鏡鋒を搦び和爾を刺し殺したとある。マリ即ちモリ(鉢)を投げて毒魚を捕へたことをいふのである。

マワカ(眞若、眞稚)の皇女(王)

仁賢天皇の皇女(記、記)。春日ノ大姫皇后の出とある。季女なるが故にマワカと申上げたのであらう。

マワカ(眞若)の王

景行天皇の皇子(記)。御母は伊那那若郎女とある。紀には此皇子の名は見えず、舊事紀には眞稚彦命とあるが、母氏をあげて居らぬ。

マワカヒコ(眞稚彦)の命

景行天皇の皇子(舊)。母氏、後裔共に不明。

マキ (語幹)

ミキ(御居)の轉呼。

マキヤ、マキア、マキ来、マキ上る等の語幹であるが、義は御居、即ち「御坐所」といふことであらう。音便によりマウア、マウ来などいふことがある。

マタシ(申) (動)

ミ(御)タシ(食)の轉。

原義は「御食」であるが、轉じて口供の意の敬語となり、白、申の字をあてる。——後世音便によつてマウシといふた。

(雄略紀) 誰か此事大前にマウシ

ミタシが口供の意に轉じたとするのは突飛のやうではあるが、恐らくはチに口といふ意があつて、タシ(口爲)といふ語を生じたのであら

う。聞コシメス(目爲)と聞コシナスとが同義に用ひられるものによ
るものと思はれる。自分のことにミをつけるのば後世の觀念からは不
都合のやうであるが、タマフが自他兩様であるやうに、古の敬語は町
俣にいふことであるから、往々自他いづれの場合にも用ひられた。そ
の例は今口語にも少くはない。例へば「御飯」お送り申上げる」の如き
類である。

マラシカ(眞男鹿)

マは接頭語で単にナシカといふと同義である。或はサナシカといふ
こともある。

田(記・上)内二抜天香山之眞男鹿之肩一抜而

み

ミ(水)

田 水の原語。單語音は發音に不便であるから、ナ(接尾語ホの轉呼、ツ
(道、津と同語)を添へてミナ、ミツとして用ひられるが、結合語に於て
は尙ミの形を見ることが少くはない。例

- ワミ(大水)——海
- ナルミ(垂水)——瀧
- ナミ(延水)——波
- ミタマリ(水配)——分水

ミ(身)(實)(肉)

田 原義は「身」又は「實」で、轉義により「肉」の意にも用ひられる。
田 カラ(幹、莖、空)に對立する語で、身の意に於てはムとも轉呼せられ
る。獸肉はシヌはシシともいふので、單にミといへば果實又は魚介の
肉と了解せられる。シツミ(鯨)、シタタミ(細鱈)、ムキミ(刺身)等は
皆此意によつて號けられたもの、やうである。

ミ(箕)

田 モ(囊)から分化したのであらう。ヒ(篋)は其轉音とおもはれる(ヒ、
ミ相通)

田 和名抄に説文を引いて箕和名美、除^ヒ穢^ヒ米器也とあるが、物を量る
器にも用ひられたと見えて、神代紀に飯^ヒ作新^ヒ鈎^ヒ盛^ヒ二箕^ヒ而與^ヒ之とあ
り、今も箕ではかるほど」といふ語を物の多い聲に用ひる。又神武紀
に弟背が箕を被つて老嫗に扮したとある所を見ると、女の被りもの、
用にも供せられたとおもはれる。之によつて昔の箕がどのやうなもの
であつたかが略々想像せられる。即ち蒲やうのものを二つに折り一邊
を綴らあはせたものと考へれば大差はあるまい。織師の用ひる山頭巾
は其で、米を簸るにも物を計るにも供用したのであらう。其長いもの
(伸びたもの)をミノ(蓑)と稱へたのは至極當を得て居る。

ミ(箕)谷

田 播磨國賀茂郡鴨里の地名(風)。大汝命が箕を置いた所とあるが、三
谷又は御谷の意か、或はミは單なる接頭語であつたかも知れぬ。

ミ(箕)の丘

田 播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。名の所由として大汝命の舟が難破
したとき箕が落ちた所を箕形丘といふとあるから、ミカタの丘とも稱
へられたのであらう。

ミアラカ(御舍)

田 アラカはアキカ(在所)の轉呼。
田 御在所の義。神の在所及貴人の邸宅を意味し、ミヤ(御家)と同義語
として用ひられる。

ミウマカヒ(御馬甘、飼部)

田 ミマカヒと發音したかも知れぬ。
田 神功皇后が新羅を征討せられた時、其國王が畏れ慍みて天皇の命の
まゝに御馬甘となるべしと申上げたので、此國を御馬甘と定められた
〔記〕。——紀には伏爲飼部とある——ウマカヒは馬飼の義であるが、
こゝでは奴隷の意に用ひられたので、實際に馬を飼ふことをいうたの
ではない。之を賤職としたことは此時代以前には見えぬが、續紀十五
卷に免天下馬飼雜戶人等、因勅曰、汝等今負姓人之所耻也云々とあ
る。新羅にも之を賤しむ風習があつたので國王が此語を用ひたのであ
らう。若しさうでないとするれば後世の思想をト代に及ぼして述べたも
のとせればならぬ。何となれば我國の御馬飼部は神功皇后の御代には
まだ設定せられて居なかつたと信すべき理由があるからである。

ミウラ(御浦)の郡

新羅 一ミオモ

田 持統天皇六年相模國司が此郡で獲た赤鳥を獻じたとある〔紀〕。——
和名抄に相模國御浦郡とあり、今の三浦郡である。

ミウラ(御宇良)崎

田 相模國三浦三崎をいふのであらう。ミウラ、ミサキのミはいづれも
接頭語である。

田 (萬)芝付の御宇良崎なるれと、草邊見すあらばあれこひめやも
〔萬(芝)〕

田 芝付を地名とすれば相模國御浦郡には之を求め得ぬが(類聚集には
「國不知」とある)、シマツキ(鳥次)の意であらうとおもはれることは其
項下に述べた通りで、ミウラ崎と此鳥がつづいて居ることをいふので
あらう。

ミオキ(見置)山

田 播磨國讃岐郡の地名(風)。ウナ姫及クハ姫を送り還した處を見置山
と名づけたとあるが、説明が足らぬやうである。

みおびのしづはたむすびたれ

田 「御帯の倭文布結び垂れ」の意。倭文布は綵布である(其項下参照)。
此は第四句のタレ(誰)をいひ起す序であるが、此頃の貴人は綵布の帯
を結び垂れて居たものと思はれる。
田 (武烈紀影姫の歌)大君のミオビのシツハタ結びたれ誰やし人もあ
ひ思はなくに

ミオモ(御母)

1171